

ご説明資料

令和5年3月

1. 要求基準の取扱いについて

[大阪 出資] 条件の検証

- 出資金の拠出については、大阪府、市、大阪IR株式会社(以下、SPC)が締結した基本協定が解除された場合、IR会社による出資が実施されないこととなる。この点、IR用地の土壌問題に関し、IR会社から大阪府・大阪市に対する基本協定の解除条件が存在するところ、資金調達の確実性への影響について整理を行った。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等 基本協定書(2022年2月15日) 抜粋

第19条(本基本協定の解除)

1～3 (略)

- 4 SPCは、IR整備法第9条第11項に基づく国土交通大臣による区域整備計画の認定が得られた日から30日を経過した日(以下「判断基準日」という。)(但し、府、市及びSPCの合意により、その期日を延長できるものとする。)において、以下の(1)乃至(7)の条件(以下「本条件」という。)のうち、いずれかが成就していないと判断する場合には、判断基準日から60日以内(但し、府、市及びSPCの合意により、その期日を延長できるものとする。)に、府及び市に対し、その旨及び理由を通知するものとし、この場合、第22条にかかわらず、府及び市に対する当該通知をもって本基本協定を解除することができるものとする。発効日から判断基準日の前日までの期間において、判断基準日において本条件のいずれかが成就しないことが確実に見込まれていると判断する場合も同様とし、当該判断をした日から5営業日(土曜日、日曜日及びその他法令等により日本において銀行が休業することを認められ、若しくは義務付けられている日以外の日をいう。)以内に、府及び市に対し、その旨及び理由を通知するものとし、当該通をもって、本基本協定を解除することができるものとする。なお、判断基準日において本条件のいずれかが成就していないか否か及び判断基準日において本条件のいずれかが成就しないことが確実に見込まれているか否かの判断は、SPCが、本条件の成就のために府及び市と相互に緊密に協力・連携するとともに合理的に可能な範囲で努力を行った上で、誠実かつ合理的な裁量により行うものとし、また、判断基準日において全ての条件を一定程度充足しているものの各条件の充足度を総合的に考慮すると設置運営事業の実施が困難であるとSPCが判断基準日において誠実かつ合理的な裁量により判断する場合には、本条件の不成就とみなす。

(裏面へ続く)

[大阪 出資] 条件の検証

(1)～(3) (略)

(4) 開発

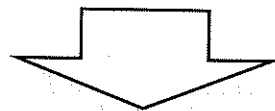
設置運営事業の開発に関して、以下の①乃至③の条件の全てを充足すること。

① 設置運営事業の実現、運営、投資リターンに著しい悪影響を与える本件土地又はその土壤に関する事象(地盤沈下、液状化、土壤汚染、残土・汚泥処分等の地盤条件に係る事象を含むがこれらに限らない。)が生じていないこと、又は、生じるおそれがないこと、かつ、当該事象の存在が判明した場合には、本件土地の所有者は、当該事象による悪影響の発生の防止を確実とするよう設置運営事業予定者と協力し、一定の適切な措置を講じること(かかる適切な措置には、本件土地の所有者による関係する合理的な対策の費用の負担も含むものとする(但し、設置運営事業予定者が作成した設置運営事業に係る事業計画において設置運営事業予定者の負担として計画している工事費等は除く。))。

②・③ (略)

(5)～(7) (略)

5 (略)



以上の内容及びこれまでの議論を踏まえ、設置運営事業の実現、運営、投資リターンに著しい悪影響を与える①:地盤沈下・段差、②:液状化、③:土壤汚染、残土・汚泥処分について、生じるおそれがないか、かつ、当該事象の存在が判明した場合に土地所有者(大阪市)による十分適切な措置(※)が講じられるか、について確認。

※大阪市による対策費用の負担を含む(設置運営事業予定者の負担が計画されている工事費は除く)

【大阪 出資】条件の検証

【①:地盤沈下・段差】

＜設置運営事業の実現、運営、投資リターンに著しい悪影響を与えるおそれの有無を検討する上での事実関係＞

- （資料4-2 1及び2を参照）

＜大阪市による措置の有無＞

- IR会社において費用負担をすることとされている。（なお、大阪市がIR区域の土地に使用した埋立材の原因により、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤の沈下又は陥没が生じ、これらに起因して地盤沈下対策等が必要と見込まれる場合は、一定条件の下、大阪市がその費用を負担する。）

【②:液状化】

＜設置運営事業の実現、運営、投資リターンに著しい悪影響を与えるおそれの有無を検討する上での事実関係＞

- （資料4-2 3及び4を参照）

＜大阪市による措置の有無＞

- 大阪市において、液状化対策により増加する費用（IR会社が負担する建設コスト）のうち、妥当と認められる範囲の額は基本的に全て負担することとされている。なお、現時点においてIR会社の負担は見込まれていない旨の回答がなされている。

【③:土壌汚染、残土・汚泥処分】

＜設置運営事業の実現、運営、投資リターンに著しい悪影響を与えるおそれの有無を検討する上での事実関係＞

- （資料4-2 7を参照）

＜大阪市による措置の有無＞

- 大阪市において、土壌汚染がない場合の運搬・処分等と比較してIR会社の負担が増加した部分の処理費用を負担する。

【大阪 出資】条件の検証

以上を踏まえると、

【①:地盤沈下・段差】

- 所要の地盤沈下対策や段差対策の検討がなされており、資料4-2の1及び2で別示している記載・認識を踏まれば、現時点において、設置運営事業の実現、運営、投資リターンに著しい悪影響を与えるほどのおそれは顕在化しておらず、有意に低いものと考えられる。
- なお、これまで以上の地盤沈下モニタリングを行っていくことが求められる。

【②:液状化】

- 液状化対策工法の確定、対策範囲やコストについて詳細な確定には至っていないものの、その基本的な費用負担のあり方として、現時点において、IR会社の負担は見込まれていないこと等から、設置運営事業の実現、運営、投資リターンに著しい悪影響を与えるおそれがあるほどのものと明らかに判断されるには至らないと考えられる。
- なお、液状化対策工法、対策範囲の早期の確定が求められる。

【③:土壌汚染、残土・汚泥処分】

- 現在確認されている鉛・ヒ素・フッ素以外の汚染物質が存在する可能性を全く排除はできない状況であるものの、資料4-2の7で別示している記載・認識を踏まれば、現時点において、設置運営事業の実現、運営、投資リターンに著しい悪影響を与えるおそれがあるほどのものと明らかに判断されるには至らないと考えられる。
- なお、仮に新たな汚染物質の存在が判明した場合に備えた十分な対応策の検討が求められる。

また、IR会社や府市からは、現時点において

- ・本解除条件が適用されるような状況は顕在化しておらず、今後もそのような状況に至ることは見込み難いこと。
- ・また、上記①～③以外に設置運営事業の実現、運営、投資リターンに著しい影響を与える事象として顕在化しているものはない

との回答がなされていることを加味すると、土壌に関し基本協定の解除条件が適用される蓋然性はかなり低いものと考えられる。

要求基準 確認結果(大阪府)

	要求基準	確認結果
1	1～5号施設に関する政令要件への適合	確認できた
2	カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計	確認できた
3	IR区域の一体的な管理	確認できた。
4	IR区域の土地の使用の権原・IR施設の設置根拠についての妥当性	確認できた。
5	公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定	確認できた。
6	地域における合意形成の手続	確認できた。
7	IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組	確認できた。
8	IR事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会勢力の排除	確認できた。
9	審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと	確認できた。
10	IR区域と国内外の主要都市との交通の利便性	確認できた
11	一体的かつ継続的なIR事業の実施	確認できた。
12	設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携	該当なし
13	IR事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること	確認できた。
14	設置運営事業者によるIR施設の所有	確認できた。
15	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等	確認できた。
16	カジノ事業の収益の活用	確認できた。
17	認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途	確認できた。
18	IR区域の整備による経済的社会的効果	確認できた。
19	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置	確認できた。

2. 採点結果について

採点結果

	配点	最大値	最小値	平均点	比率
合計点	1000			657.9	65.8%
①IR区域全体のコンセプト	30			18.0	60.0%
②IR区域内の建築物のデザイン	30			19.7	65.7%
③IR施設の規模	10			8.6	85.7%
④ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード	30			18.9	63.1%
⑤MICE施設の規模	20			15.7	78.6%
⑥MICE施設の機能・設備等	50			32.9	65.7%
⑦MICEの誘致・施設の運営方針等	50			34.3	68.6%
⑧魅力増進施設	50			35.0	70.0%
⑨送客施設	50			34.3	68.6%
⑩宿泊施設の規模	20			14.9	74.3%
⑪レストラン等の付帯サービス	10			7.1	71.4%
⑫宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制	30			21.9	72.9%
⑬その他観光旅客の来訪・滞在促進施設	30			19.3	64.3%
⑭カジノ施設のデザイン・配置	20			11.1	55.7%
⑮IR区域への交通利便性	5			3.7	74.3%
⑯IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等	15			10.9	72.9%
⑰MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果	50			29.3	58.6%
⑱地域経済への効果	50			37.1	74.3%
⑲2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献	50			32.9	65.7%
⑳IR事業者等の事業遂行能力	50			37.9	75.7%
㉑財務の安定性	50			33.6	67.1%
㉒防災・減災対策、コロナ等の感染症対策	50			33.7	67.4%
㉓地域との良好な関係構築のための取組	50			27.1	54.3%
㉔カジノ事業の収益の活用	50			30.0	60.0%
㉕依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	150			90.0	60.0%

※全体評語として「優れている」といえる、1000点の6割に当たる600点を満たすことを認定の条件とする。

3. 審査結果報告書案に向けた認識整理について

評価基準 1

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
1. IR区域 全体のコ ンセプト (30点)	IR区域全体のコンセプトが、明確であり、極めて高い国際競争力を有する優れたものであるとともに、他国の成功事例の模倣ではなく、独自性を有するものであることが求められる。	①IR施設の名称、所在地及びその概要 ②区域整備計画の意義及び目標 ③IR区域全体のコンセプトと策定根拠 ④IR事業の概要(開業の時期等の工程の概要を含む。)	なし	・方針について、我が国の観光に様々なイノベーションを生み出すような、国際競争力及び独自性について十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、周辺地域との調和の方針に留意するほか、IRの基本方針の関連記述を参考とする。

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

<認識整理>

- 水都として発展してきた歴史や大阪・関西の資源・ポテンシャルを活かし、あらゆるものを「結ぶ」結節点となるIRをめざすというIR区域全体のコンセプトと、すべての来訪者にあらゆる場面において、新鮮な驚きや感動を提供するというIRのビジョンについて、それぞれ「結びの水都」「WOW」などの端的な言葉でわかりやすく示されている。
- **大阪IRの差別化・特徴化に当たり**、水都大阪として発展してきた歴史を背景に、夢洲の立地・眺望の活用による豊かな水辺空間の持つ魅力の体現や、日本の産業や文化資源に関連した観光情報を発信し送客する施設を整備するという点を計画では打ち出している。**この点、自都市の持つ歴史背景を踏まえたコンセプトの設定、その具現化により差別化を図ろうとする点に異論ないが、その検討の結実である現在のコンセプトに関しては、国際競争力上相応しい日本の魅力や大阪の魅力が発現されているとの受け止めは難しく、既に海外のIRでも水辺感も特長とした競争力の高いIRが複数存在することを踏まえると、差別化の点で十分に「高い国際競争力・独自性を有する」として評価できるとまではいえない。**
- 日本型IRの意義を相応に捉えた上で、オールインワン型MICE施設の整備や、大阪が育んできた伝統・文化（アート）とワールドクラスのエンターテインメント等の特別な体験の提供、陸・海・空のシームレスな交通網の整備による大阪・関西、日本のゲートウェイの形成など、掲げたコンセプトを意識した魅力あるIRづくりに取り組む際の考え方、姿勢はうかがえる。他方、コンセプトに関連しうと思われる個別の取組部分においては、コンセプトとの関係を明らかにしている記述など、コンセプトがどのように個々の取組に具体化されているかの記載が十分には見受けられないものがある。
- 大阪らしさは意識されているが、日本初のIRであることからすれば、日本らしさもコンセプトに盛り込まれていることが期待されるところであり、この点、**十分であるとはいえない**。大阪IRの競争力を生む基礎となる、日本に立地するという観点に着目して考えると自ずと、外国人がデスティネーションとしての日本に持っているイメージ（訴求できる日本の魅力）としては、例えば「安全・安心」や、優れた環境技術・環境配慮といったものも日本のIRの国際競争力を生み出す大事な訴求点となるように思われる。このような視点が今のコンセプトにはあまり見られないと見受けられるので、今後のコンセプトの磨き上げを期待する。

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

- 水都として発展してきた歴史や大阪・関西の資源・ポテンシャルを活かし、あらゆるものを「結ぶ」結節点となるIRをめざすというIR区域全体のコンセプトと、すべての来訪者にあらゆる場面において、新鮮な驚きや感動を提供するというIRのビジョンについて、それぞれ「結びの水都」「WOW」などの端的な言葉でわかりやすく示されている。

<区域整備計画 抜粋 (p.62)>

⑤ IR区域全体のコンセプト

1. IR区域全体のコンセプト

(1) 基本理念:「結び」

「人・モノ・投資、情報・才能」、「大阪・関西・日本の過去、現在と未来」、「大阪・関西と日本と世界」、あらゆるものを「結ぶ」結節点となるIRをめざす。

(2) IR区域全体のコンセプト:「結びの水都」

大阪・関西が古くから育んできた伝統・文化・精神を継承し、IRの施設計画及びコンテンツに反映し、大阪・関西の大きな人口・経済規模を始め、豊富な伝統、歴史、文化的な観光資源、陸・海・空の恵まれた交通網、アジア圏への近接性といった、大阪・関西の資源・ポテンシャルを活かし、伝統と革新、過去と未来、大阪と関西、日本、世界を結び、新たなエンターテインメントやイノベーションを生み出す、ここにしかないオンリーワンのIRを実現する。

大阪は水都として発展してきた歴史を持つ。夢洲のオーシャンフロントの立地・眺望を活かして、豊かな水辺空間の持つ魅力を体現する。

(3) IRのビジョン:“WOW” Next

すべての来訪者に、IRのあらゆる場面でのゲスト体験において、“WOW”体験(新鮮な驚きや感動)を提供することをビジョンとし、特徴的な建築やマスタープラン、世界トップクラスのエンターテインメント、最高級の宿泊施設、日本最大級のMICEコンプレックス及びそれらを貫く“おもてなし”を通じて“WOW”体験を実現する。

MGMがラスベガスを中心に展開する世界最先端の“WOW”と大阪・関西が誇る観光・産業・文化にわたる魅力・ポテンシャルが融合した新しい“WOW”を地域に届け、地域とともに創出する。

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

- 大阪IRの差別化・特徴化に当たり、水都大阪として発展してきた歴史を背景に、夢洲の立地・眺望の活用による豊かな水辺空間の持つ魅力の体现や、日本の産業や文化資源に関連した観光情報を発信し送客する施設を整備するという点を計画では打ち出している。この点、自都市の持つ歴史背景を踏まえたコンセプトの設定、その具現化により差別化を図ろうとする点に異論ないが、その検討の結実である現在のコンセプトに関しては、国際競争力上相応しい日本の魅力や大阪の魅力が発現されているとの受け止めは難しく、既に海外のIRでも水辺感も特長とした競争力の高いIRが複数存在することを踏まえると、差別化の点で十分に「高い国際競争力・独自性を有する」として評価できるとまではいえない。

<区域整備計画 抜粋 (p.62～63)>

⑤ IR区域全体のコンセプト

1. IR区域全体のコンセプト

(2)IR区域全体のコンセプト:「結びの水都」

大阪は水都として発展してきた歴史を持つ。夢洲のオーシャンフロントの立地・眺望を活かして、豊かな水辺空間の持つ魅力を体现する。

2. 日本及び大阪IRの事業環境

(1)シンガポール及びラスベガスのIR事例との比較を踏まえた、大阪IRのコンセプト

シンガポールやラスベガスにおけるIRのコンセプトは、ほとんどの場合、IR施設内での体験を提供することにフォーカスしたものである。

その点、日本におけるIR導入の意義は、IRへの訪日外国人旅行者の誘致にとどまらず、日本の魅力を広く世界に発信し、広域の観光地に送客することによって、より豊かで多様な訪日体験を実現、ひいては滞在型観光を促進し、持続性のある観光立国の実現をめざすものである。それは、諸外国にはない観光・文化・産業等の豊富な資源とポテンシャルを有している日本であるからこそ、めざすことができるものである。さらに、大阪・関西は、日本においてもいち早く交易と交通を発展させるとともに、深く多様な観光魅力、産業や文化資源を培ってきたものであり、大阪IRは、大阪・関西の魅力を活かす開発コンセプトを設定している。

大阪・関西、そして日本観光のゲートウェイとなり、大阪・関西と日本、世界を結び、新たな観光魅力やイノベーションを生み出し、地元産業と連携したグローバルMICEイベントの展開、IRを核とした地域の持続的成長をめざすという大阪IRのコンセプトは、諸外国のIRとは一線を画した、大阪・関西でこそ実現できるものである。

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

- 日本型IRの意義を相応に捉えた上で、オールインワン型MICE施設の整備や、大阪が育んできた伝統・文化（アート）とワールドクラスのエンターテイメント等の特別な体験の提供、陸・海・空のシームレスな交通網の整備による大阪・関西、日本のゲートウェイの形成など、掲げたコンセプトを意識した魅力あるIRづくりに取り組む際の考え方、姿勢はうかがえる。他方、コンセプトに関連しうと思われる個別の取組部分においては、コンセプトとの関係を明らかにしている記述など、コンセプトがどのように個々の取組に具体化されているかの記載が十分には見受けられないものがある。
- 大阪らしさは意識されているが、日本初のIRであることからすれば、日本らしさもコンセプトに盛り込まれていることが期待されるところであり、この点、**十分であるとはいえない**。大阪IRの競争力を生む基礎となる、日本に立地するという観点に着目して考えると自ずと、外国人がデスティネーションとしての日本に持っているイメージ（訴求できる日本の魅力）としては、例えば「安全・安心」や、優れた環境技術・環境配慮といったものも日本のIRの国際競争力を生み出す大事な訴求点となるように思われる。このような視点が今のコンセプトにはあまり見られないと見受けられるので、今後のコンセプトの磨き上げを期待する。

<区域整備計画 抜粋（p.63～64）>

⑥ IR事業の概要

1. 事業概要

IR整備法に基づき、**日本最大級のオールインワン型のMICE施設**（国際会議場施設及び展示等施設）、大阪・関西・日本の魅力を強力に発信する魅力増進施設、バスターミナル及びフェリーターミナルを含む送客施設、総客室数約2,500室を有する宿泊施設等から成る統合型リゾートを大阪市の臨海部に位置する埋立地・夢洲において開発する。

2. コンセプト

(1)コンセプトの反映（ハード面）

a. **大阪・関西を世界とつなぐゲートウェイ**

夢洲へアクセスするための交通拠点をIR区域内にバランス良く配置し、世界中から多くの来訪者を円滑かつ安全に迎え入れるゲートウェイを実現する。

b. **ここにしかない最高のエンターテイメント**

大阪が育んできた伝統・文化（アート）とワールドクラスのエンターテイメント等の特別な体験を提供する劇場等の施設を設置する。

c. **未来を創出するイノベーション**（略）

d. **大阪の発展を象徴する水**（略）

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

<区域整備計画 抜粋 (p.63～64)>

⑥ IR事業の概要

2. コンセプト

(2)コンセプトの反映(ソフト面)

a.交通の結節点:大阪・関西、日本のゲートウェイ

陸・海・空の交通事業者と連携し、関西3空港や主要交通拠点、広域の観光地と夢洲とのシームレスな交通網の強化を図る。

b. 伝統:にぎわいとエンターテインメント

MGMのグローバルなエンターテインメントコンテンツと大阪・関西が培った伝統文化やテクノロジーの融合によるエンターテインメントを、敷地内のあらゆる場所で提供する。

c. 産業:地域産業と連携したイノベーションの創出

大阪・関西万博のレガシーを継承し、大阪・関西の新たな技術の実証・実装や世界への発信に取り組み、IR区域外の既存施設と連携した新たなMICEイベントやコンテンツの創出等により、国際競争力のある地元産業の振興に貢献する。

d. 歴史・文化:真の大阪・関西の魅力

大阪・関西の食、伝統工芸、芸道や芸能等、大阪・関西が有する多様な魅力をIRの複数の施設において発信して周遊観光につなげることで、都市の観光魅力の向上を図る。

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

<質問回答 抜粋（7月22日提出）>

- 「“国際競争力”の高い」とは、長期滞在による消費拡大の効果も含め、一人あたりの観光消費額の大きいMICE客やビジネス客、及び富裕層・プレミアムマス層などの質の高い来訪者を誘致できるということ、また国籍や訪問先、来訪時期が多様で、持続的な観光が実現できるということと考えます。
- この点、大阪IRは、世界水準の複合型MICE施設、利用者需要の高度化・多様化に対応する複数の高品質の宿泊施設、上質な飲食施設、世界的に知名度の高いものから大阪・関西・日本発の新たなコンテンツに至る多様なコンテンツを提供するエンターテインメント施設や魅力増進施設等を整備することにより、観光資源の幅と厚みを増し、観光に対して成熟したニーズを有する消費単価の高い来訪者の誘客を図ることとしています。
- 上述の大阪IRにおける施設やコンテンツ提供に加え、関西企業をはじめとした大阪・関西の多様な関係者と連携し、大阪・関西が有する文化、観光、産業等の資源を最大限に活用した新たな観光コンテンツの発掘や磨き上げ、陸・海・空のシームレスな交通網の整備など、IRと地域が一体となった新たな観光魅力の創出・発信、来訪者の高度な受入環境の実現等に取り組みます。それらによって、多様な来訪者を一年を通じて誘致し、滞在の長期化、周遊と消費を促進し、持続可能な観光を実現していくことが、大阪IR及び大阪・関西における、国際競争力のあるハイエンドな観光デスティネーション化につながるものと考えています。

評価基準1 IR区域全体のコンセプト

<質問回答 抜粋（7月22日提出）>

<大阪の良さを引き継ぐ>

- 大阪IRでは、水都として発展してきた大阪が育んだ伝統・文化・精神を継承し、「人・モノ・投資、情報・才能」、「大阪・関西・日本の過去、現在と未来」、「大阪・関西と日本と世界」を結ぶ結節点となる、大阪・関西だからこそ実現できるIRをめざします。
- 「結びの水都」を開発コンセプトとし、評価基準1.⑥2.コンセプトに記載のとおり、大阪・関西が有する伝統、文化、産業、交通といった資源やポテンシャルを活かした4つの観点から、開発コンセプトを大阪IRのハード・ソフト両面に反映させた計画とすることにより、大阪・関西の魅力やポテンシャルを活かした国際的に競争力のあるIRの開発の実現を図ることとしています。
- 大阪は、全国平均を上回る伸び率で旅行者数を増加させてきた観光、食、伝統芸能やものづくりといった多様な文化資源、ライフサイエンスや医療等の産業クラスター、うめきた・中之島に代表される拠点整備など、観光・文化・産業において多様な魅力や資源を有するとともに、国内外からの交通利便に恵まれており、これらを活かした施設計画、コンテンツ、サービスを提供することにより、大阪の良さを引き継ぎ、結節点となるIRを実現できると考えています。
- 具体的には、大阪・関西が強みを有する産業領域に関するMICEイベントの開催、ジャパン・フードパビリオンにおける大阪・関西の豊かな食文化の紹介や「食」に関わるツーリズム及び人材育成、魅力増進施設（関西ジャパンハウス）における工芸の発信などの取組みが挙げられます。

<日本各地にどのようにつなげていくか>

- 大阪IRは、大阪・関西の魅力を発信し、国内外からの旅行者を惹きつけることにとどまらず、旅行者を大阪・関西、広域へと送客し、周遊促進を図るとともに、新たな魅力、産業やイノベーションの創出に取り組むことを通じて、大阪IRに集まる人・モノ・投資、情報や才能を、大阪・関西、広域につなぎ、共有することをめざします。
- 陸・海・空の交通事業者と連携し、関西3空港や主要交通拠点、広域の観光地と夢洲を結ぶシームレスな交通網の強化を図るとともに、広域の自治体、DMO、観光事業者等と連携した観光商品組成や情報発信、MICE施設でのビジネス支援プログラムの誘致・開催及びビジネス交流機会の提供等に取り組むこととしています。これらによって、大阪IRは大阪・関西の観光魅力や資源・ポテンシャルを活かした国際競争力の高い滞在型観光の実現とともに、広範な波及効果を広域にもたらすことをめざし、大阪の良さを日本各地につないでいけるものと考えています。

評価基準2

評価基準2 IR区域内の建築物のデザイン

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク						
2. IR区域 全体の建 築物のデ ザイン (30点)	IR区域内の建築物のデザインが、IR区域全体のコンセプトを具現化しており、IR区域が立地する地域の新たな象徴となり得るような先進性や他には見られない魅力を有するとともに、周囲の景観や環境と調和したものであることが求められる。	①IR区域内の建築物の外観、内装 ②IR区域内の建築物の配置	なし	・方針について、以下①～③で例示する観点など、IR区域全体のコンセプトの具現化、先進性、周辺との調和に関し十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、IR施設の配置や、シンガポールIR等の先行事例での審査内容、IRの基本方針の関連記述を参考とする。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①IR区域全体の コンセプトの具現化</th><th>②先進性</th><th>③周辺との調和</th></tr><tr><td>・IR区域全体のコンセプトが、建築物の外観、内装に適切に反映されている。</td><td>・建築物のデザインが、IR区域が立地する地域の新たな象徴として相応しい。</td><td>・立地する地域が有する文化や歴史的背景を十分盛り込んでいる。 ・IR区域とその周囲との景観や環境との、親和的な調和、対比的な調和への工夫がみられる。</td></tr></table>	①IR区域全体の コンセプトの具現化	②先進性	③周辺との調和	・IR区域全体のコンセプトが、建築物の外観、内装に適切に反映されている。	・建築物のデザインが、IR区域が立地する地域の新たな象徴として相応しい。	・立地する地域が有する文化や歴史的背景を十分盛り込んでいる。 ・IR区域とその周囲との景観や環境との、親和的な調和、対比的な調和への工夫がみられる。
①IR区域全体の コンセプトの具現化	②先進性	③周辺との調和								
・IR区域全体のコンセプトが、建築物の外観、内装に適切に反映されている。	・建築物のデザインが、IR区域が立地する地域の新たな象徴として相応しい。	・立地する地域が有する文化や歴史的背景を十分盛り込んでいる。 ・IR区域とその周囲との景観や環境との、親和的な調和、対比的な調和への工夫がみられる。								

評価基準2 IR区域内の建築物のデザイン

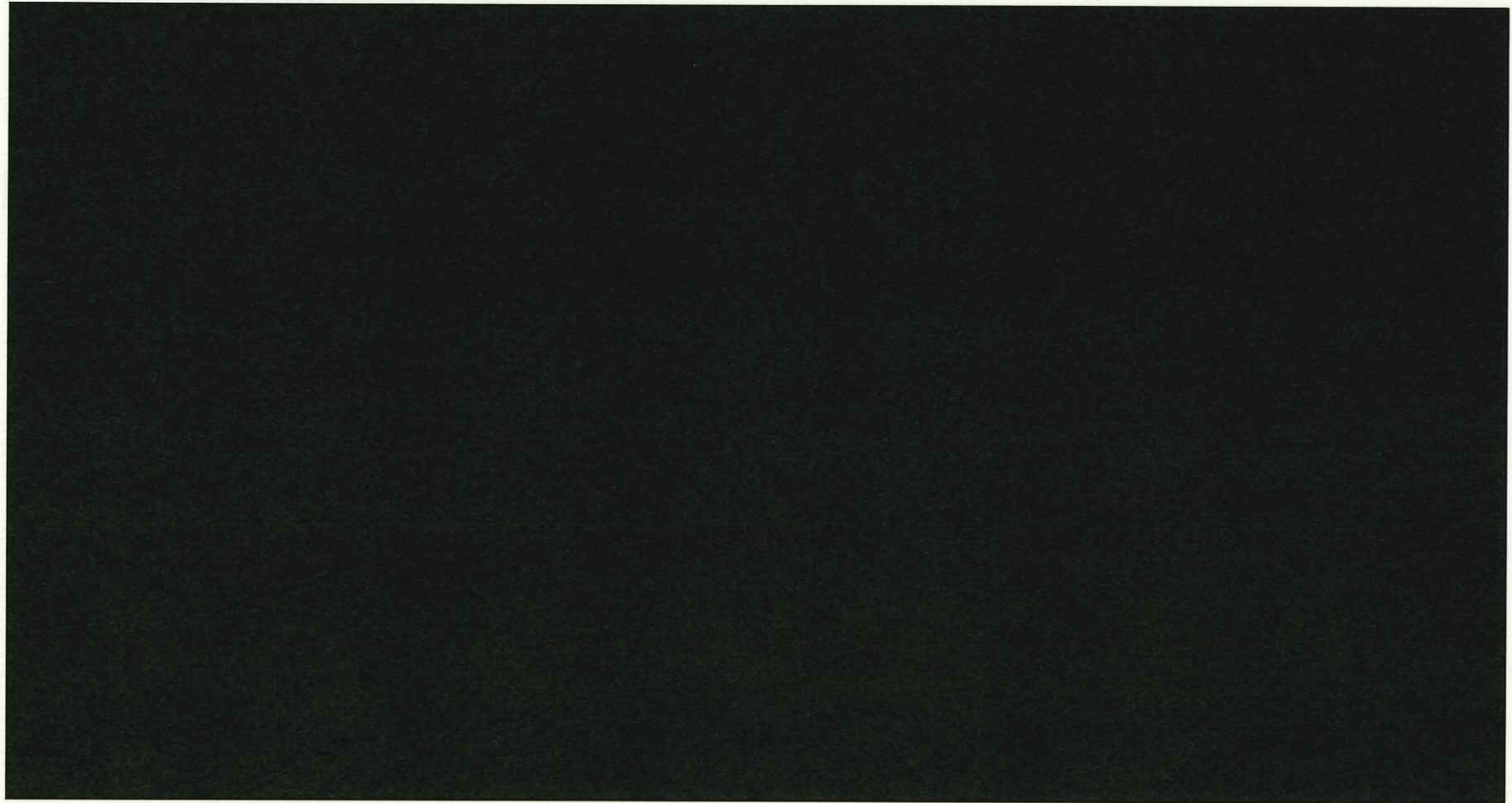
<認識整理>

- 結びの庭における水路の取りやめ・水景縮小など一部のデザインが変更される結果となった点はマイナスではあるが、大阪IRの空間全体としては、水やみどりの自然の景色の取り入れ、噴水や水盤を有するステージの設置、水辺の賑わいの演出等により、大阪がこれまで水運と共に発展し、祭事などで河辺に賑わいが生まれてきた歴史的背景を踏まえたものとされており、また、「結びの庭」を中心にIR区域内のゾーニングを行い、IR区域内の各施設間での回遊性を向上させる施設配置とすることで、大阪IRのコンセプトである「結びの水都」が具現化されている点について評価できる。**日本を代表するIRとなることを踏まえると、日本らしさも十分感じるデザインとなることが相応しく、その点の検討も期待する。**
- 「結びの庭」を中心に、IR区域中心部のオープンスペースにおける水盤・噴水と、山型の特徴的な外観を有する近代的な宿泊施設が共存するデザインであるほか、個性的な建築群に映える新たな技術によるエンターテインメントを提供することが検討されており、デザインの先進性に関しては、我が国に例のないIRとなることを踏まえると許容できる程度と考える。
- 設計技術上の理由により、MUSUBIホテルの形状やMGM大阪の階数が変更となるなど特徴的な建築物の形状の変更が見られる点は要留意だが、MUSUBIホテルにおいては来訪者の視線に近い低層部を中心に曲線を取り入れるなど全体コンセプトや周辺との調和は引き続き反映されているものとして評価できる。**今後、更なる詳細設計・建設段階でデザインの変更があっても、全体のコンセプトや日本らしさを体現しているものとするとともに、ここで提示したものなど審査委員会の意見を十分汲み取ったものとなるよう適切に設計・建設が進められていくことが求められる。**

評価基準2 IR区域内の建築物のデザイン

- 結びの庭における水路の取りやめ・水景縮小など一部のデザインが変更される結果となった点はマイナスではあるが、大阪IRの空間全体としては、水やみどりの自然の景色の取り入れ、噴水や水盤を有するステージの設置、水辺の賑わいの演出等により、大阪がこれまで水運と共に発展し、祭事などで河辺に賑わいが生まれてきた歴史的背景を踏まえたものとされており、また、「結びの庭」を中心にIR区域内のゾーニングを行い、IR区域内の各施設間での回遊性を向上させる施設配置とすることで、大阪IRのコンセプトである「結びの水都」が具現化されている点について評価できる。**日本を代表するIRとなることを踏まえると、日本らしさも十分感じるデザインとなることが相応しく、その点の検討も期待する。**

評価基準2 特定複合観光施設 全体外観

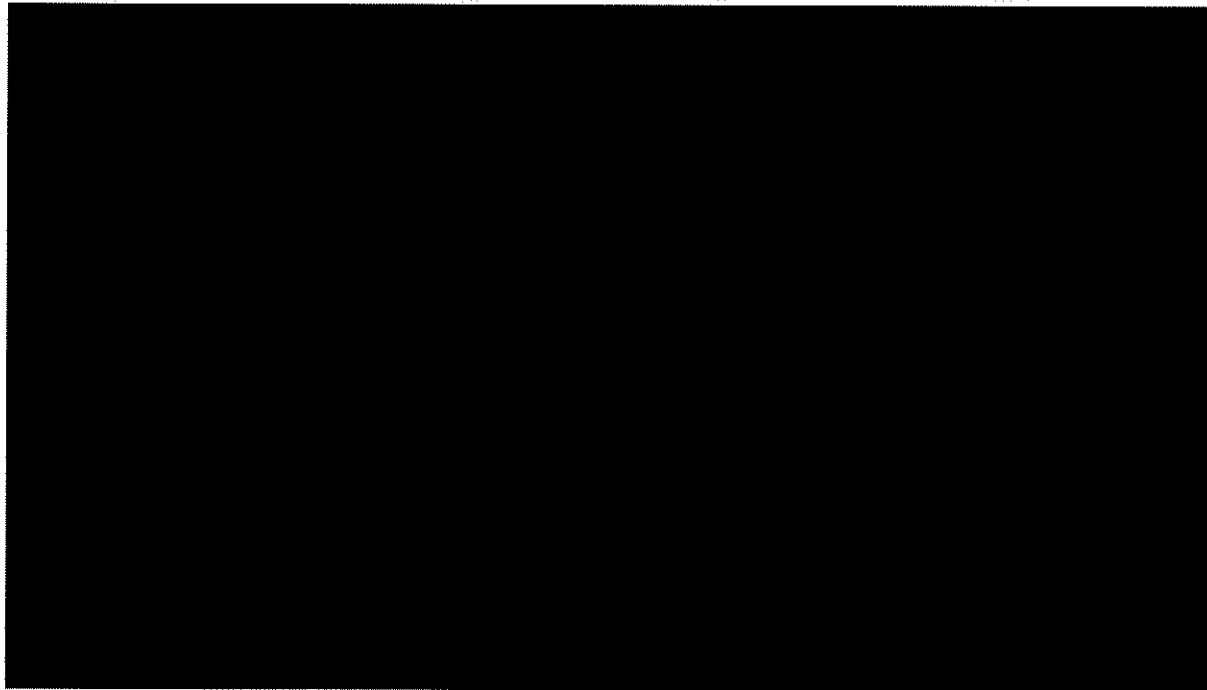


※中央左にある円弧形状の施設（MUSUBIホテル）については、直線形状に変更を行う計画。

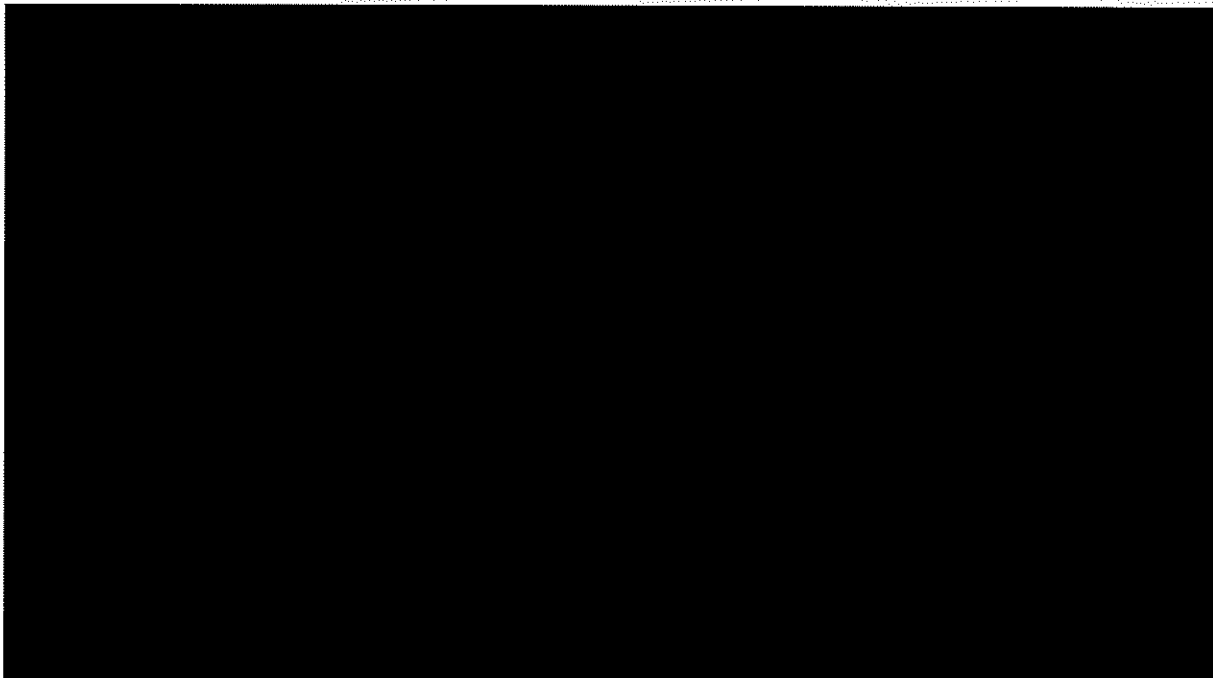
※中央上部にある階段状の施設（MGM大阪）の山型形状の段数については、5段から4段に変更を行う計画。

評価基準2 IR区域内の建築物のデザイン

パース変更前

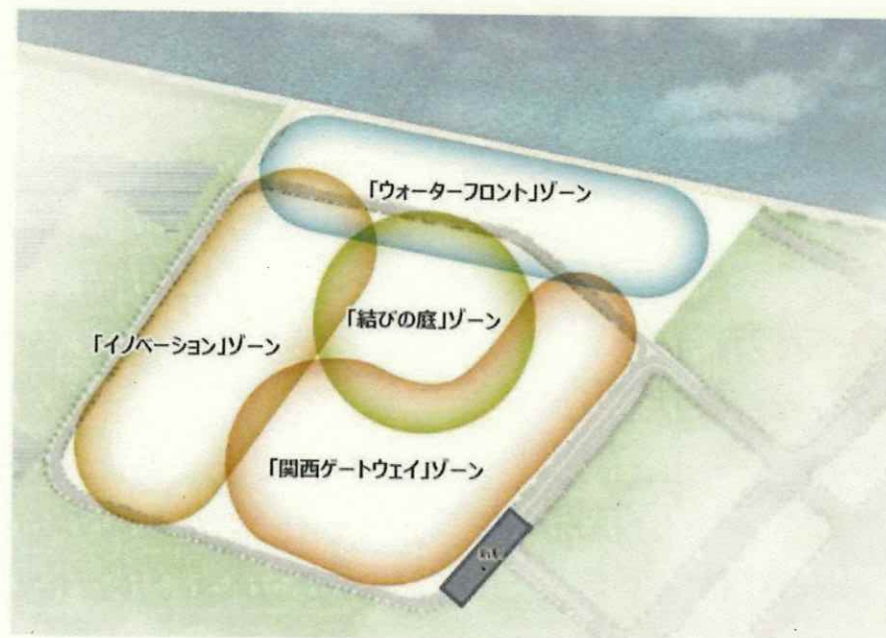


パース変更後



評価基準2 IR区域内の建築物のデザイン

■ゾーニングとゾーンごとの配置計画



<区域整備計画 抜粋 (p.66～67)>

②IR区域内の建築物の配置

1. 基本的な考え方

- 開発コンセプトとして掲げた4つのテーマや夢洲まちづくり構想を踏まえて、IR区域内を4つのゾーンに分け、それぞれの特徴に基づいた配置計画を行う。IR区域の中心にはオープンスペースとして「結びの庭」を設ける。
- 「結びの庭」を介して施設間での視線や動線の交差が生まれることで、IR区域内の各施設間での回遊性を向上させ、にぎわいの創出をめざす。

評価基準2 IR区域内の建築物のデザイン

- 「結びの庭」を中心に、IR区域中心部のオープンスペースにおける水盤・噴水と、山型の特徴的な外観を有する近代的な宿泊施設が共存するデザインであるほか、個性的な建築群に映える新たな技術によるエンターテインメントを提供することが検討されており、デザインの先進性に関しては、我が国に例のないIRとなることを踏まえると許容できる程度と考える。

<区域整備計画 抜粋 (p.66)>

①IR区域内の建築物の外観及び内装

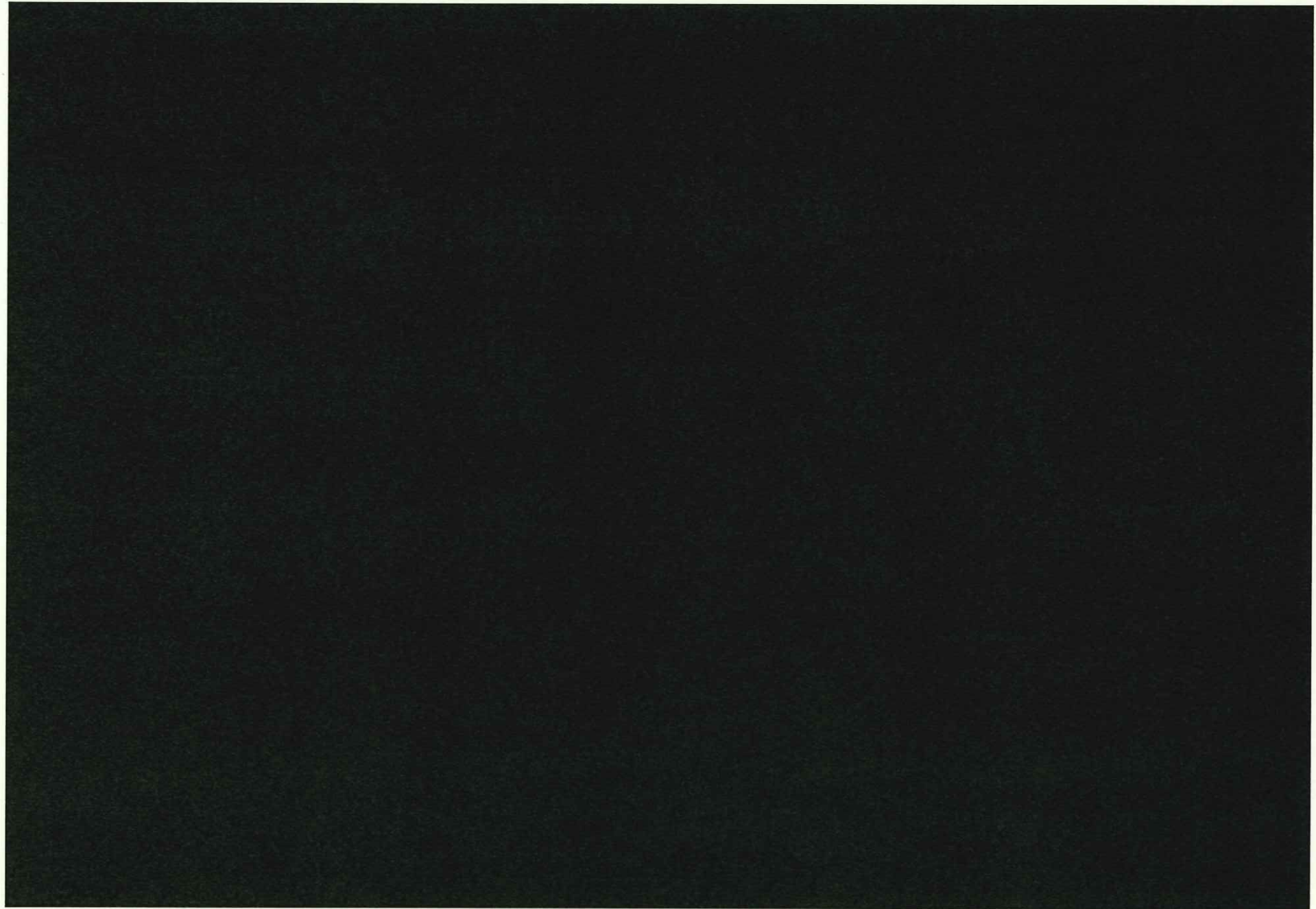
1. 「結びの水都」の具現化

以下の方針に基づき、各建築物の外観及び内装をデザインすることで、大阪IRのコンセプトである「結びの水都」を空間全体で具現化する。

- 水やみどりの自然の景色を随所に取り入れ、個性的な建築群とその外観に統一感をもたらすデザイン上の工夫によって、独創的かつ景観調和の図られた空間形成を図る。
- 各建築物の内装については、その機能・用途に応じて、施設内部での体験価値を最大化する個別のストーリーを設定し、これに沿ったカラスキーム・材料等を採用することで、来訪者が視覚的に空間を楽しめ、大阪IRでの滞在をより印象的なものとするような空間形成を図る。各施設で異なったストーリーを提供することで、複合的な全体としての魅力を体現することをめざす。

評価基準2 IR区域内の建築物のデザイン

<質問回答 抜粋（12月9日提出）>



評価基準2 IR区域内の建築物のデザイン

<区域整備計画 抜粋 (p.66)>

①IR区域内の建築物の外観及び内装

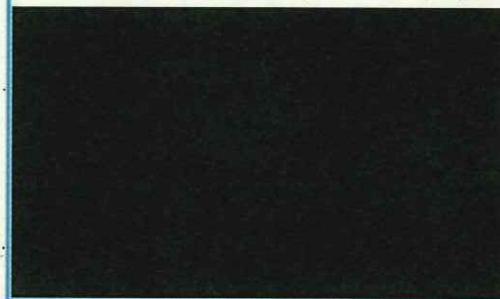
3. 大阪の文化や歴史的背景を踏まえた空間演出

- 大阪は水運に支えられて経済と文化の中心的都市として発展し、明治の頃には“水の都”と呼ばれ水都として発展してきた歴史を持ち、その独自性と豊かな水辺空間を活かし、活気ある商業のまちとして成長。近年においても、都心部の河川に遊歩道や船着き場が整備され、それらを活かしたクルーズや規制緩和を活用した水辺の民間ビジネスが生まれる等、大阪は日本で最も水辺ににぎわいのある都市となっている。
- 大阪IRでは、水辺空間での活気とにぎわい溢れる風景等の、大阪らしい水辺空間の持つ魅力を体現することをめざし、水やみどりの要素を随所に取り入れたランドマーク性のある空間を創出する。

<質問回答 抜粋 (12月9日提出)>

②水景と共にある人々の賑わい

- 大阪は水運と共に発展し、祭事などで河辺が賑わい、それを橋の上から見物した人々の様子などが歴史に残っています。大阪IRではこの様な水辺の賑わいを継承し、結びの庭の噴水や水盤を有するステージでエンターテインメントを提供し、それを間近で見て楽しむ人々と、ホテル等からそれを眺める風景により、多層的な賑わいを創出します。



結びの庭での賑わい創出イメージ

評価基準2 IR区域内の建築物のデザイン

<区域整備計画 抜粋 (p.66)>

①IR区域内の建築物の外観及び内装

2. 空間の象徴性・先進性

- ・「結びの庭」を中心に、個性的な建築群に映える新たな技術によるエンターテインメントを提供することで、国内外からの来訪者を魅了する空間を演出する。
- ・各建築物の内部において、空間構成の工夫と先端技術の導入により、先進的で非日常的な空間を提供する。

評価基準2 IR区域内の建築物のデザイン

- 設計技術上の理由により、MUSUBIホテルの形状やMGM大阪の階数が変更となるなど特徴的な建築物の形状の変更が見られる点は要留意だが、MUSUBIホテルにおいては来訪者の視線に近い低層部を中心に曲線を取り入れるなど全体コンセプトや周辺との調和は引き続き反映されているものとして評価できる。今後、更なる詳細設計・建設段階でデザインの変更があっても、全体のコンセプトや日本らしさを体現しているものとするとともに、ここで提示したものなど審査委員会の意見を十分汲み取ったものとなるよう適切に設計・建設が進められていくことが求められる。

MUSUBIホテルの形状変更(形状を曲線から直線に変更)

<質問回答 抜粋(12月9日)>

- 来訪者の視線に近い低層部を中心に曲線を取り入れ、MGM 大阪の曲線や、結びの庭を囲む全体の柔らかなデザインと調和を取った計画としています。

評価基準3

評価基準3 IR施設の規模

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
3. IR施設 の規模 (10点)	日本を代表する観光施設にふさわしい、これまでにないスケールを持つ施設であることが求められる。	①IR区域の面積(敷地面積) ②IR施設の床面積の合計及び内訳 ③その他スケールに関する事項(収容人員)	なし	- IR施設の床面積について、シンガポールIRや国内同種事例も参考にしつつ、日本を代表する観光施設にふさわしいスケールに関し十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 - 評価に当たっては、敷地面積や収容人員にも留意するものとする。

(参考)「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定)(抄)

1 意義

(略)。特定複合観光施設区域整備法(略)に基づく日本型IRを実現するための制度は、特定複合観光施設区域(略)を整備し、国際会議場や家族で楽しめるエンターテインメント施設等と、収益面での原動力となるカジノ施設が一体となったこれまでにないスケールとクオリティを有する特定複合観光施設(略)が、民間事業者の活力と創意工夫を生かして設置され、及び運営されることを、包括的に法制度の中に位置付けた世界初の制度である。(略)。

評価基準3 IR施設の規模

<認識整理>

- 大阪IRの延床面積及び敷地面積の規模は、IR先行地域であるシンガポールIR(マリーナベイサンズ(開業時。延床面積:約60万 m^2 、敷地面積:約19万 m^2)及びリゾートワールドセントーサ(開業時。延床面積:約34万 m^2 、敷地面積:約49万 m^2))などと比較し、同規模以上であり、また、国内の代表的な観光施設と比較しても同等程度又はそれ以上の床面積や敷地面積を有するものであることから、日本を代表する観光施設にふさわしい十分なスケールを有していることがうかがえる。

評価基準3 IR施設の規模

- 大阪IRの延床面積及び敷地面積の規模は、IR先行地域であるシンガポールIR(マリーナベイサンズ(開業時。延床面積:約60万㎡、敷地面積:約19万㎡)及びリゾートワールドセントーサ(開業時。延床面積:約34万㎡、敷地面積:約49万㎡))などと比較し、同規模以上であり、また、国内の代表的な観光施設と比較しても同等程度又はそれ以上の床面積や敷地面積を有するものであることから、日本を代表する観光施設にふさわしい十分なスケールを有していることがうかがえる。

<区域整備計画 抜粋 (p.69~70)>

①IR区域の面積

敷地名	敷地面積
敷地A	392,370㎡
敷地B	100,310㎡
IR区域全体の敷地面積(合計)	492,680㎡

【図表1:IR区域の面積】

施設名称	暫定計画値
結びの庭	広場面積:2~4万㎡程度
フェスティバルパーク	広場面積:2~4万㎡程度
イノベーションパーク	

【図表3:オープンスペースの面積】

②IR施設の床面積

IR整備法第2条の区分	施設名称	延床面積	暫定計画値
国際会議場施設 (1項1号)	国際会議場施設	33,100~40,600㎡	36,875㎡
展示等施設 (1項2号)	展示等施設	28,300~34,700㎡	31,455㎡
魅力増進施設 (1項3号)	関西アート&カルチャーミュージアム	790~1,200㎡	887㎡
	ジャパン・フードパビリオン	7,300~9,100㎡	8,220㎡
	ガーデンシアター	910~1,400㎡	1,018㎡
	関西ジャパンハウス	450~660㎡	505㎡
	三選体験スタジオ	460~680㎡	520㎡
送客施設 (1項4号)	関西ツーリズムセンター	680~990㎡	758㎡
	バスターミナル	10,100~12,500㎡	11,284㎡
	フェリーターミナル	1,100~1,800㎡	1,331㎡
宿泊施設 (1項5号)	MGM大阪	209,800~256,600㎡	233,189㎡
	MGM大阪ヴィラ	4,900~6,100㎡	5,529㎡
	MUSUBIホテル	45,600~55,800㎡	50,719㎡
カジノ施設 (10項)	カジノ施設	58,600~71,700㎡	65,166㎡
来訪及び滞在寄与施設 (1項6号)	夢洲シアター	12,000~14,700㎡	13,338㎡
	Luxuryリテール	44,500~54,500㎡	49,472㎡
	その他リテール	370~540㎡	415㎡
	飲食施設	11,200~13,800㎡	12,478㎡
	共通バックヤード	98,200~153,500㎡	125,886㎡
	駐車場	84,800~137,100㎡	110,989㎡
	エネルギーセンター	9,400~11,600㎡	10,511㎡
	合 計	731,000~848,000㎡	770,525㎡

【図表2:IR区域の床面積】

評価基準3 IR施設の規模

<区域整備計画 抜粋 (p.69~70)>

③その他スケールに関する事項

施設名称	利用シーン 収容人員	消防法 収容人員	施設名称	利用シーン 収容人員	消防法 収容人員
国際会議場施設	13,645人	27,907人	MGM大阪ヴィラ	66人	66人
展示等施設	10,000人	23,348人	MUSUBIホテル	3,876人	4,973人
関西アート&カルチャーミュージアム	123人	162人	カジノ施設	11,500人	11,955人
ジャパン・フードパビリオン	1,450人	1,779人	夢洲シアター	3,500人	3,850人
ガーデンシアター	400人	490人	Luxuryリテール	6,063人	9,795人
関西ジャパンハウス	101人	114人	その他リテール	83人	95人
三道体験スタジオ	139人	152人	飲食施設	2,365人	2,721人
関西ツーリズムセンター	151人	190人	共通バックヤード	—	6,519人
バスターミナル	138人	911人	駐車場	8,753人	401人
フェリーターミナル	66人	333人	エネルギーセンター	—	32人
MGM大阪	10,590人	11,221人	合計	73,009人	107,014人

【図表4:各施設の計画収容人数】

評価基準3 IR施設の規模

(参考)国内外の同種施設における面積規模

国・地域	施設名	施設の床面積の合計 (延床面積)(万㎡)	(参考)区域の面積 (敷地面積)(万㎡)
シンガポール	マリーナ・ベイ・サンズ(開業時)	60	19
	リゾート・ワールド・セントーサ(開業時)	34	49
米国 ラスベガス	(最大延床)シティセンター	167	27
	(小規模施設の延床)コスモポリタン	60	3
マカオ	(最大延床)サンズ・コタイ・セントラル	112	15
	(小規模施設の延床)アルティラ・マカオ	10	0.5
米国 マサチューセッツ	アンコール・ボストン・ハーバー	29	14
	MGMスプリングフィールド	8	6
日本	東京ディズニーランド (2019年来訪者:1,791万人)	— (非公表)	51
	東京ディズニーシー (2019年来訪者:1,465万人)	— (非公表)	49
	ユニバーサルスタジオジャパン (2019年来訪者:1,450万人)	— (非公表)	54
	ハウステンボス(2019年来訪者:253万人)	25	152
	パシフィコ横浜(ノース含む)、インターコンチネンタルホテル、 マークイズみなとみらい、横浜美術館	36	11
日本	大阪IR	77	49

評価基準4

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク						
4. ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード (30点)	障害者、高齢者、妊婦、乳幼児連れの人といった、配慮を必要とする来訪者それぞれの多様なニーズに対応できるユニバーサルデザインの観点や、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレードの観点から、世界の最先端であり、模範となることが求められる。	①ユニバーサルデザイン、多文化共生 (言語対応、性(従業員等の女性登用率を含む)、宗教、障害(障害者の雇用率を含む)を含む) ②環境負荷低減 ③フェアトレード (SDGsの達成への寄与の観点を含む)	あり ①15点 ②10点 ③5点	・各方針について、以下①～③で例示する観点など、世界の最先端であり、模範となるために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、国内外の同種事例を参考とする。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①ユニバーサルデザイン、多文化共生</th><th>②環境負荷低減</th><th>③フェアトレード</th></tr><tr><td> ・多様な属性の来訪者が利用可能となるよう、多方面に十分検討を行っている。 ・経営層、従業員等の女性登用率、障害者の雇用率について、他事例と比較して高い水準にある。 </td><td> ・取得予定の認証が一定程度の基準を満たすなど、環境負荷低減への工夫がみられる。 ・最先端技術による工夫がみられる。 </td><td> ・原材料の調達等のフェアトレードを確保する観点から工夫がみられる。 </td></tr></table>	①ユニバーサルデザイン、多文化共生	②環境負荷低減	③フェアトレード	・多様な属性の来訪者が利用可能となるよう、多方面に十分検討を行っている。 ・経営層、従業員等の女性登用率、障害者の雇用率について、他事例と比較して高い水準にある。	・取得予定の認証が一定程度の基準を満たすなど、環境負荷低減への工夫がみられる。 ・最先端技術による工夫がみられる。	・原材料の調達等のフェアトレードを確保する観点から工夫がみられる。
①ユニバーサルデザイン、多文化共生	②環境負荷低減	③フェアトレード								
・多様な属性の来訪者が利用可能となるよう、多方面に十分検討を行っている。 ・経営層、従業員等の女性登用率、障害者の雇用率について、他事例と比較して高い水準にある。	・取得予定の認証が一定程度の基準を満たすなど、環境負荷低減への工夫がみられる。 ・最先端技術による工夫がみられる。	・原材料の調達等のフェアトレードを確保する観点から工夫がみられる。								

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

<認識整理>

①ユニバーサルデザイン・多文化共生

- 庇・シェルターの設置や区域内を巡回するループバスの整備、歩行者動線と自動車動線の分離など、ユニバーサルデザインに関する基本的考え方を示している点は評価できる。今後は、国内外における先進事例やIRに期待される取組等がとりまとめられた報告書である「IRにおけるユニバーサルデザインのあるべき姿(観光庁作成)」も踏まえ、詳細設計・施設整備を進めていくことを求める。
- 夢洲の長期的な地盤沈下に起因して地盤と建物の間に沈下差が生じることは確実視されるが、それを想定した歩行者等の移動に支障を生じさせない段差解消の対策の詳細が確定していないことや、夏の炎天下の移動など立地場所の気候も踏まえた検討についても、もう一步必要と見受けられる。
- 多言語対応や礼拝室の設置、様々な文化的、宗教的な要件を満たす飲食メニューの提供のほか、ハラール・ビーガンやその他のアレルギー等への配慮など、多様な国籍や文化からの来訪者を意識した取組が構想されている点はある程度評価できる。なお、妊婦・女性やLGBT等への配慮を意識した取組については特段特徴的な記述は見られない。
- 雇用者及び管理職における女性比率の指標については、宿泊業、飲食サービス業界の女性比率の高さや、シンガポールIRと比較しても遜色なく、MGMやオリックスの知見を活かし、様々なライフステージの女性が快適に働ける環境と研修制度を整備するなど、女性の就労と管理職への登用の推進に積極的な姿勢がうかがえる点はある程度評価できる。女性比率の目標達成のみならず、障害者雇用率の法定目標以上の達成をめざすことも含めて、掲げた目標の実現に取り組むことが求められる。

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

<認識整理>

②環境負荷低減

- SDGsの達成に貢献するサステナブルなIRを目指すという考え方の下、建設段階における取組として、廃棄物抑制を念頭に置いた建設資材の選定等が構想されているほか、運営時における取組として、高度なエネルギー管理システムの構築による効率的なエネルギー運用や太陽光等の再生可能エネルギーの導入など、様々な取組が構想されている点は評価できる。今後の実施設計・建設段階においては、確実な具体化が重要である。また、これらに関し、昨今、欧州等をはじめとして関心が高まっているサステナブルな観光という観点では、来訪者数へどのように訴求を図っていくかについても検討が望まれる。
- 建築物の環境配慮の促進に向け、「大阪市建築物総合環境評価制度(CASBEE大阪みらい)」に基づく建築物の環境性能効率A以上の取得が予定されており、環境負荷低減に前向きな姿勢は**ある程度**評価できる。

③フェアトレード

- 各種原材料の調達に際して、MGMのノウハウを参考にサプライヤー行動規範を策定するとともに、当該行動規範をサプライヤーが遵守しているか、また、倫理的、法的、環境的に、持続可能で社会的に責任のある方法で調達を行っているか、各調達対象産品に知見のある第三者の専門家を活用して監査するなど、フェアトレードに配慮した取組や、地域コミュニティとの共創に配慮した取組が構想されている点は、サステナブルな観光の推進の観点からも評価できるが、最後の点の第三者の専門家の監査については日常的な調達運用の中で実際に十分に実践できるものとして実現していくのか、今後注視される点と思われる。

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- ・ 庇・シェルターの設置や区域内を巡回するループバスの整備、歩行者動線と自動車動線の分離など、ユニバーサルデザインに関する基本的考え方を示している点は評価できる。……

<区域整備計画 抜粋 (p.71)>

2. ユニバーサルデザイン

「ユニバーサルデザインの7原則」に則り、年齢、性別、国籍、文化、身体の状態等の違いにかかわらず、多様な来訪者の誰もが利用しやすく、快適に時間を過ごすことができる施設計画と環境整備に取り組む。

(1) 公平性

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づき、適切なエレベーターの配置等を通じて全ての来訪者が円滑に移動できる環境を整備する。

(2) 自由度

視認性が高く明快な敷地内の主要動線と回遊性の高いサブ動線の整備、区域内を巡回するループバスの整備により、複数の移動方法を選択できる環境を整備する。

(3) 単純性

多くの施設を敷地中央に配置する広場に面して設置することで、各施設間の視認性を確保し、誰にでも認知しやすい施設配置とする。

(4) 分かりやすさ

交通拠点や主要施設における案内表示並びに場内パンフレットの多言語対応及びピクトグラムを活用等により、誰でも理解しやすい明確な情報提供を実施する。

(5) 安全性

来訪者が安全に歩行できるよう、IR区域内の歩行者動線と自動車動線の分離に努める。

(6) 体への負担の少なさ

交通拠点からの動線には、必要に応じて庇・シェルターを設けることに努め、利用者が雨天時にも快適に移動できる動線を整備する。

(7) スペースの確保

大規模イベント開催時にボトルネックとなる可能性のある箇所には、十分な通路幅員や滞留空間を確保する。

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

【独自】隈研吾氏デザインの愛知県新体育館にバリアフリーの大問題 26年アジア大会に影響も
(2022.6.17 yahooニュース)(一部抜粋)

大相撲名古屋場所の会場などに使われる愛知県体育館(名古屋市)の移転新築計画で、バリアフリー(ユニバーサルデザイン)に関する大きな問題が発生している。メインエントランスとなる高さ7.4メートル、49段の大階段にはスロープもエスカレーターもなく、障害者団体などから反発が噴出。バリアフリーの専門家も懸念を示し、5月になって事業者側がスロープなどの設置案を示したが、正面から大きく回り込むことになるなど懸念が残るまま7月の着工に向けて準備が進んでいる。

この案を選んだ専門家らによる選定委員会は、審査報告書の最後に次のような指摘を含む「要望事項」を添えていた。

- 一般の利用者にも様々な事情(高齢、ベビーカー、エスカレーターに乗れない等)の方がいるため、車いす以外の利用者也エレベーターが利用できるよう配慮すること。
- エレベーターやエスカレーターの設置位置、数量及び運用方法等について、詳細設計時に十分考慮すること。

県の担当部署であるスポーツ局新体育館室によると、大階段による2階へのアプローチについては、上記のように当初から課題として認識されていた。

事業者側は「愛知県新体育館のバリアフリー整備のための意見交換会」をオンラインで開催。前回のヒアリングで意見を出した計16団体向けに改善案などを説明する場となった。

ところが、問題の大階段周りについては、屋外エレベーターを15人乗りから24人乗りに大型化する程度。1階出入り口も内部の幅を最大9メートルに広げ、受付カウンターを設置してエントランスの機能を強調するというのが、「VIP」道路を含めて根本的な問題は変わっていなかった。

事業者側は取材に対し、バリアフリーの検討は「着工までで終わりではなく、今後も継続して実施し、意見や要望は設計、建設、施設運営に生かしていく」と説明。いったん4月段階での設計案で建築確認申請などを通し、あくまで7月に着工するとしている。スロープやエスカレーターは変更申請によって対応し、2025年夏のオープン時にはすべてが完成しているように努力するという。



(出典) 2022.6.17 yahooニュース

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- ……今後は、国内外における先進事例やIRに期待される取組等がとりまとめられた報告書である「IRにおけるユニバーサルデザインのあるべき姿(観光庁作成)」も踏まえ、詳細設計・施設整備を進めていくことを求める。

観光庁調査「IRにおけるユニバーサルデザインのあるべき姿」(令和元年10月)

令和元年度 観光庁委託調査

IRにおけるユニバーサルデザインのあるべき姿

令和元年 10月

国土交通省 観光庁

<報告書要旨>

IR整備法に基づいて、今後、日本に整備されることとなるIRは、ビジネス客から家族連れまで、世界中の人々を惹きつけ、大人も子供も、障害者も健常者も、訪れる誰もが楽しめる施設である事が求められる。そのため、同法に基づく基本方針案においては、IRの認定基準の1つとして、「障害者、高齢者、妊婦、乳幼児連れの人といった、配慮を必要とする来訪者それぞれの多様なニーズに対応できるユニバーサルデザインの観点(中略)から、世界の最先端であり、模範となること」が求められている。

本報告書は、この認定基準が求める内容を具体的に示すことを目的として、①現行のユニバーサルデザイン(以下「UD」)に関する基準やガイドラインについての課題の把握を行った上で、②我が国及び諸外国における先進的な取組や、③IRに期待される次世代を先導する取組を紹介するものである。国土交通省観光庁が設定したこの3つの調査事項について、同庁より委託を受けた株式会社ミライロが調査を実施し、本報告書を作成した。

① 現行のUDに関する基準やガイドラインについての課題の把握

IRに関連すると考えられるUDに関する現行の基準やガイドラインについて課題の洗い出しと、その分析を行う。その目的は令和元年時点での日本のUD水準を把握し、今後更に発展させる為にどのような事が必要かを検討する。

② 我が国及び諸外国における先進的な取組の紹介

MICE施設、ホテル、テーマパーク、劇場、ショッピングモール等、関連施設において誰もが安心・快適に施設を利用できるようにするための具体的な先進的事例を収集し、どういった配慮や取組が今後日本に作られるIRに求められるのかを検討する。

③ IRに期待される次世代を先導する取組

現行の課題や先進事例の収集を踏まえ、次世代を先導する取組のあり方を調査し、関係者への情報提供を行う為にもこれらの事項について調査を行い、結果を公表する事が有益であると考えられる。

今後、日本においてIRが実際に整備されるに当たっては、「世界の最先端」の水準が求められているUDの面について、本報告書の内容が具体的な指針として活用されることが期待される。

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- ・ 夢洲の長期的な地盤沈下に起因して地盤と建物の間に沈下差が生じることは確実視されるが、それを想定した歩行者等の移動に支障を生じさせない段差解消の対策の詳細が確定していないことや、夏の炎天下の移動など立地場所の気候も踏まえた検討についても、もう一步必要と見受けられる。

<プレゼンテーション回答(9月16日) 抜粋>

○MGM

- ・ 私たちの施設はラスベガスのもも含めまして、それぞれの場所がつながっています。そして、それぞれ歩いていくところもあるのです。ラスベガスも大阪と同じように暑いところなのです。それでもやはりそこを歩いて移動されることが多いです。プロジェクトを進めるにしたがって、それを拡張していく際にもう少し違う交通機関が必要だということになった時には、そこを検討していきたいと思っています。やはりそこでシャトルバスみたいなものでその中を移動させるようなものというのは考えていくと思っています。
- ・ IRの計画をするときには人の動きというのはとても重要な要素になってきます。ですので、IRのリゾートを見ていく時、その箇所をできるだけつなごうと考えています。その時に頭に入れておくのが、体験、発見というものを感じていただきたいと思っています。

先ほどもお伝えしましたように周遊バスというのも走らせていくことになると思います。域内をもう少し早く移動したい人達のために周遊のシャトルバスは用意しようと思いますけれども、どちらかと言うと私たちはやはりその施設を楽しんでいただきたいと思うのです。ですので、実際に歩いて楽しんでいただいて、それぞれの機会を十分堪能していただきたいという意図があります。

<ヒアリング回答 抜粋>

○大阪府市

- ・ 庇の下や、建物の中を歩いていただくということを検討している。一方、一部、庇が無いところもあり、ここに関しては、エンターテイメントを抽出した施設であるため、開放感ということも重要になってくるので、バランスを見ながら植栽計画を進めており、木陰を作り、木陰の下を楽しみながら歩いていただくという形を計画している。
- ・ さらに、施設が大きいので、徒歩だけではなくループバスを検討しており、例えばフェリーターミナルに行く時に荷物が大きい、少し歩くのが億劫であるという方については、ループバスを使って快適に移動していただくという手段も用意をしている。

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- 多言語対応や礼拝室の設置、様々な文化的、宗教的な要件を満たす飲食メニューの提供のほか、ハラール・ビーガンやその他のアレルギー等への配慮など、多様な国籍や文化からの来訪者を意識した取組が構想されている点は**ある程度**評価できる。なお、妊婦・女性やLGBT等への配慮を意識した取組については特段特徴的な記述は見られない。

<区域整備計画 抜粋 (p.71)>

1. 多様な来訪者の受入れ

(1) 多言語でのサービス、案内及び情報提供

- レストランのメニュー、案内表示や看板、客室内その他主要施設での情報提供を多言語で行う。
- 経路案内等にICTやスマートテクノロジー等の高度技術を活用する。

(2) 特別なニーズを持つ来訪者への対応

- 特別なニーズを持つ来訪者には、従業員が直接対応・サポートの提供を行う。

(3) 多世代が楽しめる施設やプログラムの提供

- 幅広いエンターテインメントプログラムや五感を使って楽しめるファミリー向けコンテンツを提供する。
- 様々な価格帯と多種多様な料理、子ども向けのメニュー・椅子・食器類等を提供する。

<区域整備計画 抜粋 (p.72)>

4. 多様な文化への配慮、尊重

様々な国からの来訪者の文化やバックグラウンドを尊重し、滞在中のあらゆる場面での取組みを通じて、寛容と理解を促進するリゾートの創出をめざす。

(1) 飲食施設においては、様々な文化的、宗教的な要件を満たすメニューを提供する。ハラール、ビーガンやその他のアレルギー等にも配慮したオプションを提供するとともに、それらを分かりやすく表示する。

(2) 礼拝室の設置等、多様な文化からの来訪者が快適に過ごし、文化的・宗教的な習慣や伝統を実践できる環境を提供し、滞在の質を高める。

(3) 来訪者とのコミュニケーションや従業員研修などを通じて、多様な地域からの来訪者の文化的・宗教的祝日や伝統に対する従業員の理解を促進させる。

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- 雇用者及び管理職における女性比率の指標については、宿泊業、飲食サービス業界の女性比率の高さや、シンガポールIRと比較しても遜色なく、MGMやオリックスの知見を活かし、様々なライフステージの女性が快適に働ける環境と研修制度を整備するなど、女性の就労と管理職への登用の推進に積極的な姿勢がうかがえる点はある程度評価できる。女性比率の目標達成のみならず、障害者雇用率の法定目標以上の達成をめざすことも含めて、掲げた目標の実現に取り組むことが求められる。

<区域整備計画 抜粋 (p.72)>

3. 労働環境の整備、多様な人材の受入れ

女性、シニア、障がい者及び海外人材を含む多様な人材を受け入れ、活躍できる労働環境や人事制度を構築する。

また、柔軟な働き方支援、子育て支援、テクノロジーを活用した業務の自動化や負荷平準化、従業員のスキル補完、労働負荷やスキルセットに配慮した仕事の提供等の取組みにより、ベストワークプレイスとなることをめざす。

(1) 経営層、従業員等の女性登用

雇用者における女性比率55%、管理職における女性比率20%を指標として設定した上で、将来的に更なる向上をめざす。

(2) 障がい者の雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)で定められている水準以上の障がい者雇用率の達成をめざす。

(参考)シンガポールIRにおける女性雇用について

施設名	取組内容
ラスベガス・サンズ (マリーナベイサンズを運営)	・ 全従業員のうち、女性の比率は約50%(役員の約27%)
ゲンティン・シンガポール (リゾートワールドセントーサを運営)	・ 全従業員のうち、女性の比率は約47%(役員の約17%)

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

<質問回答 抜粋（8月22日提出）>

- 雇用者における女性比率の指標55%は、オリックスグループの国内宿泊事業における女性雇用者の割合（雇用者のうち■■■■）、およびMGMにおける女性雇用者の割合（約50%）を基に設定しています。また、管理職における女性比率の指標20%は、厚生労働省が公表する「令和元年度雇用均等基本調査」に係るデータから、課長相当職以上の管理職に占める女性の割合11.9%および産業別女性管理職割合として宿泊業、飲食サービス業の16.9%をベンチマークとし、開業時期までの上昇も考慮して設定しています。
- 女性比率の指標は積極的な設定ですが、MGM・オリックスの実績、宿泊業、飲食サービス業界における女性比率の高さなどを踏まえると、実現可能な水準であると考えています。
- MGMでは、管理職の約43%を女性が占めており、多くの女性が活躍しており、Forbes誌より「America's Best Employers for Women(2018年)」やWBENC (Women's Business Enterprise Nationals Council)より7年連続で「America's Top Corporation for Women Business Enterprise (WBE)」に選定されるなど、女性にとっての雇用主として大変高い評価を得ています。
- またオリックスは、厚生労働省より「えるぼし」認定の最高位取得や経済産業省・東京証券取引所より「準なでしこ銘柄(2019年～2021年)」に選定されており、MGM・オリックスともに女性が働きやすい企業として認知されています。
- 大阪IRにおいても、MGM・オリックスの知見を活用し、様々なライフステージの女性が快適に働ける環境と、キャリアアップを実現するための研修制度等を整備し、女性の就労と管理職への登用を推進していきます。

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- SDGsの達成に貢献するサステナブルなIRを目指すという考え方の下、建設段階における取組として、廃棄物抑制を念頭に置いた建設資材の選定等が構想されているほか、運営時における取組として、高度なエネルギー管理システムの構築による効率的なエネルギー運用や太陽光等の再生可能エネルギーの導入など、様々な取組が構想されている点は評価できる。今後の実施設計・建設段階においては、確実な具体化が重要である。また、これらに関し、昨今、欧州等をはじめとして関心が高まっているサステナブルな観光という観点では、来訪者数へどのように訴求を図っていくかについても検討が望まれる。

<区域整備計画 抜粋 (p.72～73)>

②スマートなまちづくり(環境負荷低減等)

「未来社会の実験場」という大阪・関西万博のコンセプトを継承し、社会課題の解決及び府民の生活の質(QOL)向上につながるまちづくりを進める。広大で多くの交流人口を生む夢洲の特性を活かして最先端技術の実証・実装の場を設けるとともに、**SDGsの達成に貢献するサステナブルなIRをめざす。**

1. 施設整備(建設)時における取組み

(1) 建設資材

- 再利用や再資源化しやすい建設資材の選定等により、将来的な廃棄物抑制に努める。**

(2) 工事作業員通勤車両、施設関連車両

- 工事作業員の通勤にパークアンドライド方式を採用し、通勤車両台数を低減する。
- 施設関連車両について、**低公害車の活用**、国土交通省指定の排出ガス対策建設機械の採用等により、大気汚染物質の排出量低減に努める。

2. 運営時における取組み

(1) 日々の運営で消費するエネルギー、水、燃料の消費の継続的な低減

- 高度なエネルギー管理システムを構築し、効率的なエネルギー運用を行う。**
- 雨水の再利用、節水型器具の採用等により、水使用量の削減を図る。
- 海水熱・太陽光等、クリーンで再生可能なエネルギーの導入**に取り組む。
- 高効率の設備機器及びエネルギー平準化設備等の先端技術を導入する。

(2) 最先端技術及びICT技術の活用によるスマートなまちづくり

- 顧客体験、ウェルネス、観光等の分野において、最先端技術、キャッシュレス決済等のICT技術を積極的に活用することで、来訪者・従業員等にとって安全・安心、快適で楽しいスマートなまちづくりを行う。

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- 建築物の環境配慮の促進に向け、「大阪市建築物総合環境評価制度(CASBEE大阪みらい)」に基づく建築物の環境性能効率A以上の取得が予定されており、環境負荷低減に前向きな姿勢はある程度評価できる。

<区域整備計画 抜粋 (p.73)>

3. 取得予定の認証

IR施設のうち、延床面積が2,000㎡以上の全ての建築物について、「大阪市建築物総合環境評価制度(CASBEE大阪みらい)」に基づく建築物の環境性能効率(BEE)のサステナビリティランキングA以上を取得する。

(参考)CASBEE大阪みらい

- 建築物の環境への配慮を促進するため、「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」に基づき、一定規模以上の建築物の環境品質・性能と環境負荷の低減等に係る計画書の届出を求め、その概要をホームページ等で広く市民に公表を行う制度。
- 評価項目は、「Q：建築物の内部や敷地内における環境の品質・性能(Quality)」、「L：エネルギー消費をはじめとした建築物による外部への環境負荷(Load)」であり、5段階で格付け。

ランクと評価の対応

ランク	評価		BEE 値ほか	ランク表示
S	Excellent	素晴らしい	BEE=3.0 以上、Q=50 以上	赤★★★★★
A	Very Good	大変良い	BEE=1.5 以上 3.0 未満	赤★★★★
B+	Good	良い	BEE=1.0 以上 1.5 未満	赤★★★
B-	Fairly Poor	やや劣る	BEE=0.5 以上 1.0 未満	赤★★
C	Poor	劣る	BEE=0.5 未満	赤★



評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- 各種原材料の調達に際して、MGMのノウハウを参考にサプライヤー行動規範を策定するとともに、当該行動規範をサプライヤーが遵守しているか、また、倫理的、法的、環境的に、持続可能で社会的に責任のある方法で調達を行っているか、各調達対象産品に知見のある第三者の専門家を活用して監査するなど、フェアトレードに配慮した取組や、地域コミュニティとの共創に配慮した取組が構想されている点は、サステナブルな観光の推進の観点からも評価できるが、最後の点の第三者の専門家の監査については日常的な調達運用の中で実際に十分に実践できるものとして実現していくのか、今後注視される点と思われる。

<区域整備計画 抜粋 (p.73)>

③フェアトレード等

2. 各種原材料の調達についてのフェアトレードに関する取組み

- 各種原材料の調達に際しては、各調達対象産品に知見のある専門家によって、各業界の慣習や事業者のポリシー等の調査を行い、品質基準や人権原則に則した調達を行う等、フェアトレードに配慮する。
- 開発途上国のサプライヤーからの調達に当たっては、ESGの観点から、商品の製造が適正な労働環境で行われているか等を確認の上、公正な取引を行う。

<質問回答 抜粋 (8月22日提出)>

- 大阪IRにおいては、MGMが採用しているサプライヤー行動規範に準じた行動規範を策定し、サプライヤーが当該行動規範を遵守していることを監査します。例えば、コーヒー、リネン・タオル、特定の食品、中国で製造された業務用品・機器などの調達において、各調達対象産品に知見のある第三者の専門家を活用して、サプライヤーが倫理的、法的、環境的に、持続可能で社会的に責任のある方法で事業を行っていることを確認するための調査を行うことを想定しています。
- MGMでは、「世界人権宣言」や「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言 (ILO Declaration of Fundamental Principles and Rights at Work)」等を参照し、開発途上国のサプライヤーからの調達等、より詳細な調査を行う必要のあるリスク領域を特定する取組みを行っており、前述の原材料等がその対象項目とされています。

評価基準5

評価基準5 MICE施設の規模

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク																			
5. MICE 施設の規模 (20点)	開催が想定される最大規模のMICEに対応できるなど、日本のMICEビジネスの国際競争力を飛躍的に向上させ、アジア・太平洋地域におけるMICEビジネスのリーダーとしての地位をより盤石にするために十分なスケールを有することが求められる。	①国際会議場施設の規模の考え方 ②国際会議場施設の収容人数及び床面積 ③展示等施設の規模の考え方 ④展示等施設の収容人数及び床面積	なし	・以下のCaseごとに国内外の事例も参考にしつつ、施設規模に関し、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を展開するという考え方で十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、ホワイエ等の附帯施設の面積にも留意する。 <table><tr><th rowspan="2">Case</th><th colspan="2">国際会議場施設</th><th>展示等施設</th></tr><tr><th>最大の 会議室収容人数</th><th>施設全体の 収容人数</th><th>総展示面積</th></tr><tr><td>1</td><td>概ね1千人以上 ～3千人未満</td><td>左記の2倍以上</td><td>概ね12万m² 以上</td></tr><tr><td>2</td><td>概ね3千人以上 ～6千人未満</td><td>左記の2倍以上</td><td>概ね6万m² 以上</td></tr><tr><td>3</td><td>概ね6千人以上</td><td>左記の2倍以上</td><td>概ね2万m² 以上</td></tr></table>	Case	国際会議場施設		展示等施設	最大の 会議室収容人数	施設全体の 収容人数	総展示面積	1	概ね1千人以上 ～3千人未満	左記の2倍以上	概ね12万m ² 以上	2	概ね3千人以上 ～6千人未満	左記の2倍以上	概ね6万m ² 以上	3	概ね6千人以上	左記の2倍以上	概ね2万m ² 以上
Case	国際会議場施設		展示等施設																				
	最大の 会議室収容人数	施設全体の 収容人数	総展示面積																				
1	概ね1千人以上 ～3千人未満	左記の2倍以上	概ね12万m ² 以上																				
2	概ね3千人以上 ～6千人未満	左記の2倍以上	概ね6万m ² 以上																				
3	概ね6千人以上	左記の2倍以上	概ね2万m ² 以上																				

<認識整理>

- 国際会議場施設の規模について、最大規模のグランドボールルームは、パシフィコ横浜（約6,000人・約6,300m²）等を上回る施設規模（6,821人・6,480m²）を有しており、国際的な会議を誘致・開催する上では十分な施設規模となっており、これまで対応できていなかった規模の国際会議の開催が期待できる。また、展示等施設については、一定の規模の展示会に対応できる規模が確保されており、MICE施設全体として、国際的な会議を誘致・開催する上で所要の施設規模となっていることがうかがえる。
- MICE施設の将来的な拡張が検討されているが、日本型IRにおいて、誘客力の高いMICE施設を整備することにより、日本のMICEビジネスの起爆剤となることが期待されている。そのため、MICEビジネスの国際競争力を向上させるべく、MICEの誘致強化についてしっかり取り組むとともに、ポストコロナにおけるMICEのハイブリッド化の傾向や周辺類似施設の状況も見極めつつ、適正な規模となるよう検討を進めることを求める。

評価基準5 MICE施設の規模

- 国際会議場施設の規模について、最大規模のグランドボールルームは、パシフィコ横浜（約6,000人・約6,300㎡）等を上回る施設規模（6,821人・6,480㎡）を有しており、国際的な会議を誘致・開催する上では十分な施設規模となっており、これまで対応できていなかった規模の国際会議の開催が期待できる。……

<区域整備計画 抜粋（p.74～75）>

①国際会議場施設の規模の考え方

1. 国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方

(1)競合環境に関する現状認識

a. 国内およびアジア・太平洋地域の主要な国際会議場施設

国内では、約5,000人～約6,000人の収容人員が最大規模となる。

また、アジア・太平洋地域では、大規模な施設で約6,000人～約8,000人の収容人員が中心となっている。

【図表1：国内及びアジア・太平洋地域の主要な国際会議場施設】抜粋

所在地	施設名称	最大会場の収容人員	最大会場の床面積
神奈川県	パシフィコ横浜	約5,002人	約4,603㎡
神奈川県	パシフィコ横浜 ノース	約6,000人	約6,300㎡

(2)国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方

大阪IRの国際会議場施設は、可変性の高い平土間タイプの6,000人以上が収容できる最大会議室及びこれと同規模以上の中小会議室群を備えるとともに、国内には無い、展示等施設、宿泊施設、飲食・物販・サービス施設及びエンターテインメント施設等を併設したオールインワンのMICE拠点の強みを活かした付加価値の高いサービス提供（バンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等）の工夫、また、MGMの豊富な実績・知見を含めたIR事業者ならではの運営によって、国際会議を含む多様な催事の開催及び幅広い参加者の来訪のインセンティブを高め、国内外の競合施設に対して競争力を確保する。

②国際会議場施設の床面積及び収容人員

種類	タイプ	床面積 (暫定計画値)	収容人数 (シアター形式)	1人当たり 面積
最大会議室	平土間	6,480㎡	6,821人	0.95㎡/人※1
中小会議室	平土間	6,480㎡	6,824人	0.95㎡/人※1
合計		12,960㎡	13,645人	

※1：区域整備計画からシアター形式の1人あたり面積を抜粋54

評価基準5 MICE施設の規模

- ・ ……また、展示等施設については、一定の規模の展示会に対応できる規模が確保されており、MICE施設全体として、国際的な会議を誘致・開催する上で所要の施設規模となっていることがうかがえる。

<区域整備計画 抜粋 (p.76)>

③展示等施設の規模の考え方

1. 国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方

大阪IRでは、20,000㎡の展示ホールを備えるとともに、多様な催事に対応できるレイアウト、床耐荷重、天井高、付帯設備等の施設の機能・仕様の工夫、オールインワンMICE拠点の強みを活かした付加価値の高いサービス提供(バンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等)の工夫、また、MGMの豊富な実績・知見を含めたIR事業者ならではの運営によって、**展示会を含む多様な催事の開催及び幅広い参加者の来訪のインセンティブを高め、国内外の競合施設に対して競争力を確保する。**

<特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～主な政令事項に係る基本的な考え方～(抜粋)>

国際会議場施設及び展示等施設に係る具体的な要件については、IR事業の効果を最大化するためにも、以下の3類型を設け、そのうちいずれを選択するかは、都道府県等や民間事業者に委ねるべき。

- ①「極めて大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設であって、「一般的な規模の展示会」に対応できる展示等施設を併設するもの
- ②「極めて大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設であって、「一般的な規模の国際会議」に対応できる国際会議場施設を併設するもの
- ③「大規模」な「国際会議及び展示会」が開催可能な規模を有し、バランスが取れている総合的な MICE施設

評価基準5 MICE施設の規模

<MICE施設の政令要件>

IR整備法施行令第一条及び第二条において、IRにおける国際会議場及び展示等施設の規模要件が定められており、以下Case1～3のいずれかを満たさなければならないとされている。

Case	国際会議場施設		展示等施設
	最大の会議室収容人数	施設全体の収容人数	総展示面積
1	概ね1千人以上～3千人未満	左記の2倍以上	概ね12万m ² 以上
2	概ね3千人以上～6千人未満	左記の2倍以上	概ね6万m ² 以上
3	概ね6千人以上	左記の2倍以上	概ね2万m ² 以上

評価基準5 MICE施設の規模

- MICE施設の将来的な拡張が検討されているが、日本型IRにおいて、誘客力の高いMICE施設を整備することにより、日本のMICEビジネスの起爆剤となることが期待されている。そのため、MICEビジネスの国際競争力を向上させるべく、MICEの誘致強化についてしっかり取り組むとともに、ポストコロナにおけるMICEのハイブリッド化の傾向や周辺類似施設の状況も見極めつつ、適正な規模となるよう検討を進めることを求める。

<評価基準21 質問回答 抜粋(9月5日提出)>

- 大阪IR長期構想では、**カジノ事業の収益等の活用による中長期の取組み**として、以下のような**展示等施設の拡張整備**、**宿泊施設の拡張整備**、**IR区域の拡張整備**等を想定しています。

<展示等施設の拡張整備>

➤開業後15年以内を目途に6万㎡以上、事業期間内に10万㎡以上に拡張する計画

※**段階整備の時期・規模等**については、**新型コロナウイルス感染症**による影響等も含め、**展示会等の需要動向**、**MICEビジネスモデル**、**IR事業者の財務状況**等を踏まえて、必要に応じ見直す。

<大阪市 令和4年3月15日 定例会常任委員会>

○高橋副市長 発言抜粋

- MICEにつきましては、**新型コロナウイルス感染症の影響等**によりまして人々の行動が変容し、MICEを取り巻く環境を大きく変わっております。**今後の動向を見極めていく必要がありますため、開業時には、国基準の2万平米でスタートさせ、段階的に整備を進めることで、ニーズに応じて常に時代の最先端となります施設、機能、サービスを提供いたします、競争力が確保された最先端のMICE、これを夢洲で実現したいと考えております。**

<大阪市 令和4年3月16日 定例会常任委員会>

○バウワーズ(MGM)参考人 発言抜粋

- **コロナによる影響を含め、展示会場の需要動向、MICEビジネスモデルの変化は今後見極めが必要だというのが実情であります。また、IR全体の運営状況や事業者の財務状況等を踏まえ、府市と共に協議しながら確定していきたいと思っております。**
- **オープンするまで、まだ時間がありますので、新型コロナウイルスが開業時期まで継続しているという想定ではありません。ですので、掲げている数字は十分に実現可能だと考えております。また、私たち、このマーケットの力も強く信じておりますし、IRを実現するに当たっては、大阪、そして関西が最善の場所であると確信しています。**

評価基準6

評価基準6 MICE施設の機能・設備等

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク																								
6. MICE 施設の機能・設備等 (50点)	国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事などの高度な需要に十分に対応できるよう、必要な機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供できるなど、国際競争力の高い、優れたクオリティを持つことが求められる。	①国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ②展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 (「高度な需要への対応に必要な機能」、「使い勝手」、「内装」、「飲食サービス」等の観点で記載) (設置及び運営の方針については、天井高、耐荷重、分割方式、動線(来訪者動線、搬出入動線、サービス動線等)、情報通信技術の活用(設備等)を含めて記載)	なし	- 以下①～③で例示する観点など、高度な需要や使い勝手、内装、飲食サービスについて、国際競争力の高い、優れたクオリティを持つために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 - 評価に当たっては、マリーナベイサンズのMICE施設(※)を参考にしつつ、世界の大手国際会議運営会社が加盟する国際機関であるIAPCOがまとめた、国際会議の計画に当たってのポイント「Planning a Conference Centre」の内容に留意する。 (※)同施設は、ICCA(国際会議協会)基準の国際会議のうち、参加者3千人以上の大規模国際会議開催件数ランキング(2015～2019年の5年計)でアジア大洋州で4位。(日本はパシフィコ横浜が最大で、同4位) <table><tr><th rowspan="2">手引き記載の観点</th><th colspan="2">国際会議場施設</th><th rowspan="2">③展示等施設</th></tr><tr><th>①最大の会議室</th><th>②中小会議室</th></tr><tr><td rowspan="3">高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手</td><td colspan="3"> - 天井高(展示等施設で大型展示物が展示可能か) - 耐荷重(展示等施設で荷重の大きい展示物(重機等)が展示可能か) - 情報通信技術の活用(設備が充実しているか) </td></tr><tr><td> - その他(形式、舞台装置等、各需要に対応可能か) </td><td> - 分割方式(室数、収容人数等、各需要に対応可能か) </td><td> - 分割方式(多需要に対応可能か) - その他(柱が少なく眺望を阻害しないか) </td></tr><tr><td colspan="3"> - 動線(来場者動線、搬出入動線、サービス動線等)に関し十分検討されている </td></tr><tr><td>内装</td><td colspan="3"> - 内装(椅子等を含む)に関し十分検討されている </td></tr><tr><td>飲食サービス</td><td colspan="3"> - ケータリング、キッチンやパントリー、飲食店等に関し、誰でも利用可能など十分検討されている </td></tr></table>	手引き記載の観点	国際会議場施設		③展示等施設	①最大の会議室	②中小会議室	高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手	- 天井高(展示等施設で大型展示物が展示可能か) - 耐荷重(展示等施設で荷重の大きい展示物(重機等)が展示可能か) - 情報通信技術の活用(設備が充実しているか)			その他(形式、舞台装置等、各需要に対応可能か)	分割方式(室数、収容人数等、各需要に対応可能か)	- 分割方式(多需要に対応可能か) - その他(柱が少なく眺望を阻害しないか)	動線(来場者動線、搬出入動線、サービス動線等)に関し十分検討されている			内装	内装(椅子等を含む)に関し十分検討されている			飲食サービス	ケータリング、キッチンやパントリー、飲食店等に関し、誰でも利用可能など十分検討されている		
手引き記載の観点	国際会議場施設		③展示等施設																									
	①最大の会議室	②中小会議室																										
高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手	- 天井高(展示等施設で大型展示物が展示可能か) - 耐荷重(展示等施設で荷重の大きい展示物(重機等)が展示可能か) - 情報通信技術の活用(設備が充実しているか)																											
	その他(形式、舞台装置等、各需要に対応可能か)	分割方式(室数、収容人数等、各需要に対応可能か)	- 分割方式(多需要に対応可能か) - その他(柱が少なく眺望を阻害しないか)																									
	動線(来場者動線、搬出入動線、サービス動線等)に関し十分検討されている																											
内装	内装(椅子等を含む)に関し十分検討されている																											
飲食サービス	ケータリング、キッチンやパントリー、飲食店等に関し、誰でも利用可能など十分検討されている																											

59

<認識整理>

- MICE施設の機能について、高度な需要に対応できるよう床下ピットや天井吊物機構、VIP来場者動線、飲食サービス、通訳や通信環境等が計画されている点は一応評価できる。他方、どのようなもので官民のハイレベル層の多様な需要シーンにも対応できる高質で洗練された内装や機能、高水準サービス等であるかの具現化については十分に読み取ることはできず、今後の検討に委ねられている面がある。
- 通信環境について、開業が予定される2029年には様々な先端技術が開発・普及していることが想定されるところ、ハイブリッド型のイベント開催の浸透や複数拠点の同時中継、オンライン参加者の増加といった将来需要も踏まえた上で、十分な通信インフラの整備や複数の通信回線事業者からの回線共有等を想定しており、MICE主催者・参加者のニーズに柔軟に対応できる整備となっていることがうかがえる。
- 多様な大きさ・用途の会議室や分割可能な展示等施設が計画されており、より小さな面積での催事開催や小規模の展示・見本市を併設する国際会議開催の需要を想定した上で、催事の性質に応じたMICE施設の利用提案や必要に応じてインテックス大阪との連携を図るといった配慮が見受けられる点はある程度評価できる。

評価基準6 MICE施設の機能・設備等

- MICE施設の機能について、高度な需要に対応できるよう床下ピットや天井吊物機構、VIP来場者動線、飲食サービス、通訳や通信環境等が計画されている点は一応評価できる。他方、どのようなもので官民のハイレベル層の多様な需要シーンにも対応できる高質で洗練された内装や機能、高水準サービス等であるかの具現化については十分に読み取ることはできず、今後の検討に委ねられている面がある。

<区域整備計画 抜粋 (p.77～79)>

①国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

2. 外観及び内装の特徴

(2)内装の特徴

- 様々なタイプの催事に対応するため、シンプルでありながら上質な室内空間を創出する。
- 内部空間のホワイエは、来場者が安らぎを感じられるよう自然光を取り入れた空間を形成する。

3. 設置及び運営の方針

(1)設置方針

d. 高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手、情報通信技術の活用

- 可動間仕切りを導入する事に加え、照明・空調設備、天井吊物機構等を充実させることで、多彩なイベントの同時開催にも対応する。

e. 飲食サービス

- MICE施設内に専用のキッチンを設置し、飲食ニーズを伴う多様なMICEイベントの同時開催に対応する。

f. 動線計画

(b)VIP来場者動線

- VIP専用の車寄せ及びエントランスを整備するとともに、各諸室にバックヤード側から入退場できる動線を設け、VIPと一般来場者の動線を分離する。

評価基準6 MICE施設の機能・設備等

②展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

2. 展示等施設の機能・仕様

主な機能・仕様	概要
可動間仕切り	展示ホール間に約1万㎡ごとに分割可能な可動間仕切りを設置
床下ピット	給排水・電源等を配備するための床下ピットを設置
アンカーボルト打設	アンカーボルトの打設に対応（ピット部分を除く）
天井吊物機構	1か所あたり300～500kg程度の吊り荷重に対応できる吊物機構を格子状に設置
主催者用事務スペース	展示ホールごとに専用の事務スペースを設置

<質問回答 抜粋（7月22日提出）>

・ 通訳設備

- 主催者の要望に応じて、国連公用6言語（英語・フランス語・ロシア語・中国語・スペイン語・アラビア語）に日本語及び発話者の言語を加えた8言語に切り替え可能な相互同時通訳設備の設置が可能な計画としています。

・ 多様な用途に利用可能なスペース

- 大阪IRの国際会議場施設は、重要な国際会議に合わせて開催されるバイ・マルチ会談（2国間会談・多国間会談）用に利用可能な、多彩な中小会議室を有しています。また、大型の会議場（ボールルーム）を分割することで、記者会見場、メディアセンターを設置することも可能です。
- プレファンクションスペースには、金属探知機、X線検査機器などを設置する十分なスペースとそれらを設置可能な電源と床荷重を確保する計画です。

・ 通信環境

- 万が一の通信断絶リスクに対応するため、主催者の要望に応じて、複数の通信キャリアによるインターネット接続が可能な施設とする想定です。

評価基準6 MICE施設の機能・設備等

- 通信環境について、開業が予定される2029年には様々な先端技術が開発・普及していることが想定されるところ、ハイブリッド型のイベント開催の浸透や複数拠点の同時中継、オンライン参加者の増加といった将来需要も踏まえた上で、十分な通信インフラの整備や複数の通信回線事業者からの回線共有等を想定しており、MICE主催者・参加者のニーズに柔軟に対応できる整備となっていることがうかがえる。

<区域整備計画 抜粋 (p.77～78)>

②展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

4. 設置及び運営の方針

(1)設置方針

b.高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手、情報通信技術の活用について

- オンラインイベントの同時開催や、来場者の利便性に対応すべく、安定性・実用性の高い通信環境を整備する。

<質問回答 抜粋 (7月22日提出)>

- 将来には、オンラインと現地参加を併用したハイブリッド型のイベント開催の浸透や、複数拠点との同時中継等のニーズも生まれると想定しています。また、5G等の通信環境の進歩に伴い、MICE参加者のスマートフォンやタブレットでの、大容量の無線データ通信のニーズも増大するものと予想しています。
- さらに、オンライン参加者の増大に伴い、ライブ配信・オンデマンド配信・バーチャルカンファレンス等のオンライン配信サービス向けの機材・設備を施設側のラインアップとして提供することについても、MICEイベントを誘致する観点から重要度が高くなるものと予想しています。
- これらを踏まえ、大阪IRでは、SPCの少数株主となる通信回線事業者と連携し、将来需要にも対応し得る十分な通信インフラ(光ファイバーケーブル)の確保を行う計画です。また、首脳級のイベント等においても、通信負荷集中等による通信断絶リスクを最小化すべく、複数の通信回線事業者から回線共有を受けることを想定しています。MICE施設内においては、収録・配信等にも対応したAVコントロールルームを確保すると共に、有線・無線の方式を問わず、MICE主催者・参加者のニーズに柔軟に対応可能な通信環境を整備する予定です。

評価基準6 MICE施設の機能・設備等

- 多様な大きさ・用途の会議室や分割可能な展示等施設が計画されており、より小さな面積での催事開催や小規模の展示・見本市を併設する国際会議開催の需要を想定した上で、催事の性質に応じたMICE施設の利用提案や必要に応じてインテックス大阪との連携を図るといった配慮が見受けられる点はある程度評価できる。

<区域整備計画 抜粋 (p.77～78)>

①国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

3. 設置及び運営の方針

(1)設置方針

a.グランドボールルーム

- シアター形式で最大6,000人以上を収容可能。
- 複数区画に分割可能な可動間仕切りを設置することで、展示会に付随するセミナー開催等にも対応する。

b.プレジデンシャル・ボールルーム

- シアター形式で最大2,000人程度を収容可能。
- 複数区画に分割可能な可動間仕切りを設置することで、数百人規模の企業ミーティングやインセンティブツアーの同時開催にも対応する。

c.中小規模の会議室

- 全体総会後の分科会ニーズに対応するため、多様な中小会議室を設置する。
- 中小会議室を一か所に配置することで、来場者の移動負荷の軽減のみならず、効率的なサービス提供ができる。

②展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

4. 設置及び運営の方針

(1)設置方針

a.大規模な展示等施設

- 1階に20,000m²以上の一体利用ができる空間として整備する。
- 約10,000m²ごとの分割ができ、2t/m²以上の床耐荷重を確保する。
- BtoBの展示会に加え、BtoCの見本市やフェスティバルなど様々なイベントの開催に対応する。

評価基準6 MICE施設の機能・設備等

<質問回答 抜粋（7月22日提出）>

- 可動式の間仕切りによる物理的に区画可能な面積は10,000㎡ですが、繁忙期以外の期間の有効活用や、展示ホール内に簡易的な仕切り等を設けて数千㎡程度の面積での開催を行うなど、運営面の工夫により、10,000㎡より小さい面積の利用となる小規模な展示会・見本市にも対応していく想定です。
- また、催事の性質に応じて国際会議場施設（プレジデンシャル・ボールルーム/約2,500～3,000㎡、ヴァイスプレジデンシャル・ボールルーム/約1,500～1,800㎡、ジュニアヴァイスプレジデンシャル・ボールルーム/約750～900㎡）の利用提案も行います。
- さらに、大阪IR内の施設で対応が難しい場合は、インテックス大阪（1号館から5号館）等との連携を図る想定です。

評価基準7

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
7. MICE の誘致・ 施設の運 営方針等 (50点)	誘致しようとするMICEのターゲットが明確であり、近隣に既存のMICE施設がある場合には適切な役割分担や連携を通じて国際競争力の強化が図られるとともに、誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	①国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針 (既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものへの取組みを含む) ②国際会議場施設及び展示等施設の業務の実施体制及び実施方法 (近隣にMICE施設がある場合には、当該施設との役割分担及び連携についても記載する)	あり ①30点 ②20点	①について - 方針について、MICEのターゲットとする分野に説得力があり、また、既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものをターゲットに含むよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 - 評価に当たっては、MICE施設の整備前後で、国際会議などのMICE開催件数の見通しがシンガポールのように増加傾向になっているかという点にも留意する。 ②について - 方針について、以下で例示する観点など、MICEの誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 体制及びノウハウ 運営事業者において、 - 十分な組織体制が構築されているか - これまでに同規模施設の運営実績があるか - 専門的なノウハウを有しているか 評価に当たっては、国際競争力を有する国内MICE施設運営事業者の事例を踏まえるとともに、近隣に既存施設が立地している場合は、役割分担や連携の取組についても留意するものとする。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

<認識整理> (1/2)

【設置及び運営の方針】

- 大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進することが計画されており、大阪・関西が有する「強み」については明確さに欠けるものの、10の産業の中には国際会議等で参加人数の多いメディカルといった分野も含まれており、ターゲットが明確に設定されている点は一応評価できる。
- 既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しかったMICEとアフターMICEが一体として行われる総合的なホスピタリティの要素も備えることが期待される統合型イベント等について、「オールインワンMICE施設」(一般的に、国際会議場施設、展示等施設に加えて宿泊施設、エンターテインメント施設等を一体的に備える、包括的なサービス提供を行い得るものを指すことがある用語)を活用することで、包括的なサービスの提供や柔軟な価格提案が可能となるという運営ビジョンは評価できる一方、その実行方策の具体像については、前述の設定ターゲットを踏まえた形で示されたものはないなど、明瞭に読み取れないところがある。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

<認識整理> (2/2)

【業務の実施体制及び実施方法】

- 運営体制について、ラスベガスからの人材派遣など高度の専門性を有するスタッフの確保が十分に計画されていることに加え、IR開業に向けたスタッフの研修が予定されており、誘致体制の確保が期待できる。また、MGMはMICE施設の運営やMICE誘致に関して実績を有しており、必要な体制及びノウハウを十分に備えていることがうかがえる。
- 他方、近隣に立地する既存MICE施設との連携について、大阪国際会議場や大阪国際見本市会場などの大阪府内立地施設との連携は想定されているが、我が国におけるMICE開催件数の増加への貢献の観点から、JNTOや近隣都市(京都・神戸など)との連携の視点や、MICEの誘致、企画及び運営に必要なノウハウの大阪府・市による意識的な習得・能力向上への取組、また、事業者からの当該ノウハウ等の府・市への還元による連携が生む体力強化等の視点が求められる。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

- 大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進することが計画されており、大阪・関西が有する「強み」については明確さに欠けるものの、10の産業の中には国際会議等で参加人数の多いメディカルといった分野も含まれており、ターゲットが明確に設定されている点は一応評価できる。

<区域整備計画 抜粋>

1. 設置運営方針

- 国際的なセールス・マーケティング活動を行い、大阪・関西が強みを有する産業や学術領域に関連した国際会議を誘致することで、大阪のICCA※都市別ランキングを向上させる。
- 国際的な展示会やイベント等の開催を通じて大阪・関西の認知度を高めることで、MICE都市としての大阪のブランド力向上に寄与する。
- 大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進し、これらの産業の成長・グローバル化を促進する。
大阪・関西が強みを有する10の産業：スポーツ、フード、メディカル、ウェルネス、ライフサイエンス、環境・エネルギー、ものづくり、テクノロジー、スマートシティ及び観光

※ICCA：国際会議協会 (International Congress and Convention Association)

2. 誘致見込み

(2) 主な誘致ターゲット

a. M(ミーティング)・I(インセンティブツアー)

- 海外企業(IT・製薬・金融等)のミーティング
- アジアの大規模のインセンティブツアー
- 国内グローバル企業の世界大会・インセンティブツアー
- 国内企業の取引先優待(限定)イベント／顧客向け製品発表会

b. C(コンベンション)

- 参加者1万人を超える規模の大きい国際会議
- 大阪・関西が強みを有する分野の国際会議
- G20大阪サミットで協議されたテーマ(環境・エネルギー)に関する国際会議
- 大阪・関西の大学教授が主要な役員を務める学会の国際会議
- 欧米で開催されている会議のアジア版・日本版創出

c. E(エキシビジョン／イベント)

- 大阪・関西が強みを有する産業分野及びオール大阪として開催を想定する大規模展示会
- 大阪・関西の産業振興・ビジネス創出に寄与する展示会

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

<質問回答 抜粋>

(質問)

区域整備計画において、「大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進」という記述があり、10の産業の中に、国際会議等で参加人数の多いメディカルといった分野も含まれており、誘致ターゲットの設定に関し検討されたことがうかがえる。その一方で、メディカル分野の誘致に関して、神戸・京都など大阪府外も含めた近隣に立地する既存MICE施設との役割分担についての考え方について記述がなく、要確認。

(回答)

- メディカル分野のMICEイベントとしては、小規模で専門的な学術会議から、会員数の多い大規模な学会の年次総会など、様々な規模のものが存在します。小・中規模のMICEイベントは、現在も、近隣のMICE施設や大学等で開催されていますが、関西の大規模な会場としては、国立京都国際会館(Event Hall別館:3,000㎡・2,500名収容)が最大規模であり、関西では当該規模を超える会議開催が困難な状況です。よって、大阪IRの開業後においては、これまで規模の観点から開催できていなかった大規模な会議については大阪IRで開催することを想定しています。
- また、ITや金融等の産業領域と同様に、医療や製薬の領域のMICEイベントにおいても、着席形式の会議に留まらず、製薬メーカーや医療機器メーカーが出展・協賛する展示会や、飲食を伴うレセプションパーティーの開催など、多様なニーズが存在しており、これら、会議利用に留まらないMICEイベントについては、大阪IRで開催することを想定しています。
- さらに、近隣のMICE施設で開催されるイベントにおいても、大阪IRを、レセプション会場として、またはアフターMICEでのレクリエーションの会場として利用いただく等の連携も想定しています。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

<ヒアリング時の回答(1月25日) 抜粋>

(質問)

メディカルをターゲットに含めていることについて、製薬業界の業界コードの存在を踏まえ、その誘致の現実性をどのように考えるか。

(回答)

オリックス まずメディカルのところですけども、我々のほうも、カジノとメディカルの親和性っていうのはよくないのではないかっていうのが心配で、そういう話を人づてに聞いたことはありますけども、

たまたまかもしれません、そういう規制を持ってる学会じゃなかったからという可能性もございますけども、IR、カジノがある施設ではそういう会議はできないというふうに言われたことはないです。

そのような方から実際に興味があります、ぜひ開催して、というふうな意向は頂いておりますので、学会様、例えばですけど、依存的なものをテーマとしている学会につきましてはひょっとすると親和性というのは薄いかもしれませんが、いろいろメディカルと言っても領域が色々広がりますので、例えばその美容ですとか、そういうものも含めて美容医療とかもございますので、一定のすみ分けの中で、その興味を持っていただいている方ってのがいらっしゃったということと、はなからできないっていうようなことは言われておりませんので、一定可能だというふうに半分確信に近いような感覚を我々持っております、実際に主催者の方とお話をした感覚として我々、当然親和性が低い団体もいらっしゃるかもしれないんですけども、一定開催していただけるというふうな理解をしております。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

(参考)製薬業界の業界コードの例

- 製薬業界においては、過去に製薬業者による過剰接待が問題視されたことから、医薬系学会等への協賛に当たって、自主的な規範を制定している。
- そのような規範においては、カジノを含むレジャー施設やエンターテインメント施設を会場とすることは避けることとしている例が見受けられる。

国名	名称	スポンサーシップ条件(抜粋)	原文(抜粋)
イギリス	ABPI (Association of the British Pharmaceutical Industry) Code of Practice for the Pharmaceutical Industry	エンターテインメント(スポーツやレジャーイベント等)関連のスポンサーになることは禁止し、それらの施設を会議開催場所として使用することは避けるべきです。	Companies must not sponsor or organise entertainment (such as sporting or leisure events) and companies should avoid using venues that are renowned for their entertainment facilities.
フランス	LEEM (French Pharmaceutical Companies Association) Dispositions déontologiques professionnelles	エンターテインメント(例えば、スポーツや娯楽イベント)関連のスポンサーになることは禁止し、それらの施設を使用することも避けるべきです。	Les entreprises du médicament ne doivent pas prendre en charge le parrainage ou l'organisation de divertissements.
ドイツ	FSA Code of Conduct	レジャー施設での会議は適切ではありません。 エンターテインメント施設として知られている会場は避けるべきです。	For instance, the leisure offerings of the conference venue do not qualify as such a reason. Further, the companies are to avoid conference locations which are known for their entertainment value or are considered extravagant.
アメリカ	PhRMA(Pharmaceutical Research and Manufacturers of America) Code on Interactions with Healthcare Professionals	項目3 エンターテインメント及び娯楽の禁止	3 .Prohibition on Entertainment and Recreation

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

- 既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しかったMICEとアフターMICEが一体として行われる総合的なホスピタリティの要素も備えることが期待される統合型イベント等について、「オールインワンMICE施設」(一般的に、国際会議場施設、展示等施設に加えて宿泊施設、エンターテインメント施設等を一体的に備える、包括的なサービス提供を行い得るものを指すことがある用語)を活用することで、包括的なサービスの提供や柔軟な価格提案が可能となるという運営ビジョンは評価できる一方、その実行方策の具体像については、前述の設定ターゲットを踏まえた形で示されたものはないなど、明瞭に読み取れないところがある。

<区域整備計画 抜粋>

3. 既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものへの取組み

(1) M(ミーティング)・I(インセンティブツアー)・C(コンベンション)

- ICCA基準の国際会議の誘致においては、会議主催者は学会等の国際本部に対して、参加者の宿泊先となるホテルが確実に確保できることを、入札時にコミットする必要がある。大阪IRでは、MICE施設・宿泊施設ともにIR事業者の直営で運営するため、機動性のある宿泊予約確保が可能となり、国際会議を誘致しようとする会議主催者に対して力強いサポートが可能となる。
- 誘致ターゲットとなるMICE主催者に対しては、宿泊費の割引、多様なサービスのパッケージ提案(アフターMICEのエンターテインメント、ツーリズム等)を柔軟に行うことができるため、より効果的な誘致活動が可能となる。また、カレンダーと照らし合わせながら、オフピーク時には大阪IR内での各種サービス価格を割引する等により、これまでは大阪での開催に優位性が見出し難かった主催者に対して魅力的な提案を行うことが可能となる。

(2) E(エキシビジョン／イベント)

- 大阪での開催実績が無い展示会・イベントを積極的に誘致促進するため、柔軟な価格提案を実施する。
- 日本で開催実績の無い展示会については、展示会オーガナイザーに対して共催等を積極的に提案し、誘致促進を図る。また、大阪府・市、大阪観光局等とも連携し、集客に寄与する業界団体を紹介する等のサポートを行うことで、通常は開催のハードルが高い展示会の初回開催を積極的に推進する。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

<質問回答 抜粋>

- 最大で6,000名を超える参加者の収容が可能な大阪IRの最大会議室(グランドボールルーム)は国内で最大級の会議場となり、これまで会場のキャパシティの観点から誘致が難しかった会議イベントにも対応が可能となります。
- 現在、ラスベガス・シンガポール等で開催されている先進的・国際的なMICEイベントは、会議単体や展示単体での開催形式ではなく、会議と展示が一体化し、さらにレセプションパーティーや、アフターMICEでのエンターテイメント、チームビルディングの為にレクリエーションイベント等の様々なアクティビティが一体化した複合型イベントとなっています。この様なMICEイベントの受入れには、国際会議場施設、展示等施設、宿泊施設、エンターテイメント施設等が一体化した、オールインワンMICE施設が必要です。これまで日本に無かったオールインワンMICE施設を大阪に整備し、さらに、送客施設により他国には無い日本の観光の魅力を付加することで、これまで誘致が難しかった、複合型イベントに対しても、競争力を以って誘致することができると考えています。
- さらに、貸館型のビジネスモデルである既存のMICE施設とは異なり、大阪IRは、宿泊や食事、エンターテイメントを含めた包括的なサービスが提供可能となります。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

<ヒアリング回答(10月28日) 抜粋>

- これまでの受託型のMICEの違いについて、受託型のMICEというのは、行政が箱を持ち、一般の3セクや民間が運営を受託している、いわゆる既存の日本のMICEということと整理している。我々が考えているのは、そのような旧来型のMICEというのは、いわゆる箱貸しであり、会議や展示会のためにスペースを時間で貸すというのが今までのMICEと考えている。
- 一方、我々がこれから取り組みたいと考えているのは全く違うビジネスモデルであり、お客様が例えば空港に着いた瞬間からサービスが始まっている。そこから交通の手配も含めてサービスを提供し、大阪IRに来て会議・展示会等のイベントを楽しんでいただき、また食事を楽しんでいただく、それからイベントの後には例えばエンターテインメントで楽しんでいただく、そして宿泊としても会議場のすぐ横のホテルでゆっくりと休んでいただく、というようなワンストップな形でサービスを提供する、いわゆる旧来型の不動産型の箱貸しではなくて、総合のホスピタリティ事業である、と考えている。ここが非常に大きな違いと自負をしている。さらに、一般のその旧来型のMICEでは、公共施設という観点があり、公平性の観点から民間施設との連携、エコヒイキということが難しいものではあるが、今後、民設民営ということであり、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- 具体的な活動について、大阪IR、そして大阪を知っていただくという観点から、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- 大阪府市との役割分担について、我々(事業者)は、国際的なネットワークを活かしてしっかり誘致活動をしていく。大阪府市に関しては、既存の民間の施設との連携や大阪府市が運営している色々な施設との連携の仲介役として大阪府市に担っていただく、さらに大きなMICEには(誘致する際には)トップセールスという形でセールスをかけていただき招聘レターを作っていただく、そのような形でバックアップをしていただく。このような役割分担を考えている。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

- ・運営体制について、ラスベガスからの人材派遣など高度の専門性を有するスタッフの確保が十分に計画されていることに加え、IR開業に向けたスタッフの研修が予定されており、誘致体制の確保が期待できる。……

<区域整備計画 抜粋>

5. 従業員の確保・育成

(1) IR全体に共通する事項

a. 従業員の確保

- ・採用活動拠点となる「キャリアセンター」を開設し、未経験者・未就労者から高度な人材まで、多様な人材を計画的に雇用する。

b. 従業員の育成

- ・**未経験者からグローバルで高度な人材まで、幅広い人材を育成できる研修体系を構築する。**能力や志向に合わせた研修を提供することで各自の成長を促し、質の高いキャリアを長期的に形成できるよう支援する。

(2) MICEに特徴的な事項

- ・国際会議場施設及び展示等施設の運営はIR事業者が直接行うため、MGM及びオリックスのメンバーを中核とし、協力企業各社からも人材を受け入れ、国内外の知見を融合した強固な運営体制を構築する。
- ・MICE施設の運営の知見を有するMGMにて、**ラスベガスから大阪IRへのMICE人材の派遣や、必要に応じた国内のMICE人材のラスベガスでの研修を実施する。**

【図表1：雇用の進め方・考え方】

雇用パターン	雇用の進め方・考え方
MGM及びオリックスからIR事業者への従業員出向	・初期段階は、高度な専門性が必要となるポジションを中心にカバーし、部門体制を構築する。
経験者の雇用	・人材企業等の採用パートナーとの連携により、日本国内や海外における幅広い人材を採用する。 ・高度な人材の働く意欲を高める職や仕事を提供し、教育システムや働く環境を整えることで、専門性の高い高度人材を確保する。
未経験者・未就労者の雇用	・行政機関、教育機関との連携や大規模採用イベントの開催等により、地元を中心とした未経験者層を採用する。各機関とは周辺地域の雇用課題にともに取り組みパートナーとなるよう連携する。 ・様々な研修の機会や働きやすい労働環境を提供することで人材の掘り起こしを行う。

【図表2：研修内容】

研修種別	内容
入社時研修	・大阪IRで働き始める全ての従業員を対象とした基礎研修を実施し、安全性と効率性を含めた最高レベルのゲストサービスを提供できる人材の早期育成をめざす。 ・企業理念の理解や職務に必要な基礎スキルの習得、責任あるギャンブルの推進と問題あるギャンブル行動に関わる研修等を実施する。
入社後研修	・従業員の能力やポジション等に応じた定期的な研修を実施し、継続的な人材育成に取り組むことで、IR事業者における持続的な運営体制を構築する。 ・業務基礎や専門領域の研修、階層別研修、ダイバーシティ研修、リーダーシップ研修、部門横断型研修、グローバル人材育成研修等を実施する。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

<質問回答 抜粋>

(質問)

MICEの誘致・企画・運営を行うに当たっては、高度の専門性を有するスタッフの確保のみならず、大規模イベント開催のスタッフの育成などを計画的に実施していく必要があるが、IR開業に向けてどのように実施体制を構築される予定であるのか説明を求めたい。

(回答)

- MICE誘致は一般的に、開催の約2-3年前から誘致活動が本格化します。MICE運営に優れた知見・実績を有するMGMからの専門知見を有する人員拠出に加え、MGM及び国内外のMICEパートナー(旅行代理店・PCO等)との誘致活動や運営検討の共同推進を通じて、この時期頃までに大阪IRのMICE運営においてリーダー格となる人材(チーム)を組成します。さらに、MGM・オリックスからの出向社員や外部からの採用により、チームを増強していきます。これらチーム員は、オリックスが国内で運営するMICE施設に加え、MGMがラスベガスやマカオで運営するMICE施設での研修等を通じて、IRにおける大規模なイベント運営のスキルの定着・強化を行っていく計画です。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

- ……また、MGMはMICE施設の運営やMICE誘致に関して実績を有しており、必要な体制及びノウハウを十分に備えていることがうかがえる。

＜区域整備計画 抜粋＞

1. M・I・C・E別の誘致・開催の取組み方針及び誘致体制

大阪IRのMICE事業部のセールス・チームを中心に、MGMが運営するMICE施設のセールスを専門に取り扱う専属代理店（グローバル・セールス・オフィス）が有する顧客ネットワークを活用し、世界規模でのMICEセールスを展開する。さらに、国内外の有力なMICEパートナー（旅行代理店・PCO・展示会オーガナイザー等）とも連携し、大阪IRへのMICE誘致・創出を推進する。

2. 参画企業とその実績

国際会議場施設及び展示等施設の運営は、ラスベガスにおいて延べ約37万㎡のMICE施設を運営し、年間約6,700の会議及び展示会を開催する実績を持つMGMの知見・ノウハウも活かしながら、IR事業者が直営で行う。

＜質問回答 抜粋＞

- MGMは、大規模MICEイベントの誘致と支援を行うための専任チームを有しており、単にMICEスペースをイベント主催者や企業に提供するのではなく、イベントの誘致から実施まで全てのプロセスにおいて網羅的にサービスを提供することで、数々の大規模イベントを誘致してまいりました。具体的には、会議プランナーや企業と密接に連携し、中継システム、ロジスティクス、セキュリティ、飲食、エンターテインメント・プログラムの作成、マーケティング・コミュニケーションをはじめとしたサービスの提供等を行います。
- 2017年から2019年の3年間で、MGMが誘致したMICEイベントのうち、100万ドル以上の売上げがあったイベントの開催契約先企業・グループは■■■以上に上りますが、■■■■
- 主要企業のイベントや国際的なイベントも毎年数多く主催しておりますが、規模によっては、イベントが複数の施設にまたが行われる場合もあります。そのようなケースでも、出席者は様々なホテルに滞在しながら、重要なイベント時にはアリーナや野外会場で一堂に会することが可能です。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

- 他方、近隣に立地する既存MICE施設との連携について、大阪国際会議場や大阪国際見本市会場などの大阪府内立地施設との連携は想定されているが、我が国におけるMICE開催件数の増加への貢献の観点から、JNTOや近隣都市（京都・神戸など）との連携の視点や、MICEの誘致、企画及び運営に必要なノウハウの大阪府・市による意識的な習得・能力向上への取組、また、事業者からの当該ノウハウ等の府・市への還元による連携が生む体力強化等の視点が求められる。

<区域整備計画 抜粋>

3. 近隣MICE施設との役割分担や連携

(1) 国際会議場施設・展示等施設の共通事項

- 大阪IRのMICE施設でMICEを開催できない場合には、近隣施設にイベント開催を誘導する。また、近隣のMICE施設に対しては、大阪IR内の各施設をプレイベント、アフターMICEのための会場として利用できるよう協力する。

(2) 大阪国際会議場との連携

- 学術大会の開催が集中する繁忙期（6月・10月）等において、大阪国際会議場と空き情報の共有を行う等、大阪でのMICE開催の拡大につなげていく。
- 大阪国際会議場では対応できない大規模な国際会議は大阪IRでの開催を推進していく。
- 大阪国際会議場で開催されている会議の参加者でも利用が可能なエンターテインメントなどのアフターMICEコンテンツを提供し、大阪国際会議場の誘致営業に貢献していく。

(3) 大阪国際見本市会場・中小展示等施設との連携

- 開催日程の重複、展示会の規模、展示会の内容等に応じて、大阪国際見本市会場及び近隣にある中小の展示等施設に対する催しの紹介又は共催の提案等を行うことで、大阪での展示会開催機会の拡大につなげていく。また、大阪IRがアフターMICEのコンテンツとしてエンターテインメントを提供する等、幅広い連携を進めていく。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

<質問回答 抜粋>

(質問)

区域整備計画において、「大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進」という記述があり、10の産業の中に、国際会議等で参加人数の多いメディカルといった分野も含まれており、誘致ターゲットの設定に関し検討されたことがうかがえる。その一方で、メディカル分野の誘致に関して、神戸・京都など大阪府外も含めた近隣に立地する既存MICE施設との役割分担についての考え方について記述がなく、要確認。

(回答)

- ・メディカル分野のMICEイベントとしては、小規模で専門的な学術会議から、会員数の多い大規模な学会の年次総会など、様々な規模のものが存在します。小・中規模のMICEイベントは、現在も、近隣のMICE施設や大学等で開催されていますが、関西の大規模な会場としては、国立京都国際会館(Event Hall別館:3,000㎡・2,500名収容)が最大規模であり、関西では当該規模を超える会議開催が困難な状況です。よって、**大阪IRの開業後においては、これまで規模の観点から開催できていなかった大規模な会議については大阪IRで開催することを想定しています。**
- ・また、ITや金融等の産業領域と同様に、医療や製薬の領域のMICEイベントにおいても、着席形式の会議に留まらず、製薬メーカーや医療機器メーカーが出展・協賛する展示会や、飲食を伴うレセプションパーティーの開催など、多様なニーズが存在しており、これら、**会議利用に留まらないMICEイベントについては、大阪IRで開催することを想定しています。**
- ・さらに、**近隣のMICE施設で開催されるイベントにおいても、大阪IRを、レセプション会場として、またはアフターMICEでのレクリエーションの会場として利用いただく等の連携も想定しています。**

<ヒアリング回答(10月28日) 抜粋>

- 大阪府市では、国内外の都市に互する競争力を備えたMICE都市を目指すなど、MICE誘致の推進を重要な取り組みと位置付けている。大阪府市では、大阪府市経済団体、大阪観光局、これが一体となり、大阪MICE推進委員会といったものを立ち上げており、その中で大阪におけるMICE推進方針というものを策定して、MICE推進体制の構築や誘致活動の方向性、こういったものを定めるとともに大阪のMICE拠点の役割分担、機能強化の方向性を定め戦略的にMICE誘致を推進しております。今回、世界水準の規模・質を備えたオールインワンMICE施設の実現は大阪さらには日本にとって更なるMICEの誘致に大きく寄与するものと考えている。そういった中で、**大阪府市としても、個別の国際会議や展示会等の案件が出てきた場合には必要に応じて誘致委員会等を立ち上げ、首長の誘致レターの作成などの誘致活動や広報PR公共用地の活用に係る規制緩和など、こういった各種の開催支援にも積極的にバックアップしながら、大阪IRのMICE、そして大阪関西、日本全体のMICEの向上に繋げていきたいと考えている。**

評価基準8

評価基準8 魅力増進施設

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク						
8. 魅力 増進施設 (50点)	世界中の観光客を引き付けることのできる、国際的に最高水準のエンターテインメント性を有する公演、展示、イベント等を提供するとともに、これを通じて、日本の伝統、文化、芸術、先端技術、四季折々の自然などの様々な魅力を、幅広く又はより深く、これまでにないクオリティで発信することが求められる。また、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	①魅力増進施設の 種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ②魅力増進施設の 業務の実施体制及び実施方法	あり (コンテンツ) 20点 (発信方法) 20点 (体制及びノウハウ) 10点	・方針について、以下①～③で例示する観点など、日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信し、世界中の観光客を引き付けるために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、ミラノ国際博覧会日本館の事例を参考としつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①コンテンツ</th><th>②発信方法</th><th>③体制及びノウハウ</th></tr><tr><td> <展示> ・展示品の知名度がある ・制作者の知名度がある <鑑賞> ・公演予定団体の知名度がある ・公演予定団体の実績がある <体験> ・そこでしか体験できないものになっている ・理解が深まるようなストーリー性を有する <販売> ・幅広い商品を提供している <消費> ・幅広い商品を提供している 【共通】 ・日本人含め、誰でも楽しめるものとなっている(多言語対応、バリアフリー等) </td><td> ・発信方法に多様性がある(展示、鑑賞、体験、販売、消費等の方法からいくつか選択している) ・各発信方法について工夫されている ・平日、休日を問わずに楽しめるようになっている ・何度もリピートしたいと思えるような工夫がされている </td><td> 運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ制作に携わる主要スタッフにおいて、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある </td></tr></table>	①コンテンツ	②発信方法	③体制及びノウハウ	<展示> ・展示品の知名度がある ・制作者の知名度がある <鑑賞> ・公演予定団体の知名度がある ・公演予定団体の実績がある <体験> ・そこでしか体験できないものになっている ・理解が深まるようなストーリー性を有する <販売> ・幅広い商品を提供している <消費> ・幅広い商品を提供している 【共通】 ・日本人含め、誰でも楽しめるものとなっている(多言語対応、バリアフリー等)	・発信方法に多様性がある(展示、鑑賞、体験、販売、消費等の方法からいくつか選択している) ・各発信方法について工夫されている ・平日、休日を問わずに楽しめるようになっている ・何度もリピートしたいと思えるような工夫がされている	運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ制作に携わる主要スタッフにおいて、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある
①コンテンツ	②発信方法	③体制及びノウハウ								
<展示> ・展示品の知名度がある ・制作者の知名度がある <鑑賞> ・公演予定団体の知名度がある ・公演予定団体の実績がある <体験> ・そこでしか体験できないものになっている ・理解が深まるようなストーリー性を有する <販売> ・幅広い商品を提供している <消費> ・幅広い商品を提供している 【共通】 ・日本人含め、誰でも楽しめるものとなっている(多言語対応、バリアフリー等)	・発信方法に多様性がある(展示、鑑賞、体験、販売、消費等の方法からいくつか選択している) ・各発信方法について工夫されている ・平日、休日を問わずに楽しめるようになっている ・何度もリピートしたいと思えるような工夫がされている	運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ制作に携わる主要スタッフにおいて、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある								

評価基準8 魅力増進施設

＜認識整理＞(1/2)

①コンテンツ

- ガーデンシアターでは、伝統的な太鼓芸能集団と世界的に人気を博すパフォーマンス集団によるコラボレーション・ショーの実施や、三道体験スタジオでは、日本の伝統的な芸道を、先進的なテクノロジー等を用いた演出による提供などが検討されており、世界中の観光客を引き付け、日本の伝統、文化、芸術等の様々な魅力を発信するための一定の考慮がなされた計画であることがうかがえる。
- 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした日本らしい魅力的なコンテンツの提供として、デジタル技術も活用しつつ日本の伝統芸能や芸道をテーマとした展示、国内外で高い評価を受ける日本のメディアアーティスト等の作品展示などが検討されており、日本全体の魅力発信に前向きに取り組もうとする姿勢はある程度評価できる。日本文化初心者への入門編の施設としては期待できると考えられる。
- 日本のIRを外国のIRと差別化していく上では「日本らしさ」が肝要であり、それを打ち出すためには魅力増進施設の機能がとても重要であり、また、評価基準24のカジノ事業収益の活用の観点でも、その収益の再投資・還元先としてMICE施設等とともにこの魅力増進施設への取組は重要なものとなることから、そのコンテンツ等については、左記のような観点・意識を十分に持って充実が図られることが強く期待されるものである。

評価基準8 魅力増進施設

<認識整理> (2/2)

②発信方法

- ・鑑賞、体験など、発信方法に多様性が見受けられ、また、季節の移り変わりに合わせて演出内容の更新や、企画展に加えて、ワークショップ等の参加型プログラムの実施、その時々ニーズやトレンドに合わせた最適なコンテンツの提供など、リピート促進のための取組に一定の配慮がうかがえる。
- ・各施設間で連携し、1日の中でイベント等の開催スケジュールが重複しないように設定するなど、来訪客の滞在を促進する工夫がうかがえる。この点はさらに一歩進んで、平日／休日や休暇シーズン(これらは来訪者が日本人か訪日旅行者であるかによっても変わるもの)であるかを問わず公演等が開催され、観光客がいつでも楽しめるように、平日／休日等による極端な需要波動・落ち込みを生じさせずに営業の持続可能性を高められるよう、公演等開催運営上の十分な工夫をすることが期待される。

③体制及びノウハウ

- ・米国やマカオで複数のシアター運営実績を有するMGMのノウハウを活かした運営体制が構築されており、また、施設全体として、長期的な人材育成に向けた姿勢が見受けられ、ある程度評価できる。

評価基準8 魅力増進施設

- ・ ガーデンシアターでは、伝統的な太鼓芸能集団と世界的に人気を博すパフォーマンス集団によるコラボレーション・ショーの実施や、三道体験スタジオでは、日本の伝統的な芸道を、先進的なテクノロジー等を用いた演出による提供などが検討されており、世界中の観光客を引き付け、日本の伝統、文化、芸術等の様々な魅力を発信するための一定の考慮がなされた計画であることがうかがえる。

<区域整備計画 抜粋 (p.84～85)>

①魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

3. ガーデンシアター

b. コンテンツ内容

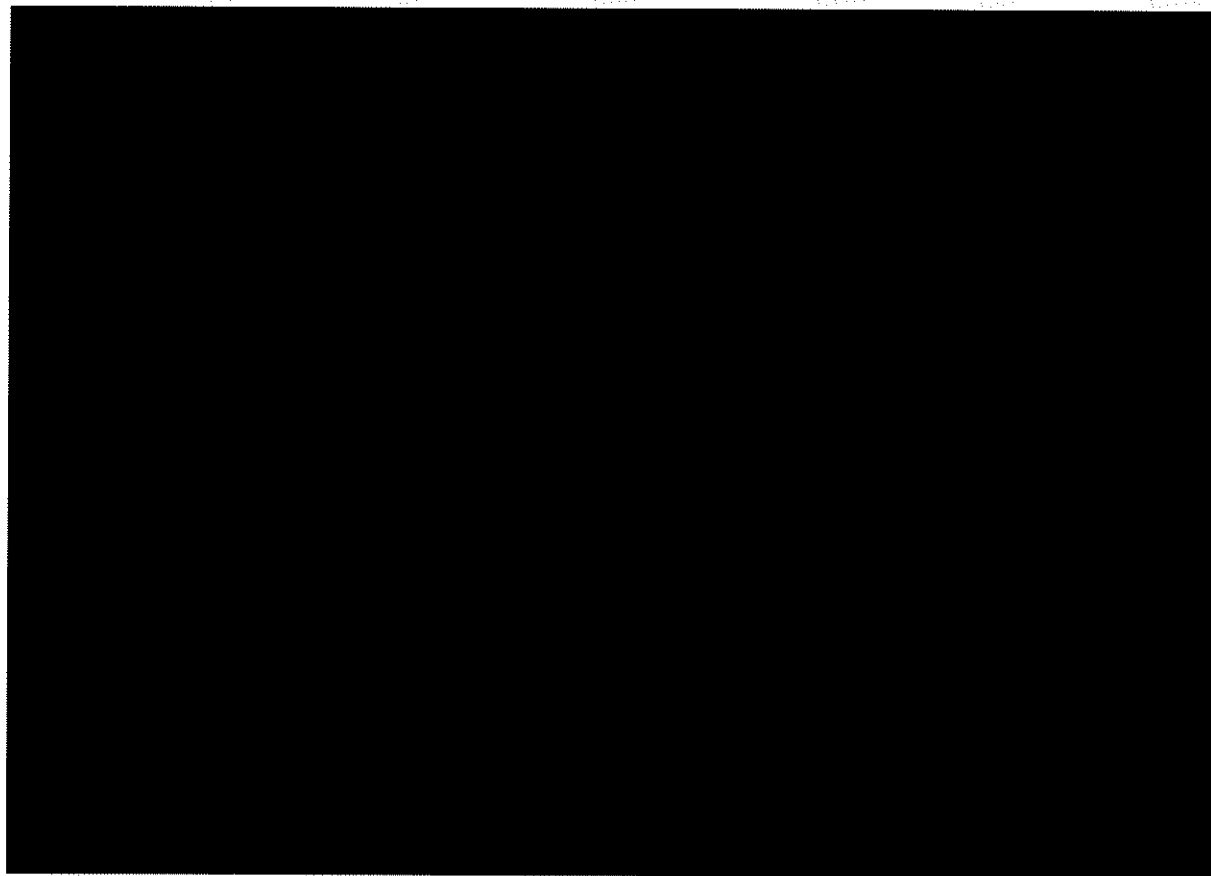
- ・ 日本の伝統文化から現代的なポップカルチャーにいたるまで、時代を問わない日本の魅力を発信する。
- ・ テクノロジーを駆使した現代的かつ芸術的な表現手法を組み入れた、これまでにない革新的な舞台芸術作品の創出をめざす。
- ・ 伝統芸能を身近に体験できるプログラムや、伝統的な太鼓芸能集団と世界的に人気を博すパフォーマンス集団によるコラボレーション・ショー等の公演を企画する。

4. 三道体験スタジオ

b. コンテンツ内容

- ・ 華道・茶道・香道等の日本の伝統的な芸道を、先進的なテクノロジー等を用いた演出によって、五感を通じた体験として提供する。

<添付資料（三道体験スタジオ）>



評価基準8 魅力増進施設

- 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした日本らしい魅力的なコンテンツの提供として、デジタル技術も活用しつつ日本の伝統芸能や芸道をテーマとした展示、国内外で高い評価を受ける日本のメディアアーティスト等の作品展示などが検討されており、日本全体の魅力発信に前向きに取り組もうとする姿勢はある程度評価できる。日本文化初心者への入門編の施設としては期待できると考えられる。

<質問回答 抜粋（8月5日提出）>

- 各魅力増進施設においては、日本各地で育まれてきた伝統的な魅力から、現代において、国内外で人気を博している文化的・芸術的な魅力まで、幅広い魅力を発信します。
- また、大阪・関西に所縁の深いコンテンツを核としつつも、大阪・関西にとどまらない日本各地の魅力ある芸能、食、工芸、芸術などを紹介し、大阪IR全体として日本の観光魅力のショーケースとなることをめざします。
- 例えば、以下のような観光魅力の増進・発信を想定しています。
 - ガーデンシアター：能・狂言や、大阪発祥の文楽といった伝統的な芸能から、2.5次元ミュージカルのような現代日本のサブカルチャーまで様々な舞台芸術等の公演。
 - 三道体験スタジオ：古くから関西で親しまれてきた華道、茶道、香道といった伝統的な芸道と、現代の日本が誇る先進的なテクノロジーがコラボレーションした体験の提供。
 - ジャパン・フードパビリオン：大阪・関西の奥深い食文化を発信する多様な飲食店舗を設置。また、大阪・関西に留まらず、広く日本の食の魅力を発信するイベントを企画。
 - 関西ジャパンハウス：工房スペースには大阪・関西及び日本全国から職人を誘致し、各地の伝統工芸品の魅力を発信。
 - 関西アート&カルチャーミュージアム：大阪・関西に所縁の深いアーティストによる作品や、国内外で高い評価を受ける日本のメディアアーティスト等の作品を展示。

評価基準8 魅力増進施設

<添付資料（関西ジャパンハウス 内観）>



評価基準8 魅力増進施設

<10月28日ヒアリングにおける申請者回答抜粋>

日本の魅力発信に関する申請者の回答(IR事業者:オリックス)

- 大阪IRでは5つの魅力増進施設を計画しており、大阪関西だけでなく、日本各地の幅広い魅力を取り扱って国内外に向けて発信していきたい、また、その上で日本各地の観光の振興にも寄与していきたいと考えている。
- ガーデンシアターについては、日本の伝統芸能を中心というところで、こちらは大阪関西にとどまる(内容)ということではない。
- 三道体験スタジオについては、お茶や香り、お花といった日本の芸道をテーマとした展示を行い、関西に限定したものではなく、広くテクノロジーを使いながら発信していくことを考えている。
- ジャパン・フードパビリオンについては、日本の食文化を発信する。提案資料の中に大阪IRにおける飲食に関心を表明している企業の意向表明書を添付させていただいており、こちらは確かに大阪・関西のものだったが、大阪関西のみとするのではなく、日本の様々な食、あるいは国産の食材、各地のお酒を提供して、日本各地の食を発信していきたいと考えている。
- 関西ジャパンハウスについては、47都道府県から順々に工芸の職人を誘致して、制作風景の発信するといった内容を考えている。
- 関西アート&カルチャーミュージアムについては、大阪関西に居住している作家だけでなく、日本の様々な作家の作品などを展示していくことを考えている。

評価基準8 魅力増進施設

- 鑑賞、体験など、発信方法に多様性が見受けられ、また、季節の移り変わりに合わせて演出内容の更新や、企画展に加えて、ワークショップ等の参加型プログラムの実施、その時々ニーズやトレンドに合わせた最適なコンテンツの提供など、リピート促進のための取組に一定の配慮がうかがえる。

<区域整備計画 抜粋（p.85～87）>

①魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

3. ガーデンシアター

- 日本の伝統的及び現代的な要素を取り入れた新しいコンテンツの創造に継続的に取り組み、その時々ニーズやトレンドに合わせた最適なコンテンツを提供する。

4. 三道体験スタジオ

- 季節の移り変わりに合わせて演出内容の更新を行い、プログラムや体験を変化させる。再訪時には前回とは異なる体験ができるよう工夫を行う。

5. ジャパン・フードパビリオン

- 地元のシェフやレストラン、企業と連携した大小様々なイベントの実施及び次世代の料理人の発掘・継続的な育成による新たなコンテンツの創造を通して、「食」における新たな体験価値を地域とともに継続的に創出する。

6. 関西ジャパンハウス

- 定期的に工房に滞在する職人の入替えを行う。

7. 関西アート&カルチャーミュージアム

- 企画展の開催に加えて、ワークショップ等の参加型のプログラム等、多彩な体験でリピーターの来館を促す。

評価基準8 魅力増進施設

- 各施設間で連携し、1日の中でイベント等の開催スケジュールが重複しないように設定するなど、来訪客の滞在を促進する工夫がうかがえる。この点はさらに一歩進んで、平日／休日や休暇シーズン(これらは来訪者が日本人か訪日旅行者であるかによっても変わるもの)であるかを問わず公演等が開催され、観光客がいつでも楽しめるように、平日／休日等による極端な需要波動・落ち込みを生じさせずに営業の持続可能性を高められるよう、公演等開催運営上の十分な工夫をすることが期待される。

<質問回答 抜粋(8月5日提出)>

- 各施設におけるイベントの開催頻度は現時点で未定ですが、多様な来訪者が複数回訪れても楽しむことができるよう、一定期間ごとに入れ替えるなど、年間を通じて様々なイベントを提供することを考えています。また、来訪者が複数の魅力増進施設を回遊して楽しむことができるなど、大阪IRにおける滞在体験を最大化できるよう、施設間で連携した1日のなかでの開催スケジュールの設定、連動したPRの実施といった工夫を行うことを想定しています。

評価基準8 魅力増進施設

- ・ 米国やマカオで複数のシアター運営実績を有するMGMのノウハウを活かした運営体制が構築されており、
.....

<区域整備計画 抜粋 (p.88～89)>

②魅力増進施設の業務の実施体制及び実施方法

(1)ガーデンシアター

- ・ 大学や職業訓練プログラム、人材エージェント等と連携し、IR事業者で雇用する。
- ・ 米国やマカオで複数のシアター運営実績を有するMGMのノウハウを活用し、開業準備期間を通して、施設運営に携わるメンバーにこれらの知見の定着を図る。開業後には、実際の運営を通じて日本の魅力の増進及び発信に精通した人材を長期的に育成することで、持続的な運営体制を構築する。

(2)三道体験スタジオ

- ・ IR事業者で雇用する従業員を、適性に応じて配置する。
- ・ IR事業者内に運営担当者を配置し、国内外で類似の施設及びイベントの運営実績を有する企業等の協力のもと、開業準備期間における研修を通してIR事業者内にこれらの知見の定着を図る。また実際の運営を通じて、イベントを含むコンテンツの企画・運営における専門性の高い人材を長期的に育成する。

(3)ジャパン・フードパビリオン

- ・ 熟練度を要する調理工程には、国内外より高度技術を有した人材を確保する。同時に、セントラルキッチン方式を採用し調理工程を効率化することで、熟練度に関係なく幅広い人材を確保する。熟練度が高い人材によるOJT※を通じて、熟練度の浅い人材の育成を推進する。※OJT: On-The-Job Trainingの略称であり、職務現場においての業務を通して行う教育訓練のことを指す。
- ・ また、調理師学校や地域の複数の専門学校・大学と連携し、長期的な観点で、人材発掘と育成に取り組む。

(4)関西ジャパンハウス

- ・ 施設内の工房で働く職人に関しては、全国各地の工房から誘致し、施設のマネジメントを行う人材については、芸術性や実用性に優れる工芸品を見極め、その魅力を発信できる人材を外部から確保する。また、工芸に関心のある若い人材を採用し、施設内でのOJTや各地の工房での現場体験を通じて長期的に育成する。

(5) 関西アート&カルチャーミュージアム

- ・ ラスベガスでアートギャラリーを運営するMGMのアート&カルチャー部門が有するネットワーク等を活用し、学芸員及び日本の芸術・文化に造詣が深い人材を国内外から確保する。
- ・ MGMが施設運営の経験に基づいて作成したガイドラインをIR事業者に提供し、美術品の取扱い等に関する専門的な研修を通じて長期的な人材育成を行う。

評価基準8 魅力増進施設

- ・ ……また、施設全体として、長期的な人材育成に向けた姿勢が見受けられ、ある程度評価できる。

<区域整備計画 抜粋 (p.88～89)>

②魅力増進施設の業務の実施体制及び実施方法

(1)ガーデンシアター

- ・ 大学や職業訓練プログラム、人材エージェント等と連携し、IR事業者で雇用する。
- ・ 米国やマカオで複数のシアター運営実績を有するMGMのノウハウを活用し、開業準備期間を通して、施設運営に携わるメンバーにこれらの知見の定着を図る。開業後には、実際の運営を通じて日本の魅力の増進及び発信に精通した人材を長期的に育成することで、持続的な運営体制を構築する。

(2)三道体験スタジオ

- ・ IR事業者で雇用する従業員を、適性に応じて配置する。
- ・ IR事業者内に運営担当者を配置し、国内外で類似の施設及びイベントの運営実績を有する企業等の協力のもと、開業準備期間における研修を通してIR事業者内にこれらの知見の定着を図る。また実際の運営を通じて、イベントを含むコンテンツの企画・運営における専門性の高い人材を長期的に育成する。

(3)ジャパン・フードパビリオン

- ・ 熟練度を要する調理工程には、国内外より高度技術を有した人材を確保する。同時に、セントラルキッチン方式を採用し調理工程を効率化することで、熟練度に関係なく幅広い人材を確保する。熟練度が高い人材によるOJT※を通じて、熟練度の浅い人材の育成を推進する。※OJT: On-The-Job Trainingの略称であり、職務現場においての業務を通して行う教育訓練のことを指す。
- ・ また、調理師学校や地域の複数の専門学校・大学と連携し、長期的な観点で、人材発掘と育成に取り組む。

(4)関西ジャパンハウス

- ・ 施設内の工房で働く職人に関しては、全国各地の工房から誘致し、施設のマネジメントを行う人材については、芸術性や実用性に優れる工芸品を見極め、その魅力を発信できる人材を外部から確保する。また、工芸に関心のある若い人材を採用し、施設内でのOJTや各地の工房での現場体験を通じて長期的に育成する。

(5) 関西アート&カルチャーミュージアム

- ・ ラスベガスでアートギャラリーを運営するMGMのアート&カルチャー部門が有するネットワーク等を活用し、学芸員及び日本の芸術・文化に造詣が深い人材を国内外から確保する。
- ・ MGMが施設運営の経験に基づいて作成したガイドラインをIR事業者に提供し、美術品の取扱い等に関する専門的な研修を通じて長期的な人材育成を行う。

評価基準9

評価基準9 送客施設

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク						
9. 送客施設(50点)	IRへの来訪者を各地の魅力ある観光地に送り出すために、各地の観光の魅力を伝えるショーケースとしての機能や、旅行者に必要なサービスの手配を一元的に行うコンシェルジュとしての機能を、十分に果たすものであることが求められる。また、各地の観光地へのMICE施設利用者をはじめとするIR来訪者の送り出しや、送客先の観光地づくりとの連携など、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	①送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ②送客施設の業務の実施体制及び実施方法	なし	・方針について、以下①～③で例示する観点など、各地の観光の魅力を伝えたり、旅行者に必要なサービスの手配を一元的に行うために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 <table><tr><th>①ショーケース機能</th><th>②コンシェルジュ機能</th><th>③体制及びノウハウ</th></tr><tr><td> ・誰でも理解できるように検討されている。(多言語、バリアフリー等) ・送客先の観光地との連携を活用した情報発信が十分検討されている。 ・特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 </td><td> ・富裕層を含め、あらゆるニーズをもつ利用者に対応している。(多言語、バリアフリー等) ・送客先の観光地との連携を活用した情報提供が検討されている。 ・特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 ・様々な交通機能の設置が検討されている。 </td><td> 運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに送客に係る事業の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している </td></tr></table>	①ショーケース機能	②コンシェルジュ機能	③体制及びノウハウ	・誰でも理解できるように検討されている。(多言語、バリアフリー等) ・送客先の観光地との連携を活用した情報発信が十分検討されている。 ・特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。	・富裕層を含め、あらゆるニーズをもつ利用者に対応している。(多言語、バリアフリー等) ・送客先の観光地との連携を活用した情報提供が検討されている。 ・特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 ・様々な交通機能の設置が検討されている。	運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに送客に係る事業の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している
①ショーケース機能	②コンシェルジュ機能	③体制及びノウハウ								
・誰でも理解できるように検討されている。(多言語、バリアフリー等) ・送客先の観光地との連携を活用した情報発信が十分検討されている。 ・特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。	・富裕層を含め、あらゆるニーズをもつ利用者に対応している。(多言語、バリアフリー等) ・送客先の観光地との連携を活用した情報提供が検討されている。 ・特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 ・様々な交通機能の設置が検討されている。	運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに送客に係る事業の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している								

評価基準9 送客施設

<認識整理> (1/2)

- 送客施設について、文字表記及び対人による多言語サービスの提供や、ピクトグラムの表示など多言語対応に一定の配慮が見られ、あらゆるニーズを持つ旅行者が利用できる施設になっていることがうかがえる。
- 来訪者を国内各地の観光地に送り出す観点については、フェリーターミナルを介した関西国際空港との交通ネットワークの構築や、バスターミナルでの長距離バスによる送客が検討されており、一定の考慮が見られるものの、送客に関する一部の施設名が「関西ツーリズムセンター」とされていることや、主に関西の交通事業者等との連携が想定されており、大阪・関西への送客への意識が強いとも見受けられることから、関西圏を中心とした送客とならないよう留意が必要である。
- ショーケース機能について、全国の自治体やDMO等から受け取った観光情報の発信に加え、観光関係者等が直接情報発信できる場の提供といった取組が記載されており、全国の自治体やDMOのプロモーションの場としての使い勝手の向上も期待できる。また、季節ごとや旬のイベント等に合わせてコンテンツの入替えや更新を行うなど、何度来訪しても楽しめるような工夫が計画から読み取ることができた。
- コンシェルジュ機能について、「多様なスタイルのコンシェルジュを配置し、IR来訪者の属性、観光ニーズ、接客の好み等、各来訪者の旅行スタイルやニーズに柔軟に対応する」、「日帰りツアーや、広域で周遊観光を楽しむ募集型ツアー等の多様な観光商品を揃え、企画・提案・予約・手配のワンストップサービスにより幅広い需要に対応する。」といった記載があることから、顧客セグメントにもある程度意識を向けつつ旅行者に必要なサービスを一元的に提供する姿勢はうかがえる。その上で、送客の実効性の観点からは、あらかじめ全体の旅程を決めた上で訪日していることが多いMICE参加者への対応など、実際の運営に当たっては顧客セグメントごとに分析を行った上で施策に取り組むことが求められる。

評価基準9 送客施設

<認識整理> (2/2)

- 送客施設において魅力増進施設のコンテンツに関連した観光情報の紹介や観光商品の提供が想定されており、魅力増進施設と送客施設の連携により、IRへの来訪客を全国の観光地に効果的に送客する意図がうかがえる。
- 段階別の研修プログラムや実地研修、インターンシップによる各地の観光業に関わる人材の受入れといった記述があり、人材育成に前向きに取り組む姿勢がうかがえる。
- また、送客に係る事業の運営実績については、MGM及びオリックスのサービス提供の実績と、旅行会社や交通事業者等の有する実績・ノウハウを組み合わせることとしており、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることがうかがえる。

<委員会として求める事項案>

- 「IRへの来訪客に国内各地の魅力を紹介し、国内各地に送り出すことにより、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなること」という日本型IRの意義を踏まえ、関西近郊を中心とした送客とならないよう留意し、日本広域への送客機能の拡充に努めること。

評価基準9 送客施設

- 送客施設について、文字表記及び対人による多言語サービスの提供や、ピクトグラムの表示など多言語対応に一定の配慮が見られ、あらゆるニーズを持つ旅行者が利用できる施設になっていることがうかがえる。

<区域整備計画 抜粋>

(3) 多言語対応の方針

- 日本各地の外国語表記の標準となっている英語・中国語・韓国語を中心に、文字表記だけでなく対人の多言語サービスを提供する。
- 言語や文化の違いにかかわらず、視覚的、直感的に理解が可能なピクトグラムの表示、写真・動画の活用等、情報提供手法を工夫する。

評価基準9 送客施設

- 来訪者を国内各地の観光地に送り出す観点については、フェリーターミナルを介した関西国際空港との交通ネットワークの構築や、バスターミナルでの長距離バスによる送客が検討されており、一定の考慮が見られるものの、送客に関する一部の施設名が「関西ツーリズムセンター」とされていることや、主に関西の交通事業者等との連携が想定されており、大阪・関西への送客への意識が強いとも見受けられることから、関西圏を中心とした送客とならないよう留意が必要である。

<区域整備計画 抜粋>

1. 送客施設の概要

- 大阪IRから大阪・関西及び日本各地に観光客を送り出すため、大阪・関西を中心に最新の交通・観光情報を紹介する質の高いショーケース機能と、旅行の企画・提案・手配をワンストップサービスで提供するコンシェルジュ機能を有した関西ツーリズムセンターを整備する。
- (略)

2. 送客施設の種類、機能、規模

(2) 導入機能

c. 交通機能

- 関西の交通事業者等との連携により、IRを起点とした多様なバス及び海上アクセスルートの構築を可能にするバスターミナル、フェリーターミナル及び係留施設を整備する。

<質問回答 抜粋>

(略)

<バスターミナル>

(略)

- 外国人観光客、ビジネス客、高齢者、ファミリー層など、様々な来訪者の需要に対応できるバスルートに関西交通事業者等と連携して整備し、夢洲へのアクセス機能強化と、大阪IRをハブとした関西及び日本各地への送客機能拡充をめざします。
- (略)

<フェリーターミナル>

- 大阪IRと関西国際空港との間を高速船で結び、海外や近畿外からのビジネス客・観光客にとっての利便性を高めることをめざし、関西交通事業者などと協議を進めていく予定です。これにより、空港を経由した日本各地への送客につなげる考えです。 100

評価基準9 送客施設

<区域整備計画 抜粋>

1. 送客施設の概要 (略)

- ・ 関西ツーリズムセンターに近接して大規模なバスターミナルを整備するとともに、海に囲まれた立地を活かし、IR区域北側の海沿いに小型旅客船等の乗客が利用するフェリーターミナル(係留施設を併設)を整備することで、来訪者の夢洲から大阪内外へのアクセス機能を補強する。

<質問回答 抜粋>

バスターミナル及びフェリーターミナルにおける送客の考え方は、以下のとおりです。

<バスターミナル>

- ・ バスターミナルからは、大阪IRから広域の観光地に直接輸送する長距離バス路線と、大阪IRとIR近傍の空港や拠点駅といった交通結節点とをつなぐ空港・拠点シャトルバス路線によって、大阪IRからの直接及び間接両面による広域への送客を図る考えです。
- ・ 外国人観光客、ビジネス客、高齢者、ファミリー層など、様々な来訪者の需要に対応できるバスルートに関西交通事業者等と連携して整備し、夢洲へのアクセス機能強化と、大阪IRをハブとした関西及び日本各地への送客機能拡充をめざします。
- ・ 具体的には、以下の交通ネットワークを検討しています。
 - 長距離バス：国内の主要都市と大阪IRを結ぶことで、飛行機や新幹線を利用しない近畿外からの来訪者のアクセス性を向上し、大阪IRが大阪・関西から日本広域に対する新たな交通拠点となることをめざします。
 - 空港・拠点駅シャトルバス：関西交通事業者等と協議して、関西3空港や新大阪駅などの鉄道拠点駅と大阪IRを結び、海外や近畿外からのビジネス客・観光客にとっての利便性を高めます。

<フェリーターミナル>

- ・ 大阪IRと関西国際空港との間を高速船で結び、海外や近畿外からのビジネス客・観光客にとっての利便性を高めることをめざし、関西交通事業者などと協議を進めていく予定です。これにより、空港を経由した日本各地への送客につなげる考えです。

評価基準9 送客施設

- ・ ショーケース機能について、全国の自治体やDMO等から受け取った観光情報の発信に加え、観光関係者等が直接情報発信できる**場の提供**といった取組が記載されており、全国の自治体やDMOのプロモーションの場としての使い勝手の向上も期待できる。また、季節ごとや旬のイベント等に合わせてコンテンツの入替えや更新を行うなど、何度来訪しても楽しめるような工夫が計画から読み取ることができた。

<区域整備計画 抜粋>

2. 送客施設の種類、機能、規模

(2) 導入機能

a. ショーケース機能

- ・ 国内外から訪れる多様な来訪者のニーズに応じた交通・観光情報を、多様なショーケースを通じて提供し、日本の観光魅力を効果的に発信する。
- ・ 新たな魅力発見の機会を提供するため、各地における**季節ごとや旬のイベント等に合わせたコンテンツの入替えや更新**、来訪時間帯に適したコンテンツ選定等を工夫する。
- ・ **自治体・DMOがIR来訪者に直接プロモーションを行うことのできる場を提供する。**
- ・ ショーケースのデバイスについては、xR(VR、AR、MR等の仮想空間技術、空間拡張技術の総称)等の最先端技術の活用によって観光地をリアルに感じられる体験を提供する。
- ・ **提供するコンテンツについては、観光事業に十分な実績・ノウハウを有した旅行会社の知見・経験に加え、各地の自治体・DMO等から幅広く情報収集を行う。**収集したコンテンツは、来訪者のデータベース等を参考に、ショーケースの設備等に合わせて映像等の形式にカスタマイズし、発信方法を工夫して提供する。

(4) 送客先の観光地及び国内外の事業者との連携

- ・ 各地の自治体・DMOとの直接的なコンタクトや、自治体・DMOとの関係を既に構築している旅行会社や交通事業者のネットワークを活かし、広範な連携体制を構築する。
- ・ 大阪府・市及び大阪観光局をはじめ、**全国の観光地や自治体・DMOから受け取った観光情報をIR事業者から発信するほか、観光関係者等が直接情報発信できる場を送客施設で提供する。**

評価基準9 送客施設

- コンシェルジュ機能について、「多様なスタイルのコンシェルジュを配置し、IR来訪者の属性、観光ニーズ、接客の好み等、各来訪者の旅行スタイルやニーズに柔軟に対応する」、「日帰りツアーや、広域で周遊観光を楽しむ募集型ツアー等の多様な観光商品を揃え、企画・提案・予約・手配のワンストップサービスにより幅広い需要に対応する。」といった記載があることから、顧客セグメントにもある程度意識を向けつつ旅行者に必要なサービスを一元的に提供する姿勢はうかがえる。その上で、送客の実効性の観点からは、あらかじめ全体の旅程を決めた上で訪日していることが多いMICE参加者への対応など、実際の運営に当たっては顧客セグメントごとに分析を行った上で施策に取り組むことが求められる。

<区域整備計画 抜粋>

2. 送客施設の種類、機能、規模

(2) 導入機能

b. コンシェルジュ機能

- 多様なスタイルのコンシェルジュを配置し、IR来訪者の属性、観光ニーズ、接客の好み等、各来訪者の旅行スタイルやニーズに柔軟に対応する。
 - 対面でサービスを提供するコンシェルジュでは、豊富な企画・提案の実績・ノウハウを有したコンシェルジュを配置し、来訪者の直接的なニーズだけではなく、潜在的なニーズを満たすような観光コンテンツやツアー等を提案する。
 - デバイスを活用したコンシェルジュは、タッチパネルやタブレット端末等を通じて旅行者自身による旅行の予約・手配が可能となるサービスを提供する。
- 日帰りツアーや、広域で周遊観光を楽しむ募集型ツアー等の多様な観光商品を揃え、企画・提案・予約・手配のワンストップサービスにより幅広い需要に対応する。
- 旅行者や観光コンテンツ等にかかるデータベースを活用し、各旅行者の関心に応じた企画・提案を行う。また、旅行者による一元的な予約・手配・決済に対応した効率的かつ利便性の高い交通・観光コンテンツ等サービスの仕組みを整備する。

評価基準9 送客施設

- 送客施設において魅力増進施設のコンテンツに関連した観光情報の紹介や観光商品の提供が想定されており、魅力増進施設と送客施設の連携により、IRへの来訪客を全国の観光地に効果的に送客する意図がうかがえる。

<質問回答 抜粋>

問 IR施設のターゲットに対して、旅前も含めて、どのようなタイミングと方法で、送客施設を利用できることをアピールしていくのかについて伺いたい。

(答)

- 旅前においては、大阪IRのホームページやアプリケーションを通じたアピールを想定しています。
- 大阪IR滞在中においては、大阪IRのホームページやアプリケーションのほか、宿泊施設や魅力増進施設等と連携した観光魅力の発信、すぐに予約・手配可能な日帰りツアー商品の提供など、大阪IRを起点とした周遊観光を楽しむことができる情報を送客施設内外で発信及びアピールすることによって、送客を図っていく想定です。
- 送客施設は、鉄道やバスを利用して大阪IRを訪れた多くの人々が通る駅前広場から大阪IRの内部への向かう動線に面して立地しています。また、視認性の高い外観デザインとアプローチしやすい形態の工夫を行うことで、近くを通りがかったIR来訪者が興味を持ち、足を運びやすい施設になると考えています。
- 送客施設のショーケース機能、コンシェルジュ機能による送客にとどまらず、大阪IRのホームページやアプリケーションを活用した観光情報提供など、送客施設の機能を介さない取組によっても、周遊観光を促進します。また、送客施設を経由することなく、交通機関の予約やチケット手配、IR外の観光商品の購入等を可能とし、IR全体として、送客機能を果たしていくことも重要だと考えています。
- 大阪IRに初めて来訪した際には周遊観光に至らなかった来訪者でも、再訪に際しての周遊観光を促せるよう、大阪IR滞在中のみならず旅後においてもアプリケーションやロイヤルティプログラムを通じたプロモーションを行う想定です。

評価基準9 送客施設

- 段階別の研修プログラムや実地研修、インターンシップによる各地の観光業に関わる人材の受入れといった記述があり、人材育成に前向きに取り組む姿勢がうかがえる。

<区域整備計画 抜粋>

2. 従業員の確保・育成

- IR事業者による送客施設の運営統括部門は、国際的な観光関連施設運営の実績・ノウハウを有したMGM及びオリックスからの出向者並びに観光業における経験が豊富な旅行会社からの出向者等が担う。IR事業者が段階的に人材を雇い、将来的には雇用した人材を中心とした運営をめざす。
- 来訪者にサービスを提供するコンシェルジュ等の人員は、旅行会社への業務委託等により確保する。
- 段階別の研修プログラムや実地研修による育成、インターンシップによる各地の観光業に関わる人材の受入れ等により、観光産業を支える観光人材の底上げを図る。

評価基準9 送客施設

- また、送客に係る事業の運営実績については、MGM及びオリックスのサービス提供の実績と、旅行会社や交通事業者等の有する実績・ノウハウを組み合わせることとしており、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることがうかがえる。

<区域整備計画 抜粋>

1. 送客施設の実施体制及び実施方法

(1) 基本的な考え方

IR事業者による送客施設全体の運営統括のもと、提供サービスの内容に応じて専門性を有する企業を活用しながら、ショーケース機能、コンシェルジュ機能及び交通機能をシームレスに提供し、一体的な施設運営とワンストップサービスの実現を図る。

(2) 旅行会社の活用

自治体やDMO、観光及び交通関連事業者等からの情報収集や観光商品の組成、送客施設の来訪者に観光情報提供等を行うコンシェルジュサービス等については、国際的な大型イベントや主要観光地、空港、ターミナル駅等での観光案内所の運営等の観光事業に十分な実績・ノウハウを有した旅行会社等に業務を委託する。

(3) テクノロジー企業の活用

ショーケース機能におけるxR等の技術を組み合わせたコンテンツの創出、コンシェルジュ機能におけるAI(Artificial Intelligence: 人工知能)を活用したコンシェルジュサービス等の一部業務については、提供サービスの内容に応じて専門性を有したテクノロジー企業に業務を委託する。

(4) 交通事業者等の活用

バスターミナルを中心とする交通機能にかかる施設運営及びサービス提供等の一部業務は、バス事業等交通サービスに実績・ノウハウを有した交通事業者等により協議会を設置し、当該協議会への業務の委託等を検討する。

※協議会を設置しない場合は、バス事業等交通サービスに実績・ノウハウを有した交通事業者等への業務の委託等を検討する。

評価基準9 送客施設

<区域整備計画 抜粋>

2. 従業員の確保・育成

- IR事業者による送客施設の運営統括部門は、国際的な観光関連施設運営の実績・ノウハウを有したMGM及びオリックスからの出向者並びに観光業における経験が豊富な旅行会社からの出向者等が担う。IR事業者が段階的に人材を雇い、将来的には雇用した人材を中心とした運営をめざす。

(略)

<質問回答 抜粋>

問 送客施設の運営統括部門は、実績・ノウハウを有したMGM及びオリックスからの出向者並びに観光業における経験が豊富な旅行会社からの出向者等が担うとされているが、MGM及びオリックスが送客施設の運営実績・ノウハウを十分有していると言えるのか、申請者に確認する必要。

- MGM及びオリックスは、評価基準9②2「従業員の確保・育成」に記載のとおり、大規模な観光関連施設の運営実績・ノウハウを有しており、外国人旅行者を含む、来訪者へのサービス提供の実績・経験を有しています。具体的には、MGMは、米国やマカオのカジノを含む統合型リゾートで富裕層を含む海外旅行客にサービス提供を行っています。また、オリックスは、関西3空港（オリックス株式会社が40%を出資する関西エアポート株式会社による）や国内宿泊施設等で海外旅行客及び日本人旅行客にサービス提供を行っています。
- 上記のようなMGM及びオリックスの実績等と、旅行会社や交通事業者等が送客施設と類似した施設の企画・開発・運営を通じて有する実績・ノウハウとを適切に組み合わせ、送客施設の運営に活かす想定です。

評價基準10

評価基準10 宿泊施設の規模

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
10. 宿泊施設の規模 (20点)	諸外国のIRにおける宿泊施設と比較して、客室の広さ、構成、設備が国際競争力を有するとともに、IR区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模を持つことが求められる。	①宿泊施設の種類、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ②宿泊施設の機能 ③宿泊施設の規模(客室のうち最小のものの床面積、スイートルームの最小のものの床面積、客室の総数に占めるスイートルームの割合含む)	なし	- 客室の広さ(一般・スイートルームの最小のものの床面積)、構成(施設・客室構成)、設備(外観・内装等)、及び施設全体の規模(構成別の客室数)について、シンガポールIRや同種事例を参考としつつ、来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模が十分に見込まれる計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 - 評価に当たっては、IRの基本方針や、観光立国推進基本計画の関連記述にも留意する。

(参考)「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定)(抄)

第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項

1 IR施設の在り方

(1)～(4) (略)

(5) 宿泊施設

日本型IRにおける宿泊施設では、MICE施設等の他のIR施設への来訪者の需要に対応するだけでなく、誘客施設の一つとして、高度化及び多様化する国内外の旅行者の需要に対応し、新たな宿泊需要を生み出すことを目指している。

このため、IR整備法では、宿泊施設は、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したものであって、政令で定める基準に適合するものであることが要件とされている。

(6)・(7) (略)

評価基準10 宿泊施設の規模

<認識整理>

- 宿泊施設の規模に関し、総客室面積約167,000㎡については政令要件(約10万㎡)を上回る規模を有していることから、相応に評価できる。総客室数約2,500室については、来訪者数規模(平均1日約5万人)や周辺地域での宿泊施設の規模を踏まえた設定収容力の水準適正についてはあまり説明がなく、十分な評価をすることは難しい。
- 客室の広さについて、客室全体での最小面積30㎡～45㎡(その中間値37.5㎡)、スイートルーム全体での最小面積65㎡～85㎡(その中間値75㎡)となっており、シンガポールをはじめとする諸外国のIR施設と比較しても見劣りはしない程度の広さとなっている。また、スイート比率は全客室数の約20%以上と、シンガポール等のIR施設の宿泊施設は上回っている。なお、MGM大阪ヴィラは全客室がスイートであり、最小部屋面積が400㎡～490㎡と、富裕層の宿泊需要やハイエンドの顧客向けの企業の需要にも対応した計画と考えられ、諸外国のIR施設と比較して訴求力を有することがうかがえる点は評価できる。
- 現状の平面図等からは一部日本風のデザインが見受けられ、富裕層に配慮した客室構成も見られるが、計画段階では、内装や設備については定性的な表現にとどまる部分もあるため、設計段階においては、日本・関西の文化の取り入れ、ラグジュアリーさ、動線等を含むVIP対応など、多くの訪日外国人を呼び込めるような訴求力の高いものとなるような十分な具現化や工夫が必要である。

評価基準10 宿泊施設の規模

- ・ 宿泊施設の規模に関し、総客室面積約167,000㎡については政令要件(約10万㎡)を上回る規模を有していることから、相応に評価できる。総客室数約2,500室については、来訪者数規模(平均1日約5万人)や周辺地域での宿泊施設の規模を踏まえた設定収容力の水準適正についてはあまり説明がなく、十分な評価をすることは難しい。

<区域整備計画 抜粋 (p.94～97)>

①宿泊施設の種類、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1. 宿泊施設の概要

利用者需要の高度化・多様化に対応した総客室数約2,375～2,760室を有する3つの宿泊施設を整備し、大阪IR全体のブランド価値や集客力の向上、滞在長期化の促進に貢献する。

2. 宿泊施設の種類

宿泊施設名	MGM大阪	MGM大阪ヴィラ	MUSUBIホテル
ブランド	MGM	MGM	新ブランド
グレード	ラグジュアリー	スーパー・ラグジュアリー	アッパー・アップスケール
特徴	エンターテインメントホテル	VIP向け最高級ホテル	多世代型アクアリゾートホテル

評価基準10 宿泊施設の規模

- 客室の広さについて、客室全体での最小面積 $30\text{m}^2\sim 45\text{m}^2$ （その中間値 37.5m^2 ）、スイートルーム全体での最小面積 $65\text{m}^2\sim 85\text{m}^2$ （その中間値 75m^2 ）となっており、シンガポールをはじめとする諸外国のIR施設と比較しても見劣りはしない程度の広さとなっている。また、スイート比率は全客室数の約20%以上と、シンガポール等のIR施設の宿泊施設は上回っている。なお、MGM大阪ヴィラは全客室がスイートであり、最小部屋面積が $400\text{m}^2\sim 490\text{m}^2$ と、富裕層の宿泊需要やハイエンドの顧客向けの企業の需要にも対応した計画と考えられ、諸外国のIR施設と比較して訴求力を有することがうかがえる点は評価できる。
- 現状の平面図等からは一部日本風のデザインが見受けられ、富裕層に配慮した客室構成も見られるが、計画段階では、内装や設備については定性的な表現にとどまる部分もあるため、設計段階においては、日本・関西の文化の取り入れ、ラグジュアリーさ、動線等を含むVIP対応など、多くの訪日外国人を呼び込めるような訴求力の高いものとなるような十分な具現化や工夫が必要である。

②宿泊施設の機能

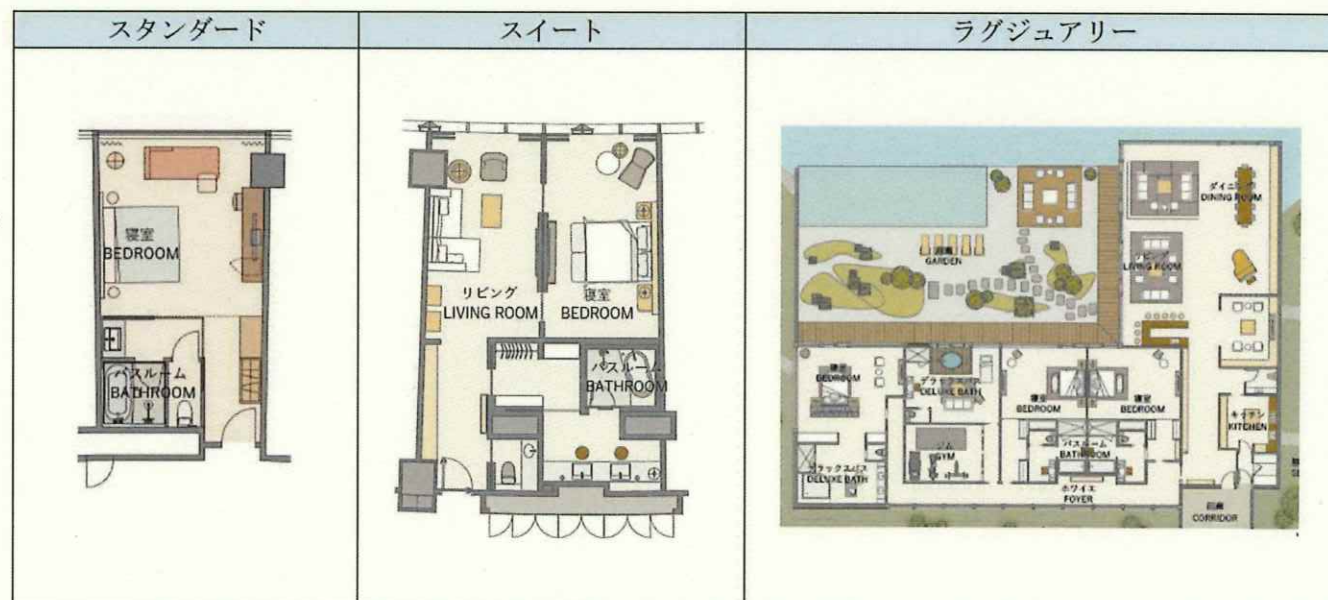
1. 宿泊施設の機能

(1) 客室ごとの機能・客室構成

- 来訪者の多様なニーズに対応し、リピーターに対しても常に新しい体験価値を提供できるよう、様々なタイプの客室を用意する。スイートルームは全体客室数の20%以上を確保する。
- あらゆる顧客層に対応できる国際競争力の高い客室を揃えることで、集客力の向上及び来訪者の滞在長期化をめざす。
- 世界中から訪れる富裕層の需要にも対応できるよう、スーパー・ラグジュアリーといった最高級クラスの客室も整備し、大阪IR全体のブランド価値向上に貢献する。

(2) 客室タイプごとの間取図のイメージ

<区域整備計画に基づき事務局作成 (p.94～97)>



※代表的な客室タイプのイメージ(現時点での想定イメージであり今後の設計の進捗に伴い、変更が生じる可能性がある。) 112

評価基準10 宿泊施設の規模

②宿泊施設の機能

1.宿泊施設の規模、客室ごとの収容人員、スイート比率

宿泊施設	部屋タイプ	最小床面積(m ²)	スイート比率
MGM大阪 (約1,830室)	スタンダード	約45～60	約20%以上
	スイート	約70～85	
	ラグジュアリー	約185～230	
MGM大阪ヴィラ (約10室)	ラグジュアリー	約400～490	100%
MUSUBIホテル (約660室)	スタンダード	約30～45	約2%以上
	スイート	約65～85	
	ラグジュアリー	約100～125	
合計 (約2,500室)	スタンダード全室平均(約60～75) スイート全室平均(約105～135) 総床面積約167,018		平均約20%以上

(誤)スタンダード全室平均⇒(正)全室平均

<区域整備計画に基づき事務局作成
(p.96～97)>

評価基準10 宿泊施設の規模

- なお、「大阪MGMヴィラ」は全客室がスイートであり、最小部屋面積が400㎡～490㎡と、富裕層の宿泊需要やハイエンドの顧客向けの企業の需要にも対応した計画と考えられ、諸外国のIR施設と比較して訴求力を有することがうかがえる点は評価できる。

<質問回答 抜粋>

- MGM大阪は、ダイナミックでアイコンックな形状の外装デザインと非日常を感じられる内装によって来訪者に感動と興奮を提供し、「エンターテインメント」を特徴とするホテルを計画します。MGM大阪は、エンターテインメント性に富んだ機能を提供することによってビジネス客からレジャー客まで幅広い層をターゲットとし、スタンダードからラグジュアリーまで国際競争力の高い客室を計画します。
- MGM大阪ヴィラは、MGM大阪の低層部に位置し、MGM大阪と調和する外観とします。最もハイエンドの富裕層をターゲットとし、それに相応しい上質でラグジュアリーな内装とともに、「結びの庭」に面するように配置することで大阪IRを一望できるビューを確保しながらプライベート感のある空間を備えることにより、「VIP向け最高級ホテル」を特徴とするホテルを計画します。MGM大阪ヴィラの客室については、最もハイエンドな富裕層に対応できるように国内最大級の客室面積を有するスーパー・ラグジュアリーな最高級クラスの客室を計画します。
- MUSUBIホテルは、「多世代型」のリゾートホテルとして多様な宿泊者に対応することから、幅広い宿泊者が楽しめるリゾート空間となるような外観を計画します。内装についても、多様な宿泊者に受け入れられるよう、日本の伝統や文化も感じられるようなものを取り入れ、癒しと安らぎをもたらす快適な滞在環境を計画します。また、「アクアリゾートホテル」を特徴づけるため、大阪IRの開発コンセプト「結びの水都」と親和性のある大浴場など、水を活用した附帯施設を計画します。MUSUBIホテルは、客室についても「多世代型」として、ビジネス・ファミリー・富裕層・長期滞在などの幅広い宿泊ゲストに対応できるよう、スタンダード、スイート、ラグジュアリーまで様々なタイプを計画します。

表：諸外国の宿泊施設等の現状分析

		世界的なブランド の宿泊施設※1	諸外国のIRの宿 泊施設※1※2	日本を代表する 宿泊施設※3	日本の大規模な 宿泊施設
最小客室面積 (㎡)	スイートルームの 最小客室面積の平均	67.0	65.6	58.7	64.1
	最小客室面積の平均	39.7	40.0	29.0	17.7
客 室 数	総客室数の平均	273	2,495	930	1,554
	スイートルーム数 の平均	35	617	47	28
	スイートルーム割合※4 の平均 (%)	14.8	19.2	5.3	2.3

※1：直近10年間（2009年以降）で整備されたものの平均。 ※2：IRの立地する国・地域ごとに平均を算出した上で、全体の平均を算出。

※3：「帝国ホテル東京」、「ホテルオークラ東京」、「ホテルニューオータニ東京」の3施設の平均

※4：上記の「スイートルーム数」を「総客室数」で除したのではなく、スイートルームの客室数が判明している宿泊施設の割合を平均したもの。

（出典）各施設HPやヒアリング等を基に事務局において作成。

出所：特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ

評価基準10 宿泊施設の規模

シンガポールIR及び大阪IR施設の宿泊施設の客室数、最小客室面積

施設名	入場者数 (開業3年目)	ホテル名	客室数			最小客室面積	
			総客室数	スイートルーム	総数の内スイートルームの割合	全体	スイートルーム
マリーナベイサンズ (開業時)	約509万人	マリーナベイサンズ	2, 561	264	10. 3%	39m ²	97m ²
リゾートワールドセ ン ト ー サ (開業時)	約243万人	合計	1, 612	197	12. 2%	32m ²	66m ²
		ビーチヴィラ	22	22	100%	—	76m ²
		クロックフォードタワー	121	121	100%	—	66m ²
		エクアリアホテル	183	10	5%	51m ²	96m ²
		フェスティブホテル	447	0	0%	32m ²	—
		ハードロックホテルシン ガポール	364	9	2%	40m ²	76m ²
		ホテルマイケル	464	24	5%	37m ²	80m ²
		オーシャンスイート	11	11	100%	—	93m ²
大阪IR	約1987万人	合計	2, 500	—	約20%以上	約30～45m ² その中間値37. 5m ²	約65～85m ² その中間値75m ²
		MGM大阪	1, 830	—	約20%以上	約45～60m ²	約70～85m ²
		MGM大阪ヴィラ	10	10	100%	約400～490m ²	約400～490m ²
		MUSUBIホテル	660	—	約2%以上	約30～45m ²	約65～85m ²

評価基準10 宿泊施設の規模

諸外国のIR施設の宿泊施設の客室数、最小客室面積

国・地域名	IR施設名 (開業年)	ホテル名	客室数			最小客室面積	
			総客室数	スイートルーム	スイートルーム 割合	スイートルーム	全体
シンガポール	Marina Bay Sands (2010)	Marina Bay Sands	2,561	264	10.3%	97	39
	Resort World Sentosa (2010)	合計	1,612	197	12.2%	—	—
		Beach Villas	22	22	100%	76	—
		Crockfords Tower	121	121	100%	66	—
		Equarius Hotel	183	10	5%	96	51
		Festive Hotel	447	0	0%	—	32
		Hard Rock Hotel Singapore	364	9	2%	76	40
		Hotel Michael	464	24	5%	80	37
		Ocean Suite	11	11	100%	93	—
米国 ネバダ州	City Center (2009)	合計	5,884	2,114	35.9%	—	—
		Aria resort & casino	4,004	568	14.2%	78	48
		Waldorf Astoria	389	55	14.1%	60	47
		Vdara Hotel & Spa	1,491	1,491	100%	54	—
マカオ	Sands Cotai Central (2012)	合計	6,279	764	12.2%	—	—
		Conrad Macau	654	192	29.4%	104	52
		Holiday INN	1,224	65	5.3%	75	37
		Sheraton Grand	4,001	361	9.0%	65	42
		The ST. Regis	400	146	36.5%	103	51
	The Parisian(2016)	The Parisian	2,541	774	30.5%	72	33
	MGM Cotai(2018)	MGM Cotai	1,390	142	10.2%	87	43
	City of Dreams (2009)	合計	2,179	614	28.2%	—	—
		Grown Towers(Nuwa)	290	88	30.3%	78	47
		The Countdown	326	70	21.5%	49	31
		Grand Hyatt	791	288	36.4%	64	52
		Morpheus	772	168	21.8%	73	58
	Studio City (2015)	合計	1,598	113	7.1%	—	—
		Celebrity Tower	996	19	1.9%	85	42
Star Tower		602	94	15.6%	62	62	
			総客室数	スイートルーム	スイートルーム 割合	スイートルーム	全体
平均			3,006	623	18.3%	77.0m ²	44.4m ²

※ 平均についてはIRの立地する国・地域ごとに平均を算出した上で、全体の平均を算出。

(出典) 事業者へのヒアリングを基に作成

(誤) 事業者へのヒアリングを基に作成⇒(正) 事業者へのヒアリング及び事務局調査を基に事務局作成

評価基準11

評価基準11 レストラン等の付帯サービス

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
11. レストラン等の付帯サービス(10点)	レストランなどの飲食サービスやその他付帯サービスのラインナップやクオリティが、国際競争力の高い、優れたものであることが求められる。	①宿泊施設の飲食サービス (レストラン等の概要(想定する規模、ターゲット、予算水準、ジャンル)のほか、国際競争力の高さや、MICE参加者の利用者ニーズへの対応の考え方を記載) (ルームサービス等のレストラン以外での飲食サービスの提供方針を記載) ②宿泊施設のその他付帯サービス	なし	・方針について、以下①、②で例示する観点など、国際競争力の高い、優れたものとなるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①飲食サービス</th><th>②その他付帯サービス</th></tr><tr><td> ・バラエティ(ジャンル、予算水準)が豊富 ・国際競争力がある ・MICE参加者の利用者ニーズへの対応について十分考えられている </td><td> ・多様なサービスを有している </td></tr></table> ・評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、宿泊施設以外の飲食サービスに関する記載内容(評価基準⑬「その他観光旅客の来訪・滞在促進施設」等で提案がなされることを想定)にも留意するものとする。	①飲食サービス	②その他付帯サービス	・バラエティ(ジャンル、予算水準)が豊富 ・国際競争力がある ・MICE参加者の利用者ニーズへの対応について十分考えられている	・多様なサービスを有している
①飲食サービス	②その他付帯サービス							
・バラエティ(ジャンル、予算水準)が豊富 ・国際競争力がある ・MICE参加者の利用者ニーズへの対応について十分考えられている	・多様なサービスを有している							

評価基準11 レストラン等の付帯サービス

<認識整理>

- 飲食サービスについて、独自性のある高付加価値な「食」やその空間の提供と多様なサービスを提供しようとする姿勢がうかがえる点は一定評価できる。例えば、国内外の有名シェフ・地元ゆかりの企業との連携やMGM大阪ヴィラでの高品質なルームサービスの提供は、ラインナップやクオリティについて工夫がうかがえる。他方、様々な客層が楽しめる価格帯や多様なジャンルについては、具体的なイメージを抱くことができる説明は十分には見られなかったと思われる。例えば、「和・洋・中」や「ビジネス・ファミリー層」といった区分だけでなく、昨今は客層としても無視できない若年層を念頭においた飲食サービス、ハラル・ベジタリアン・ビーガンといった食のジャンルや食物アレルギーへの対応を意識している記述は見られない。
- その他の付帯サービスについても、それぞれの客層のニーズに応じた多様なサービスを一定有していると考えられる。しかしながら、VIP向けホテルであるMGM大阪ヴィラにおいては、通常のVIPサービスとは差別化されたラグジュアリー感や国際競争力をもう一步意識し、大阪IRが滞在先として選択されるような工夫がさらに必要である。

評価基準11 レストラン等の他付帯サービス

- 飲食サービスについて、独自性のある高付加価値な「食」やその空間の提供と多様なサービスを提供しようとする姿勢がうかがえる点は一定評価できる。例えば、国内外の有名シェフ・地元ゆかりの企業との連携やMGM大阪ヴィラでの高品質なルームサービスの提供は、ラインナップやクオリティについて工夫がうかがえる。他方、様々な客層が楽しめる価格帯や多様なジャンルについては、具体的なイメージを抱くことができる説明は十分には見られなかったと思われる。例えば、「和・洋・中」や「ビジネス・ファミリー層」といった区分だけでなく、昨今は客層としても無視できない若年層を念頭においた飲食サービス、ハラル・ベジタリアン・ビーガンといった食のジャンルや食物アレルギーへの対応を意識している記述は見られない。

①宿泊施設の飲食サービス

<区域整備計画 抜粋 (p.98)>

【図表1：宿泊施設に附帯する飲食施設※1】

宿泊施設名	ジャンル	ターゲット	予算水準	規模※2 (延床面積)	延床面積 (暫定計画値)	
MGM大阪	バーラウンジ	宿泊者、MICE参加者	2,000円前後	約1,800～2,800㎡	720㎡	合計 2,312㎡
	カフェ	スパを利用する宿泊者	1,000円前後		102㎡	
	レストラン	富裕層を中心とした大阪IRの全ての来訪者	16,000円前後		1,065㎡	
	クラブラウンジ	宿泊者	4,000円前後		425㎡	
MUSUBIホテル	バーラウンジ	大阪IRの全ての来訪者	2,000円前後	約1,700～2,700㎡	481㎡	合計 2,246㎡
	ブッフェ	大阪IRの全ての来訪者	4,000円前後		743㎡	
	軽食レストラン	大阪IRの全ての来訪者	1,000円前後		134㎡	
	レストラン	大阪IRの全ての来訪者	9,000円前後		450㎡	
	クラブラウンジ	大阪IRの全ての来訪者	2,000円前後		438㎡	

※1 飲食施設のジャンル、ターゲット、予算水準は、上記のコンセプトを踏まえつつ、今後の設計・施工過程及び来訪者ニーズや流行の変化を踏まえて一定変更する可能性がある。

※2 飲食施設のジャンル別の延床面積については、今後の設計の進捗に伴いMGM大阪の飲食施設の合計（約1,800～2,800㎡）及びMUSUBIホテルの飲食施設の合計（約1,700～2,700㎡）それぞれの範囲で変更が生じる可能性がある。

評価基準11 レストラン等の他付帯サービス

<区域整備計画 抜粋 (p.98～99)>

①宿泊施設の飲食サービス

1. 設置予定の飲食施設

(2) 国際競争力の高さ

- ・ 国内外の有名シェフやレストランと連携し、世界的に高い評価を得られるような飲食施設を展開することで、独自性と創造性のある高付加価値な「食」の体験を提供する。
- ・ MGM大阪及びMUSUBIホテル内は、ウォーターフロント空間を最大限楽しめるように、レストランやバーラウンジの配置を工夫する。

(3) MICE参加者の利用者ニーズへの対応

- ・ 来訪者の飲食ニーズに対応した幅広いサービスを提供することで、MICE開催地として的大阪IRの優位性を確立する。
- ・ MICE利用者が大阪IRでの飲食をより快適に楽しめるよう、大人数のグループに対応できる飲食施設を用意するだけでなく、その予約・手配を行う専任スタッフを配置することで円滑にサービスを提供する。
- ・ 国内外のパートナーとの連携を通じて大阪IRを世界有数の「食」のデスティネーションへと昇華させることに取り組み、MICE参加者の長期滞在を促進するとともに再訪率の向上を図る。

(4) レストラン以外での飲食サービスの提供方針

- ・ VIP向け最高級ホテルであるMGM大阪ヴィラやMGM大阪及びMUSUBIホテルには、ルームサービス用のキッチンを設置の上、客室において、多様な飲食ニーズを満たす高品質なルームサービスを提供する。
- ・ その他、宿泊者が客室内で手軽に飲食を楽しめるよう、軽食レストラン等ではテイクアウトに対応したサービスを提供する。

評価基準11 レストラン等の他付帯サービス

<質問回答 抜粋>

- 評価基準11記載のMGM大阪に附帯する高級レストランについては、MGMの既存施設の実績をベースに、1食あたりの平均予算水準として16,000円を設定しています。
- 当該レストランのターゲットは富裕層を中心とした全ての来訪者としていますが、さらにハイエンドの客層にターゲットを限定した飲食施設として、平均予算水準が■■■■以上の本格的な割烹料理やフランス料理の飲食施設を設置することも検討しています。参考として、MGMのラスベガスの既存施設では、最低単価が5万円以上の飲食施設も設置されています。
- ラスベガスでは、さらに限られたVIP向けに、高級レストランのなかでも、一般のゲストは入ることができない特別な空間で最高級の料理を楽しむことができるサービス等を提供しています。大阪IRにおいても、よりラグジュアリーな体験を求めるVIPゲストに満足頂くことができるように、単価が■■■■以上あるいはさらに高価格帯の飲食施設の設置や飲食サービスの提供を検討していきます。
- バーラウンジを除くレストラン等の飲食施設のうち、概ね■■■■以上の店舗はハイエンドの客層向けの高級な飲食施設を設置する予定です。

<質問回答 抜粋>

- 各飲食施設の和・洋・中などのジャンルに関しては、宿泊施設内だけではなく、IR全体における飲食施設の配置バランスを加味しながら、開業時の時流を踏まえつつ今後決定する予定です。
- 国内外の多様な来場者の飲食ニーズに対応するため、いずれかのジャンルのみには偏ることなく、幅広いジャンルの飲食施設を展開していきます。

評価基準11 レストラン等の他付帯サービス

- その他の付帯サービスについても、それぞれの客層のニーズに応じた多様なサービスを一定有していると考えられる。しかしながら、VIP向けホテルであるMGM大阪ヴィラにおいては、通常のVIPサービスとは差別化されたラグジュアリー感や国際競争力をもう一步意識し、大阪IRが滞在先として選択されるような工夫がさらに必要である。

<区域整備計画 抜粋 (p.98～99)>

②宿泊施設のその他付帯サービス

- 大阪IRでしか得られない滞在体験を国内外の多様な来訪者に提供し、リピート率の向上、来訪者の滞在の長期化を促す。
- 客室や飲食施設のほかにも滞在促進に寄与するスパ、ジム、プール等の付帯サービスを提供するとともに、大阪IR内のエンターテイメント、アート、ウェルネス等の様々なコンテンツと連携することで快適性や満足度を高める。

【図表2：その他付帯サービスの概要】

宿泊施設	付帯サービス	運営方針	サービスの質の高さに 関する客観的根拠等
共通	送迎サービス	利用者のセグメント（VIP、プレミアムマス、マス）やニーズに合わせて、空港や主要駅からの送迎サービスを提供	• チェックイン、チェックアウト時間に応じた送迎サービス • 多様なニーズに応えるコンシェルジュサービスを提供し、滞在の長期化を促進
	IR施設内の各種コンテンツの予約手配	各種コンテンツの魅力や営業時間等の基本情報の提供、予約手配や各施設までのルート等を案内	• 幅広い顧客の満足を獲得しているMGMの既存施設（米国・マカオ）での運営ノウハウを活用

評価基準11 レストラン等の他付帯サービス

MGM大阪	Luxuryリテール	MGM大阪の下層階に世界トップクラスのハイブランドをアジア有数の規模で集積させ、非日常的なショッピング体験を提供	MGMがラスベガスで開発した、高級ショッピングモールと同等水準の施設を整備
	その他リテール	大阪・関西の土産物や日用品等を取り扱い、来訪者の多様なニーズに対応	500品目以上の土産物・日用品等を用意
	スパ	上質なリラクゼーションを体験できる高級スパを宿泊施設内に設置	MGMがスパ事業でフォーブス5つ星を獲得した実績を活かし、地域の嗜好や需要に合わせたトリートメントを高級ホテルに相応しいサービス水準で提供
	ジム、プール	スパに併設し、上質な滞在体験を提供	健康志向の高い来訪者ニーズ、国内外の長期滞在者のニーズに対応できるラグジュアリーホテルに相応しいサービスを提供
	コンサバトリー	何度訪れても飽きないよう、季節ごとにテーマを変えた展示物や様々なアート作品を展示	・アトリウムを活用した展示施設において、多くの来訪者に非日常感のある空間を提供 ・MGMがラスベガスで運営するコンサバトリーは1日に約1万5,000人が訪れる人気施設
MGM大阪 ヴィラ	プライベートプール、 プライベートガーデン	・全客室にプライベートガーデン及びプライベートプールを設置 ・宿泊ゲストのプライバシーを保ち快適な滞在環境を提供	完全なプライベート空間の中で、VIPゲストのあらゆるニーズに応えるため専属スタッフ（バトラー）が待機し、大阪IRならではの最高のおもてなしを提供
	専用ロビー	宿泊ゲストのみが利用できる完全なプライベート空間を提供	最高級ホテルに相応しいサービスを提供
MUSUBI ホテル	その他リテール	大阪・関西の土産物・日用品等を取り扱い、滞在者の多様なニーズに対応	思わず買いたくなるような土産品や滞在に便利な商品を販売
	ジム、大浴場等	快適な滞在環境を提供	ビジネス・ファミリー・富裕層・長期滞在等国内外からの多様な来訪者を想定した幅広い付帯サービスを提供

評価基準11 レストラン等の他付帯サービス

<質問回答 抜粋>

- ラスベガスのベラージオのコンサバトリーでは、春、夏、秋、冬、そして春節の特別展示と、年に5回、季節に応じた見応えのある展示が行われています。(中略)ラスベガスを代表する「インスタグラム・モーメント」となっており、展示の様子は全世界に効果的に発信されています。
- 大阪IRのコンサバトリーも同様に、年間を通じて、一定期間ごとにディスプレイや展示内容を変化させることで、来場者を惹きつけ再来訪させることをめざします。

<質問回答 抜粋>

- MGMヴィラは、よりプライベートな空間を求め、特別な体験を好むVIPゲストをもてなすための専用ロビーを計画します。
- 専用ロビーでは、通常のフロントデスクやホテルロビーとは異なる、より上質なサービスを提供し、到着からチェックインまでのプロセスをサポートします。
- MGMヴィラの宿泊者は、専用ロビーからMGMヴィラフロアへ直結している専用エレベーターを使って、専用車寄せからダイレクトに到着・出発が可能となります。
- MGMヴィラでは、VIPゲストのニーズに合わせてカスタマイズされた一対一のサービスも提供されます。それぞれのゲストには、通常、その顧客のニーズ、要求、好み、そして何が顧客にとっての「WOW」であるかについて熟知しているバトラー(執事)がついており、ゲストのためにカスタマイズされた体験を可能とします。
- 専用ロビーでは、到着時に軽食なども提供します。

評価基準11 レストラン等の他付帯サービス

< 10/28 ヒアリング 質問 >

- MGM大阪ヴィラはすごく広いお部屋で、ハイエンドの富裕層をターゲットとしているようなんですけれども、その人たちはこの区域内に何日ぐらい滞在して、どういうことをして過ごすようなことを想定されているのか。

< 回答 抜粋 >

- MGM大阪ヴィラに宿泊するのは、主にVIPのカジノ客になります。これらのお客様はIR滞在中は主にゲーミング、施設内の高級レストランでの食事、高級ブランドでのショッピング、エンターテインメントイベントなどを楽します。そのほかにも大阪や日本国内で開催されるF1やゴルフトーナメントといった特別で、いわゆるチケットが入手が難しいスポーツイベントなどにお客様を招待することもあります。VIPコンシェルジュサービスによって、それぞれのお客様のニーズに合わせてテーラーメイドされた日本国内の周遊旅行も提供されます。(中略)大阪IRだからできる、ラグジュアリーで、プライベートな空港送迎を含め、日本に到着した瞬間から出発までのワンストップサービス、IRの様々なサービスやアトラクションを目当てに、ゲーミングをしない超富裕層やセレブリティがMGM大阪ヴィラに宿泊を希望することも考えられます。(中略)滞在期間になりますが、それぞれのお客様にもよると思うのですが、

評価基準12

評価基準12 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク		
12. 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制(30点)	来訪者の満足につながる質の高いサービスが提供されるとともに、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	①宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法	なし	・方針について、以下で例示する観点など、来訪者の満足につながる質の高いサービスを提供するよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 (評価の観点の例) <table><tr><th>体制及びノウハウ</th></tr><tr><td>運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している </td></tr></table> ・評価に当たっては、シンガポールIRや国内の先進事例を参考にしつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。	体制及びノウハウ	運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している
体制及びノウハウ						
運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している						

評価基準12 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制

＜認識整理＞

- 宿泊施設の運営については、十分な運営実績を有するMGMやオリックスを中核株主に持つIR事業者の直営であり、そのノウハウを活かしつつ、「IR事業者内に宿泊部門を統括する責任者を配置した上で、各宿泊施設においても、各宿泊施設の運営を統括するゼネラルマネージャーを配置する」ことが計画されており、多様な来訪者の満足につながるようきめ細やかなサービス提供を実施しようとする姿勢がうかがえる。なお、前掲のゼネラルマネージャー等の配置といった体制論のほかには、MGM大阪ヴィラなどにおける一部の特徴的な記述を除いては、宿泊施設ごとのブランディングに応じて具体的にどのような特徴の質の高いサービスを提供しようとしているか、イメージを抱くことができる説明はあまり見られなかったと思われる。
- また、人材確保の方針については、「開業の約2年前から主要幹部を中心に採用活動を開始し、早期に部門体制を構築する」ことが提案されており、早期の段階から宿泊施設の運営に必要な体制を備えようとしているほか、専門学校等の育成機関と連携した大阪・関西の人材基盤の強化を含めて前向きな姿勢がうかがえる。**他方**、観光・ホスピタリティ産業において、コロナ禍からの回復期をたどる中で人手不足・人材不足が広く深刻になり、**加えて今後の人口減少等により、一層労働力不足が見込まれ**、宿泊施設のサービスの質を確保する上で重要である優秀な人材の確保とそれに相応する競争力がある給与面その他の待遇や働きやすい環境づくり等について、継続的な努力が必要である。

評価基準12 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制

- 宿泊施設の運営については、十分な運営実績を有するMGMやオリックスを中核株主に持つIR事業者の直営であり、そのノウハウを活かしつつ、「IR事業者内に宿泊部門を統括する責任者を配置した上で、各宿泊施設においても、各宿泊施設の運営を統括するゼネラルマネージャーを配置する」ことが計画されており、多様な来訪者の満足につながるようきめ細やかなサービス提供を実施しようとする姿勢がうかがえる。なお、前掲のゼネラルマネージャー等の配置といった体制論のほかには、MGM大阪ヴィラなどにおける一部の特徴的な記述を除いては、宿泊施設ごとのブランディングに応じて具体的にどのような特徴の質の高いサービスを提供しようとしているか、イメージを抱くことができる説明はあまり見られなかったと思われる。

①宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法 <区域整備計画 抜粋 (p.100～102)>

1. 宿泊施設の運営体制及び運営方法

(1) 各宿泊施設での共通方針

MGM及びオリックスが有する様々な知見・ノウハウを活かすとともに、宿泊施設以外の他の事業部門や関西企業をはじめとするパートナーと連携し、強固な組織・実施体制を築き、大阪IR全体として、また、各宿泊施設が最適に運営できる体制を構築する。

- 全ての宿泊施設の所有・経営はIR事業者が行う。附帯施設の運営については、IR事業者又はMGM及びオリックス等への委託等により行う。
- IR事業者内に宿泊部門を統括する責任者を配置した上で、各宿泊施設においても、各宿泊施設の運営を統括するゼネラルマネージャーを配置する。これにより、施設ごとにきめ細やかで充実したサービスを迅速に利用者に行き届けながら、全宿泊施設の運営を一体的に統括し、大阪IR全体として、宿泊施設にかかる業務・サービスの最適化が図られる効率的・効果的な体制を構築する。

(2) MGM大阪の運営体制及び運営方針

- MGM大阪の運営は、IR事業者が行う。
- 飲食施設、スパその他の附帯施設・サービスの運営は、IR事業者の直営或いは外部の専門業者への運営委託、附帯施設の賃貸等の活用により、提供するサービス内容に応じた最適な方法により運営する。
- MGM大阪の飲食施設、スパその他の附帯施設・サービスの担当部門は、ゼネラルマネージャーの統括下で相互に連携し、利用者に対して利便性の高いシームレスなサービス提供が可能となる運営を行う。

評価基準12 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制

①宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法 <区域整備計画 抜粋 (p.100～102)>

(3) MUSUBIホテルの運営体制及び運営方針

- MUSUBIホテルの運営は、IR事業者が行う。
- 飲食施設、スパその他の附帯施設・サービスの運営は、IR事業者の直営或いは外部の専門業者への運営委託、附帯施設の賃貸等の活用により、提供するサービス内容に応じた最適な方法により運営する。
- MUSUBIホテルの飲食施設、スパその他の附帯施設・サービスの担当部門は、ゼネラルマネージャーの統括下で相互に連携し、利用者に対して利便性の高いシームレスなサービス提供が可能となる運営を行う。

(4) MGM大阪ヴィラの運営体制及び運営方針

- MGM大阪ヴィラの運営は、IR事業者が行う。
- **MGM大阪ヴィラは、客室ごとに専属スタッフ(バトラー)を配置し、ゲストひとりひとりの嗜好や行動パターンに合わせたサービスをいつでも提供できる体制を構築する。**
- ルームサービスやバトラーサービス等の運営は、IR事業者の直営或いは外部の専門業者への運営委託の活用により、提供するサービス内容に応じた最適な方法により運営する。
- MGM大阪ヴィラのルームサービスやバトラーサービスの担当部門は、ゼネラルマネージャーの統括下で相互に連携し、利用者に対して利便性の高いシームレスなサービス提供が可能となる運営を行う。

評価基準12 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制

MGMとオリックスの実績

(1) MGMリゾート・インターナショナルの主な実績※1

施設	場所	客室数	補足
ARIA Resort & Casino	ネバダ州 ラスベガス	4,004室	バリエーション豊かな客室を整備しており、中でもARIA Sky Suitesが「U.S ニュース・アンド・ワールド・リポート」による「ベストホテル・ランキング」において、ラスベガスで第1位、ネバダ州で第1位、米国で第32位にランクイン(2019年)したほか、10年連続で「フォーブス」の5つ星ホテルに選ばれ、世界のベストホテルの1つにランクインしている。
MGM Grand Las Vegas	ネバダ州 ラスベガス	6,071室	- Skylofts at MGM Grandが「フォーブス」で5つ星(2010～2021)、「U.S ニュース・アンド・ワールド・リポート」(2021)のGold Badge、AAA(American Automobile Association:アメリカ自動車協会)の4つ星ダイヤモンド(2019～2021)を得る等、富裕層から高い評価を獲得している。 - また、The Signature at MGM GrandもAAAの4つ星ダイヤモンド(2007～2021)を獲得している。 29室のプライベートヴィラはRobb Reportより「Best of the Best」Hotelの評価を獲得している。
Bellagio Resort and Casino	ネバダ州 ラスベガス	3,933室	- Mandalay Bay、Delano Las Vegas(オールスイート施設)、Four Seasons Hotel Las Vegas、の3つの異なるスタイルの宿泊施設を整備している。 - AAAの4つ星ダイヤモンド(2000～2021)を受賞した。AAAの5つ星ダイヤモンドを受賞した。
Mandalay Bay Resort and Casino	ネバダ州 ラスベガス	4,750室	- Mandalay Bay、Delano Las Vegas(オールスイート施設)、Four Seasons Hotel Las Vegas、の3つの異なるスタイルの宿泊施設を整備している。 - AAAの4つ星ダイヤモンド(2000～2021)を受賞した。
その他	-	-	Vdara Hotel & Spa(ネバダ州ラスベガス、1,495室)やMGM Macau(マカオ特別行政区、582室)でも、「フォーブス」の4つ星から5つ星を獲得した。

※1 IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者は合同会社日本MGMリゾートになるが、本項においては宿泊施設の運営実績の状況については100%親会社であるMGMリゾート・インターナショナルの実績について記載する。合同会社日本MGMリゾートは日本におけるMGMリゾート・インターナショナルの特定複合観光施設の開発等を目的とした100%子会社である。

Bellagio Resort and Casino

(誤)

- Mandalay Bay、Delano Las Vegas(オールスイート施設)、Four Seasons Hotel Las Vegas、の3つの異なるスタイルの宿泊施設を整備している。
- AAAの4つ星ダイヤモンド(2000～2021)を受賞した。AAAの5つ星ダイヤモンドを受賞した。

⇒

(正)

- AAAの5つ星ダイヤモンドを受賞した。

評価基準12 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制

MGMとオリックスの実績

(2)オリックスの主な実績

施設	場所	客室数	補足
別府温泉 杉乃井ホテル	大分県別府市	647室	・1944年開業、九州最大級の温泉リゾート。TripAdvisorにて顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
箱根・芦ノ湖 はなをり	神奈川県 足柄下郡箱根町	154室	・TripAdvisorにて顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
USJオフィシャルホテル ①ホテルユニバーサルポート ②ホテルユニバーサルポート ヴィータ	大阪府大阪市	①600室 ②428室	・両宿泊施設ともに高稼働を維持している。特に、①はTripAdvisorにて「トラベラーズチョイス2019年」を受賞した。また、顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
ハイアット リージェンシー 京都	京都府京都市	189室	・オリックスグループが過半を出資するSPCが事業主体で、ホテル運営はハイアットへ委託、オリックスグループがホテルを経営している。 ・高稼働を維持しており、TripAdvisorにて「トラベラーズチョイス2019年」を受賞した。また、顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
ハイアット セントリック 銀座	東京都中央区 銀座	164室	・オリックスグループが100%出資するSPCが事業主体で、ホテル運営はハイアットへ委託、オリックスグループがホテルを経営している。 ・高稼働を維持しており、TripAdvisorにて、顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
北谷町フィッシャリーナ地区開発 ①ヒルトン沖縄北谷リゾート ②ダブルツリー by ヒルトン 沖縄北谷リゾート	沖縄県中頭郡 北谷町	①346室 ②160室	・オリックスグループが100%出資するSPCが事業主体で、ホテル運営はヒルトンへ委託、オリックスグループがホテルを経営している。 ・両宿泊施設ともに高稼働を維持している。 ・①はTripAdvisorにて「トラベラーズチョイス2019年」を受賞。また、顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。 ・②もTripAdvisorにて顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。

評価基準12 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制

- また、人材確保の方針については、「開業の約2年前から主要幹部を中心に採用活動を開始し、早期に部門体制を構築する」ことが提案されており、早期の段階から宿泊施設の運営に必要な体制を備えようとしているほか、専門学校等の育成機関と連携した大阪・関西の人材基盤の強化を含めて前向きな姿勢がうかがえる。
他方、観光・ホスピタリティ産業において、コロナ禍からの回復期をたどる中で人手不足・人材不足が広く深刻になり、加えて今後の人口減少等により、一層労働力不足が見込まれ、宿泊施設のサービスの質を確保する上で重要である優秀な人材の確保とそれに相応する競争力がある給与面その他の待遇や働きやすい環境づくり等について、継続的な努力が必要である。

<区域整備計画 抜粋 (p.100～102)>

3. 従業員の確保・育成方針

(1) 基本的な考え方

- フロント業務は高度な接客が求められ、加えて、海外からの来訪者対応等において外国語能力も重要になるため、語学力・接客力・洞察力・提案力に優れ、ウェルカムマインドを持った人材の雇用・育成をめざす。

(2) 人材確保の方針

- 開業の約2年前から主要幹部を中心に採用活動を開始し、早期に部門体制を構築する。
- また、フロントスタッフ、コンシェルジュ、レストランサービス、調理スタッフなど多岐にわたる人材募集を行い、宿泊施設の運営に必要となる人材を確保する。
- 採用活動に際しては、MGM及びオリックスグループの持つ採用ノウハウを活かし、人材確保に向けて次のような取組みを行う。
 - ▶ 新卒採用については、国内のホテル専門学校や調理専門学校とのコネクションを活用して大阪IRの宿泊施設についてPRを行い、人材募集にかかる告知を展開する。
 - ▶ 中途人材については、人材紹介会社や求人情報サイト等の幅広いネットワークを活かし、採用活動を実施する。
 - ▶ 海外人材については、MGMが保有する米国やマカオ等の海外ネットワークの活用等により人材確保を行う。

(3) 人材育成の方針

- 従業員の一部は、開業前からMGM及びオリックスグループが運営するホテル等施設において実際に働きながらトレーニングを行うことで、十分なスキルを備えた人材を育成する。
- 開業後は、段階に応じて各種業務を幅広く経験することで、キャリアのステップアップが可能な人材育成計画と労働環境を整備する。
- 一定のスキルを身に付けたスタッフには、米国やマカオの富裕層向け宿泊施設での実地研修等を行い、新たなスキルやグローバルな視点を身に付ける機会を提供し、サービス産業の高度化に資するグローバルで高度な人材育成を図る

評価基準12 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制

<質問回答 抜粋>

- 宿泊施設の**主要幹部等の人材**については、人材紹介会社や求人情報サイト等の幅広いネットワークの活用、リファラルリクルーティングのような紹介活動などをおした求人によって確保を図る一方、**地域との共存共栄、高度な観光・ホスピタリティ人材の育成の観点から、教育機関や業界・民間団体などの育成機関と連携し、大阪・関西の人材基盤の強化及び研修等による人材育成に取り組めます。**
- 加えて、日本人を含む海外人材や、宿泊施設運営にかかる経験を有するものの、出産・育児などで一時的に職場を離れた女性など、**潜在的労働力を掘り起こし、確保できるような広報・PR活動、研修や職場環境の整備等により、人材の就労機会拡大につなげ、人材基盤強化に貢献**することを考えています。
- なお、MGMでは、大阪・関西の教育機関と連携し、観光・ホスピタリティ業界のリーダー層の育成をめざすエデュケーションプログラムを複数回実施してきました。今後も、同様の取り組みをとおして、**若年層から観光人材の底上げに寄与していきます。**

評價基準13

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
13. その他 観光旅客 の 来 訪・ 滞在促進 施設(30 点)	コンテンツやサー ビスが、国際競争 力と高いクオリティ を有し、外国人旅 行客をはじめとし た幅広い人々が楽 しむことのできる観 光資源であること が求められる。ま た、施設の運営や コンテンツの調達・ 開発など、計画さ れた事業を実施す るために必要な体 制及びノウハウを 備えていることが 求められる。	①その他観光旅客の来訪 及び滞在の促進に寄与 する施設の種類、機能、 規模、外観及び内装の 特徴、設置及び運営の 方針 ②その他観光旅客の来訪 及び滞在の促進に寄与 する施設の業務の実施 体制及び実施方法	なし	・方針について、以下①、②で例示する観点など、国際競争力と高いクオリティを有し、外国人旅行客をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①コンテンツ・サービス</th><th>②体制及びノウハウ</th></tr><tr><td> ・世界的に知名度や実績のあるコンテンツやサービスの提供がなされる計画である ・地域独自のコンテンツやサービスの提供がなされる計画である ・来訪目的、年齢層、国籍を問わず、ターゲット客層が楽しめるコンテンツやサービスを提供することが検討されている </td><td> 運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ・サービス制作に携わる主要スタッフについて、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある </td></tr></table>	①コンテンツ・サービス	②体制及びノウハウ	・世界的に知名度や実績のあるコンテンツやサービスの提供がなされる計画である ・地域独自のコンテンツやサービスの提供がなされる計画である ・来訪目的、年齢層、国籍を問わず、ターゲット客層が楽しめるコンテンツやサービスを提供することが検討されている	運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ・サービス制作に携わる主要スタッフについて、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある
①コンテンツ・サービス	②体制及びノウハウ							
・世界的に知名度や実績のあるコンテンツやサービスの提供がなされる計画である ・地域独自のコンテンツやサービスの提供がなされる計画である ・来訪目的、年齢層、国籍を問わず、ターゲット客層が楽しめるコンテンツやサービスを提供することが検討されている	運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ・サービス制作に携わる主要スタッフについて、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある							

<認識整理>

- ・ 夢洲シアターでは、世界的なアーティストによるコンサートやパフォーマンス等が行われ、コンテンツに応じてVIP・ビジネス・ファミリー層の誘引が計画されており、外国人旅行客をはじめとした幅広い客層が楽しめる施設となっており、また、公演期間・開催頻度について、中長期公演と単発のイベントをローテーション形式で開催することなど、IR施設への集客力を高める観点から、安定的に魅力的なコンテンツを提供していく姿勢がうかがえる。他方、現状での説明から判断すれば、現時点ではシンガポールの施設などには及ばないかもしれない面もあり、計画の磨き上げを求める。
- ・ また、ガーデンシアターや関西ジャパンハウスなどの魅力増進施設といった他のIR施設と一体となって楽しめるよう工夫されていることがうかがえるが、平日・休日を問わず国内外からの集客力を高め、曜日による極端な需要波動・落ち込みを生じさせずに営業の持続可能性を高められるよう、来訪・滞在を促せるコンテンツのラインナップ・定期的な組替えの具体化を行うことが重要である。
- ・ また、ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレーでは、来訪者のナイトライフを充実させるエンターテインメント性に富んだ「食」体験の提供や、Luxuryリテールでは、世界トップクラスのハイブランドを集積した非日常的なショッピング体験の提供が検討されており、外国人旅行客や国内外の富裕層をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできるよう配慮されていることはうかがえる。
- ・ 運営体制について、エンターテインメント施設では、アーティスト・関係プロモーターとのネットワークを活用した誘致の実施や、飲食施設では、MGMのラスベガスでの運営の知見を活かし、IR事業者による直営を中心とするといった記述があり、MGMの実績を活かしていこうとしていることは、前向きな姿勢としてはある程度評価できる。

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

- 夢洲シアターでは、世界的なアーティストによるコンサートやパフォーマンス等が行われ、コンテンツに応じてVIP・ビジネス・ファミリー層の誘引が計画されており、外国人旅行客をはじめとした幅広い客層が楽しめる施設となっており、また、公演期間・開催頻度について、中長期公演と単発のイベントをローテーション形式で開催することなど、IR施設への集客力を高める観点から、安定的に魅力的なコンテンツを提供していく姿勢がうかがえる。他方、現状での説明から判断すれば、現時点ではシンガポールの施設などには及ばないかもしれない面もあり、計画の磨き上げを求める。

<区域整備計画 抜粋 (p.103～104)>

①その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

2. エンターテインメント施設

(2) 夢洲シアターの概要

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- 世界的なアーティストによるコンサートや映画・音楽の授賞式に加えて、グローバルなコンテンツ展開を行うエンターテインメント企業、世界で活躍するクリエイティブなアーティスト・パフォーマー等とのコラボレーションにより、新しいエンターテインメントを世界に向けて発信する。
- 既に知名度の高いエンターテイナーだけでなく、大阪・関西・日本における新たな才能の発掘と育成に取り組み、日本のエンターテイナーを世界に向けて発信していく舞台となる。

(b) ターゲットとする客層

- コンテンツに応じて、ビジネス客からファミリー層まで幅広い来訪者・客層をターゲットとする。
- 世界的なスターのイベントでは、VIPやMICEイベントへの参加者をはじめ国内外からの多様な客層をターゲットとして大阪IRに誘引する。
- 大阪IRでしか見られないショーやイベントのほか、誰もが楽しめるエンターテインメント・コンテンツを多数展開することで、訪日外国人旅行者、国内旅行者、関西地域の住民など幅広い客層の誘客を促進する。

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

<質問回答 抜粋（8月22日提出）>

<公演や団体誘致等の計画の考え方について>

- 夢洲シアターでは、音楽、ダンスなどのパフォーマンスから、ボクシングなどのスポーツ関連のイベント、和太鼓などの日本の伝統的な演目まで、国内外の様々なエンターテインメントを提供する予定です。
- MGM・オリックスは、既に以下のようなパートナーから、大阪IRでの公演に関心を示すLOE(Letter of Endorsement)を取得しています(「大阪IR_質問番号3_回答・別紙関心表明書の取得先(その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設:夢洲シアター)No.1~3」を参照ください。)。また、その他にも、MGMが米国やマカオのIR施設の運営を通して構築してきた様々なアーティストやパフォーマーとのネットワークを活かして、**トップクラスのエンターテイナーを大阪IRに誘致**していきます。

関心表明書の取得先（その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設：夢洲シアター）

➤	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
➤	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
➤	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]

No.	パートナー名	説明
[Redacted]		

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

<質問回答 抜粋（8月22日提出）>

<公演や団体誘致等の計画の考え方について>

- ・ 夢洲シアターのような大規模なエンターテインメント施設においては、安定的に魅力的なコンテンツを提供するため、コンサートプロモーターと連携してツアー公演等の誘致を行い、年間のイベントカレンダーを作成することが重要です。

<公演の価格帯や開催頻度などの考え方について>

- ・ 開催頻度は公演形態や公演内容によって異なりますが、現時点では、夢洲シアターのコンテンツは、一定の期間にわたる中長期公演と単発のイベントをローテーション形式で開催することを想定しており、中長期公演を実施する場合には、[REDACTED]の公演を想定しています。
- ・ また、単発のイベントの場合は、土日や平日の夜を中心に、大阪IRの他施設のイベント状況も踏まえて、公演スケジュールを設定することを考えています。

<10月28日ヒアリングにおける申請者回答抜粋>

夢洲シアターに関する申請者の回答(IR事業者:オリックス)

- [REDACTED]といったトップアーティストについては、日本ではドーム球場が満席になるような規模で公演していると認識。一方、ラスベガスのMGMの施設では、[REDACTED]

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

- また、ガーデンシアターや関西ジャパンハウスなどの魅力増進施設といった他のIR施設と一体となって楽しめるよう工夫されていることがうかがえるが、平日・休日を問わず国内外からの集客力を高め、曜日による極端な需要波動・落ち込みを生じさせずに営業の持続可能性を高められるよう、来訪・滞在を促せるコンテンツのラインナップ・定期的な組替えの具体化を行うことが重要である。

<10月28日ヒアリングにおける申請者回答抜粋>

- ファミリー層の方にも楽しんでいただける施設にしていきたいと考えている。
- MUSUBIホテルについては、子供連れの方を含めた幅広い来訪者をターゲットにした宿泊施設となっている。子供も楽しめるプールや、大浴場、ビュッフェなどを計画している。
- コンサバトリーについては、宿泊施設の一つであるMGM大阪の中に位置しており、展示スペース空間にて、様々なテーマに沿ったアートの展示やインスタレーションを展示し、宿泊しないお客様にも楽しんでいただきたいと考えている。なお、コンサバトリーはラスベガスのMGMの施設でも非常に集客力のある施設となっている。
- ガーデンシアターについては、日本の伝統芸能や歌舞伎などを含め、魅力発信していく。また、テクノロジーとの融合や海外のコンテンツ・パフォーマンスとのコラボレーションするような形で、敷居を高くせず、ファミリー層や海外からのお客様も含めて楽しんでいただけるようにしていくことを考えている。
- ジャパン・フードパビリオンについては、大阪関西にとどまらない、日本の多様な食の魅力と、体験型のイベント・ワークショップなどを通じて、魅力を発信していく。
- 関西ジャパンハウスについては、日本の工芸品を中心に、物販だけでなく制作風景を見られる方法を設けることや、体験制作もできるような形で、子供も楽しめるように考えている。
- 関西アート・カルチャーミュージアムについては、日本の新しいアーティストを含め、体験型のプログラム、ワークショップなども含めて、身近に楽しんでいただける形で発信していきたい。
- これらの施設と夢洲シアターや屋外空間が一体となり、ファミリー層にも十分に楽しんでいただける大阪IRになると考えている。

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

- また、ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレーでは、来訪者のナイトライフを充実させるエンターテインメント性に富んだ「食」体験の提供や、Luxuryリテールでは、世界トップクラスのハイブランドを集積した非日常的なショッピング体験の提供が検討されており、外国人旅行者や国内外の富裕層をはじめとした幅広い人々が楽しむことができるよう配慮されていることはうかがえる。

<区域整備計画 抜粋 (p.105～106)>

①その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

3. 飲食施設

(3) ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレー等のナイトエンターテインメント施設の概要

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- 来訪者のナイトライフを充実させるエンターテインメント性に富んだ「食」の体験を提供する。

(b) ターゲットとする客層

- 富裕層やナイトエンターテインメントを求める訪日外国人旅行者を主なターゲットとする。

4. 物販施設

(2) Luxuryリテールの概要

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- 世界トップクラスのハイブランドをアジア有数の規模で集積させ、非日常的なショッピング体験を提供する。

(b) ターゲットとする客層

- 国内外の富裕層をターゲットとする。カップルや家族連れ等カジノを利用しない富裕層に対しても充実したショッピング体験を提供する。

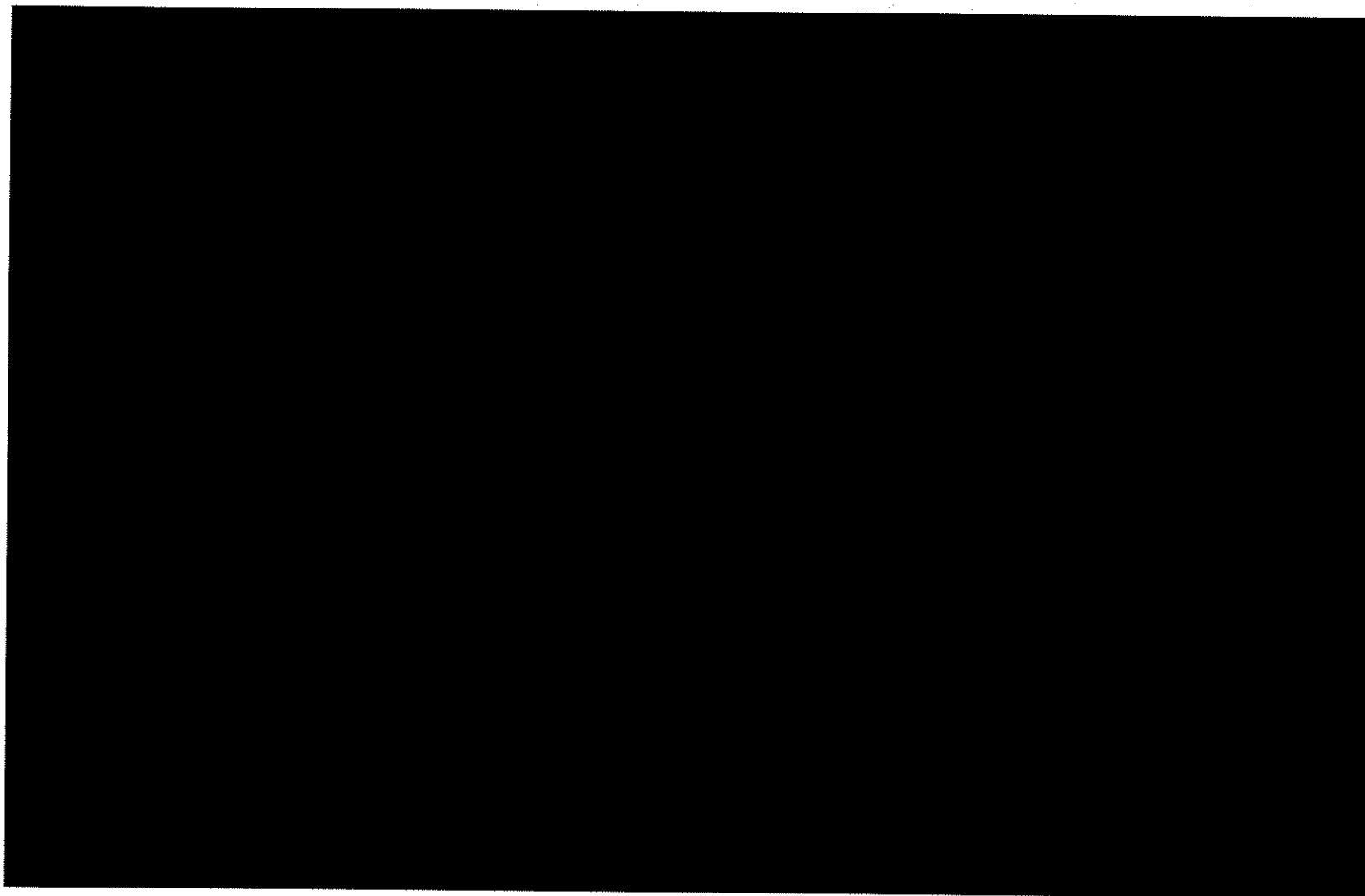
評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

<質問回答 抜粋（8月22日提出）>

- ジャズクラブでは、酒類を含むドリンクや軽食をアラカルト方式で注文できるテーブルサービスを提供しながら、言語の違いを関係なく楽しむことができるジャズの生演奏を行う予定です。[redacted]
[redacted]を計画しています。営業時間は[redacted]
を想定していますが、午後11時以降は、受付にて年齢確認を行い、20歳未満の入店を禁止することを検討しています。
- サパークラブでは、[redacted]
[redacted]
[redacted]計画です。営業時間は[redacted]を想定していますが、ジャズクラブと同様、深夜営業の時間帯においては、20歳未満の来場者の入店を制限することを検討しています。
- バーアレーでは[redacted]
[redacted]を検討しています。また、深夜の時間帯においても、来訪者の飲食ニーズに対応すべく、一部の店舗においては、軽食だけではなく、ディナーメニューも提供する計画です。バーアレーの営業時間は未定ですが、終夜営業を行う店舗の設置も検討しています。なお、各店舗において、必要に応じて年齢確認を実施する予定です。

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

＜添付資料（ナイトエンターテイメント施設 外観・内観）＞



評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

- ・ 運営体制について、エンターテインメント施設では、アーティスト・関係プロモーターとのネットワークを活用した誘致の実施や、飲食施設では、MGMのラスベガスでの運営の知見を活かし、IR事業者による直営を中心とするといった記述があり、MGMの実績を活かしていこうとしていることは、前向きな姿勢としてはある程度評価できる。

<区域整備計画 抜粋 (p.108)>

②その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の業務の実施体制及び実施方法

1. エンターテインメント施設

(1) 運営体制、参画企業とその実績

- ・ IR事業者による直接運営とする。ショーコンテンツの制作等の専門性を要する業務や、セキュリティや清掃といった特定の業務については外部のパートナーと連携し、IR事業者内の担当部署がマネジメントを行う。
- ・ IR事業者内の担当部署が、専門的な知見及び実績のあるコンテンツ・プロバイダーと連携してパフォーマー等との交渉や誘致を行い、年間カレンダーを作成する。マーケティングやプロモーションを実施しながらイベント企画やチケット販売を行うことで、クオリティの高い魅力的なコンテンツの創出をめざす。

2. 飲食施設

(1) 運営体制、参画企業とその実績

- ・ MGMのラスベガスでの飲食施設運営の知見を活かし、IR事業者による直営を中心とする。一部、第三者へのリース方式や運営委託方式を戦略的に導入する。連携先は、大阪・関西のシェフやレストラン、国際的なコンテストでの実績を有する国外のシェフやレストラン等とする。

3. 物販施設

(1) 運営体制、参画企業とその実績

- ・ Luxuryリテールは各ハイブランドへのリース方式による運営、その他リテールはIR事業者による直営または第三者へのリース方式や運営委託とする。MGMはラスベガスやマカオで大規模なLuxuryリテール運営の実績を有しており、既に複数のハイブランドから関心表明を受領している。

No.	パートナー名	説明

評価基準14

評価基準14 カジノ施設のデザイン・配置

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
14. カジノ施設のデザイン・配置 (20点)	IR区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン及び配置となっていることが求められる。	①カジノ施設の種類、機能、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針(カジノ施設周辺の動線、カジノ施設を利用しないIR利用者への配慮等を含む) ②カジノ施設の数、規模	なし	・方針について、以下①、②で例示する観点など、IR区域全体のコンセプトとの調和や、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン及び配置に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、IRの基本方針及びカジノ管理委員会施行規則の関連記述を参考とする。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①カジノ施設のデザイン</th><th>②各施設の配置</th></tr><tr><td>・カジノ施設が「IR区域全体のコンセプト(評価基準①)、IR区域内の建築物のデザイン(評価基準②)」と調和しており、華美なものとなっていない。</td><td>・カジノ施設を経由せず各施設にアクセス可能な配置となっている。</td></tr></table>	①カジノ施設のデザイン	②各施設の配置	・カジノ施設が「IR区域全体のコンセプト(評価基準①)、IR区域内の建築物のデザイン(評価基準②)」と調和しており、華美なものとなっていない。	・カジノ施設を経由せず各施設にアクセス可能な配置となっている。
①カジノ施設のデザイン	②各施設の配置							
・カジノ施設が「IR区域全体のコンセプト(評価基準①)、IR区域内の建築物のデザイン(評価基準②)」と調和しており、華美なものとなっていない。	・カジノ施設を経由せず各施設にアクセス可能な配置となっている。							

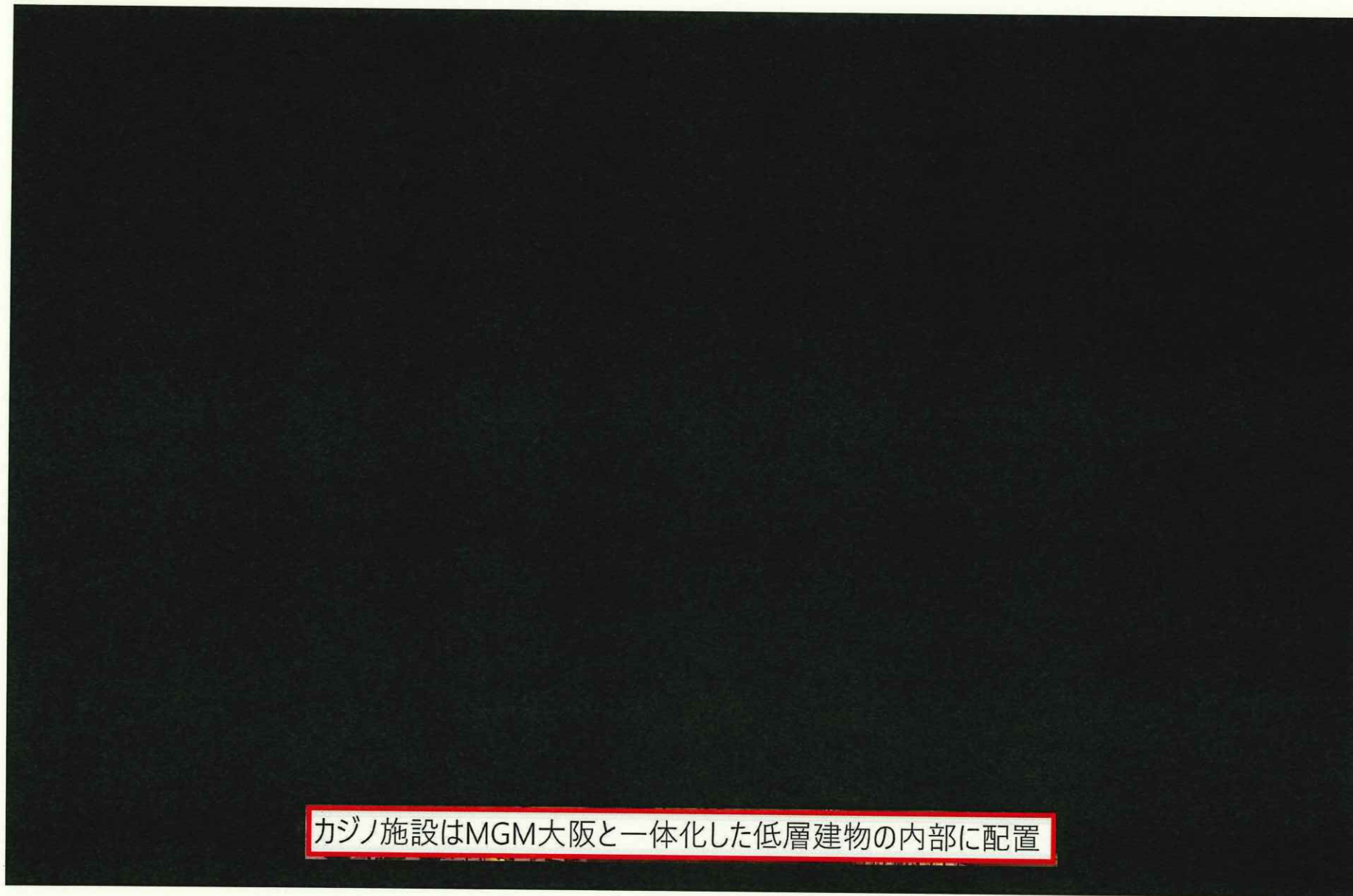
評価基準14 カジノ施設のデザイン・配置

<認識整理>

- カジノ施設のデザインについて、現時点で示されているのはイメージ図1種類(内観・外観ごと)のみであり、これをもってデザインの考え方の詳細を汲み取り、評価することは難しい。
- その前提の下、内観については、吹き抜けにより開放的な空間演出が企図されているが、天井から差し込む光は、自然光は想定されておらず、ゲーム没入感抑止の観点から昼夜の時間把握の面で優れているとの評価までは難しい。
- なお、MGM大阪やMUSUBIホテルの外観において取り入れている曲線がこのイメージ図内にも描かれていることや、水と親和性のある内装を取り入れるアイデアについて一応確認できたことから、IR区域全体のコンセプトとの調和や他のIR施設とバランスを図る検討がなされているとして一定の評価はできる。**日本らしさを表すIRの施設という視点も求めたいが、この点、一部、木質の内装が見て取れる程度であった。**
- 施設の配置について、カジノ施設を通過せず、他の施設との行き来が可能となるよう動線が工夫されており、カジノ施設を利用しない者への配慮がなされている点について評価できる。
- カジノ施設の入退場口(エントランス)部分について、計画上では外部から目立たない配置とすることが示されているが、イメージ図からはそれを具体的に読み取ることはできない。
- 特に内観イメージ図については、そのデザイン・計画熟度の面で、このイメージどおりで実現するのか確証を持たせるものとは言い難いため、外観も含めて、今後具体的な設計がなされていくに当たっては、ここで提示したものを含めて審査委員会の意見を十分に汲み取ったデザイン等となるよう適切に設計・建設が進められていくことを求める。

評価基準14 カジノ施設のデザイン・配置

カジノ施設 外観



※中央上部にある階段状の施設（MGM大阪）の山型形状の段数については、5段から4段に変更を行う計画。

評価基準14 カジノ施設のデザイン・配置

- カジノ施設のデザインについて、現時点で示されているのはイメージ図1種類(内観・外観ごと)のみであり、これをもってデザインの考え方の詳細を汲み取り、評価することは難しい。
- その前提の下、内観については、吹き抜けにより開放的な空間演出が企図されているが、天井から差し込む光は、自然光は想定されておらず、ゲーム没入感抑止の観点から昼夜の時間把握の面で優れているとの評価までは難しい。
- なお、MGM大阪やMUSUBIホテルの外観において取り入れている曲線がこのイメージ図内にも描かれていることや、水と親和性のある内装を取り入れるアイデアについて一応確認できたことから、IR区域全体のコンセプトとの調和や他のIR施設とバランスを図る検討がなされているとして一定の評価はできる。**日本らしさを表すIRの施設という視点も求めたいが、この点、一部、木質の内装が見て取れる程度であった。**

＜大阪ヒアリング(1月20日) 抜粋＞

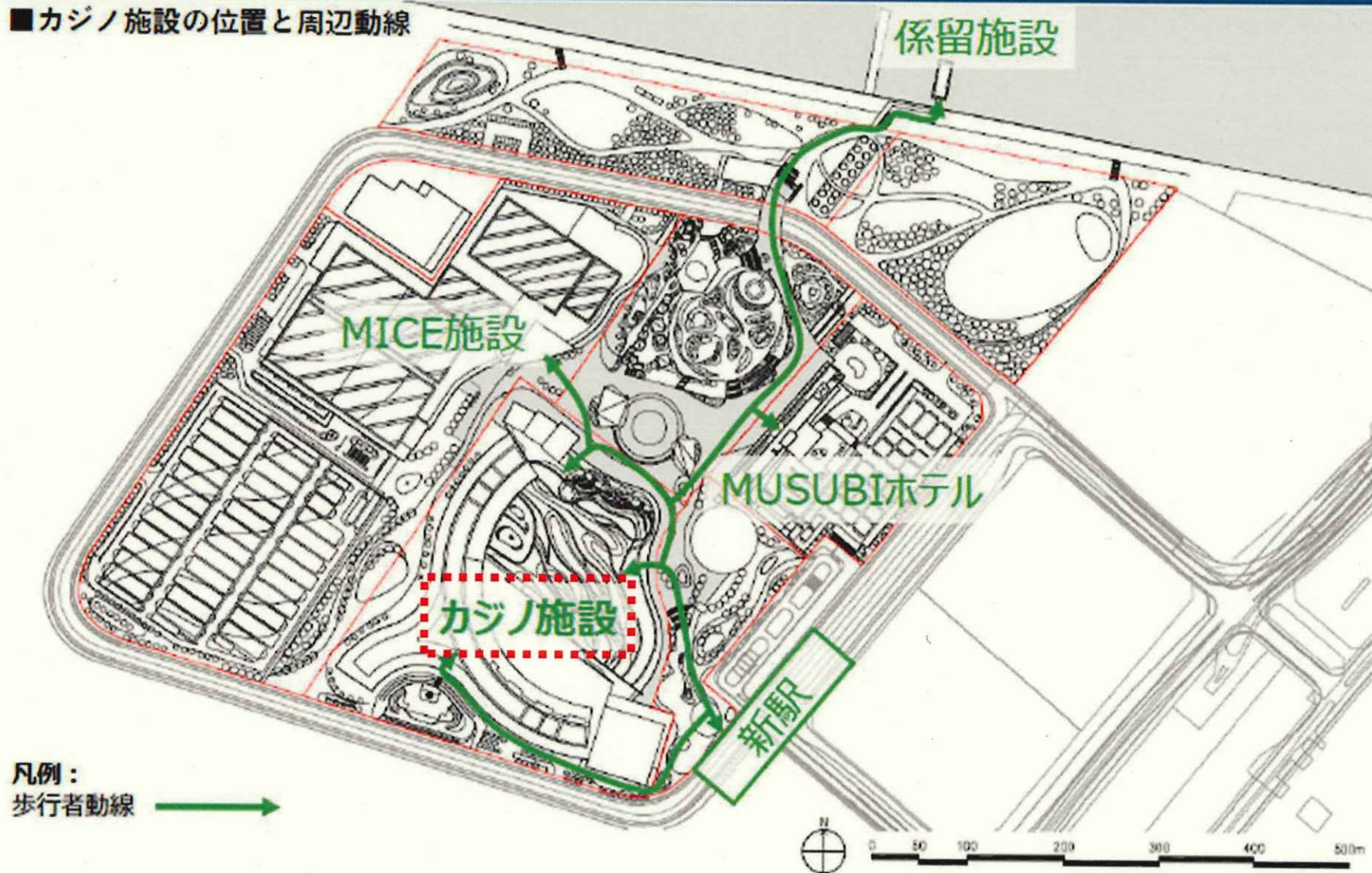
カジノ施設に差し込んでいる光は、太陽光ではなく人口のライティングである。カジノ施設に窓はあるが、天井から太陽光が差し込むような窓ではない。絵について補足すると、**コンセプトの調和としては、曲線や水と親和性のある光を反射する内装材等を取り入れている。**また、木調の仕上げを取り入れてあたたかみのある空間や、**天井を高くし、ふきぬけを設けてスケール感のある空間を演出している。**
(オリックス)

評価基準14 カジノ施設のデザイン・配置

- 施設の配置について、カジノ施設を通過せず、他の施設との行き来が可能となるよう動線が工夫されており、カジノ施設を利用しない者への配慮がなされている点について評価できる。

カジノ施設の位置と周辺動線

■ カジノ施設の位置と周辺動線



評価基準14 カジノ施設のデザイン・配置

- カジノ施設の入退場口（エントランス）部分について、計画上では外部から目立たない配置とすることが示されているが、イメージ図からはそれを具体的に読み取ることはできない。
- 特に内観イメージ図については、そのデザイン・計画熟度の面で、このイメージどおりで実現するのか確証を持たせるものとは言い難いため、外観も含めて、今後具体的な設計がなされていくに当たっては、ここで提示したものを含めて審査委員会の意見を十分に汲み取ったデザイン等となるよう適切に設計・建設が進められていくことを求める。

<区域整備計画 抜粋（p.110）>

3. カジノ施設の配置

(1) カジノ施設を利用しないIR利用者への配慮として、カジノ施設への入退場ゲートを限定し、外部から目立たない配置・デザインとする。

4. カジノ施設の外観及び内装の特徴

(1) 外観

- 景観の調和を実現するため、周辺施設のコンセプトやデザインに親和するデザインとする。
- カジノ施設のエントランスは8か所とし、カジノ施設が目立たない配置とするほか、本人確認区画をスクリーン壁によって隔て、外部からは本人確認区画等のカジノ施設内が見えない外観とする。

評価基準15

評価基準15 IR区域内の交通利便性

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
15.IR区域 内の交通 利便性 (5点)	IR区域は、国際空港、国際港湾、鉄道ターミナル駅等から現地までの公共交通機関の所要時間、運行頻度、輸送力等から見て、国内外の主要都市との交通の利便性に優れた地域であることが求められる。	①国際アクセス ②国内アクセス ③域内アクセス(混雑が想定される場合の対策含む)	なし	- 方針について、国内外の主要都市との交通の利便性に優れた地域という観点から十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 - 評価に当たっては、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、地域によりIR施設とは直接関連のない所与の条件(最寄空港の発着便数等)があることや、域内アクセスにおいて記載される混雑が想定される場合の改善方策、及び当該方策の説得力にも留意する。

評価基準15 IR区域への交通利便性

<認識整理>

- 国内外の主要都市を結ぶ国際空港、鉄道ターミナル駅等からの域内アクセスについて、既存の大阪の繁華街・中心部から離れた臨海部に立地する大阪IR所在地は、現状では鉄道最寄り駅はやや遠く、また夢洲への主要アクセス道路も1本(2方向)のみであるところ、地下鉄新駅の設置、既存アクセス道路の改築等のインフラ整備が計画され、鉄道、車といった複数の交通アクセスを有することとしており、また、富裕層・VIPを主なターゲットとしたリムジンサービスの提供や近傍でのヘリポート拠点の確保を検討していることも含め、多様な交通手段により交通の利便性が確保されることが計画されている。
ただし、これら新駅等の整備後も、IR所在地へのアクセスルートは、**リダンダンシー(多重性)に乏しい面がある**。
- 所要時間については、関西国際空港からは大阪IRまで鉄道で約70分、車で約40分と若干距離が離れているが、シンガポールIR施設と比べて大きく見劣りしない交通利便性を有しているものと考えられる。
- また、交通事業者と連携した混雑対策について検討を進めることとされているが、当該混雑対策も含む近隣エリアのアクセス改善・交通改善については、その計画委具体化は今後に委ねられる面もあることから、例えばチェックアウト時間に集中する交通需要量の処理などイグレスについても今後、検討を進めることが重要である。

評価基準15 IR区域への交通利便性

- 国内外の主要都市を結ぶ国際空港、鉄道ターミナル駅等からの域内アクセスについて、既存の大阪の繁華街・中心部から離れた臨海部に立地する大阪IR所在地は、現状では鉄道最寄り駅はやや遠く、また夢洲への主要アクセス道路も1本(2方向)のみであるところ、地下鉄新駅の設置、既存アクセス道路の改築等のインフラ整備が計画され、鉄道、車といった複数の交通アクセスを有することとしており、また、富裕層・VIPを主なターゲットとしたリムジンサービスの提供や近傍でのヘリポート拠点の確保を検討していることも含め、多様な交通手段により交通の利便性が確保されることが計画されている。
ただし、これら新駅等の整備後も、IR所在地へのアクセスルートは、**リダンダンシー(多重性)に乏しい面がある。**

大阪は、大量な輸送力を持つ空路、鉄道、高速道路、航路と全ての主要交通網が接続している交通の要衝である。大阪IRは、大阪湾の人工島「夢洲」に設置される。夢洲の半径30km以内には全ての主要交通拠点が集積し、国内外の主要都市から利便性の高いアクセスが可能である。

③域内アクセス

- 大阪IRは、大阪市街地から西方約10kmに位置する夢洲に設置され、夢洲への交通アクセス強化に係る各種整備計画が進められている。大阪メトロ中央線延伸による大阪IR直結の新駅整備によって、大阪市内の主要駅からのアクセスが確保されるほか、夢洲への主要道路として、夢咲トンネル、夢舞大橋の2ルートが確保されている。また、夢舞大橋では6車線化工事(現在は4車線)等が事業中である。
- IR区域に直結する新駅、IR事業者がIR区域内に整備する大規模なバスターミナル及び駐車場、また、大阪市及びIR事業者が夢洲北側護岸に整備する係留施設により、各種交通ネットワークの利用者が円滑にIR区域にアクセス可能となる。
- 大阪は我が国有数の人口・経済集積地であり、経済活動や社会活動を支える公共交通機関や道路ネットワークが十分整備されており、大量輸送を実現する質の高い交通サービスが利用可能である。
- 更なる交通サービスの質向上としてリムジンによる送迎サービスを提供し、来訪者の大阪IRへの円滑な往来を促進する。また、IR区域内のバスターミナルとIRの主要施設を定期的に周回するループバスを運行し、IR施設間のシームレスな移動を実現する計画である。

【図表1：広域アクセス拠点】



評価基準15 IR区域への交通利便性

<質問回答 抜粋>

<リムジンサービスの提供>

- プライベートジェットやファーストクラス等を利用して来訪する富裕層・VIPを主なターゲットとして、空港や主要交通拠点等と大阪IRの間で、利便性が高く、ラグジュアリーかつプライベートな移動を実現するリムジンサービスを提供します。
- 関西国際空港には、リムジン利用者専用のラウンジ及び乗降所を設置する検討を進めています。また、IR区域内の主要な施設の出入り口付近にはリムジンの乗降所を確保する計画であり、リムジンサービスに関する環境整備を同時に進めることで、富裕層・VIPのIR来訪者にとってシームレスでストレスフリーな移動環境を実現します。

<ヘリポート拠点の確保>

- 上記のリムジンサービスに加えて、より特別で効率的な移動を求める、一部の富裕層・VIPのお客様の輸送のため、大阪IR近傍でのヘリポート拠点の確保を検討しています。具体例としては、大阪IRが立地する夢洲の隣島(舞洲)で運営されている「大阪ヘリポート」等既存アクセス拠点の活用を想定しています。
- ヘリコプターを利用して、関西国際空港や神戸空港から大阪IR周辺のヘリポート拠点へ到着したお客様は、ヘリポートに待機させたリムジンにて大阪IRへ送迎します。

評価基準15 IR区域への交通利便性

- 所要時間については、関西国際空港からは大阪IRまで鉄道で約70分、車で約40分と若干距離が離れているが、シンガポールIR施設と比べて大きく見劣りしない交通利便性を有しているものと考えられる。

1. 航空ネットワーク

＜区域整備計画 抜粋（p.113）＞

- 関西国際空港は、世界75都市（週1,433便）の国際線ネットワークを有するとともに、国内17都市（日70便）を結び[2019年夏期実績]、国際線では年間約2,493万人、国内線では年間約698万人が利用している[2019年実績]。関西国際空港には、南海電気鉄道とJR西日本の2社による鉄道ネットワークが構築され、また、高速道路とも直結しており、バスや車での利便性の高いアクセスが可能。大阪IRまでは車で約40分、鉄道で約70分でのアクセスが可能である。

＜シンガポールIRにおける交通利便性の状況＞

IR	交通機関	所要時間	運行頻度 (便/時)	輸送力 (人/時)	運行時間
マリーナ・ベイ・サンズ	タクシー	約20分	—	—	—
	電車	約34分	7:00～9:00: 約24	約46,080	午前5時半頃～深夜0時頃
			上記以外: 約12	約23,040	
	バス	約60～70分	8:30以前: 約7	約630	午前6時頃～深夜0時頃
			8:30～19:00: 約6	約540	
			19:00以降: 約5	約450	
リゾート・ワールド・セントーサ	タクシー	約28分	—	—	—
	電車	約66分	7:00～9:00: 約24	約46,080	午前5時半頃～深夜0時頃
			上記以外: 約12	約23,040	
	バス	約90分	8:30以前: 約7	約630	午前6時頃～深夜0時頃
			8:30～19:00: 約6	約540	
			19:00以降: 約5	約450	

出所)各IRのHP、交通情報機関等

(誤)出所)各IRのHP、交通情報機関等⇒(正)出典)各IR及び交通機関のHP等を基に事務局作成

評価基準15 IR区域への交通利便性

- また、交通事業者と連携した混雑対策について検討を進めることとされているが、当該混雑対策も含む近隣エリアのアクセス改善・交通改善については、その計画委具体化は今後に委ねられる面もあることから、例えばチェックアウト時間に集中する交通需要量の処理などイグレスについても今後、検討を進めることが重要である。

<区域整備計画 抜粋 (p.114)>

5. 交通アクセスの現状と渋滞対策

- 夢洲地区への訪問者増加等に対応するため、2024年度末までの供用開始をめざし、**地下鉄や外周道路・高架道路の整備、既設道路等の改良等、交通インフラ整備を行う予定**であり、さらに、**IR事業者は交通基盤整備（バス及び海上アクセス拠点）、駐車場の確保等のハード対策及び自動車利用の抑制、ピーク時需要の削減等のソフト対策を実施予定**である。

6. 交通事業者等との連携について

- バスアクセス拠点（バスターミナル）の整備について、安全で走りやすいバスターミナルのレイアウト、設備及び運営方法等について、IR事業者は関西交通事業者等と協議を開始しているところである。
- IR区域内に整備するバスターミナルを拠点に発着するバスネットワークの充実に、IR事業者は関西交通事業者等と連携して取り組む。関西交通事業者が主体となり、夢洲と大阪の主要拠点等をつなぐ、実効性のある、かつ効率的なバス路線網の形成をめざす。
- 海上アクセスについては、IR事業者は関西交通事業者等と連携し、大阪・関西の玄関口として魅力ある国際観光拠点の形成に取り組む。関西国際空港や大阪の臨海部などをつながる、水都大阪にふさわしい海上交通ネットワークの構築をめざす。

評価基準15 IR区域への交通利便性

<質問回答 抜粋>

自動車利用の抑制、及びピーク時需要の削減に関する考え方は以下のとおりです。

<自動車利用の抑制>

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- 大規模イベントを開催する際には、事前に、ウェブサイトなどによりイベント情報等を告知するとともに、来訪者の公共交通機関の利用を促します。
- 経営層以外の従業員は公共交通機関での通勤を原則とします。

<ピーク時需要の削減>

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

評価基準16

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
16.IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等 (15点)	都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ実施する交通アクセスの改善、インフラ整備、MICE誘致、観光振興などの施策が、優れたIR区域を整備するために効果的であるとともに、それらが円滑に実施されることが求められる。	①IR区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他のIR区域の整備に伴い必要となる関連する施策、当該施策の実施のために必要な体制の整備その他のIR区域の整備の推進に関する施策及び措置(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。) ②MICE誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)	あり ①10点 ②5点	- 方針について、自治体が行う施策(交通アクセスの改善、インフラ整備、MICE誘致、観光振興等)が優れたIR区域を整備するために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 - 評価に当たっては、国内外の事例を参考にしつつ、カジノ事業の収益の適切な公益還元の観点や、整備するインフラの長期的な維持管理が適切に図られているかという観点にも留意する。

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

<認識整理>

- 行政の既存のまちづくり構想との整合性をとりつつ、立地市や関係機関が連携し、先行する大阪万博の開催に合わせての鉄道・道路・海上といった複数の交通アクセスのインフラ整備など、必要となる交通環境の改善が計画されている点、その上で、地下鉄の整備についてIR事業者が一部費用として202億5,000万円を負担するなど公共インフラ整備に協力している点については評価できる。その上で、インフラ整備後の長期的な視点での、IR営業に支障を来さない維持管理の適切な実施や、当該インフラを用いた運行主体のあり方に関する交通事業者間(異種交通機関間を含む。)の利害調整等についても円滑かつ余裕をもって進めていくことが重要である。
- MICE誘致の取組について、大阪府・市、経済団体、大阪観光局及びIR事業者が一体的に連携し、オール大阪として円滑な実施体制を構築していくという一般的に見られる姿勢はうかがえる。他都市のMICE誘致に係る競合関係の分析とIRでのMICE誘致戦略をどのように考えて取組を進めるか、MICEアンバサダーの任命など「大阪MICE推進委員会」、「食創造都市大阪推進機構」を立ち上げて取り組む各種取組をどのように活かしていくのか、具体性に欠けており、首長レターでの誘致といった従来型の取組のみではない、誘致強化に向けた具体的施策の検討が求められる。
- 観光振興の取組について、大阪観光局が様々な観光資源を活かして行う様々な取組との連携を行っていくことは着目できるが、これらの取組でIRがどのように裨益するのか具体性に欠けており、検討の具体化が求められる。

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

- 行政の既存のまちづくり構想との整合性をとりつつ、立地市や関係機関が連携し、先行する大阪万博の開催に合わせての鉄道・道路・海上といった複数の交通アクセスのインフラ整備など、必要となる交通環境の改善が計画されている点、その上で、地下鉄の整備についてIR事業者が一部費用として202億5,000万円を負担するなど公共インフラ整備に協力している点については評価できる。その上で、インフラ整備後の長期的な視点での、IR営業に支障を来さない維持管理の適切な実施や、当該インフラを用いた運行主体のあり方に関する交通事業者間(異種交通機関間を含む。)の利害調整等についても円滑かつ余裕をもって進めていくことが重要である。

<区域整備計画 抜粋 (p.115~116)>

1. 周辺地域の開発及び整備

(1) 夢洲のめざすべき姿

大阪府、大阪市、経済界で、国際観光拠点の形成に向けて、夢洲のまちづくりのめざすべき方向性について「夢洲まちづくり構想」にとりまとめ、その後、具体的にまちづくりを進めるための方向性について「夢洲まちづくり基本方針」としてとりまとめた。

a. 夢洲まちづくり構想(平成29年8月4日策定)

- 夢洲ではスマートリゾートシティをコンセプトにIRを中心として大阪・関西・日本観光の要となる新たな国際観光拠点の形成をめざす。
- IR区域を含む中央部を「観光・産業ゾーン」と位置づけ、世界中の人が訪れてみたいと憧れるエンターテインメント機能やレクリエーション機能を中心に先進技術等が体験できる空間の創出等、北側から南側へ第1期から第3期と段階的に開発を進めて、まちの価値を連鎖的に高める。

b. 夢洲まちづくり基本方針(令和元年12月18日策定)

- 第1期はIRを中心としたまちづくりを行う。
- 第2期は万博の理念を継承し第1期の導入機能との連続性を確保するとともに最先端の取組み等を進め国際観光拠点機能の更なる強化を図る。
- 第3期は第1・2期の取組みを活かした長期滞在型の上質なリゾート空間を形成する。
- 夢洲でしか体験できない「非日常」を演出する空間デザインの実現をめざすとともに、水とみどりを身近に感じられる豊かな水辺環境を創出する。

(2) 法定計画

- 大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針:夢洲において関西・大阪の活力をけん引する国際観光拠点の形成をめざす。
- 大阪港港湾計画:夢洲中央部を都市機能及び交流厚生用地、西部・北部を緑地とする。(IR区域北側の臨港緑地はIR開業までに整備予定)
- 大阪市景観計画:臨海部について景観形成方針及び基準を定め、水辺らしい開放的な景観を誘導。
- 用途地域等:夢洲中央部は商業地域で特別用途地区「国際観光地区」を指定。

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

<区域整備計画 抜粋 (p.115~116)>

2. 交通環境の改善

(1) 夢洲へのアクセス整備

大阪市は、夢洲地区への訪問者増加等に対応するため、鉄道や外周道路・高架道路の整備、既設道路等の改良等、交通インフラ整備を2024年度末までに行う予定である。なお、IR事業者は、これらインフラ整備費用の一部として、202億5,000万円を負担する。

a. 鉄道アクセス

- ・大阪市及び鉄道事業者において、大阪メトロ中央線の延伸(南ルート(北港テクノポート線))及び新駅の整備を行う(約610億円(地下通路整備含む。))。

b. 道路アクセス

- ・阪神高速道路湾岸線の舞洲ランプから夢洲へのルート上にある此花大橋や夢舞大橋の車線数を4車線から6車線に増やす等、現有道路機能を強化する。(約73億円)
- ・新駅駅前には地下駅との連続性に配慮し、夢洲内外からのアクセス拠点となるよう路線バス及びタクシーの受入施設として、大阪市において、交通広場を整備する。

c. 海上・航空アクセス

- ・関西国際空港や神戸空港及び近傍の集客施設とを結ぶ小型旅客船等、船によるアクセスができるように、浮桟橋(ポンツーン)等を整備する。(約10億円)
- ・関西国際空港等からの航空アクセスは、舞洲ヘリポート等既存アクセスポイントの活用を想定する。

(2)交通環境の改善に係る施策の実施体制

・夢洲（IR区域）へのアクセス及びIR区域周辺の交通環境改善

	役割分担
大阪府	・大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、その他の関係機関等との連絡・調整等
大阪市	・市域における交通環境対策の実施
大阪府公安委員会及び大阪府警察	・大阪府が実施する道路交通環境の整備に併せた適正な交通規制・管制の実施
鉄道事業者	・鉄道施設の整備

・IR区域内の交通環境施策

	役割分担
大阪府	・IR事業者の管理監督等 ・大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、IR事業者、その他の関係機関等との連絡・調整等 ・IR事業者が実施する交通環境施策への指導・助言等
大阪市	・IR事業者が実施する交通環境施策への指導・助言等
大阪府公安委員会及び大阪府警察	・IR事業者が実施する交通環境施策への指導又は助言
IR事業者	・IR区域における交通環境施策等の実施 ・大阪府、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、その他の関係機関等との情報共有や緊密な連携 ・大阪府、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、その他の関係機関等が実施する施策等への協力

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

<質問回答 抜粋>

- IR事業者は、日本型IR及び大阪IRの目的を実現するため、IR区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に関して大阪府・市が実施する施策及び措置に主体的に協力することを約し、その一つとして、大阪府が実施を予定している夢洲地区への訪問者の増加等に対応するために行う北港テクノポート線のコスモスクエアから夢洲への延伸整備(以下「北港テクノポート線延伸事業」という。)、夢洲内観光外周道路や高架道路の整備、既設道路等の改良その他のインフラ整備(以下「公共インフラ整備」という。)に要する費用の一部として202億5,000万円(以下「インフラ負担金」という。)を負担し、基本協定及び実施協定に定めるところに従い、これを大阪府に対して支払うこととしています。
- インフラ負担金の額は、かかる公共インフラ整備のうち、北港テクノポート線延伸事業の事業費を基に算定しており、具体的には、鉄道事業許可取得時に見込んでいた当該事業の全体事業費約540億円のうち、埋立者・開発事業者として、大阪府が港営事業会計から負担する部分(202億5,000万円)に相当する額をIR事業者の負担金額として設定しています。

「北港テクノポート線延伸事業の事業スキーム」

全体事業費 540億円 ※北港テクノポート線南ルート(残事業費)						
インフラ部 残事業費 250億円			インフラ外 事業費 290億円			
港湾整備事業 (補助事業) 127.5億円		埋立事業者 分担経費 ②	開発者 負担金 ③	市 出資金 ④	民間 出資金 ⑤	転貸債 (市からの借入金) ⑥
国 ①	市 ①'					
63.75億円	63.75億円	122.5億円	40億円	40億円	10億円	160億円
国 一般会計		港営事業会計 202.5億円		鉄道事業者負担 210億円		

①、①' : 港湾整備事業として国庫補助金を活用して整備する部分(補助率 5/10)

②、③、④ : 埋立・開発事業者により負担する部分(IR事業者によるインフラ負担金相当額)

⑤、⑥、⑦ : 鉄道事業者が鉄道事業として運賃収入により負担する部分

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

- MICE誘致の取組について、大阪府・市、経済団体、大阪観光局及びIR事業者が一体的に連携し、オール大阪として円滑な実施体制を構築していくという一般的に見られる姿勢はうかがえる。他都市のMICE誘致に係る競合関係の分析とIRでのMICE誘致戦略をどのように考えて取組を進めるか、MICEアンバサダーの任命など「大阪MICE推進委員会」、「食創造都市大阪推進機構」を立ち上げて取り組む各種取組をどのように活かしていくのか、具体性に欠けており、首長レターでの誘致といった従来型の取組のみではない、誘致強化に向けた具体的施策の検討が求められる。

<区域整備計画 抜粋 (p.117)>

- ② MICE誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)

【費用の見込み:約5億円※】

大阪・関西の新たな都市魅力となる大阪IRの立地により、更なる集客効果が期待されるため、大阪・関西が持つ様々な観光魅力と合わせて一体的に情報発信を行うとともに、魅力増進施設や送客施設の機能を十分に発揮して、大阪・関西のみならず、日本全体の訪日外国人旅行者数や旅行消費額の増加を図り、「観光先進国」日本の実現に寄与する。

また、滞在型観光の実現に向けて、大阪の観光事業推進の司令塔を担う地域連携DMOの大阪観光局を中心とし、大阪府・市の施策等とも連携を図りながら、IR事業者の経験・ノウハウを活かして効果的な施策等を実施していく。

1. MICE誘致のための施策及び措置

(1) 大阪におけるMICE推進に係る戦略及び体制

新たなMICE推進に係る戦略に基づき、大阪府・市、経済団体及び大阪観光局等が一体となり、IR事業者とも緊密に連携し、IR事業者が強みを有する海外とのネットワークや人材面での協力も得ながら、オール大阪で国内外のMICEの戦略的な誘致を推進する。

(2) 主要MICE拠点の役割分担及び連携

大規模な国際会議場と展示等施設が一体となったMICE施設を整備することにより、これまで国内で開催されてこなかった世界規模のMICEや都市格向上につながる政府系会議等、経済波及効果が強く見込まれるMICEを誘致・開催するとともに、各主要MICE拠点の役割分担及び連携を行う。

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

<質問回答 抜粋>

- 大阪府・市では、平成29年3月に、大阪府、大阪市、経済団体、大阪観光局が一体となり、「大阪におけるMICE推進方針」(以下「MICE推進方針」という。)を策定し、MICE推進体制の構築や誘致活動の方向性等を定めるとともに、大阪のMICE拠点の役割分担・機能強化の方向性を定め、戦略的にMICE誘致を推進し、大阪の経済活性化や都市魅力の向上に取り組んでいます。
- 現在、大阪MICE推進委員会のもとに実務者会議を設置し、MICE施設等も交えて、大阪全体でのMICE誘致活動に向けた具体的な手法や連携方法の検討や、関係者でのMICE誘致等に関する情報共有等を進めているところですが、区域認定後には、当該会議にIR事業者も参加し、一体で情報共有や検討等を行うことを予定しています。
- 各MICE拠点間の調整については、長期的な観点や競合が生じた場合の調整も含めて、MICE推進方針を踏まえて、前述の会議の場やMICE推進体制の中で取り組むこととなりますが、各MICEクラスターが、その強みやエリアの特性を活かして切磋琢磨しながら、大阪全体のMICE誘致競争力を向上・底上げしていくことが重要であり、その中で、緊密な水平連携による相乗効果が図られるよう取り組んでいきます。
- この点、例えば、IR事業者による、次のような取組みによって、各MICE拠点間の円滑な連携・調整、MICE誘致に関する官民のノウハウの融合、大阪観光局が持つネットワークの深化などが図られ、大阪全体のMICE誘致競争力の向上・底上げに寄与するものと考えています。
 - 大阪府下のMICE施設の空き状況について、国内外の主催者より大阪府・市及び大阪観光局(以下「大阪観光局等」という。)に問い合わせがあった際に、大阪IRのMICE施設・ホテルの予約状況や、提案書等のセールスツールをタイムリーに提供し、大阪でのイベント開催の獲得に貢献
 - 大阪として戦略的に誘致したいMICEターゲットや、誘致におけるキーマンなどの情報を共有し、一体となって主催者にアプローチ
 - 大阪府・市及び大阪観光局との連携により、国際会議や国際展示会開催のキーマンとの人脈構築を推進
 - MICE開催の希望日程が、大阪IRの既存予約と重複した場合には、開催に向けて最大限の調整実施(調整ができなかった場合でも、飲食施設やエンターテインメント・コンテンツの提供等により、大阪での開催をバックアップ)
 - 主催者からの各種要望に対しては、大阪観光局等と連携して積極的に対応

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

<ヒアリング回答(オリックス)>

- 具体的な活動について、大阪IR、そして大阪を知っていただくという観点から、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- 大阪府市との役割分担について、我々(事業者)は、国際的なネットワークを活かしてしっかり誘致活動をしていく。大阪府市に関しては、既存の民間の施設との連携や大阪府市が運営している色々な施設との連携の仲介役として大阪府市に担っていただく、さらに大きなMICEには(誘致する際には)トップセールスという形でセールスをかけていただき招聘レターを作っていただく、そのような形でバックアップをしていただく。このような役割分担を考えている。

<ヒアリング回答(大阪府市)>

- 大阪府市では、国内外の都市に互する競争力を備えたMICE都市を目指すなど、MICE誘致の推進を重要な取り組みと位置付けている。大阪府市では、大阪府市経済団体、大阪観光局、これが一体となり、大阪MICE推進委員会といったものを立ち上げており、その中で大阪におけるMICE推進方針というものを策定して、MICE推進体制の構築や誘致活動の方向性、こういったものを定めるとともに大阪のMICE拠点の役割分担、機能強化の方向性を定め戦略的にMICE誘致を推進しております。今回、世界水準の規模・質を備えたオールインワンMICE施設の実現は大阪さらには日本にとって更なるMICEの誘致に大きく寄与するものと考えている。そういった中で、大阪府市としても、個別の国際会議や展示会等の案件が出てきた場合には必要に応じて誘致委員会等を立ち上げ、首長の誘致レターの作成などの誘致活動や広報PR公共用地の活用に係る規制緩和など、こういった各種の開催支援にも積極的にバックアップしながら、大阪IRのMICE、そして大阪関西、日本全体のMICEの向上に繋がっていきたいと考えている。

評価基準16: 質問回答に対する補足資料 「大阪都市魅力創造戦略2025(令和3年3月大阪府・大阪市)」

<概要版> 大阪都市魅力創造戦略2025

めざす姿

魅力共創都市・大阪 ～新たな時代を切り拓き、さらに前へ～

難局の先にある新たな時代を切り拓くため、住民・企業をはじめ、あらゆるステークホルダーとともに、大阪が持つ豊かな歴史・文化や人々の多様な魅力、都市のポテンシャルを生かし、チャレンジし続けることにより、大阪を元気にし、府民・市民が誇りや愛着を感じることのできる、世界に誇る魅力あふれる都市を創り上げることをめざす。

【策定の背景】

○大阪府・市では、2012年より、世界的な創造都市の実現に向けた観光・国際交流・文化・スポーツ分野の共通の戦略として「大阪都市魅力創造戦略」を策定し、一体となって各種プロジェクトを着実に推進することにより、好調なインバウンド需要を取り込み、大阪の賑わいを創出してきた。

○2025年の大阪・関西万博に向けて高まる発信力やインバウンドを生かして、都市魅力のさらなる向上や世界への発信をオール大阪で進めていく必要がある。

○新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新たな生活様式の浸透や消費行動、働き方が変化している中、観光分野においても旅行者のニーズが変容しており、こうした潮流をとらえた施策が求められている。

【本戦略の位置づけ】

新型コロナウイルス感染症の影響・状況を踏まえ、観光需要の回復を担う国内旅行の促進や新たな潮流に対応した魅力の創出・強化、インバウンド回復後を見据えた基盤整備などを着実に推進するとともに、大阪・関西万博の開催さらには開催後に向けて、国際都市大阪の新たな大阪の賑わいを創出し、活力を高めていくための施策の方向性を示すものである。

◆計画期間◆ 2021(R3)～2025(R7)年度

※ 新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、計画期間中においても必要に応じて柔軟に戦略を見直す。

◆基本的な考え方◆

大阪・関西万博のインバウンドを生かした都市魅力の創造・発信

安全・安心で持続可能な魅力ある都市の実現

多様な主体が連携し、大阪全体を活性化

持続可能な開発目標(SDGs)達成への貢献

10の都市像で施策展開

◆めざすべき都市像◆

1 安全で安心して滞在できる24時間おもてなし都市

2 大阪ならではの賑わいを創出する都市

3 多様な楽しみ方ができる周遊・観光都市

4 世界水準のMICE都市

5 大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市

6 あらゆる人々が文化を享受できる都市

7 世界に誇れるスポーツ推進都市

8 健康と生きがい創出するスポーツに親しめる都市

9 大阪の成長を担うグローバル人材が活躍する都市

10 出会いが新しい価値を生む多様性都市

◆重点取組み◆

大阪・関西万博を見据えた魅力づくり、新型コロナウイルス感染症による影響、これまでの取組みにより明らかになった課題への対応などの観点から、次の項目について重点的に取組む。

世界第一級の文化・観光拠点の進化・発信

・大阪・関西万博を契機とした世界に向けた大阪の魅力発信
・水都大阪、百舌鳥・古市古墳群、万博記念公園等の魅力強化
・IR誘致、大阪中之島美術館や市立美術館リニューアルの推進 など

大阪の強みを生かした魅力創出・発信

・食、歴史、文化芸術、エンタメなど大阪の強みを生かした魅力の磨き上げ・発信
・博物館や美術館の文化資源の鑑賞・体験など文化観光の推進 など

さらなる観光誘客に向けた取組み

・AI、ICT等を活用した新たな観光コンテンツの開発・発信や受入環境整備
・国内観光の需要喚起、マイクロツーリズム・府域周遊の促進
・欧米圏をはじめ幅広い国・地域からの誘客、プロモーション展開
・ウェルネスや特別感・上質感ある体験など多様なニーズへの対応 など

戦略的なMICE誘致の推進

・MICE開催支援、WEB等を活用した新たな展示会等の支援
・ニューノーマルに対応した新たなMICE戦略の策定、官民一体の誘致 など

文化・芸術を通じた都市ブランドの形成

・文化芸術活動の回復や賑わい創出の取組み
・文化芸術の担い手や支える人材の育成、鑑賞機会の創出 など

スポーツツーリズムの推進

・在阪スポーツチームとの連携等によるスポーツツーリズムの推進
・大規模スポーツイベントの開催 など

大阪の成長・発展につながる国内外の高度人材の活躍推進

・海外進学支援等によるグローバル人材育成や活躍促進
・外国人留学生の就職支援 など

最優先取組み

- ▶ 食、歴史、文化芸術、エンタメなど大阪の強みを生かした新しい時代に相応しい価値や魅力の創出
- ▶ マイクロツーリズムを起点とする国内からの誘客強化
- ▶ 来阪外国人の75%を占める東アジアからの旅行者をコロナ前の水準に戻すための施策展開

◆フェーズに応じた取組み推進の考え方◆

※ 本戦略に基づく取組みは、新型コロナウイルスによる社会への影響に鑑み、計画期間中においてフェーズ1、フェーズ2という段階に分けて、状況に応じ推進していく。

フェーズ1(ウィズコロナ)

- 感染防止対策を最大限に講じつつ、国内の観光需要喚起等に向けた取組みを推進
- ウィズコロナに対応した新たな都市魅力の創出、反転攻勢に向けた準備、基盤固め、受入環境整備等を着実に実施

フェーズ2(ポストコロナ)

- ウィズコロナ期における取組みを土台に、国内に加え、インバウンドも対象とした誘客を促進するなど、2025年に向け取組みを加速度的に推進し、大阪の賑わいを創出

◆戦略の進捗管理◆

内外からの誘客に関する数値目標

感染症発生前の水準(2019年実績)を上回ることを当面の目標として設定

指標	目標値	達成をめざす時期
日本人延べ宿泊者数(大阪)	2,950万人泊	2022年
来阪外国人旅行者数	1152.5万人	入国規制解除から2年後

- 大阪府市都市魅力戦略推進会議において年度ごとに評価・検証を実施
- 参考指標を設定、その内容や個々の施策の達成状況、社会経済情勢等を総合的に判断し状況を把握

※ 社会経済情勢等の変化に応じ、目標値、達成をめざす時期等について、必要に応じて柔軟に見直しを行う

OSAKA
UNIVERSITY

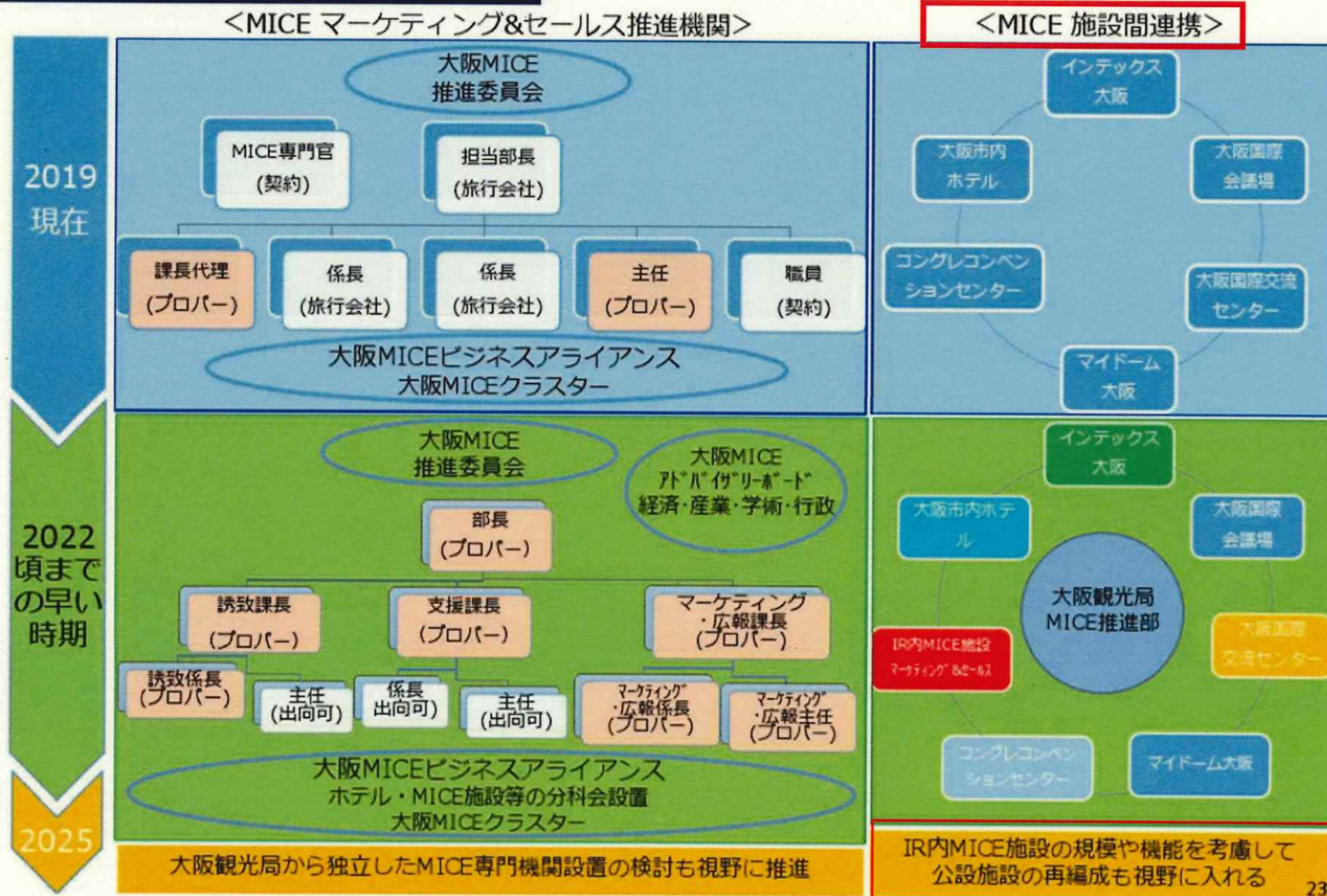
大阪・関西万博、IRを迎えるにあたり、大阪の新旧「文化・歴史・芸術」を主要なテーマとし、核となる有形・無形資産のある地域をゾーニングしてエリアブランディングを進めるとともに、一定時間周遊滞在が可能な魅力創出の環境を創る。



世界有数の「高付加価値経済MICE戦略都市」の実現に向けて ④



大阪MICE推進体制及び施設間連携強化



評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

◆「大阪MICE推進委員会」

○概要

- 「大阪におけるMICE推進方針(平成29年3月策定)」に基づき、大阪の経済成長及び都市格向上に資する国内外からのMICE誘致を戦略的に行うとともに、大阪のMICE拠点の役割分担及び機能強化について検討を行い、もって大阪の経済活性化や都市魅力の向上を図るため設置。

○構成員

- 大阪府、大阪市、大阪商工会議所、公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人関西経済同友会、公益財団法人大阪観光局

○開催実績

第1回	平成 29 年(2017)5 月 24 日
第2回	平成 29 年(2017)12 月 24 日
第3回	平成 30 年(2018)12 月 11 日
第4回	令和 元年(2019)7 月 24 日(水)
第5回	令和 元年(2019)10 月 30 日
第6回	令和 2年(2020)7 月 20 日

◆「大阪MICEビジネス・アライアンス」

○概要

- MICEビジネスに携わる幅広い分野の人々が、連携、協力、協調し、MICE事業を誘致し、成功に導くために、MICE主催者にワン・ストップ・サービスを提供していく基盤として2013年に設置。
- 世界の先進事例等の情報収集・情報共有、人材育成、世界に向けた大阪・関西のPR、個別MICE事業の誘致活動・開催準備・運営等への支援・協力、行政施策・施設整備・運営等への提言・支援・協力等に取り組む。

○構成員

- 事務局は、大阪観光局。
- 設立趣旨・活動目的に賛同する企業・個人を会員とする。(報道によれば、ホテルニューオータニ大阪、リーガロイヤルホテル、近ツリ、日旅、JTB西日本、新関西空会社などが参加。大阪府・市、大阪商工会議所、関経連がアドバイザー参加)

○活動内容(例)

- 大阪MICEビジネス・アライアンスセミナー&ネットワーキング(2022年2月24日)

定員	150名
内容	SDGsをテーマにセミナーやプロジェクトの紹介、ネットワーキングの機会を提供。

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

◆「食創造都市 大阪推進機構」概要

- 2020年1月、大阪の食のブランディング活動を通じて、「食のまち・大阪」を世界にアピールし、大阪の都市ブランド向上を進めるために、大阪商工会議所と公益財団法人 大阪観光局が共同で設立。辻調理師専門学校(大阪市)の辻芳樹校長らがアドバイザーとして参加。
- 下記の3点を主たるミッションとして、「世界における大阪の食のブランディング」にオール大阪で取り組んでいく。
 - ① 多様性のある大阪の食の魅力発信
 - ② ハイエンドな食に焦点を当てた取り組みの推進
 - ③ 料理人、料理店、美食家などと連携したプログラムの実施

◆「食創造都市 大阪推進機構」活動例

○「困ったときほど美味しいものを！」プロジェクト

- コロナ禍で厳しい状況に置かれている医療従事者と飲食店の両方を支援する取組で、2020年7月に開始。
- 法人・団体からの協賛金だけでなく、個人からの寄付をクラウドファンディングで募ることで、活動資金を確保。
- 協賛金をもとに飲食店からミシュラン星付きシェフらによる食事を買取り、大阪コロナ重症センターの医療従事者を中心とする医療従事者に対し無料で提供する(週1回)。



(出典)READYFOR

○ガストロノミー・ツーリズムの展開

- 西日本JRバス、大阪府、河内長野市と連携し、大阪の食と文化を楽しむバスツアー商品を造成。

○シンポジウム等の開催

- 世界のトップシェフによる、講演・シンポジウムやポップアップレストランを企画。
- 2020年7月、府知事・市長も来場し、外食促進を呼び掛けるPRイベント「大阪の食を守ろう『食のまち・大阪』再始動」を道頓堀で実施。



(出典)なんば経済新聞

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

- 観光振興の取組について、大阪観光局が様々な観光資源を活かして行う様々な取組との連携を行っていくことは着目できるが、これらの取組でIRがどのように裨益するのか具体性に欠けており、検討の具体化が求められる。

<区域整備計画 抜粋 (p.117)>

- ② MICE誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)
【費用の見込み:約5億円※】

大阪・関西の新たな都市魅力となる大阪IRの立地により、更なる集客効果が期待されるため、大阪・関西が持つ様々な観光魅力と合わせて一体的に情報発信を行うとともに、魅力増進施設や送客施設の機能を十分に発揮して、大阪・関西のみならず、日本全体の訪日外国人旅行者数や旅行消費額の増加を図り、「観光先進国」日本の実現に寄与する。

また、滞在型観光の実現に向けて、大阪の観光事業推進の司令塔を担う地域連携DMOの大阪観光局を中心とし、大阪府・市の施策等とも連携を図りながら、IR事業者の経験・ノウハウを活かして効果的な施策等を実施していく。

2. インバウンドの促進のための施策及び措置等

- (1) 周辺地域及び全国各地の観光地等と連携した広域的な観光ルートの設定

府内の魅力的なコンテンツを磨き上げるとともに、世界と日本各地をつなぐ交流のハブとして、IR事業者や各地の自治体、DMO等との連携を図り、世界を魅了する上質な広域観光ルートを開発することにより、観光客を大阪府域や関西・西日本・日本各地へと周遊させる。

- (2) IR区域を含めた地域における観光の魅力に関するプロモーション

国内外観光客のニーズ分析等マーケティングの強化や、ニーズ・ターゲットに応じた戦略的プロモーションを実施する。また、海外向けプロモーションを強化するとともに、IRのショーケース機能も活用し、食、歴史、文化芸術、エンターテインメント等大阪の強みを活かした魅力を世界に向けて発信する。

大阪観光局が取り組む 事業一覧

2022年はニューノーマル時代の到来

新しい環境への備えを万全にしながら、次の数年を見越して前向きな挑戦をしていく節目の年

大阪観光新時代
スローガン「#大阪元気」



大阪元気
OSAKAGENKI!!

多様な人材

スタートアップ
の育成

投資を呼び込む

新しい魅力
の再発見

マーケティング (デジタルプロモーション)

国内調査

観光データベース
(DMP)構築

観光ニューノーマル

緑化・環境
への取り組み

食のSDGs推進

留学生支援

SDGs for MICE

LGBTQサリズム,
エバーサリズム

サイクルサリズム
アドベンチャーサリズム

MICE

誘致・創出

環境整備
魅力開発

情報発信
ブランディング

スローMICE

日本観光のショーケース

広域周遊,
ショーケース

食(ガストロノミー)

文化・芸術

教育交流
(国内・海外)

スーパーラグジュアリー

府域周遊の促進

ナイト加ターの推進

伝統行事・祭り

水都事業の推進

テーマパーク開発

観光インフラ

Osaka Free Wi-Fi

J-Station,
海外からの運営

梅田サインの充実

案内所の運営管理

案内サインの作成

自主財源

賛助会員

オフィシャルパートナー

自主財源獲得(ライセンス)

大阪周遊バス

観光DX

大阪楽遊パス(Eチケット)

MaaSの推進

OSAKA-INFO,
SNS活用

喚起支援事業

いらっしやいキャンペーン

Go To Eat大阪キャンペーン

SDGsの達成へ

～持続可能な観光地域づくり～



★ - 重点的に取り組む事業

広域連携事業<日本観光のショーケース> ~日本のゲートウェイ「大阪」を起点とした周遊コースを創出~



テーマで各地を結ぶ
モデルコース

関西観光圏の魅力度向上
(関西観光本部と連携)

ファムトリップと
検証

取組内容

- 2021年度①大阪~加賀市~長野県 (日本の自然とみどり・癒し) 温泉・食事・森林浴など
②大阪~四国 (高知県) (伝統工芸・アート・景観) 大塚美術館・直島など
- 2022年度①大阪~瀬戸内 (広島・岡山など) (海、島の景観・アート・食など)
②大阪~東京 (ゲートウェイ機能を活かした双方向流動・地方への送客)

- ★大阪と魅力あるコンテンツを持つ地域が連携補完
- ★世界を魅了する上質な回遊観光ルートを開発
- ⇒ 国際観光文化都市 大阪の競争力強化
- ⇒ ゲートウェイ 都市機能強化

予定：兵庫県エリア
兵庫・大阪観光圏の形成

予定：瀬戸内エリア
(瀬戸内DMOほか)

予定：九州エリア
(九州観光推進機構ほか)

石川県加賀市
包括連携協定締結済

予定：北海道エリア
(北海道観光推進機構ほか)

予定：東北エリア
(東北観光推進機構ほか)

グランドサークルプロジェクト
(北陸新幹線海外誘客広域連携)
関西・北信越・関東12都府県
情報発信、海外AGT向け商談等

長野県・長野県観光機構
包括連携協定締結済

東京観光財団
包括連携協定締結済

高知県・高知県観光コン
ベンション協会
包括連携協定締結済

東京と連携した
プロモーション



※吉村知事 ビデオメッセージ有りました！

評価基準17

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
17. MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果(50点)	大規模な国際会議をはじめとするMICEの開催件数や、国内外からIR区域への来訪者数、送客施設の機能による他地域への観光客数の増加件数・人数や伸び率が大きく見込まれることが求められる。また、このような観光への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	①MICEの開催件数(その増加件数・伸び率を含む。) ②国内外からIR区域への来訪者数(その増加人数・伸び率を含む。) ③送客施設の機能による他地域への観光客数 ④各事項に関する推計方法	なし	・以下①～③について、シンガポールIRや同種事例を参考にしつつ、MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果に関し十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ①MICE開催件数の増加 ②国内外からIR区域への来訪者数の増加人数 ③送客施設の機能による他地域への観光旅客の増加人数 ・評価に当たっては、効果を最大化するための取組の内容を確認しつつ、各数値の伸び率や推計方法にも留意するものとする。

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

<認識整理>

- MICE開催件数の推計に際し、平均参加者規模等の算出に当たっては、事業者の知見や近隣MICE施設等の実績をベースに現実的な数値を採用している点は**手堅い一面も有する**1つの手法として理解できるが、他方で、計画上の事業・営業戦略に関する記述ではオールインワンMICEというこれまでにない手法・商品力であることを強調している点との関係では、この推計手法(大阪内の既存実績値に依拠)は、当該強調されている営業戦略とは親和性はあまり感じられない。
- また、需要サイドの分析の観点では、ヒアリング等に基づく定性的な説明は多少あるものの、広く市場動向の分析や他の近隣類似施設の存在を十分意識した需要競合の整理、日本・世界ワイドで見ての大阪の相対競争力の織り込みについてはほとんど分析が見られず、推計値の妥当性に関し十分な評価を行う材料に欠ける面がある。
- その上で、数字としては、合計531件のMICE開催が見込まれる計画は、我が国のMICEに対する貢献が見込まれるものと評価できる。ただし、大阪IRにおける国際会議の開催件数(開業3年目:約29件)については、パシフィコ横浜といった同種大規模施設との比較では必ずしも多くはなく、件数増加に向けた取組努力が求められる。
- また、推計実施以降、新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化、夜の外出など生活スタイルの変化、MICEをめぐる情勢の変化(ハイブリッド開催等)や、他都市での意欲的な国際MICE都市構想(例:東京)の動きが見られるため、今後、これらの環境・情勢の変化や国内・大阪内の他の有力類似施設との競合、オールインワンMICEにふさわしい新たな取り込み需要といった要素も取り込んだ手法での推計値の精緻化が求められる。

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

<認識整理>

- 来訪者数の推計では、主たる集客要素となるカジノ施設への来訪者数の推計を中心とし、MGMやゲーミングコンサルタントの知見も活用しつつ、国内旅行者、訪日外国人といったセグメント別の推計が、実績あるとされる手法に従ってなされていることは一定の理解を示せるが、細部の設定数値の中には公証力ある根拠提示に欠けるものも見られ、例えば、カジノ来訪者数の推計の前提となる「性向」の設定値の妥当性については、その根拠が明確でなく、十分な評価は困難である。他の来訪者部分の予測の計算過程についても、同様の細部設定や根拠の不明瞭さが一部見られ、算出数値の水準について一般的知見での感覚からは必ずしも同感とは至らないものもある。
- その上で、来訪者数値自体は、開業3年目に約1,987万人が見込まれている。このうち訪日外国人は約629万人とされており、シンガポールIRと比較しても遜色ないものと評価できる。なお、上述した細部の不明瞭さに関連し、推計値は、証左等の裏打ち以上に意欲的な数字となっている面が見受けられる。今後は、上述した観点を踏まえた手法での推計値の精緻化とともに、この推計値が実現されるよう、高い目標に取り組む意識で大阪IRの魅力の増進に最大限取組が続けられることが求められる。日本に立地するため国内来訪者の割合が多くなっていることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客が重要である。
- 送客施設により他地域への観光客増加を図る機能とその送客数の推計について一定の取組が見られる。一層の送客数実現のため今後も継続的な検討と取組が期待される。

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

(参考)大阪開催の国際会議の件数(事務局試算)

- 2021年12月26日にTechnavio.comが発表した世界のMICE市場の成長予測では、Conventions(国際会議)の世界での市場規模は、2019年から2024年の間、平均年間成長率 0.94%で推移すると予測されている。
- これをもとに、2032年の日本・大阪の会議開催件数(ICCA基準)を予測。

(計算過程)

- ・ 市場規模の成長率(2019～2024年)を便宜的に開催件数の成長率と置き換え
- ・ 2024年以降も平均年間成長率 0.94%で推移すると仮定。
- ・ 日本・大阪についても世界全体と同様の成長率となると仮定。

(結果)

- ・ 日本開催の国際会議の件数は、**2032年:595件**(2019年:527件)
- ・ 大阪開催の国際会議の件数は、**2032年: 24件**(2019年: 21件)

市場規模／単位: \$ billion

年	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
対前年比	—	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%
開催件数(世界)	13254	13379	13504	13631	13759	13889	14019	14151	14284	14418	14554	14691	14829	14968
開催件数(日本)	527	532	537	542	547	552	557	563	568	573	579	584	590	595
開催件数(大阪)	21	21	21	22	22	22	22	22	23	23	23	23	23	24

<区域整備計画 抜粋(p.120)>

4. MICE開催件数等の推計方法

(2) コンベンション

- ・ 日本における2019年度のICCA基準の国際会議の開催件数は527件であり、2010年度から2019年度で約51%の増加(2010年度の開催件数は349件)であった一方、大阪市における2019年度のICCA基準の国際会議の開催件数は21件であり、同期間で約11%の増加(2010年度の開催件数は19件)に留まることから、開業初年度までは、当該件数(21件程度)が継続するものと想定した。
- ・ 2010年度から2019年度において、**大阪市におけるICCA基準の国際会議の開催件数は、2016年度の31件が最大であった**ことを踏まえ、**開業3年目期の大阪IRを含めた大阪全体での開催件数は約30件を目標とし、大阪IRでの開催件数は、30件から「大阪の他施設」で開催される件数(21件)を差し引いて9件程度と見込んだ。**

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

- MICE開催件数の推計に際し、平均参加者規模等の算出に当たっては、事業者の知見や近隣MICE施設等の実績をベースに現実的な数値を採用している点は**手堅い一面も有する**1つの手法として理解できるが、他方で、計画上の事業・営業戦略に関する記述ではオールインワンMICEというこれまでにない手法・商品力であることを強調している点との関係では、この推計手法(大阪内の既存実績値に依拠)は、当該強調されている営業戦略とは親和性はあまり感じられない。

<解説資料 抜粋> 解説-評価17-1_MICE開催件数の設定根拠

国際会議

1. ミーティング・インセンティブツアー

(1)年間開催件数(485件(開業3年目期))。内、ミーティング・インセンティブツアーが456件、コンベンションが29件)

(2) 平均参加者規模(750人)

- 国内で開催されているミーティング・インセンティブツアーは、種別がセミナー、新商品発表、プライベートショー、及び研修等と多岐に渡り、規模も小規模(500人以下)から大規模(10,000人以上)まで幅広く存在している。当然ながら、規模が大きくなるに連れ、その回数は減る傾向にある。大阪IRでは設置される会議場の規模や、誘致対象とする開催件数等を考慮し、**MGMの事業経験等を踏まえた上で、平均規模で750人とした。**

<質問回答 抜粋>

(回答)

1. 国際会議場施設の稼働率について

- 大阪IRの国際会議場施設の稼働率は、

-
-
-
-

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

- また、需要サイドの分析の観点では、ヒアリング等に基づく定性的な説明は多少あるものの、広く市場動向の分析や他の近隣類似施設の存在を十分意識した需要競合の整理、日本・世界ワイドで見ての大阪の相対競争力の織り込みについてはほとんど分析が見られず、推計値の妥当性に関し十分な評価を行う材料に欠ける面がある。

<質問回答 抜粋>

(回答)

1. 国際会議場施設で開催する催事

(1) ミーティング及びインセンティブ

① 大阪IRにおける開催件数(開業3年日期:約456件)

- ミーティング・インセンティブについては、私企業が主催者となり開催されるものが一般的であり、企業の内部イベントとして、対外的に公開されない情報も多いことから、正確な市場規模の推計は困難な状況にあります。

(略)

(2) コンベンション

① 大阪IRにおける開催件数(開業3年日期:約29件)

(略)

➤

これらをもとに、大阪府立国際会議場でのコンベンションの開催件数の約半数を開催し、全国でも代表的な国際会議会場の1つとなることを目標に※5、開業3年日期のコンベンションの開催見込みを29件と設定しています。

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

- その上で、数字としては、合計531件のMICE開催が見込まれる計画は、我が国のMICEに対する貢献が見込まれるものと評価できる。ただし、大阪IRにおける国際会議の開催件数（開業3年目：約29件）については、パシフィコ横浜といった同種大規模施設との比較では必ずしも多くはなく、件数増加に向けた取組努力が求められる。

<区域整備計画 抜粋(p.118)>

【図表1：国際会議の開催件数（年間見込み）】

催事種別	催事タイプ	開催件数	平均参加者規模	平均参加日数
M、I	日本国外の本部による主催	約19件	約750人	3.0日程度
M、I	日本国内の本部による主催	約437件	約750人	2.0日程度
C	国際団体等が主催する国際会議 (うち、ICCA基準の国際会議)	約29件 (約9件)	約750人	2.5日程度
合計／平均		計約485件	平均約750人	平均2.1日程度

【図表2：展示会等の開催件数（年間見込み）】

催事種別	催事タイプ	開催件数	平均参加者規模	平均参加日数
E	一般展示会・イベント	約30件	約7,500人	2.0日程度
	ローカルイベント	約14件	約10,000人	1.3日程度
	eスポーツイベント	約1件	約7,500人	2.2日程度
	フードイベント	約1件	約7,500人	1.7日程度
合計／平均 (うち、ISOの「展示会」の定義に合致)		計約46件 (約44件)	平均約8,261人	平均1.7日程度

(参考) パシフィコ横浜におけるMICE開催件数

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
Convention	93件	91件	100件	104件	180件
うちICCA基準	14件	10件	10件	11件	11件

出所) JNTO国際会議統計、ICCAデータベース

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

- また、推計実施以降、新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化、夜の外出など生活スタイルの変化、MICEをめぐる情勢の変化(ハイブリッド開催等)や、他都市での意欲的な国際MICE都市構想(例:東京)の動きが見られるため、今後、これらの環境・情勢の変化や国内・大阪内の他の有力類似施設との競合、オールインワンMICEにふさわしい新たな取り組み需要といった要素も取り込んだ手法での推計値の精緻化が求められる。

●国際会議のハイブリッド開催化

観光庁「安全なMICEの再開と発展に向けた関係者協議会」のとりまとめ(抜粋)

感染症対策に加え、会議のオンライン化は利用者の利便性向上につながっている面もあることを踏まえると、**今後のMICE誘致開催においては、ハイブリッド開催等への対応が必須の要件となると考えられる。**会議のハイブリッド化により、国際会議のサテライト会場を我が国に誘致できる可能性も生じている。**また今後も新たな技術の活用がMICEのあり方を変えていくことが想定され、こうしたMICEを取り巻くイノベーションに関係者が積極的に対応していくことが重要である。**

●東京都における旧築地市場跡地の再開発について

築地でMICEを含む大規模集客施設の開発が計画されている(現在、事業者公募中)

築地まちづくり方針 築地地区の将来像(抜粋)

- 浜離宮恩賜庭園や、食文化など、魅力的な資源を有する地域のポテンシャルを生かしつつ、**新たな築地ブランドを含む新たな東京ブランドを創造・発信する「創発MICE」機能を持つ国際的な交流拠点**が形成されている

事業実施方針(抜粋)

- 会議や催し等ができる機能の整備については、以下の条件を満たすこと。
 - (a) ボールルーム(バンケット使用で1,000人以上相当)と大会議室に加え、必要な中小会議室等の関係諸室、展示機能を整備するとともに、最先端のデジタル技術の効果的な活用や持続可能性に配慮した取組など受入れ環境の確保により、様々な国際的な会議や催し等の開催に幅広く対応できる



評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

- 来訪者数の推計では、主たる集客要素となるカジノ施設への来訪者数の推計を中心とし、MGMやゲーミングコンサルタントの知見も活用しつつ、国内旅行者、訪日外国人といったセグメント別の推計が、実績あるとされる手法に従ってなされていることは一定の理解を示せるが、細部の設定数値の中には公証力ある根拠提示に欠けるものも見られ、例えば、カジノ来訪者数の推計の前提となる「性向」の設定値の妥当性については、その根拠が明確でなく、十分な評価は困難である。他の来訪者部分の予測の計算過程についても、同様の細部設定や根拠の不明瞭さが一部見られ、算出数値の水準について一般的知見での感覚からは必ずしも同感とは至らないものもある。

<区域整備計画 抜粋(p.122)>

3. 来訪者数の推計方法

(6) カジノ施設への来訪者数の推計方法

カジノ施設への来訪者数については、平成27年国勢調査の都道府県・市区町村別主要統計表の人口統計や日本政府観光局の訪日外客統計等の統計情報及びMGMの既存IR施設での実績・知見を踏まえて、国内旅行者(日帰り)、国内旅行者(宿泊)、訪日外国人旅行者のセグメント別に推計した。

a. 国内旅行者数(日帰り)

- 日帰り客の来訪地域を大阪IRから所要時間3時間圏と定め、成人1人あたりのカジノへの年間来訪数を想定して、推計した。なお、推計には、第三者であるゲーミング・コンサルタントがグラビティ・モデル(カジノの市場規模、特に日帰り客となる近隣地域からの来訪者数を予測するツールとして、その効果が実証されているモデル)を用いて行った予測も参考とした。

(略)

<質問回答 抜粋>

(回答)

(略)

<海外旅行者と見込カジノ性向>

- 米国のカジノに訪問する外国人旅行者の見込カジノ性向は、[]の範囲と想定されます。

・

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

<区域整備計画 抜粋(p.122)>

3. 来訪者数の推計方法

カジノ事業の売上は大阪IRの売上の約80%を占め、IRの収益性に最も大きな影響を与えるため、需要予測では、最初にカジノ施設への来訪者を予測した上で、カジノ施設以外の施設の来訪者数の予測を実施した。

カジノ施設以外の施設(宿泊施設、劇場等)の需要予測については、近畿圏及び日本国内にある既存の施設を参考に予測した。

個別の推計方法は、以下のとおり。

(1) MICE施設への来訪者数の推計方法

MGMの実績、国内MICEパートナーの知見及び国内の主要MICE施設で開催された事例を踏まえ、年間開催回数と平均来訪者数の設定を行い推計した。

(2) 魅力増進施設への来訪者数の推計方法

施設ごとに、収容キャパシティ、想定イベント回数、IR利用者に占める当該施設の利用率、面積あたりの来訪者数等の設定を行い推計した。

(3) 送客施設への来訪者数の推計方法

施設特性(ショーケース機能とエントランス近くの配置)とMGMが有する経験から、旅行者区分ごとに来訪率の設定を行い推計した。

(4) 宿泊施設への来訪者数の推計方法

大阪府内の宿泊施設の稼働率や海外のIRにおける類似宿泊施設の稼働率を考慮し、宿泊施設の客室数と稼働率及び客室あたりの宿泊者数の設定を行い推計した。

(5) 来訪及び滞在寄与施設への来訪者数の推計方法

施設ごとに、収容キャパシティ、想定イベント回数、IR利用者に占める当該施設の利用率、面積あたりの来訪者数等の設定を行い推計した。

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

- その上で、来訪者数値自体は、開業3年目に約1,987万人が見込まれている。このうち訪日外国人は約629万人とされており、シンガポールIRと比較しても遜色ないものと評価できる。なお、上述した細部の不明瞭さに関連し、推計値は、証左等の裏打ち以上に意欲的な数字となっている面が見受けられる。今後は、上述した観点を踏まえた手法での推計値の精緻化とともに、この推計値が実現されるよう、高い目標に取り組む意識で大阪IRの魅力の増進に最大限取組が続けられることが求められる。日本に立地するため国内来訪者の割合が多くなっていることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客が重要である。

<区域整備計画 抜粋>

【図表3：IR区域への来訪者数の増加人数・伸び率（見込み）】

内訳		現状値 (2019年度)	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
			第8期	第9期	第10期
IR区域への来訪者数 (万人)		—	762	1,885	1,987
	海外	—	241	597	629
	国内	—	521	1,288	1,358
	国内（宿泊）	—	107	265	279
	国内（日帰り）	—	414	1,024	1,079
増加人数 (万人)			(現状値からの増加数)	(前年度からの増加数)	
	海外・国内計	—	—	1,123	102
	海外	—	—	355	32
	国内	—	—	767	70
伸び率			(現状値からの増加率)	(前年度からの増加率)	
	海外・国内計	—	—	147.3%	5.4%
	海外	—	—	147.3%	5.4%
	国内	—	—	147.3%	5.4%

(参考)開業3年目期のIR区域への来訪者数

マリーナベイサンズ:509万人

リゾートワールドセントーサ:243万人 (出典)シンガポール政府観光局の公表情報を基に事務局作成

評估基準18

評価基準18 地域経済への効果

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
18. 地域経済への効果 (50点)	IR区域への来訪による旅行消費額の増加額や伸び率、地域における雇用創出、IR施設の開業までの初期投資など、地域経済への効果が大きく見込まれることが求められる。また、このような地域経済への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	①IR施設に対する投資の金額の見込み ②IR区域への来訪者による旅行消費額(経済波及効果含む) ③IR施設において雇用する従業員の数の見込み ④その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果 ⑤各事項に関する推計方法	なし	・以下①～③について、シンガポールIRや同種事例を参考にしつつ、地域経済への効果に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ①IR施設に対する投資の金額の見込み ②IR区域への来訪者による旅行消費額(経済波及効果含む) ③IR施設において雇用する従業員の数の見込み ・評価に当たっては、各項目の推計方法の妥当性を確認しつつ、IR区域への来訪者による旅行消費額の伸び率や、効果を最大化するための取組の内容にも留意するものとする。

評価基準18 地域経済への効果

<認識整理>

- 建設段階においては、建設関連投資約7,871億円をはじめ、IR開業までの初期投資額はシンガポールIRを超える約1兆800億円となっており、自ずとその投資規模の大きさから、経済波及効果約1兆5,800億円、雇用創出効果は約11.6万人と地域経済への効果が相応は見込まれる計画である点が評価できる。
- IR区域内の旅行消費額は6,600億円と見込まれており、シンガポールIRと比較しても大きな数値となっているが、評価基準17で前述の意欲的な来訪者数が推計根拠となっているため、実際には下振れする懸念があり、特に訪日外国人の来訪者数と旅行消費額の見込みが達成されるよう予測の深化と実際の取組を行うことが重要である。
- IR区域の後背圏への経済波及効果として、実質新規誘発分に限らない総効果規模では、生産誘発額約1兆1,443億円、誘発税収額約1,313億円、雇用効果約92,515人と見込まれ、自ずとその投資規模の大きさから、既存の観光・MICE施設と比較しても、経済波及効果が見込まれる点は、評価できる。推計方法に関しては、一般的な産業連関分析や観光統計をベースとし、IR区域外の後背圏で発生する需要についてはIR開業による純増分のみを計上するといった概ね順当なプロセスでなされているが、MICEに係る直接効果の算定における使用単価の点など、一部には過大推計となるおそれのある粗さが見受けられる。また、今後は、大阪・関西のみならず、全国的な視点を含めたIR設置・運営による地域経済への効果のさらなる分析・推計が重要である。
- 地域経済への波及効果を発現・増進させる取組として、大阪IRが導入する会員ポイントプログラムを活用した来訪者の地域への送客や周遊促進、地元企業との持続的な調達取引、質の高い雇用機会の提供と人材基盤強化といった取組の検討が見受けられる。なお、これらの施策による具体的な効果は量的に見積もられていない。

評価基準18 地域経済への効果

- IR区域内の旅行消費額は6,600億円と見込まれており、シンガポールIRと比較しても大きな数値となっているが、評価基準17で前述の意欲的な来訪者数が推計根拠となっているため、実際には下振れする懸念があり、特に訪日外国人の来訪者数と旅行消費額の見込みが達成されるよう予測の深化と実際の取組を行うことが重要である。

<区域整備計画 抜粋(p.127)>

来訪者がIR区域に滞在している間に支出する金額(旅行消費額)の見込み、増加率・伸び率

【図表3：IR区域に滞在している間に支出する金額】

内訳	単位	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
		第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者	億円	1,375	3,419	3,623
国内旅行者(宿泊)	億円	346	862	910
国内旅行者(日帰り)	億円	806	1,996	2,104

(3年目期合計)
6,637億円

【参考：シンガポールIR区域内の旅行消費額(開業3年目・事務局推計)】

- ・マリーナベイサンズ： 約2,991億円
- ・リゾートワールドセントーサ： 約1,988億円

(出典)シンガポール政府観光局の公表情報を基に事務局作成

IR区域内での旅行消費額の算出

	(i)一人当たり消費額(円) ※前ページのIR区域内単価③			(ii)旅行者数(万人)			(iii)旅行消費額(億円)(=(i)×(ii))		
	第8期	第9期	第10期	第8期	第9期	第10期	第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者	56,970	57,295	57,597	241	597	629	1,375	3,419	3,623
国内旅行者(宿泊)	32,374	32,559	32,624	107	265	279	346	862	910
国内旅行者(日帰り)	19,461	19,497	19,491	414	1,024	1,079	806	1,996	2,104

評価基準18 地域経済への効果

- IR区域の後背圏への経済波及効果として、実質新規誘発分に限らない総効果規模では、生産誘発額約1兆1,443億円、誘発税収額約1,313億円、雇用効果約92,515人と見込まれ、自ずとその投資規模の大きさから、既存の観光・MICE施設と比較しても、経済波及効果が見込まれる点は、評価できる。推計方法に関しては、一般的な産業連関分析や観光統計をベースとし、IR区域外の後背圏で発生する需要についてはIR開業による純増分のみを計上するといった概ね順当なプロセスでなされているが、MICEに係る直接効果の算定における使用単価の点など、一部には過大推計となるおそれのある粗さが見受けられる。また、今後は、大阪・関西のみならず、全国的な視点を含めたIR設置・運営による地域経済への効果のさらなる分析・推計が重要である。

<区域整備計画 抜粋(p.129)> IR運営による経済波及効果

【図表9：IR運営による経済波及効果（対近畿圏（2府5県））】

指標	単位	金額		
		開業1年目 第8期	開業2年目 第9期	開業3年目 第10期
生産誘発額	億円	4,333	10,790	11,443
対前年増加額	億円	-	6,457	652
伸び率	%	-	149.0	6.0
直接効果	億円	2,665	6,636	7,037
対前年増加額	億円	-	3,971	401
伸び率	%	-	149.0	6.0
間接効果	億円	1,668	4,154	4,405
対前年増加額	億円	-	2,486	251
伸び率	%	-	149.0	6.0
間接1次波及効果	億円	1,028	2,561	2,716
対前年増加額	億円	-	1,533	155
伸び率	%	-	149.0	6.0
間接2次波及効果	億円	640	1,594	1,690
対前年増加額	億円	-	954	96
伸び率	%	-	149.0	6.0
雇用効果	人	35,125	87,383	92,515
対前年増加数	人	-	52,258	5,132
伸び率	%	-	148.8	5.9
誘発税収額	億円	492	1,233	1,313
対前年増加額	億円	-	740	80
伸び率	%	-	150.3	6.5

評価基準18 地域経済への効果

<参考：観光関連施設等における消費増を基にした経済波及効果事例>

- 観光関連施設や大規模再開発などについて、施設内外における消費額や建設費（新規需要）を基に経済波及効果（生産誘発額）の推計を行っている事例を以下に整理。

	大阪IR	ベンチマーク			
		ハウステンボス	パシフィコ横浜	東京ビッグサイト	
対象地域	近畿圏(2府5県)	長崎県	全国	全国	東京都
対象としている消費	施設内消費＋施設外消費 (純増分のみ)	施設内消費＋施設外消費	施設内消費＋施設外消費	施設内消費＋施設外消費	
新規需要発生時期	開業3年目	2000年 (開業9年目)	2017年度	2006年度(開業10年目)	
生産誘発額(億円)	11,443	2,068	2,307	7,547	4,626
直接効果(億円)	7,037	1,175	1,057	2,983	2,327
間接1次波及効果(億円)	2,716	543	775	2,583	1,296
間接2次波及効果(億円)	1,690	350	475	1,981	1,003
雇用効果(万人)	9.2	—	2.0	4.9	2.7
税収誘発額(億円)	1,313	—	273	629	96(都税)

評価基準18 地域経済への効果

<区域整備計画 抜粋(p.126)>

経済波及効果の推計方法

- 経済波及効果は、「平成17年近畿地域産業連関表」(経済産業省近畿経済産業局)を用いて算出した。
- 直接効果の算定方法については以下のとおりである。
 - IR施設内の需要については、IR事業者による施設運営によって直接的に発生する需要を合算したものとした。具体的には、MICE施設以外のIR施設については、投資計画におけるカテゴリー別売上額をベースに算出し、またMICE施設については投資計画における想定開催回数・来場者数から主催者・出展者の事業費を算出し、これらを合算して算出した。
 - IR施設外の需要については、IR区域外の近畿圏で観光客が支出する額のうち、大阪IRによって初めて大阪に来訪する人数分のみを計上するものとし、これを近畿圏内・IR区域外における直接効果として算出した。
- 一次波及効果及び二次波及効果については、上記で算出した直接効果を用いて算出した。
- 誘発税収額については、経済波及効果の算定結果をベースに、「平成17年近畿地域産業連関表」(経済産業省近畿経済産業局)における粗付加価値額(営業余剰、間接税等)と実税収額から算定した実効税率を乗じて算出した。

後背圏の設定

- 後背圏は、経済波及効果分析との整合性を図り、「平成17年近畿地域産業連関表」(経済産業省近畿経済産業局)の範囲である近畿圏(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県)とした。

評価基準18 地域経済への効果

<解説資料 抜粋(p.18)>

経済波及効果:IR施設外(後背圏)の需要算定

- 後背圏（IR区域外）での需要については、IR滞在日程内及びIR滞在日程外における後背圏（IR区域外）での消費需要（一人当たり消費額×来訪者数）を計上するが、IRへの来訪者のうちの純増分（大阪IRがなくても来訪したと想定される人数を除いた分）のみを計上する。

	IR滞在日程内	IR滞在日程外
IR区域内	IR区域内の各施設での売上（MICE以外）、消費支出（MICE）を計上	
後背圏 （IR区域外）	・IR滞在日程内における、後背圏（IR区域外）での施設利用に関する消費需要（一人当たり消費額×来訪者数）を計上 （IR区域内の宿泊施設ではなく、市内の他の宿泊施設に泊まった際の消費支出（宿泊費及び飲食費）、IR区域への交通費の支出）	・IR滞在日程外での、消費需要（一人当たり消費額×来訪者数）を計上 （例：IR区域滞在後に京都に移動して宿泊・滞在した際の消費支出等）

「後背圏（IR区域外）での需要」については、IR来訪者のうちの純増分（大阪IRがなくても来訪したと想定される人数を除いた分）のみを計上する。

評価基準18 地域経済への効果

<質問回答>

(単価設定の考え方)

- 大阪IRの国際会議場施設においては、既存の国内のMICE施設で多く開催されている従来型の催事とは異なり、オールインワンMICE施設ならではの、新しいタイプの催事の誘致・開催を積極的に展開していく事を考えています。
- たとえば、着席型の学術会議やビジネスミーティングを単発的に行うのではなく、学術会議の該当テーマに関連して、多様な企業関係者が集うビジネスミーティングや展示会、更にはレセプションやレクリエーションイベントを同時開催するような複合型・ハイブリッド型の催事を開催することなどを想定しています。
- 上述のように、ミーティングとコンベンションの双方の需要を取り込んだ消費単価の高い催事の誘致・開催をめざすことから、本施設で想定される複合型・ハイブリッド型の催事の単価としては、観光庁「平成29年度MICEの経済波及効果算出等事業」報告書の国際MICEの1人当たり総消費額のうち、MとCの主催者消費額をそれぞれの催事タイプにおける一般的な消費額として捉えたうえで、これらを合算したものとして設定しました。

IR区域内（MICE）に係る直接効果の算出プロセスについて

ステップ（1）：単価×来訪者数による消費額の積み上げ

観光庁「平成29年度MICEの経済波及効果算出等事業」で算出された単価をベースに設定した単価に来訪者数を乗じて、消費額を算出する。

カテゴリー	費目	単価（円）	来場者数（人）	消費額（億円）
Innovation Lab(Meeting)	主催者支出	183,428	2,450	4
Convention Services (Meeting+Convention)	主催者支出	263,748	753,205	1,987
Exhibition	主催者支出	8,881	659,916	59
	出展者支出	28,406		187
合計				2,237

※単価については観光庁「平成29年度MICEの経済波及効果算出等事業」で算出されている催事種類別の1トリップ当たりの単価をベースに設定した。

※来訪者数については、開催期間中における実参加者数（登録者数）として設定した。

※Convention ServicesについてはMeetingとConventionを複合させた催事の開催を想定した。

図表 81 国際MICEの1人当たり総消費額の比較



評価基準19

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
19. 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献(50点)	(ア)及び(イ)の効果を早期に発現することによって、訪日外国人旅行者数を2030年に6000万人とし、訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とする政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれることが求められる。また、このような政府の観光戦略の目標達成への貢献は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。 (※)(ア)は評価基準⑪を、(イ)は評価基準⑫を指す	①IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数 ②IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額 ③各事項に関する推計方法	なし	- IRを来訪する訪日外国人の旅行者数及び旅行消費額について、シンガポールIRや国内同種事例も参考にしつつ、数値の大きさのほかIR施設の早期開業などにより政府の観光戦略への貢献が十分に見込まれる計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 - 評価に当たっては、効果を最大化するための取組(開業時期の確実性含む)を確認しつつ、各項目の推計方法にも留意するものとする。

<認識整理>

- ・ 訪日外国人旅行者数の推計方法については、一定の理解を示せる部分もあるものの、細部の数値設定や根拠の不明瞭さが一部に見られる。特に、大阪IRがなくても大阪圏へ来訪したと想定される人数を除いた純増分については、政府の観光戦略目標達成への貢献の観点から重要となるが、その推計方法については、例えば一般・公証データに基づくような客観性ある根拠はあまり示されていない。
- ・ その上で、数字としては、大阪IRへ来訪する訪日外国人旅行者数は、約597万人（開業2年目）、そのうち純増分は約250万人と試算されており、目標達成への一定の貢献は見込まれる計画であると考えられる。
- ・ また、上述の訪日外国人旅行者が日本滞在中に支出する旅行消費額は、約1.1兆円と試算されており、シンガポールIRと比較しても大きな数値であり、うち純増消費分は後背圏における消費のみで約3,000億円とされていることを踏まえれば、政府目標（15兆円）の達成への一定の貢献は見込まれる計画であると考えられる。他方、これに相対するIR域内での消費発生額分は、前述の後背圏消費発生分に比べると少し見劣りするものとなっていると見受けられる。

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

<認識整理>

- また、当該旅行消費額の推計方法に関しては、あくまでこれまでの観光統計上の消費単価等を基本とした推計となっており、現段階で得られる情報の範囲で推計している方法には一定の理解を示せるが、IRの来訪者の様々な属性(国籍、所得層など)のことを鑑みると、開業に向けては単に観光統計に基づく推計ではないことが望まれる。今回の推計ではどの程度十分に盛り込まれているかが不明瞭な娯楽費部分の消費額計上の適切な深掘りや消費行動に伴う決済情報の活用、アンケートによる訪問場所の把握等により、来訪者・プロフィールをよく踏まえた、より実際の消費動向の把握となるように努め、政府目標への貢献を一層正しく検証できる推計となるよう、IRであることが反映された特有の推計による精緻化を進めることが必要と考えられる。
- IR区域を来訪する旅行者による旅行消費額を最大化するための取組として、MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用など実践に基づく取組が見受けられる。
- なお、2030年の政府の観光戦略の目標達成に貢献するためには、2030年までのIR開業が求められるところ、大阪IRの開業時期「2029年秋～冬頃」については、工程が最も早く進捗した場合の想定とされており、工事環境等によっては、開業時期が1～3年程度後ろ倒しになる可能性の記述が書かれていることは、評価上**留意をする点である**。

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- ・訪日外国人旅行者数の推計方法については、一定の理解を示せる部分もあるものの、細部の数値設定や根拠の不明瞭さが一部に見られる。特に、大阪IRがなくても大阪圏へ来訪したと想定される人数を除いた純増分については、政府の観光戦略目標達成への貢献の観点から重要となるが、その推計方法については、例えば一般・公証データに基づくような客観性ある根拠はあまり示されていない。

<質問回答 抜粋>

(質問)

解説資料において、カジノ事業の収益(例えば、開業3年目は約4,200億円)の根拠について、グラビティモデルを用いて来訪者数の推定を行うとともに、MGMの知見によりGGRを計算した旨の記載があるが、計算過程の詳細やその根拠が不明瞭なため、具体的な内容について補足説明を頂きたい。

(回答)

(5) 海外旅行者

① 来訪者数

- ・海外旅行者からの来訪者数をと推計しましたが、この推計はMGMの専門家の判断と経験に基づくものになります(そして、第三者のコンサルタントによって広く検証されています)。は大阪IR内に宿泊し、残りのは大阪IR以外のホテルに宿泊すると推計しました。(略)
- ・海外旅行者の来訪者数の推計では、以下の要因から影響を受けると考えています:

(略)

- ・大阪IRにとって主な海外顧客となるからは、上述の要因全てに牽引されて観光客数が増加していると考えられます。以外の国からは、カジノよりも、大規模な国際MICEイベントが新しい観光客を惹きつけることが想定されます。

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- その上で、数字としては、大阪IRへ来訪する訪日外国人旅行者数は、約597万人（開業2年目）、そのうち純増分は約250万人と試算されており、目標達成への一定の貢献は見込まれる計画であると考えられる。

<区域整備計画 抜粋 (p.133)>

① IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数及び③その推計方法

1. 国外からのIR区域への来訪者数の見込み

- IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数は、下表のとおり開業3年目期には約629万人の想定であり、政府の観光戦略における目標である、2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人の約10%を占め、政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれる。

<解説資料 抜粋> 解説-評価18-2_地域経済への効果、2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献についての解説資料

- IR区域への来訪者（訪日外国人旅行者及び国内旅行者（宿泊））のうち、純増分（大阪IRがなくても来訪したと想定される人数を除いた分）については下表のとおり（事業計画より設定）。

I R区域への来訪者数（訪日外国人旅行者及び国内旅行者（宿泊））

		第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者 (万人)	純増分	96	237	250
	それ以外	145	360	379
	合計	241	597	629
国内旅行者(宿泊) (万人)	純増分	46	114	121
	それ以外	61	150	158
	合計	107	265	279

※端数処理のため、上記合計は各項目の合計と異なることがある

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- また、上述の訪日外国人旅行者が日本滞在中に支出する旅行消費額は、約1.1兆円と試算されており、シンガポールIRと比較しても大きな数値であり、うち純増消費分は後背圏における消費のみで約3,000億円とされていることを踏まえれば、政府目標(15兆円)の達成への一定の貢献は見込まれる計画であると考えられる。他方、これに相対するIR域内での消費発生額分は、前述の後背圏消費発生分に比べると少し見劣りするものとなっていると見受けられる。

<区域整備計画 抜粋 (p.133)>

1. IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定

- IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額(IR区域を来訪する訪日外国人旅行者(約629万人)が、日本滞在中に支出する消費総額)は、下表のとおり開業3年目期には約1兆1,600億円の想定であり、政府の観光戦略における目標である、2030年の訪日外国人旅行消費額15兆円の約8%を占め、同目標達成への貢献が見込まれる。

【図表2：IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額】

IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額 (開業3年目期 第10期)	億円	11,570
--	----	--------

<(参考)シンガポールIRへの旅行消費額(推計値)>

	2012年 (開業3年目)	2014年 (開業5年目)
② IR区域を来訪する訪星外国人旅行者による旅行消費額 (IR域内+IR域外)	約5,678億円	約7,551億円

注)シンガポール政府観光局の統計資料をもとに算出した推計値

注)通貨レートは「2012年:1ドル=65円」、「2014年:1ドル=84円」として計算

(出典)シンガポール政府観光局の公表情報を基に事務局作成

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

<解説資料 抜粋>

- 以上で算出した後背圏単価(1)、後背圏単価(2)②、I R区域内単価③を合算することで、各旅行者の消費単価を算出した。算定プロセスの詳細については、別添資料(1)「消費額単価の算定結果(詳細)」を参照。

考え方

【第8期】

(単位：円)

後背圏単価(1)	後背圏単価(2)② I R区域内単価③	後背圏 (I R区域外) 単価		合計
		後背圏単価(2)② I R滞在日程内	後背圏単価(1) I R滞在日程外	
訪日外国人旅行者・	56,970	27,988	98,406	183,364
国内旅行者 (宿泊)	32,374	12,663	27,512	72,549
国内旅行者 (日帰り)	19,461	0	12,054	31,515

【第9期】

(単位：円)

	I R区域 内単価③	後背圏 (I R区域外) 単価		合計
		後背圏単価(2)② I R滞在日程内	後背圏単価(1) I R滞在日程外	
訪日外国人旅行者	57,295	27,988	98,406	183,689
国内旅行者 (宿泊)	32,559	12,663	27,512	72,734
国内旅行者 (日帰り)	19,497	0	12,054	31,551

【第10期】

図表5

図表8

(単位：円)

	I R区域 内単価③	後背圏 (I R区域外) 単価		合計
		後背圏単価(2)② I R滞在日程内	後背圏単価(1) I R滞在日程外	
訪日外国人旅行者	57,597	28,041	98,273	183,911
国内旅行者 (宿泊)	32,624	12,663	27,512	72,799
国内旅行者 (日帰り)	19,491	0	12,054	31,545

※端数処理のため、上記合計は各項目の合計と異なることがある。

<事務局補足>

183,689円 × 597万人 = 1兆967億2,333万円

<質問回答 抜粋>

(質問)

2030年度に大阪IRを来訪する訪日外国人旅行者約597万人の内、大阪IRがなくても来訪されたとされる人数を除いた純増分は約237万人と想定されているが、純増分による旅行消費額が記載されていないことから、新たに喚起された消費額について、内容を確認したい。

(回答)

- 大阪IRを来訪する訪日外国人旅行者の旅行消費単価は126,394円(IR滞在日程内:27,988円、IR滞在日程外:98,406円)(解説-評価18-2「地域経済への効果、2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献についての解説資料」p.15を参照ください。)と推計しています。これに、大阪IRの開業により、新たに近畿地域を来訪すると想定する純増分の237万人を乗じた約2,996億円となります。

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- また、当該旅行消費額の推計方法に関しては、あくまでこれまでの観光統計上の消費単価等を基本とした推計となっており、現段階で得られる情報の範囲で推計している方法には一定の理解を示せるが、……

<区域整備計画 抜粋(p.130)>

旅行消費額の計算方法

- IR施設への来場者の内訳については、事業計画により算定した。
- 消費単価の設定については、以下の統計に基づいて設定した。なお、訪日外国人旅行者の消費単価については、IR施設(カジノ)への国別の来場者数の構成割合に基づいて算定した。
 - 訪日外国人旅行者:「訪日外国人消費動向調査 2019 年 年間値の推計 ※確報値」(国土交通省観光庁)
 - 国内旅行者:「旅行・観光消費動向調査(2019年1～12 月期確報)」(国土交通省観光庁)
- IR施設内での消費単価については、観光統計上の観光客種別ごとの消費傾向を踏まえた上で、事業計画上想定している売上や利用者の構成から、観光客種別ごとに利用者単価を算出し、来訪者数で除すことにより推計した。来訪者がIR区域に滞在している間に支出する金額については、IR区域への来訪者数に、IR区域内に滞在している間に支出する一人あたり消費額を乗じて算出した。

<解説資料>

I IR区域内での旅行消費額の算出

	(i)一人当たり消費額(円) ※前ページのIR区域内単価③			(ii)旅行者数(万人)			(iii)旅行消費額(億円)(=(i)×(ii))		
	第8期	第9期	第10期	第8期	第9期	第10期	第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者	56,970	57,295	57,597	241	597	629	1,375	3,419	3,623
国内旅行者(宿泊)	32,374	32,559	32,624	107	265	279	346	862	910
国内旅行者(日帰り)	19,461	19,497	19,491	414	1,024	1,079	806	1,996	2,104

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- ……IRの来訪者の様々な属性(国籍、所得層など)のことを鑑みると、開業に向けては単に観光統計に基づく推計ではないことが望まれる。今回の推計ではどの程度十分に盛り込まれているかが不明瞭な娯楽費部分の消費額計上の適切な深掘りや消費行動に伴う決済情報の活用、アンケートによる訪問場所の把握等により、来訪者・プロフィールをよく踏まえた、より実際の消費動向の把握となるように努め、政府目標への貢献を一層正しく検証できる推計となるよう、IRであることが反映された特有の推計による精緻化を進めることが必要と考えられる。

<質問回答 抜粋>

問 現時点では各種統計に基づき推計することにより、IR区域を来訪する訪日外国人旅行者によるIR区域内外での消費単価や内訳を推計しているが、今後どのように調査・モニタリングをし、実際のIR区域を来訪する訪日外国人旅行者に係るこれらの実績を把握していく予定なのか、現時点の考えを確認したい。特に、富裕層の消費については、現行の訪日外国人消費動向調査では把握が難しいため、実態把握をどのように行うのかを確認しておきたい。

- IR区域内への来訪者の各IR施設における消費動向については、IR事業者において、外国人旅行者、国内旅行者を問わず把握が可能です。また、外国人旅行者のみの全数データの把握は困難なものの、クレジットカード会社等との連携により、一定数については、外国人旅行者と国内旅行者の区分けを図ることが可能と考えています。
- IR区域外の旅行者の消費動向については、IR事業者での把握は不可能ですが、ITベンダー・コンサルティング会社等へのヒアリングによると、ICTを活用したサービスや技術等を活用したサンプル調査等により推計すること等が考えられます。

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

<参考>

- ・ IR区域を来訪する旅行者による旅行消費額を最大化するための取組として、MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用など実践に基づく取組が見受けられる。

<区域整備計画 抜粋 (p.133～134)>

3. IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額を最大化し、設定した目標を達成するための具体的な取組の内容

(1)ハイクオリティな施設やコンテンツの創出と都市魅力の向上

- ・ 高品質の宿泊施設、比類ないエンターテインメント、上質な飲食施設、スポーツイベント等の魅力的なコンテンツの誘致・創出によって、観光資源の幅と厚みを増し、消費単価の高いビジネス旅行者、MICE来訪者及び富裕層を中心に、新たな訪日外国人旅行者の誘客を図る。
- ・ 地域のDMO等の観光関係者と連携し、新たな観光ルートや観光資源の発掘・磨き上げを行うことで、都市の魅力・ブランド力を向上させ、訪日外国人旅行者の誘致強化、滞在の長期化、周遊及び消費を促進する。

(2)MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用

- ・ MGMの膨大な顧客ネットワーク、世界のVIP及び富裕層の信頼を獲得してきたホスピタリティ・ノウハウを活用し、欧米、アジアのVIP及び富裕層の誘致をめざす。
- ・ MGMのロイヤルティプログラム、世界各地の支店や独立エージェントが有する富裕層ネットワークを活用したマーケティングにより、幅広い富裕層に訴求する。

(3) MICEによるビジネスコミュニティへの訴求最大化

- ・ MGMのMICEセールス・チーム、グローバル・セールス・オフィス(GSO)、グローバルのMICE関連事業者とのパートナーシップ及び国内PCOとのMICE誘致体制により、滞在期間が長く、かつ一人あたり消費額が大きい傾向のあるMICE・ビジネス目的の来訪者を誘致する。

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- ・なお、2030年の政府の観光戦略の目標達成に貢献するためには、2030年までのIR開業が求められるところ、大阪IRの開業時期「2029年秋～冬頃」については、工程が最も早く進捗した場合の想定とされており、工事環境等によっては、開業時期が1～3年程度後ろ倒しになる可能性の記述が書かれていることは、評価上**留意をする点である**。

<区域整備計画 抜粋 (p.140)>

② IR事業の工程

- ・IR事業の工程は、下表のとおり想定している。
- ・大阪府・市及びIR事業者は、世界最高水準のIR及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、2029年秋～冬頃の早期開業をめざし公民連携して取り組む。

【図表8：IR事業の工程（想定）】

時期	区域整備計画上の事業年度	工程（想定）
2022年秋頃～	1年目	区域整備計画の認定※1 行政手続き・調査・準備工事の着手※2
2023年春～夏頃	2年目	工事の発注及び着手※3
2029年夏～秋頃 2029年秋～冬頃	7～8年目	工事の完了※3 IR施設の開業※3
～2032年秋頃	10年目	設置運営事業の実施

※1 国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は推測（区域整備計画の認定の時期によって、IR事業にかかる他の工程は変動する。）

※2 区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。

※3 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、IR事業の税制上の取扱い及びカジノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤性状への対応状況、工事環境等によっては、IR事業の工程は1～3年程度後ろ倒しとなる可能性がある。

評価基準20

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
20. IR事業者等の事業遂行能力 (50点)	IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有すると認められるとともに、構成員の間での役割分担と連携が適切に行われることが求められる。	①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制 ②IR事業の工程	なし	・方針について、以下①、②で例示する観点など、IR事業者及びその構成員の事業遂行能力や、構成員間の役割分担及び連携に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 (評価の観点の例) <table><tr><td>①IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有する</td><td>②構成員の間での役割分担と連携が適切に行われる</td></tr><tr><td> ・整備、運営等の各分野において、各施設と同等の規模に係る実績がある ・確実に事業を遂行するための工夫がみられる (特に運営段階) </td><td> ・IR事業者において、迅速な意思決定が可能な体制となっている ・構成員の間の連携を行うための工夫がみられる </td></tr></table>	①IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有する	②構成員の間での役割分担と連携が適切に行われる	・整備、運営等の各分野において、各施設と同等の規模に係る実績がある ・確実に事業を遂行するための工夫がみられる (特に運営段階)	・IR事業者において、迅速な意思決定が可能な体制となっている ・構成員の間の連携を行うための工夫がみられる
①IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有する	②構成員の間での役割分担と連携が適切に行われる							
・整備、運営等の各分野において、各施設と同等の規模に係る実績がある ・確実に事業を遂行するための工夫がみられる (特に運営段階)	・IR事業者において、迅速な意思決定が可能な体制となっている ・構成員の間の連携を行うための工夫がみられる							

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

<認識整理>

- IR事業者について、海外において開業・運営実績のあるMGMリゾートが出資する日本MGMと国内において宿泊施設や劇場などの集客施設等の開発・運営実績のあるオリックスが中核株主となり、日本MGMがIRの運営経験、オリックスが日本でのビジネス適合という点で補完し合う関係を構築している。その上で、両社からIR事業者への役職員の出向や少数株主が各段階において専門的な知見を提供する体制を構築していることから、IR事業者が、業務を確実に遂行できる能力を相応有していることがうかがえる。
- 日本MGMとオリックスの出資比率が同等であり、代表取締役も両社から選任されているが、IR事業に係る日常の業務運営は日本MGMから選任される社長CEOに権限が委譲されていることに加え、意思決定が困難となり合意に至らない事態が生じた場合でも、両社の役員からなる委員会で議論を行うその他の合議体により議論を行って解決を図る措置など、迅速な意思決定のための体制の構築が一応見受けられるが、今後の事業実施過程における災害・火災・テロなどの緊急時その他不測の事態への対応など迅速かつ確実な態勢を**求める**。
- 特に準備段階においては、大阪府・市がIR整備の工程上重要な役割を担うが、大阪市が進める土壌対策など課題が顕在化している現在の状況に鑑みれば、工期等の遅れが生じた場合の対応など、大阪府・市との連携に関しては、後発事由で発生 of 所要費用の分担を含め、IR事業者として構成員間及び大阪府・市と円滑な意思疎通・合意形成の下、着実な対応を**求める**。
- 加えて、2030年の政府の観光戦略の目標達成に貢献(評価基準19)するためには、2030年までのIR開業が求められるところ、開業時期「2029年秋～冬頃」については、工程が最も早く進捗した場合の想定とされており、開業時期が1～3年程度後ろ倒しになる可能性の記述が**書かれていることは、評価上、留意する必要がある**。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

<認識整理>

- 持続的な事業運営を行っていく上で、人材育成と雇用は重要であるところ、MGM・オリックスや専門的知識を有する協力企業からの出向者による人材の確保に加え、カジノ業務ではMGMが有するディーラーの技術訓練のためのカリキュラムを活用した教育プログラムの実施など、事業者のノウハウを活かした検討が行われていることがうかがえる。その人材の確保が確実なものとなるよう、関係者間での連携を期待する。

<参考>

下掲する日本MGMのCEOエドワード・バウワーズ氏の発言は、開業までのIR事業者と大阪府・市との関係性を見る上で、ある程度注目される発言ではないか。

<大阪市 令和4年3月定例会常任委員会(都市経済・通常予算) 会議録抜粋>

○エドワード・バウワーズ氏回答

- 大阪府市として、一般的な自然地盤の沈下対策は、事業者負担という契約を想定されているものと理解しており、その点について現時点で事業者において異なる意見はありません。
- 沈下リスクについては、ボーリング調査、沈下計測など、現在も地盤調査を継続しているところです。それらを踏まえ、専門家の知見も活用しながら、安全・安心を確保した開発のために必要な対応を最終確定していきます。
- 他方、IR事業用地は、現在も沈下が継続しており、長期的にも特有の地盤沈下が見込まれているところです。そして、長期的な地盤沈下予測に必要な過去の沈下計測データが不足していること、また夢洲の埋立て工事は必ずしも将来的な開発を考慮し、実施されているわけではないなどの理由から、沈下予測は非常に複雑で、慎重な検証、検討、対応が必要となります。今後の調査、検討の結果により、課題が出てきた場合には、対応を見極める必要があります。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

- IR事業者について、海外において開業・運営実績のあるMGMリゾートが出資する日本MGMと国内において宿泊施設や劇場などの集客施設等の開発・運営実績のあるオリックスが中核株主となり、日本MGMがIRの運営経験、オリックスが日本でのビジネス適合という点で補完し合う関係を構築している。その上で、両社からIR事業者への役職員の出向や少数株主が各段階において専門的な知見を提供する体制を構築していることから、IR事業者が、業務を確実に遂行できる能力を相応有していることがうかがえる。

<区域整備計画 抜粋 (p.135)>

①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

1. IR事業者の構成員

IR事業者の構成員は、中核株主となる合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社並びに関西の地元企業を中心とする少数株主20社から構成される。

【図表1：IR事業者の構成員】

区分	構成員	議決権割合
中核株主	合同会社日本MGMリゾート	約40%
	オリックス株式会社	約40%
少数株主	関西の地元企業を中心とする少数株主※1 岩谷産業株式会社、大阪瓦斯株式会社、株式会社大林組、関西電力株式会社、近鉄グループホールディングス株式会社、京阪ホールディングス株式会社、サントリーホールディングス株式会社、株式会社JTB、ダイキン工業株式会社、大成建設株式会社、大和ハウス工業株式会社、株式会社竹中工務店、南海電気鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社、パナソニックホールディングス株式会社、丸一鋼管株式会社、三菱電機株式会社、レンゴー株式会社	約20%※2

※1 少数株主の持ち分については、少数株主全体の議決権割合（20％）の範囲内で変動することがある。

※2 各少数株主の議決権割合は5％未満であり、認可主要株主には該当しない。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

<区域整備計画 抜粋 (p.138～139)>

①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

5. IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者

(1)主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者

- ・ 合同会社日本MGMリゾート及びオリックスは、IR事業者の中核株主として同じ議決権割合を保有し、同額を出資する。
- ・ MGM及びオリックスは各々が有する既存事業の知見・ノウハウを活かして、大阪IRの整備・運営・維持管理等に参画するとともに、IR事業者への役職員の派遣・出向や、IR事業者と締結するデベロップメントマネジメントやテクニカルサービスに係る契約等に基づき、IR事業者を継続的に支援する。
- ・ 米国及びマカオでのIR施設の運営実績、複数の管轄区域におけるカジノ施設の運営に基づく知見とノウハウを持ち、世界的にも広くそのブランドが認知されているMGM、関西に基盤を置いて関西企業との広範かつ強固な関係を持ち、国内での宿泊施設、球場や劇場などの集客施設、その他不動産の豊富な開発・運営実績を有するオリックスが、相互に補完し合って事業を進める。

(2)合同会社日本MGMリゾート

事業実績	・ MGMリゾート・インターナショナルは、世界最大のMICEデスティネーションであるラスベガスにおける最大のMICEオペレーターであり、年間宿泊需要約190万室を創出、世界各地で年間9,000以上のショー・イベントを開催。30年以上の歴史を有し、世界35ヶ所でエンターテインメント施設を運営 ・ MGMリゾート・インターナショナルは、ラスベガスにおいて、大規模MICE施設を複数運営しており、中でもMandalay Bay (マンダレイ・ベイ) はラスベガス最大級の規模を有し、北米最大級のコンベンションセンターを配備
------	---

(3)オリックス株式会社

事業実績	・ ホテル、温泉旅館、MICE施設等の開発・運営実績 ・ 関西3空港運営やグランフロント大阪（うめきた1期・2期）開発・運営といった官民連携事業の実績
------	---

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

<区域整備計画 抜粋 (p.135)>

①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

2. IR事業の実施体制

(1)基本的な考え方

- IR事業者は、設置運営事業者として責任を持って全てのIR事業を実施するとともに、組織体制、協力企業及び担当人員の配置を含め、事業期間を通じて、IR事業を円滑かつ確実に実施する上で十分な実績・ノウハウ・運営能力を備えた適切な事業実施体制等を構築する。
- 合同会社日本MGMリゾート及びオリックスは、中核株主として、IR事業者の取締役及び役職員を派遣し、取締役会を通じてIR事業者の経営に参画する。また、設計・建設から運営に至る全ての段階で、2社が有する専門人材による支援体制を構築する。
- 関西の地元企業を中心とした少数株主及び協力企業は、各社の専門性を活かしてIR施設の整備・運営・維持管理等の事業実施を支援する。

<区域整備計画 抜粋 (p.138)>

①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

5. IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者

(1)主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者

- 合同会社日本MGMリゾート及びオリックスは、IR事業者の中核株主として同じ議決権割合を保有し、同額を出資する。
- MGM及びオリックスは各々が有する既存事業の知見・ノウハウを活かして、大阪IRの整備・運営・維持管理等に参画するとともに、IR事業者への役職員の派遣・出向や、IR事業者と締結するデベロップメントマネジメントやテクニカルサービスに係る契約等に基づき、IR事業者を継続的に支援する。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

- 日本MGMとオリックスの出資比率が同等であり、代表取締役も両社から選任されているが、IR事業に係る日常の業務運営は日本MGMから選任される社長CEOに権限が委譲されていることに加え、意思決定が困難となり合意に至らない事態が生じた場合でも、両社の役員からなる委員会で議論を行うその他の合議体により議論を行って解決を図る措置など、迅速な意思決定のための体制の構築が一応見受けられるが、今後の事業実施過程における災害・火災・テロなどの緊急時その他不測の事態への対応など迅速かつ確実な態勢を**求める**。

<区域整備計画 抜粋 (p.135)>

①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

2. IR事業の実施体制

(1)基本的な考え方

- 合同会社日本MGMリゾート及びオリックスは、中核株主として、IR事業者の取締役及び役職員を派遣し、取締役会を通じてIR事業者の経営に参画する。また、設計・建設から運営に至る全ての段階で、2社が有する専門人材による支援体制を構築する。

<区域整備計画 抜粋 (p.137)>

5. IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者

(1)主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者

- 合同会社日本MGMリゾート及びオリックスは、IR事業者の中核株主として同じ議決権割合を保有し、同額を出資する。

【図表5：主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者】

主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者	議決権割合	出資金額
合同会社日本MGMリゾート	約40%	約2,120億円
オリックス株式会社	約40%	約2,120億円

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

<質問回答 抜粋（7月22日提出）>

- 日本MGMリゾート（以下、「日本MGM」）とオリックスが同額を出資し、双方がIR事業者の代表取締役を選任することによって迅速な意思決定に支障が生ずる事態は発生しづらいものと考えています。
- 区域認定以降、
会長と社長CEOは、共同で意思決定することによって、IR事業全体の運営を統括することを原則としますが、
スムーズなIR事業運営を実現することとしており、迅速な意思決定に支障が生じない体制を予定しています。
- もとより、日本MGMとオリックスそれぞれが有する経験やノウハウを最大限に活用して効率的なIR事業運営を行うため、会長と社長CEOは
予定しています。
- しかしながら、それでも意思決定が困難となり、合意に至らない事態（いわゆるデッドロック）の解消の仕組みを、日本MGM・オリックス両社合意により、予め定めています。
行って解決を図ることとしています。さらに、
を行うこととしています。
- 一方、デッドロックが継続している間に事業活動に支障を生じさせないため、
といった事態を回避するために合理的に必要なかつ適切と考える措置（保全措置）を執ることができることとしています。
- 50:50ですけれども、
その辺りはわれわれとしては心配していないと思っております。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

- 特に準備段階においては、大阪府・市がIR整備の工程上重要な役割を担うが、大阪市が進める土壌対策など課題が顕在化している現在の状況に鑑みれば、工期等の遅れが生じた場合の対応など、大阪府・市との連携に関しては、後発事由で発生の所要費用の分担を含め、IR事業者として構成員間及び大阪府・市と円滑な意思疎通・合意形成の下、着実な対応を求める。

<区域整備計画 抜粋 (p.136)>

①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

2. IR事業の実施体制

(3)開業準備の実施体制

- IR施設の開業準備(各IR施設の運営準備、人材開発、マーケティング、調達等)については、合同会社日本MGMリゾート及びオリックスとの間でデベロップメントマネジメントに係る契約を締結し、MGM及びオリックスが有するIR事業及びIR施設を構成する各種施設の開業準備や運営に経験と知見を持つ人材を活用し、その技術的な支援を受けながら実施する。
- また、大阪府・市、国(国土交通省観光庁及びカジノ管理委員会を含む。)等の関係者に対応する専門窓口を配置し、関係者との緊密な連携・調整体制の構築を図る。

<区域整備計画 抜粋 (p.140)>

②IR事業の工程

- 大阪府・市及びIR事業者は、世界最高水準のIR及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、2029年秋～冬頃の早期開業をめざし公民連携して取り組む。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

<プレゼンテーション回答 抜粋>

回答(IR事業者:オリックス)

- それから、**府市様との関係**ですが、これは官民連携事業でございますので、しっかり連携してやっていくと府市さんの方からもコメントあるかもしれませんが、

今回は完全に民設でございますので、土地はお借りしていますが、建てる建物も、それから雇う従業員も全て民間の方でやって行くということで、オペレーションに関連して来られるということはあまり想定していないわけですが、一方で監督をいただいておりますし、それから地域で繁栄していくということは共通のゴールでございますので、そのいろいろなサポートなり、ご指導をいただいていくということで密接に連携していくというふうに、これはカジノ委員会さんも同様ですけれども、そんなふうに思っております。

回答(大阪府市)

- 大阪府市の方といたしましても、当然これは運営面の段階におきましては、整備法等でモニタリングのスキームというのが定められてございますので、そういったものを通じて、この民設民営事業の運営が適切になされているかということについては、しっかりコントロールしてまいりたいと思っております。
- また、その上でやはりこの地域とどういうふうに取り込んでいくか。地域といかに連携していくかということも大切でございますので、そういった観点では私どももしっかり大阪IR株式会社とタッグを組んで、大阪の成長のために、どういうふうに展開していくかということについてはしっかりコミュニケーションを取って、パートナーとして進めてまいりたいと、このように考えております。どうもありがとうございました。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

- 加えて、2030年の政府の観光戦略の目標達成に貢献(評価基準19)するためには、2030年までのIR開業が求められるところ、開業時期「2029年秋～冬頃」については、工程が最も早く進捗した場合の想定とされており、開業時期が1～3年程度後ろ倒しになる可能性の記述が書かれていることは、評価上、留意する必要がある。

<区域整備計画 抜粋 (p.62)>

② IR事業の工程

- IR事業の工程は、下表のとおり想定している。
- 大阪府・市及びIR事業者は、世界最高水準のIR及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、2029年秋～冬頃の早期開業をめざし公民連携して取り組む。

【図表8：IR事業の工程（想定）】

時期	区域整備計画上の事業年度	工程（想定）
2022年秋頃～	1年目	区域整備計画の認定※1 行政手続き・調査・準備工事の着手※2
2023年春～夏頃	2年目	工事の発注及び着手※3
2029年夏～秋頃 2029年秋～冬頃	7～8年目	工事の完了※3 IR施設の開業※3
～2032年秋頃	10年目	設置運営事業の実施

※1 国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は推測（区域整備計画の認定の時期によって、IR事業にかかる他の工程は変動する。）

※2 区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。

※3 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、IR事業の税制上の取扱い及びカジノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤性状への対応状況、工事環境等によっては、IR事業の工程は1～3年程度後ろ倒しとなる可能性がある。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

- 持続的な事業運営を行っていく上で、人材育成と雇用は重要であるところ、MGM・オリックスや専門的知識を有する協力企業からの出向者による人材の確保に加え、カジノ業務ではMGMが有するディーラーの技術訓練のためのカリキュラムを活用した教育プログラムの実施など、事業者のノウハウを活かした検討が行われていることがうかがえる。その人材の確保が確実なものとなるよう、関係者間での連携を期待する。

<区域整備計画 抜粋 (p.137)>

①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

4. IR事業者の従業員

- IR事業者は、大阪IR全体の包括的な雇用計画を策定し、IR開業までに計画的に従業員の雇用を行うとともに、専門的な知見を有する従業員を戦略的に雇用する。
- MGM及びオリックスや協力企業各社からの出向者に加えて、日本国内外における業務経験者の採用に取り組み、業務に関する知識及び経験を有する従業員を確保する。日本において新しい職種となるカジノ業務については、教育機関等との連携を通じて、人材の確保及び育成に取り組む。また、雇用する従業員の経験や職種等に合わせて、必要十分な研修期間を設けることで、人員体制を構築する。
- 実地研修を含む、継続的な研修・トレーニング等を計画的に行うことで、IR業務の高度な専門性を必要とする分野を担う人材を育成する。
- MGM及びオリックスの従業員は、IRの設計・建設、開業準備及び運営・維持管理等に関する多くの経験と専門的知見を有しており、合同会社日本MGMリゾート及びオリックスは、中核株主としてIR事業者への出資を行うとともに、従業員の派遣、デベロップメントマネジメント、テクニカルサービス等に係る契約の締結により、これら従業員の知見を活用して、整備・運営・維持管理等について継続的にIR事業者を支援する。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

<質問回答 抜粋（7月22日提出）>

<雇用計画>

- 多様かつ大規模な人材の雇用及び育成に、長期目線で計画的に取り組めます。大阪IRでは、200以上の様々な職種で雇用を行います。一定割合の未経験者・未就労者の雇用も想定し、属性に応じた採用戦略・受入環境を整備します。
- 雇用においては、採用活動拠点として「キャリアセンター」を開設し、情報提供や就職支援を行うとともに、行政機関や教育機関との連携、大規模採用イベントの開催等により、未経験者層を含めて採用していきます。
- 短期的には、MGM・オリックスからIR事業者への従業員出向、経験者の雇用、関西企業を中心とした多様な協力企業からの支援等によって、IR事業の安定的な実施の確保を図ります。そして、中長期的にはIR事業者で雇用・育成した人材を中心に自立した運営をめざします。
- なお、MGMはMGM National HarborやMGM SpringfieldでのIR施設開発・開業においても、キャリアセンターを設置し、そこを拠点に大規模な雇用を確保しました。この経験を基に、日本市場のニーズや要望に合わせたキャリアセンターの導入を想定しています。

<人材育成>

- 未経験者からグローバルで高度な人材まで、幅広い人材を育成できる研修体制を構築し、能力や志向に合わせた研修を提供することで成長を促し、質の高いキャリアを長期的に形成できるように支援します。
- 研修については、入社前・入社時・入社後のステージに合わせて、多様かつ継続的な研修を提供します。例えば、入社時には全ての従業員を対象とした基礎研修や基礎スキルの習得、責任あるゲーミングに関わる研修等、入社後は従業員の能力やポジション等に応じた定期的な研修を実施します。
- 中長期的には、MGMが運営しているIR施設の学習プログラムをモデルとした研修プログラムの開発やインターンシッププログラム等を検討することにより、継続的に人材育成を行う体制を強化し、質の高いキャリア形成を支援するとともに、グローバルで高度な観光人材の育成をめざしていきます。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

<質問回答 抜粋（7月22日提出）>

<部門ごとの雇用・育成>

- 前述の短期的及び中長期的な人材雇用・育成の方針については、IR事業者の各部門に共通するものですが、特に、宿泊施設部門やカジノ部門においては、業務の特性に応じて以下の方策を検討しています。

宿泊施設部門

- 接客力や語学力が求められる宿泊施設では、新規学卒者に加え、海外人材や外国人学生を採用ターゲットとするとともに、ホテルや飲食サービス業の経験を持つ離職者や不本意非正規雇用労働者の雇用を促進します。
- また、宿泊施設の従業員に対して、宿泊施設部門内でのキャリアアップのほか、他部門へのチャレンジなどのキャリアパスも検討し、中長期的に多様な人材を呼び込み、成長できる環境を整備します。

カジノ部門

- カジノディーラーについては、日本で初の高度な専門職となるため、早期段階からディーラースクールと連携して人材の確保と教育プログラムの強化に取り組めます。
- なお、MGMでは人材を確保する取組みとして、ディーラースクールへ技術訓練のためのカリキュラムの提供とテーブルゲームのインストラクターの派遣をしてきた実績があります。

評価基準21

評価基準21 財務の安定性

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク						
21. 財務 の安定性 (50点)	財務面からみて安定的であり、業績が下振れした場合にも適切に対応し、長期的に事業を継続できることが求められる。	①IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額 ②収支計画及び資金計画(収入等の前提となる指標やその設定条件含む) ③財務の状況が悪化した場合の措置(想定リスクと対処方針)	なし	・以下①～③について、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、財務面からみて安定的かつ長期的に事業を継続できるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、申請者が想定する事業期間における財務の安定性に係る考え方や、国内外の類似事例にも留意するものとする。 <table><tr><th>①収入等の前提となる指標やその設定条件</th><th>②収益性と安全性 (財務三表より確認)</th><th>③財務の状況が悪化した場合の措置</th></tr><tr><td>・IRを構成する各施設毎の来訪者数や、収入等の単価の算出根拠について、具体性・実現性があるか確認する</td><td>・財務三表の数値を整理し、以下指標に照らし、事業経営上の収益性と安全性を確認する ＜確認する指標＞ (収益性) ・営業収益 ・EBITDA(償却前営業利益) ・EBITDAマージン(EBITDA÷営業収益) ・営業利益 ・営業利益率(営業利益÷営業収益) ・当期純利益 ・ROE(当期純利益÷株主資本) ・ROA(総資本利益率) (安全性) ・自己資本比率 ・流動比率 ・固定比率 ・EBITDA有利子負債倍率 ・フリー・キャッシュ・フロー ・当座比率 ・インタレスト・カバレッジ・レシオ</td><td>・財務状況を悪化されるリスク(※)について、十分検討されているか確認する ・想定されるリスクが発生したとしても、財務に健全性があると認められるか確認する (※)世界における市場環境等のほか、日本にIRが複数開業することによるパイの奪い合いによる影響を含む</td></tr></table>	①収入等の前提となる指標やその設定条件	②収益性と安全性 (財務三表より確認)	③財務の状況が悪化した場合の措置	・IRを構成する各施設毎の来訪者数や、収入等の単価の算出根拠について、具体性・実現性があるか確認する	・財務三表の数値を整理し、以下指標に照らし、事業経営上の収益性と安全性を確認する ＜確認する指標＞ (収益性) ・営業収益 ・EBITDA(償却前営業利益) ・EBITDAマージン(EBITDA÷営業収益) ・営業利益 ・営業利益率(営業利益÷営業収益) ・当期純利益 ・ROE(当期純利益÷株主資本) ・ROA(総資本利益率) (安全性) ・自己資本比率 ・流動比率 ・固定比率 ・EBITDA有利子負債倍率 ・フリー・キャッシュ・フロー ・当座比率 ・インタレスト・カバレッジ・レシオ	・財務状況を悪化されるリスク(※)について、十分検討されているか確認する ・想定されるリスクが発生したとしても、財務に健全性があると認められるか確認する (※)世界における市場環境等のほか、日本にIRが複数開業することによるパイの奪い合いによる影響を含む
①収入等の前提となる指標やその設定条件	②収益性と安全性 (財務三表より確認)	③財務の状況が悪化した場合の措置								
・IRを構成する各施設毎の来訪者数や、収入等の単価の算出根拠について、具体性・実現性があるか確認する	・財務三表の数値を整理し、以下指標に照らし、事業経営上の収益性と安全性を確認する ＜確認する指標＞ (収益性) ・営業収益 ・EBITDA(償却前営業利益) ・EBITDAマージン(EBITDA÷営業収益) ・営業利益 ・営業利益率(営業利益÷営業収益) ・当期純利益 ・ROE(当期純利益÷株主資本) ・ROA(総資本利益率) (安全性) ・自己資本比率 ・流動比率 ・固定比率 ・EBITDA有利子負債倍率 ・フリー・キャッシュ・フロー ・当座比率 ・インタレスト・カバレッジ・レシオ	・財務状況を悪化されるリスク(※)について、十分検討されているか確認する ・想定されるリスクが発生したとしても、財務に健全性があると認められるか確認する (※)世界における市場環境等のほか、日本にIRが複数開業することによるパイの奪い合いによる影響を含む								

231

<認識整理>

- 事業期間は区域整備計画の認定後35年間とされており、開業2年目にはフリーキャッシュフローが黒字化し借入金の返済を開始し、以降は、順調に返済を進展させるとともに、IR施設の修繕やコンテンツ更新といった再投資等にもある程度充てられる計画となっており、財務面の安定性があると評価できる。
- 業績が計画を下回る想定として、ショックケースとダウンケースのシミュレーションを実施し、それぞれで事業存続が可能であると確認しており、具体的な検証を行っていることはうかがえるが、財務状況が悪化するリスクが顕在化した場合において、計画された対処方針が確実に実施され、長期間にわたって安定的でIRの運営が確保されることについて継続的に確認されることが求められる。また、社会情勢等の変化により、認定申請時には**具体的には認識されていなかった金利の上昇が現に生じていることや物価上昇**についても、今後、その動向に特に留意が必要である。
- 例えば、計画において収支計算上のシニアローンの利息支払等の計算に用いている貸入金利に関しては、それに相応する現在の市場の実勢金利(該当する銀行間レートをベースに一定の加算により算定されるレート)は、当該申請者が用いた金利レートより既に多少高い水準に至っていると考えられる。
- また、前述の安定性は、長期に渡ってカジノ事業への集中度が高いことによりIR収益全体におけるカジノ収益の割合が高い水準で維持される計画となっていることが主たる要因であると読み取ることができ、当該事業集中度が高いことによって、事業ポートフォリオ面で、社会的なリスクを伴い、長期的な潜在的不安定要因となり得る点が懸念される。

<委員会として求める事項案>

- 全体収益の約8割をカジノ事業が占めており、中長期的に見ても、その割合が大きく変わらないことが見受けられるところ、IRとして長期的に安定した事業実施を行う観点から、カジノ事業以外への投資により収益増加に向けた取組がなされるよう、改善が求められる。

評価基準21 財務の安定性

- 事業期間は区域整備計画の認定後35年間とされており、開業2年目にはフリーキャッシュフローが黒字化し借入金の返済を開始し、以降は、順調に返済を進展させるとともに、IR施設の修繕やコンテンツ更新といった再投資等にもある程度充てられる計画となっており、財務面の安定性があると評価できる。

<区域整備計画 抜粋 (p.142)>

1. 収支計画

(4) 予定キャッシュ・フローの見通し

- 建設期間は、建設コスト及び開業準備費の支出を株主からの出資及び金融機関からの借入で調達。
- 運営開始後は、営業キャッシュ・フローが黒字化する開業2年目から金融機関に対する借入返済を本格化。
- 開業2年目に営業キャッシュ・フロー及びフリーキャッシュ・フローが黒字化。事業から創出したキャッシュは、金融機関からの借入の返済に充てると同時に、IR施設の経常修繕・大規模修繕、コンテンツ更新・開発等への投資を行うことを想定。

評価基準21 財務の安定性

- 業績が計画を下回る想定として、ショックケースとダウンケースのシミュレーションを実施し、それぞれで事業継続が可能であると確認しており、具体的な検証を行っていることはうかがえるが、財務状況が悪化するリスクが顕在化した場合において、計画された対処方針が確実に実施され、長期間にわたって安定的でIRの運営が確保されることについて継続的に確認されることが求められる。また、社会情勢等の変化により、認定申請時には**具体的には認識されていなかった金利の上昇が現に生じていることや物価上昇**についても、今後、その動向に特に留意が必要である。

<区域整備計画 抜粋 (p.144～145)>

1. 財務状況を悪化させるリスクと対処方法

(1) 財務状況を悪化させるリスク

大阪IRのリスクに関しては、保険アドバイザーによる分析とともに、MGMの複数の国及び地域でのIRの運営経験、IR事業の特性や夢洲の立地・地盤状況を踏まえて抽出している。そのうち、主なものは以下のとおり。

(注: 以下、計画内容を適宜省略)

a. 建設中・運営中共通のリスク

(b) 経済環境の変化によるリスク

- ・ **建設費の高騰**、人件費の増加、需要が計画上の数値よりも下振れする等のリスク

b. 建設中のリスク

(a) スケジュール遅延リスク

- ・ IR事業に必要な許認可の取得の遅れや不認可、アクセス道路(橋・トンネル)の不通による工事の遅延、事業用地の沈下対策、液状化対策、夢洲内での他の工事及び催事との輻輳等による工事の遅延、環境汚染等のリスク

(b) 建設コスト増加リスク

- ・ (a)に記載の遅延要因、沈下等の地盤対策や経済環境の変化等による建設コストの増加リスク

c. 運営中のリスク

(c) 需要低迷リスク

- ・ 中国人顧客の来日・来阪人数の減少(特にVIPとプレミアムマス顧客)等の地政学リスク、競合施設開業リスク、日本政府の規制強化(入場規制強化等)、マイナンバーカードの普及が進まない等の影響による日本人顧客数の計画未達等の需要低迷リスク

評価基準21 財務の安定性

<区域整備計画 抜粋 (p.146)>

事業計画を策定するに当たり、業績が事業計画を下回るケース(ストレスケース)として、ショックケースとダウンケースの2種類のケースを想定しシミュレーションを実施。そのような場合にも、長期的に事業を継続できることを検証済みである。

a. ショックケース(一時的に大きな収入減が発生)

大地震等の大きな災害、感染症を含む疫病、経済危機、隣国との外交不安等により、一時的な施設閉鎖や来訪者数がゼロになる可能性が想定される。過去の海外IR事業では半年以上の施設全面閉鎖の事例は存在しないことから、最大12か月間、売上がゼロでも事業存続可能となる手元流動性必要額を約1,000億円と試算し、当該金額が確保できるよう以下の対策を講じる。

- (a) 平常時から緊急時用の現預金を確保
- (b) 借入返済準備金を確保
- (c) 金融機関からの運転資金コミットメントラインを設定

b. ダウンケース(業績が計画を下回る状態が継続)

計画上の需要見込みと実需要の乖離、近隣に競合施設が複数できること、交通環境の著しい変更(空港の廃止等)等の要因により、需要や収入が事業計画を下回る状況が中・長期間続く可能性が想定される。試算の結果、カジノ事業の需要が事業計画上の見込みより25%程度計画を下回ったとしても、以下を含めた理由及び対策により、一定程度の事業耐性があることを検証済みである。

- ・ IR事業は変動比率が高い収益モデルであること
- ・ 需要乖離の程度に応じて適宜採用人数等の調整等により人員配置の最適化を早期に実施

評価基準21 財務の安定性

<質問回答 抜粋（9月5日提出）>

- ・ ダウンケースの検討としては、[REDACTED] GGRが事業計画より25%下回る場合以外のものとして、例えば、以下のようなケースの検討を行っています。

<[REDACTED] ケース>

- [REDACTED]
- [REDACTED] 事業計画への影響を検証。

<[REDACTED] ケース>

- [REDACTED]
- [REDACTED] 事業計画への影響を検証。

- ・ なお、上記のダウンケースの検討においても、事業が破綻するような評価には至っていません。

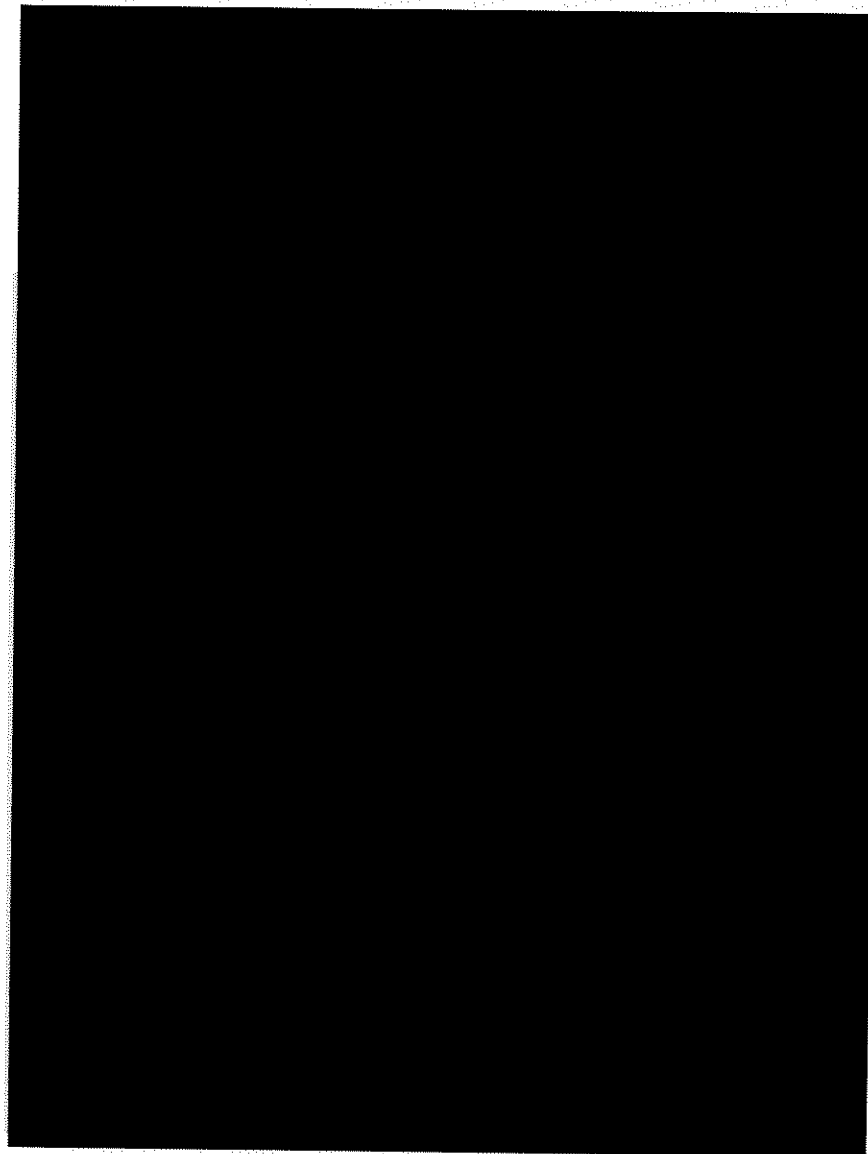
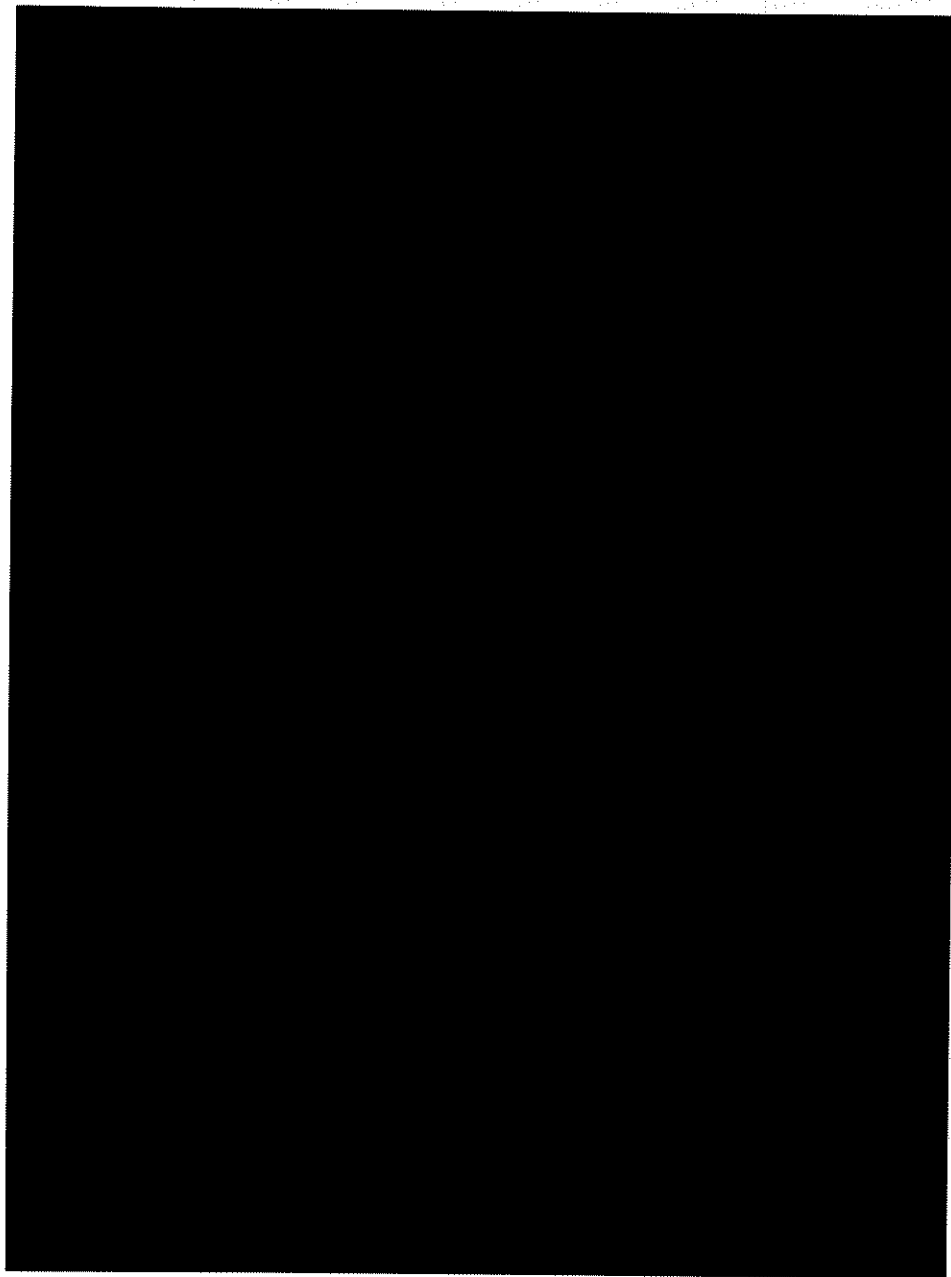
<10月28日ヒアリングにおける申請者回答抜粋>

資材価格高騰への対応策に関する申請者の回答(IR事業者:オリックス)

- 基本計画をベースに、事業者としては、設計会社やゼネコンと協議をしながら、コストについては一定試算をしてきたところである。ただし、この間の世界的な物価上昇や、急激な円安ということが起きているので、やはりマクロ経済の環境それからこの先の見通しについてはしっかりと注視しながら今現在進めている計画がきちんと実現出来るよう、また[REDACTED]進めていきたいと考えている。

評価基準21 財務の安定性

<参考>



評価基準21 財務の安定性

- 例えば、計画において収支計算上のシニアローンの利息支払等の計算に用いている貸入金利に関しては、それに相応する現在の市場の実勢金利(該当する銀行間レートをベースに一定の加算により算定されるレート)は、当該申請者が用いた金利レートより既に多少高い水準に至っていると考えられる。

<添付資料(融資確約書) 抜粋>



<事業計画書 抜粋>

【有利子負債・支払利息推移】

	2023/3	2024/3	2025/3	2026/3	2027/3	2028/3	2029/3	2030/3	2031/3	2032/3	2033/3	2034/3	2035/3	2036/3	2037/3	2038/3	2039/3	2040/3
	FY1	FY2	FY3	FY4	FY5	FY6	FY7	FY8	FY9	FY10	FY11	FY12	FY13	FY14	FY15	FY16	FY17	FY18
シニアローン 期末残高																		
期中借入額																		
期中返済額																		
金利 (%)																		
当期支払利息																		
アレンジメントフィー																		
コミットメント手数料																		
消費税ローン 期末残高																		
期中借入額																		
期中返済額																		
金利 (%)																		
当期支払利息																		
アレンジメントフィー																		
コミットメント手数料																		
運転資金用コミットメントライン 期末残高																		
期中借入額																		
期中返済額																		
金利 (%)																		
当期支払利息																		
アレンジメントフィー																		
コミットメント手数料																		

評価基準21 財務の安定性

- また、前述の安定性は、長期に渡ってカジノ事業への集中度が高いことによりIR収益全体におけるカジノ収益の割合が高い水準で維持される計画となっていることが主たる要因であると読み取ることができ、当該事業集中度が高いことによって、事業ポートフォリオ面で、社会的なリスクを伴い、長期的な潜在的な不安定要因となり得る点が懸念される。

●収支計画

- 開業3年目期のIR事業全体の売上高は約5,200億円、当期純利益は約750億円を見込む。
- 開業3年目期においては、カジノ事業からの収益は約4,200億円(全体収益の80%程度)、非カジノ事業からの収益は約1,000億円(全体収益の20%程度)を見込む。

●カジノ・非カジノ収益と比率の推移(大阪IR)

●カジノ・非カジノ収益と比率の推移(入阪IR)

	(開業3年目)	(5年目)	(10年目)	(15年目)	(20年目)	(28年目)		
(百万円)	2029年度	2030年度	2031年度	2033年度	2038年度	2043年度	2048年度	2056年度
カジノ収益								
非カジノ収益								
合計								
カジノ比率								

●マリーナバイサンズ(2010年4月に部分開業、2011年2月に全面開業)

(億円)	1年目 (2010年)	2年目 (2011年)	3年目 (2012年)	4年目 (2013年)	5年目 (2014年)	6年目 (2015年)	7年目 (2016年)	8年目 (2017年)	9年目 (2018年)	10年目 (2019年)
カジノ	943	1,912	1,836	2,331	2,751	2,825	2,377	2,854	2,427	2,385
非カジノ	179	450	496	597	683	777	697	716	993	1,028
合計	1,122	2,362	2,332	2,928	3,434	3,603	3,074	3,570	3,420	3,413
カジノ比率	84%	81%	79%	80%	80%	78%	77%	80%	71%	70%

評価基準22

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク								
22. 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策 (50点)	防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。	①想定されるリスク事象の種類及び程度 ②整備・運営における防災・減災対策等 ③予定する保険の詳細	あり (防災・減災対策等) 30点 (感染症対策) 20点	■ 防災・減災対策等 ・方針について、以下①～④で例示する観点など、防災・減災等の取組が適切に講じられるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①防災・減災対策</th><th>②サイバーセキュリティの確保</th><th>③テロ対策</th><th>④保険</th></tr><tr><td> ・想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 ・災害対応の拠点となる機能がある。 ・非常時に活動するための資機材等が備わっている。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 </td><td> ・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 </td><td> ・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 </td><td> ・予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。 </td></tr></table>	①防災・減災対策	②サイバーセキュリティの確保	③テロ対策	④保険	・想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 ・災害対応の拠点となる機能がある。 ・非常時に活動するための資機材等が備わっている。 ・関係機関との役割分担が検討されている。	・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。	・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。	・予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。
①防災・減災対策	②サイバーセキュリティの確保	③テロ対策	④保険									
・想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 ・災害対応の拠点となる機能がある。 ・非常時に活動するための資機材等が備わっている。 ・関係機関との役割分担が検討されている。	・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。	・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。	・予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。									

241

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
22. 防災・ 減災対策、 コロナ等 の感染症 対策 (50点)	防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。	①想定されるリスク事象の種類及び程度 ②整備・運営における防災・減災対策等 ③予定する保険の詳細	あり (防災・減災対策等) 30点 (感染症対策) 20点	■ 感染症対策 ・方針について、以下①、②で例示する観点など、感染症対策のための取組が適切に講じられるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①感染症対策</th><th>②保険</th></tr><tr><td> ・IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 ・世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 ・個別の取組の実効性を高める工夫がある。 ・関係機関との役割分担が十分検討されている。 </td><td> ・予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。 </td></tr></table>	①感染症対策	②保険	・IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 ・世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 ・個別の取組の実効性を高める工夫がある。 ・関係機関との役割分担が十分検討されている。	・予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。
①感染症対策	②保険							
・IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 ・世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 ・個別の取組の実効性を高める工夫がある。 ・関係機関との役割分担が十分検討されている。	・予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。							

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

<認識整理> 防災・減災対策

- ・夢洲は、主に洪積層における長期的な地盤沈下が見込まれる土地であるところ、建物重量と同等の土量を取り除く排土バランス工法による沈下量の低減、支持層(洪積砂層)への杭基礎による建物不同沈下の低減という対策が想定されておりある程度評価できるものの、引き続き、施工段階に向けた詳細の検討を求める。なお、建物と地表面での沈下差の発生が確実視され、それに伴う段差への対応策(スロープ等の設置)については、事前に行うのか都度の発生後に行うのか、**その措置時期**の検討結果によっては、建設／改修コスト(時期により負担者も異なり得る)や工期等への影響が懸念される。
- ・想定される最大津波・高潮では、臨港緑地への浸水が想定されるため、設備機械室、電源の設置や来訪者の立ち入りが厳に生じないよう、今後も詳細計画や運営において徹底していく必要がある。将来の地盤沈下量を見込んだ場合でもIR区域は十分な高さを有することが一応検証されているが、前提となる、主に洪積層の地盤沈下量予測に関しては、沈下の実測データ等が限られる中で、沈下量予測の閾値に余裕があるかは不明瞭で、厚みに欠ける予測でもあるとの意見もあったことから、今後、開業以前・以降ともに、これまで以上の沈下量の計測などのモニタリングに努め、想定以上の沈下が進行した場合など、「想定外」の事態が起きた場合への対応もリスク管理意識をもって十分検討しておくことが求められる。この点は、地盤沈下自体への対策姿勢としても同様であり、こういった「想定外」を始めとした幅広なりリスク管理意識の高さが見受けられたかについては高評価はし難い。
- ・巨大地震時には局所的であれ液状化の発生が確実視され、これに対し、主として建物直下・周囲をセメント系固化により地盤改良し対策することが検討されている点はある程度評価できるが、**工法の確定**やその実施範囲の詳細は**未確定であり**、前記の対策範囲の外となった場所(広場・駐車場等)で、局所的に液状化・噴砂が発生した場合、速やかな復旧方策を検討しておくこととされているものの、噴砂によっては部分閉鎖という影響が生じることも懸念され、そのような事態発生が最大限回避されるよう、今後の対応方針の具体化、対策範囲の確定に当たっては熟考が求められる。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- ・ 災害発生時の対応に関し、IR事業者による緊急対策本部の設置、事象に応じ大阪府・市、輸送機関等の関係者も参加する合同対策本部の設置等が検討されている。引き続き、関係者間において、各事象に応じた役割・リスク分担等を十分具体化させていくことが必要である。
- ・ 災害発生時の避難について、島内避難を基本とし、避難施設の耐震性、自立電源、備蓄の確保が計画されている点は評価できるが、備蓄の確保期間が十分かについては検討の余地がある。夢洲外へ避難が必要となる場合のルート(夢洲大橋・夢咲トンネル)は耐震対策がとられるものの、災害発生時にどちらも使用できなくなる想定がなされておらず、今後、想定外の事象が起きた場合の対応について幅広く厚みのある検討を求める。
- ・ 夢洲内に新たに消防拠点が設置される予定であることは評価できる。年間約2,000万人(約5万人/日)が訪れる施設であることを踏まえ、IR施設内での医療体制の確保、救急搬送を含めた周辺医療機関との連携、その両者の分担の線引きなど、来訪者規模を踏まえた相応規模の具体的な検討が求められる。

＜認識整理＞サイバーセキュリティ・テロ・保険・感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組

- ・ サイバーセキュリティの確保、テロ対策、損害に備えた保険の付保について、一般対応には計画されていることがうかがえる。なお、テロ対策に関して、施設内の具体的なゲート動線に関する内容に関しては今後の検討となっている。
- ・ 感染症対策について、モバイルチェックインや非接触型決済などのICTテクノロジーの活用や、従業員への継続的なトレーニングの実施、来訪者への情報発信等が対応に計画されていることがうかがえる。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

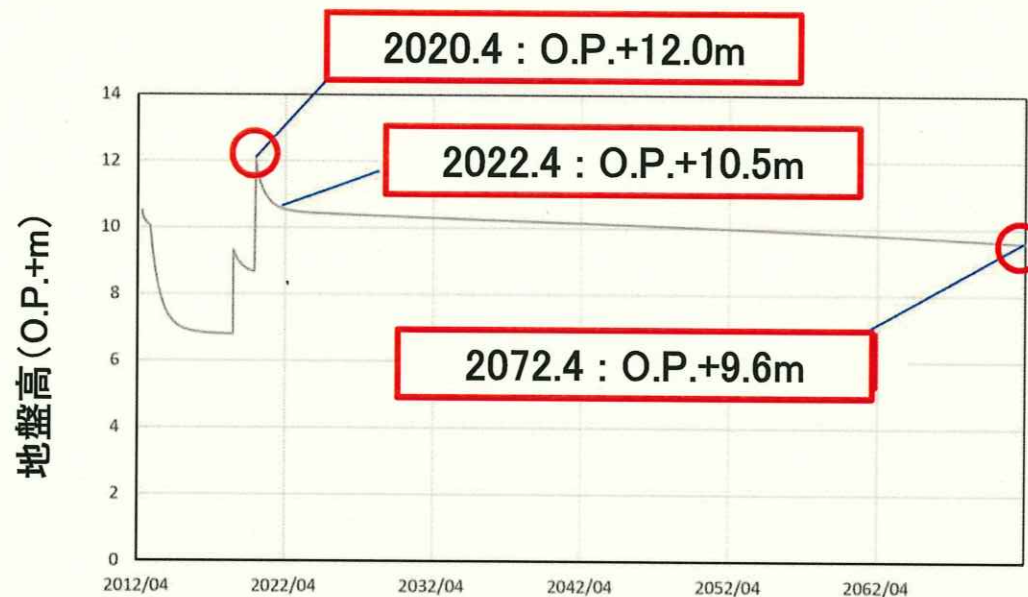
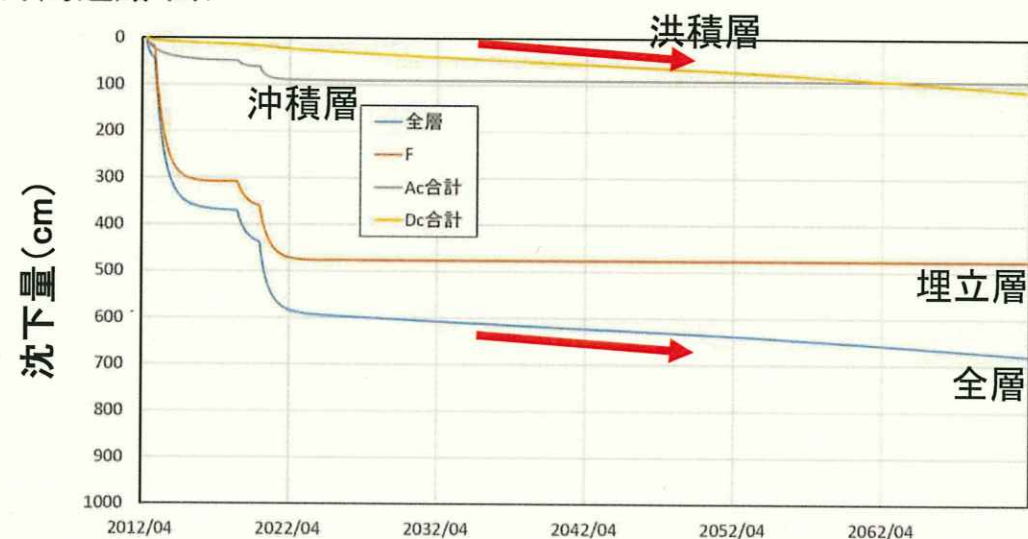
- IR区域内での来訪者同士の接触が多く発生することが見込まれるという特性に留意しつつ、新型コロナウイルス感染症以外の感染症も十分念頭に置き、事前の予防策を徹底するとともに、集団感染の発生時においては迅速かつ適切な対応がなされるよう、具体的な医療・防疫体制の検討など保健衛生の確保に取り組むことが求められる。
- 土壌汚染について、府市・事業者では、開業後の健康被害の防止の観点から、関係法令にのっとり舗装や盛り土による対策が想定されている。一方で、大阪市により、土壌汚染対策法に基づく試料採取等の省略してIR区域を含めた夢洲地区の汚染状態の判定がなされているところ、今後、調査等により仮に新たな汚染物質の存在が判明した場合は関係法令にのっとり適切かつ迅速に対処されるようあらかじめ対応策を幅広く検討しておくことを真に求める。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- ・ 夢洲は、主に洪積層における長期的な地盤沈下が見込まれる土地であるところ、...

<夢洲3区 2020.4~2072.4の沈下量最大値:2.4m>

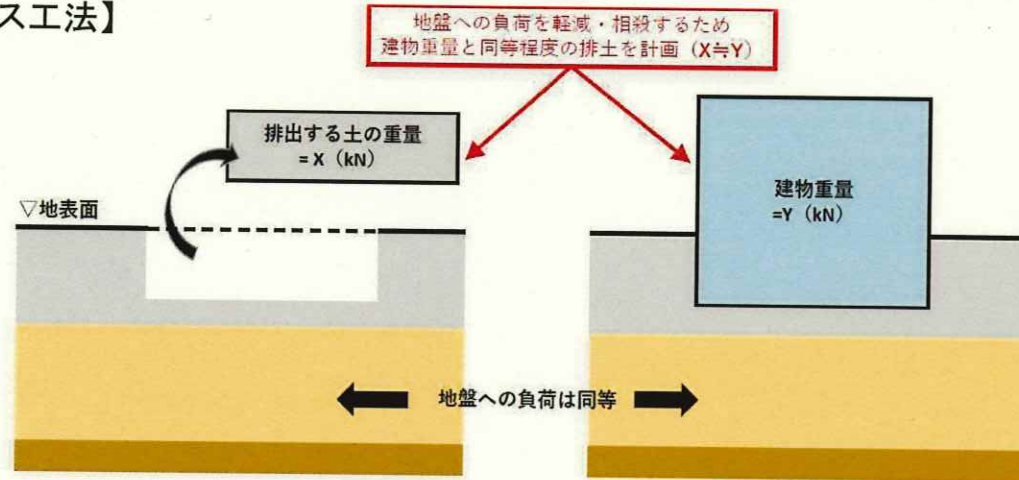
<外周道路 西>



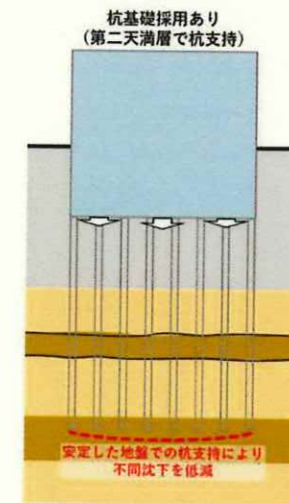
評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- ・・・建物重量と同等の土量を取り除く排土バランス工法による沈下量の低減、支持層（洪積砂層）への杭基礎による建物不同沈下の低減という対策が想定されておりある程度評価できるものの、引き続き、施工段階に向けた詳細の検討を求める。

【排土バランス工法】



【杭基礎】



<オブザーバー発言（第21回審査委員会）>

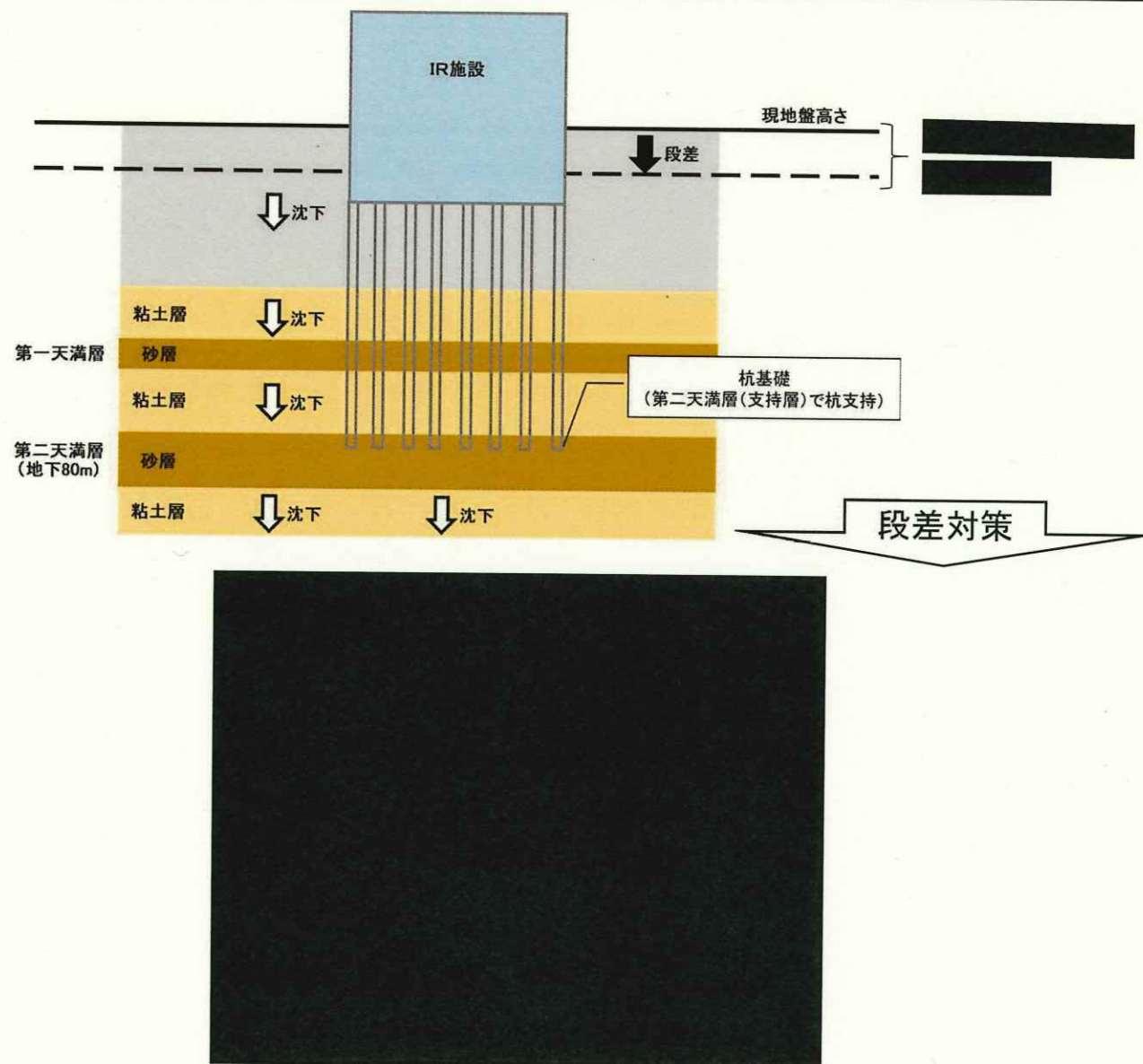
- 軟弱地盤の沈下があまりにも大きいケースでは、杭、そのネガティブフリクションの問題を解消するために、摩擦杭という形で支持層に到達しない杭を使うというのはよくある話。ただ今回は沈下量が決して多くはないすでに圧密沈下がある程度起こっている地盤。そこからのスタートになるので、この場合、第二天満層がそれなりの厚さがあるということであれば、ここを支持層として設けるということについては、大いにあり得る発想であると思う。
- これがなぜそう言えるかというと、建物がすでにバランス工法ということで、浮力分を想定した加重を考えている。建物の重さというのはあまり地盤に伝わっていないということ。そういう状況にあるので、杭に過大な加重がかかるということもなければ、ネガティブフリクションによって生じる大規模な地盤の沈下もないため、杭に対して過大な力がかかることはないだろうと。
- ヒアリングなどでも聞いたが、XXXXXXXXXXと聞いており、極端な杭が支持層に対して打ち抜けてしまうようなことはないだろうと思う。
- ただ、たとえばバランス工法ということを言ってる訳だが、建物の下地盤に、建物からの加重が伝わっていなければいけないが、これが離れてしまって、たとえば建物と粘土地盤に剥離が生じて、全部、杭が支えるとなると話は変わってくるので、このあたりについてはしっかりモニタリングしながらやる必要がある。

(誤)加重⇒(正)荷重

(誤)極端な杭が⇒(正)極端な状態として杭が

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- なお、建物と地表面での沈下差の発生が確実視され、それに伴う段差への対応策（スロープ等の設置）については、事前に行うのか都度の発生後に行うのか、**その措置時期**の検討結果によっては、建設／改修コスト（時期により負担者も異なり得る）や工期等への影響が懸念される。

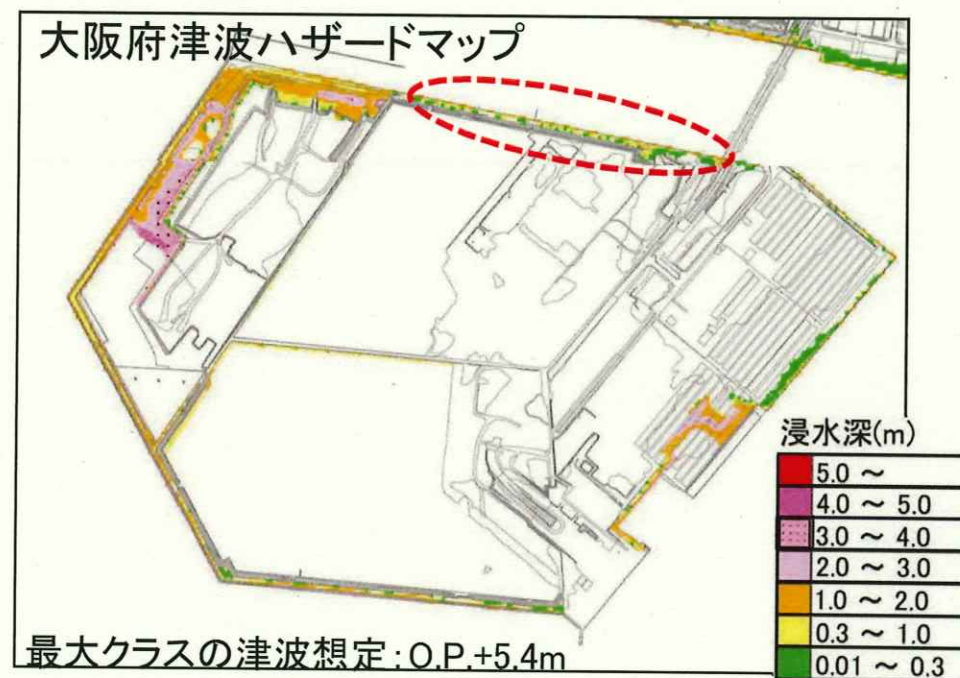
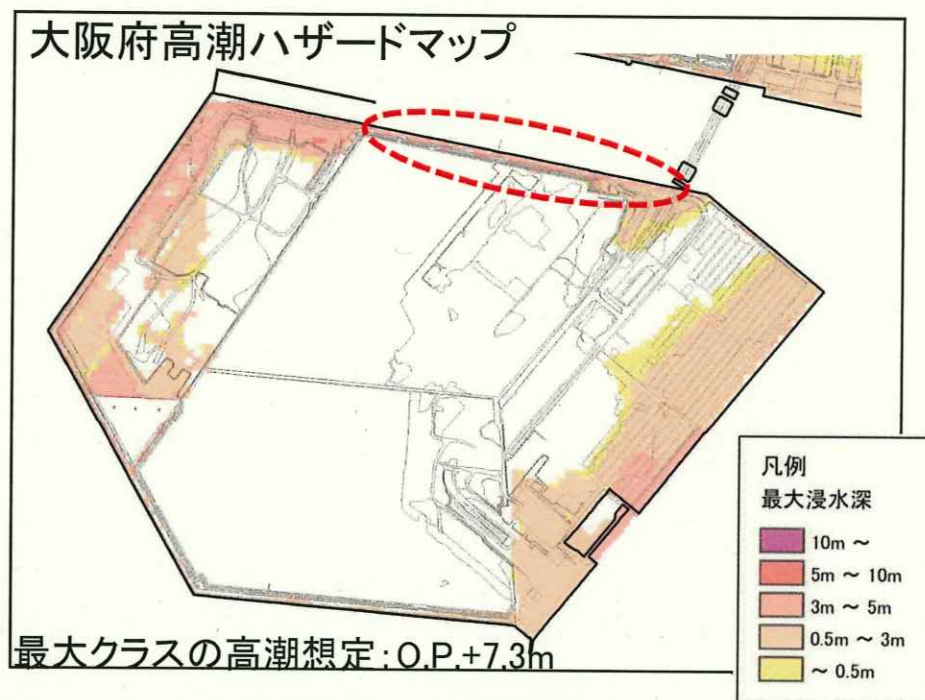


○杭基礎を支持層に打設した場合、建物は地表面から支持層までの地盤沈下の影響をほとんど受けないが、地表面から支持層までの地盤の沈下量の分だけ、建物と地表面の間に段差が生じる。

○沈下量差が生じた際の歩行者の移動等に配慮し、階段やスロープを適宜配置。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 想定される最大津波・高潮では、臨港緑地への浸水が想定されるため、設備機械室、電源の設置や来訪者の立ち入りが厳に生じないよう、今後も詳細計画や運営において徹底していく必要がある。



<オブザーバー発言(第21回審査委員会)>

- 津波、高潮に関しては、地盤の高さが高いということもあって、安全である。今の地盤高及びこれからの地盤沈下予測、これが正しいとすれば、そういった状況においては中心地は浸水することがないというところ。
- しかしながら、その中心地の周り、いわゆる臨海部は、低いところがあって、そこは浸水してしまう。避難必要となるようなクリティカルな施設があるかないかということも併せて確認したところ、そういったものはないということであったので、おおむね了承できる。

(誤) 避難必要となるようなクリティカルな施設があるかないかということも併せて確認したところ、そういったものはない
⇒(正) 避難の必要性やクリティカルな施設があるかないかということも併せて確認したところ、そういった施設はない

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 将来の地盤沈下量を見込んだ場合でもIR区域は十分な高さを有することが一応検証されているが、前提となる、主に洪積層の地盤沈下量予測に関しては、沈下の実測データ等が限られる中で、沈下量予測の閾値に余裕があるかは不明瞭で、厚みに欠ける予測でもあるとの意見もあったことから、今後、これまで以上の沈下量の計測に努め、想定以上の沈下が進行した場合など、「想定外」の事態が起きた場合への対応もリスク管理意識をもって十分検討しておくことが求められる。この点は、地盤沈下自体への対策姿勢としても同様であり、こういった「想定外」を始めとした幅広いリスク管理意識の高さが見受けられたかについては高評価はし難い。

＜1/25申請者回答資料 抜粋＞

- 長期的な沈下について、50年後の地表面の沈下を1.6～2.4m見込んでもO.P.+9.6～10.4mであり、最大規模の高潮想定O.P.+7.3mに対し、2m以上の余裕がある。
※ 最大クラスの津波想定はO.P.+5.4m

＜オブザーバー発言（第21回審査委員会）＞

- （地盤沈下予測について）概ね予測はしっかりできているという印象を持っている。ヒアリングでも議論になったが、現在や将来の応力レベル、どのくらいの力で地盤に力がかかっているか、その余裕があるのかないのか、そういったところの判断がいまいちはっきりしていない。その予測精度を上げる努力というのも必要。

＜オブザーバー発言（第17回審査委員会）＞

- 事業者側からの説明は[REDACTED]というような説明だった。想定外の発想を持ってほしいという受け止めである。

＜オブザーバー発言（第21回審査委員会）＞

- あらゆるシナリオを考え、脆弱性をあぶり出し、それに対して解決策を考えておく。そういったところまでできていると、もったいい印象。

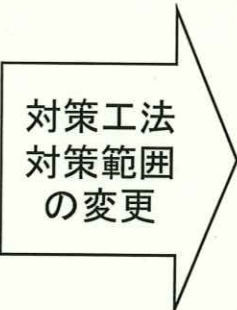
評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 巨大地震時には局所的であれ液状化の発生が確実視され、これに対し、主として建物直下・周囲をセメント系固化により地盤改良し対策することが検討されている点はある程度評価できるが、**工法の確定**やその実施範囲の詳細は**未確定であり**、前記の対策範囲の外となった場所(広場・駐車場等)で、局所的に液状化・噴砂が発生した場合、速やかな復旧方策を検討しておくといわれているものの、噴砂によっては部分閉鎖という影響が生じることも懸念され、そのような事態発生が最大限回避されるよう、今後の対応方針の具体化、対策範囲の確定に当たっては熟考が求められる。

【第2回会議】



対策工法	サンドコンパクションパイル工法
対策範囲	液状化が発生する恐れのある範囲(上図の色塗り箇所)



対策工法
対策範囲
の変更

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- ・災害発生時の避難について、島内避難を基本とし、避難施設の耐震性、自立電源、備蓄の確保が計画されている点は評価できるが、備蓄の確保期間の当否については検討の余地がある。夢洲外へ避難が必要となる場合のルート(夢洲大橋・夢咲トンネル)は耐震対策がとられるものの、災害発生時にどちらも使用できなくなる想定がなされておらず、今後、想定外の事象が起きた場合の対応について幅広く厚みのある検討を求める。

<区域整備計画 抜粋(P.148)>

②整備・運営における防災・減災対策等

1. 自然災害 (1)ハード面で実施予定の対策 b IR事業者の取組み

- ・夢洲においては、津波高以上の地盤高の確保等、想定される災害への各種災害対策が施されている。そうした対策を踏まえて、ハード面における対策を想定。夢洲が南海トラフ地震等の大地震の影響が想定される地域であることを踏まえ、BCP(事業継続計画)における**重要施設と位置づける施設には、高い耐震性能を確保する。**
- ・想定外の津波や高潮に備えた建築設計とし、主要施設の床レベルについて、想定される津波を上回る高さに設定する。また、**防災上重要な施設は浸水リスクのより少ないIR区域南側に配置し、電気室等の重要な設備機械室は原則地上階に設置する。**さらに、十分な排水容量の確保及び雨水貯留槽の設置等を行い、浸水リスクを軽減する。

<1/11ヒアリング回答 抜粋>

- 夢舞大橋及び夢咲トンネルはそれぞれレベル2地震動に対する耐震性を確保している。したがって、災害時に想定外の事象によりいずれかが通行に支障を生じたとしても、もう一方を通行することにより 緊急災害活動が可能な状態となっている。
- なお、防災・減災対策において、「想定外」に備えることは、一般的には避難対策等のソフト対策で対応することになるものであり、夢洲において、自然災害に対しては基本的に島内避難と考えている。したがって、夢舞大橋や夢咲トンネルが自然災害時に万が一通行に支障を生じても直ちに避難行動に対しては影響が出るものではない。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- ・ 土壌汚染について、府市・事業者では、開業後の健康被害の防止の観点から、関係法令にのっとり舗装や盛り土による対策が想定されている。一方で、大阪市により、土壌汚染対策法に基づく試料採取等の省略してIR区域を含めた夢洲地区の汚染状態の判定がなされているところ、今後、調査等により仮に新たな汚染物質の存在が判明した場合は関係法令にのっとり適切かつ迅速に対処されるようあらかじめ対応策を幅広く検討しておくことを真に求める。

【調査地点】



【調査結果(夢洲3区)】

調査位置	基準超過項目	超過物質	基準値※1 (mg/L)	調査結果※2 (mg/L)	調査時期
③ 3区	土壌(浚渫土砂)	ひ素 ふっ素	0.01 0.8	0.033 1.2	R2
	発生土(浚渫土砂)	鉛	0.01	0.08	
	発生土(建設残土)	鉛	0.01	0.02	
	地下水	ふっ素	0.8	1.0	

※1：土壌・発生土は土壌汚染対策法の指定基準、地下水は水質汚濁に係る環境基準

※2：調査結果の数値は最大のものを記載

○工事実施における対策

汚染土壌の拡散防止

- ・ 工事施工場所への関係者以外の立入を禁止
- ・ 適宜散水や指定区域出入口でのタイヤ洗い等の実施により、区域外への汚染の拡散を防止

汚染土壌の適正処理

- ・ 発生した建設残土（汚染土壌）は、工事区域内で再利用するほか、夢洲1区（水面埋立処理施設）・夢洲2区（自然由来等土壌海面埋立施設）で受け入れ、土地造成工事に活用
- ・ 万博期間中など、夢洲内で処分できない時期・量については、夢洲島外の汚染土壌処理施設（大阪沖埋立処分場・民間処理施設等）で処分

○土地利用時（一般の立ち入り可）における対策

人の健康に係る被害の防止

- ・ 一般の人が立ち入る場所については、厚さ10cm以上のコンクリート若しくは厚さ3cm以上のアスファルト等による舗装や厚さ50cm以上の盛り土等の措置を実施

評価基準23

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
23. 地域との良好な関係構築のための取組(50点)	IR区域の整備について、地域における十分な合意形成がなされており、IR事業が長期的かつ安定的に継続していくために不可欠な地域における良好な関係が構築されていることが求められる。	①地域との合意形成の手続き・十分な合意形成	なし	・方針について、以下①、②で例示する観点など、地域における合意形成や関係者との良好な関係が継続されるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①合意形成</th><th>②地域の関係者との良好な関係の構築</th></tr><tr><td> ・双方向の対話が行われている。 ・地域の多様な意見に応えるための体制が構築されている。 ・多様な意向を聴取し、計画に反映するための取組が行われている。 </td><td> ・地域の関係者との良好な関係を継続するための取組・内容が示されている。 </td></tr></table>	①合意形成	②地域の関係者との良好な関係の構築	・双方向の対話が行われている。 ・地域の多様な意見に応えるための体制が構築されている。 ・多様な意向を聴取し、計画に反映するための取組が行われている。	・地域の関係者との良好な関係を継続するための取組・内容が示されている。
①合意形成	②地域の関係者との良好な関係の構築							
・双方向の対話が行われている。 ・地域の多様な意見に応えるための体制が構築されている。 ・多様な意向を聴取し、計画に反映するための取組が行われている。	・地域の関係者との良好な関係を継続するための取組・内容が示されている。							

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

<認識整理>

- 大阪府・市、IR事業者双方において、IRの理解促進を図るセミナーや出前講座の開催、パンフレットの作成など、各種情報発信がなされており、地域との合意形成を図るための一定の取組や工夫がなされていることがうかがえる。また、IR事業者の長期的かつ継続的な取組として、地域調達や人材育成に係る地元教育機関との連携など、地域社会に貢献することを考えている姿勢も見受けられる。
- 他方、公聴会・パブリックコメントの実施、その際の住民からの意見の区域整備計画への反映、議会議決など地域の合意形成に係る法定の手続は実施されているが、区域整備計画の申請後に大阪IRに反対する団体等による住民監査請求、民事訴訟、署名活動等が存在している状況であり、地域住民との良好な関係構築に関しては課題が残る。

この点、IR事業者においてはタウンホールミーティングの開催が一応計画されているものの、大阪府・市による地域住民への対面での説明の場を設けるといった能動的な理解促進のための取組の計画が乏しいように見受けられる。

このため、地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る必要がある。

<委員会として求める事項案>

- 地域における幅広い関係者の理解と協力を得ることが、IR事業を長期的かつ安定的に継続していくために不可欠であることも踏まえれば、一方向の情報発信にとどまらず、反対派も含む地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る取組が求められる。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

- 大阪府・市、IR事業者双方において、IRの理解促進を図るセミナーや出前講座の開催、パンフレットの作成など、各種情報発信がなされており、・・・

<区域整備計画 抜粋 (p.154～155)>

①地域との合意形成の手続き・十分な合意形成

2.IR誘致に向けた合意形成の取組み

(2)府民理解の促進の取組み

- IR誘致に向けた地域の合意形成や良好な関係の構築に向け、府民全体を対象とすることはもとより、地元企業や次代の担い手たる大学生等、対象を明確にし、**各々の属性の興味・関心に応じた情報発信を行うとともに、ステージに応じた適切なタイミングで、多様な広報ツールを活用した情報発信を行い、継続的な理解の促進に取り組んだ。**

a.府民全体への情報発信

- 府民を対象に、外部講師及び職員により、IRの必要性や効果、大阪がめざすIR像のほか、懸念事項対策等を説明する「**知る、分かる、考える、統合型リゾート(IR)セミナー**」を開催するとともに、多様な広報ツールを活用した情報発信を行った。

b.地元企業への情報発信

- IRは、経済の活性化、ビジネス機会の増加が期待できることから、地域経済の担い手である地元企業に対し、IRがもたらす効果等について、**地元企業向けセミナーや経済団体等への出前講座**を通じて情報発信を行った。

c.大学生・若い世代への情報発信

- 大学生に、IRが大阪・関西の持続的成長を担うことや、将来の活躍の場として幅広い分野で質の高い就業機会が期待されること等について、**大学への出前講座や大学生によるIRに関する提案・研究発表会の開催**を通じて情報発信を行った。

d.女性・ファミリー層への情報発信

- IRへの女性の理解を深める観点から、**女性・ファミリー層を対象としたIRに関する出前講座を実施**するとともに、参加者の意見を参考に**パンフレットを作成した。**

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

- ・・・地域との合意形成を図るための一定の取組や工夫がなされていることがうかがえる。また、IR事業者の長期的かつ継続的な取組として、地域調達や人材育成に係る地元教育機関との連携など、地域社会に貢献することを考えている姿勢も見受けられる。

<区域整備計画 抜粋 (p.156)>

3. 長期的かつ継続的に地域における良好な関係を構築していくための取組み

大阪府・市は、引き続き、府民に向けた情報発信に取り組むとともに、大阪・関西の持続的な成長に向け、地域経済の振興及び地域社会への貢献に関する取組みをはじめ、MICEの誘致・推進、ギャンブル等依存症対策、治安・地域風俗環境対策等について、経済界、IR事業者、その他の関係機関等と緊密な連携体制の構築を図る。

IR事業者は、大阪・関西の地元企業・中小企業との取引関係を構築し、地元からの調達をととして地域経済の振興に寄与する。また、産官学民の関係者と連携し、大阪・関西が強みを有する産業領域に関するMICE開催やイベント誘致(評価基準18-④-3-(1)参照)、教育機関等と連携した人材育成(評価基準18-④-3-(2)f.参照)、IRから地域に送客する「食」やクラフトツーリズム(評価基準8-①-5及び6参照)等、地域社会に貢献する取組みを通じて、長期的かつ継続的に地域における良好な関係の構築を図る。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

<質問回答 抜粋（8月5日提出）>

<大阪府・市が主体となった取組み>

- 大阪府・市では、大阪IRの実現に向けては、地域の理解を得ながら進めていくことが重要と認識しており、これまで、府民向けセミナーや出前講座、広報紙やパンフレット、動画など、様々な広報ツールを活用して情報発信に努めてきました。
- 令和4年度においても、8月以降、順次、府民向けセミナー等を実施するとともに、区域整備計画を踏まえて記載内容を更新・充実させた新たなパンフレットの作成や府民が情報を得やすいホームページデザインの工夫・改訂など、引き続き、府民理解の促進に取り組んでいるところです。
- 区域認定以降は、以下のような取組みについて検討を進める予定であり、これまで以上に幅広い府民の理解が深まるよう、効果的な情報発信・地域連携の工夫を図るとともに、事業者による取組みとも連携・相乗しながら、長期的かつ継続的に、地域の理解促進や信頼醸成並びに地域との良好な関係構築に取り組んでいきます。
- なお、これらの取組みにあたっては、現在実施しているセミナーでのアンケート調査のほか、大阪府のアンケートツールを活用した意見収集や、大阪府・市等が主催するイベント等におけるアンケートの実施を検討しており、これらを通じて、幅広く府民の理解度を測りながら、効果的な理解促進の取組みに繋げていきます。

① 情報発信の拡充

- セミナーの開催回数や開催場所等の拡充
地域ブロックごとに府内全域で、毎年度セミナーを開催
- 説明動画の制作・活用
府民の関心を引きつけるIRのより詳細で分かりやすい説明動画の制作及び効果的な活用

② 大阪府・市関係部局、周辺自治体、経済団体等と連携した情報発信

- 庁内各部局・府内市町村等が主催するイベントへのブース出展
- 経済団体や各種企業と広報協力を行い、企業広報紙やパンフレット等へのPR記事の掲載・大規模集客イベント等の場を活用したPR等
- 大阪市と包括連携協定を締結している企業とタイアップしたPR広報

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

<質問回答 抜粋（8月5日提出）>

③ 地域との連携体制の構築

➤ 大阪IR推進会議の拡充

大阪IRの推進に関し、外部有識者や地元経済界（3団体）で構成するIR推進会議において、これまでから、公開の場において、様々な議論や合意形成を重ねてきました。今後、区域認定など事業の進捗に応じて、事業者をはじめ、府民団体等の参画など、さらなる地域の合意形成に向けて、段階的な体制強化を検討していきます。

➤ 協議体の設置

地域の理解を得ながら、地域と一体になって大阪・関西の持続的な成長を実現するため、府・市や経済界、IR事業者等により、開業準備の段階から、地域の発展やMICEの誘致・推進、ギャンブル等依存症対策、治安・地域風俗環境対策などについて議論を行う協議体の設置を検討していきます。

➤ 地域との共催によるイベントの実施

<事業者が主体となった取組み>

- ・ MGMは、これまで大阪におけるIR事業への参画にあたり、責任あるゲーミング、調達、人材育成といった、地域の住民や企業にとって重要なテーマを取り上げ、IRに対する地域の理解促進のため活動を進めてきました。
- ・ 区域認定以降は、IR事業者がそれらの活動を継承し、地域住民の大阪IRに対するさらなる理解を深め、地域住民から賛同を頂ける事業となるよう、継続的に取り組んでいく所存です。
- ・ 具体的な取組み内容については、地域の声に耳を傾けながら、決定・推進していく計画ですが、現時点では、以下の様な活動を想定しています。

① 情報発信

- IR事業者は、大阪府・市、経済界等とも連携・調整しながら、マーケティング・プロモーション活動の一環として、大阪IRの認知度を高め、理解促進・期待醸成を図るため、広告、テレビ、インターネット、ソーシャルメディアなど、様々なコミュニケーション・チャネルを通じた情報発信をIR開業前から行っていく予定です。

② 地域の関係者との連携

- 大阪IRと地域経済・社会の連携の場として、大阪府・市、経済団体、民間事業者等による協議体の場が設置されることを想定しています。IR事業者は当該協議体を介して、地域の住民や各種団体・企業とコミュニケーションを取り、MICE誘致、観光送客、調達等の各種分野において、地域との共存・共栄の有り方について共に議論し、理解を深めていきます。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

＜質問回答 抜粋（8月5日提出）＞

③ 中小企業を含む地元企業との連携

- 大阪IRの開業準備の段階から運営段階に至るまで、数多くの調達や業務を遂行するためには、中小企業を含む地元企業からの協力が欠かせないものと考えています。地元企業との直接的な対話はもとより、地域の金融機関との連携を通じた情報発信にも取り組み、地元企業のIR事業への理解を深めて頂くと共に、取引関係構築のための支援にも取り組む予定です。

④ 人材育成における教育機関との連携

- 大阪・関西の教育機関と連携し、講演や体験プログラムを通して、大阪IRが有する観光やホスピタリティビジネスに関する学びの場を提供します。大阪IRに対する理解を促進すると共に、働く場としての魅力を伝え、高度な観光・ホスピタリティ人材の育成にもつなげていきます。

⑤ 地域イベントへの参画

- 長期的かつ継続的な地域との良好な関係を構築するためには、IR事業者自らが、地域社会の一員となることが重要と考えています。MGMIはこれまで大阪を代表するイベントの一つである天神祭や、地元根付いたフェスティバルなど地域のイベントに参加してきました。IR事業者においても、地域イベントやフェスティバルなどへの参加や協賛等を通じて、地域との関係を深め、住民理解の基礎を醸成していきます。

⑥ タウンホールミーティングの開催

- IR事業者として、地域の皆様の声に耳を傾けて相互理解を深め、また不安を解消し、それを大阪IRの運営に活かし、地域と共栄した持続的な発展につなげていくため、地域において、大小様々な対話集会を開催する事を計画しています。

⑦ IRに関する展示会やイベントとの連携

- MGMIはこれまでもIRに関する展示会への出展のほか、独自にグランフロント大阪のオープンエリアでIRについて紹介するブースを出展するなど、より広い聴衆に向けてIRの取り組みや魅力を伝えてきました。IR事業者においてもこのような取り組みを継続し、大阪IRについての理解を促進していきます。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

- ・ 他方、公聴会・パブリックコメントの実施、その際の住民からの意見の区域整備計画への反映、議会議決など地域の合意形成に係る法定の手続は実施されているが、……

<区域整備計画 抜粋 (p.153)>

①地域との合意形成の手続き・十分な合意形成

1. IR整備法に基づく合意形成の手続き

(1) IR整備法第9条第5項の協議に関する事項

- ・令和4年1月31日付け、大阪府公安委員会へ協議を依頼した。
- ・令和4年2月2日付け、大阪府公安委員会より協議に対する回答を得た。
- ・令和4年2月4日付け、大阪市へ協議を依頼した。
- ・令和4年2月10日付け、大阪市より協議に対する回答を得た。

(2) IR整備法第9条第6項及び第9項の同意に関する事項

a. IR整備法第9条第6項の同意

- ・令和4年1月31日付け、大阪府公安委員会へ同意を依頼した。
- ・令和4年2月2日付け、大阪府公安委員会より同意を得た。
- ・令和4年2月4日付け、大阪市へ同意を依頼した。
- ・令和4年2月10日付け、大阪市より同意を得た。

b. IR整備法第9条第9項の同意

- ・大阪市の令和元年9～12月定例会において、議案第146号「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案」が議決され、IR整備法第9条第9項の規定に基づき必要となる大阪市の同意を、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべきものとした。
- ・令和4年2月10日付け、大阪市へ同意を依頼した。
- ・大阪市の令和4年2・3月定例会において、議案第80号「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定の申請の同意について」は、附帯決議を付した上、原案のとおり可決された。また、大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業にかかる限度額を78,800,000千円及び期間を令和5年度から令和15年度までを内容とする債務負担行為を定める予算について、議案第61号「令和4年度大阪市港営事業会計予算」は、附帯決議を付した上、原案のとおり可決された。
- ・令和4年4月22日付け、大阪市より同意を得た。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

<区域整備計画 抜粋 (p.153)>

(3) IR整備法第9条第7項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する事項

a.「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に係る公聴会の開催

- ・令和4年1月23日、1月24日、1月28日、1月29日に開催し、40名が公述した。
- ・令和4年2月16日に公聴会の結果を公表した。

b.「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に対する府民意見等の募集

- ・令和3年12月23日から令和4年1月21日まで意見等の募集(パブリックコメント)を行い、537名(団体含む。)・1,497件の意見等が提出された。
- ・令和4年2月16日にパブリックコメントの結果を公表した。

(4) IR整備法第9条第8項の議会の議決に関する事項

- ・大阪府議会令和4年2月定例会において、第66号議案「特定複合観光施設区域の整備に関する計画について認定の申請をする件」は、附帯決議を付した上、原案のとおり可決された。

【参考】

○特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)(抄)

(区域整備計画の認定)

第9条 (略)

2~4 (略)

5 都道府県等は、区域整備計画を作成しようとするときは、第十二条第一項に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、同項に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。

6 都道府県等は、区域整備計画に定める次の各号に掲げる事項については、あらかじめ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。この場合において、第二号に定める者の同意については、地方自治法第九十六条第二項の規定の適用を妨げない。

一 公安委員会が実施する施策及び措置に係る事項 公安委員会

二 立地市町村等が実施する施策及び措置に係る事項(前号に掲げるものを除く。) 立地市町村等

7 都道府県等は、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

8 都道府県等は、第一項の規定による申請をしようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

9 前項の場合において、当該都道府県等が都道府県であるときは、当該都道府県は、あらかじめ、当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域をその区域に含む市町村及び特別区の同意を得なければならない。この場合において、当該同意については、地方自治法第九十六条第二項の規定の適用を妨げない。

10~14 (略)

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

■添付書類: 公聴会・パブリックコメントでの意見を踏まえた「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の修正箇所(1/3)

区域整備計画案に対する公聴会及びパブリックコメントにおける府民等からの意見については、大阪府・市の考え方を公表し、大阪におけるMICE推進に係る戦略・体制やギャンブル依存症対策における酒類提供の提供等に関する意見については、以下のとおり区域整備計画の修正を行った。

種別	番号	意見内容	区域整備計画の該当箇所		
			様式		修正内容(下線部)
パブリックコメント	No.73	MICEを推進・誘致する官民一体となった地元の体制を強化してほしい。IR事業者には海外とのネットワークや人材の協力をお願いしたい。	評価基準16	追記	新たなMICE推進に係る戦略に基づき、大阪府・市、経済団体及び大阪観光局等が一体となり、IR事業者とも緊密に連携し、IR事業者が強みを有する海外とのネットワークや人材面での協力も得ながら、オール大阪で国内外のMICEの戦略的な誘致を推進する。
パブリックコメント	No.87	関西の伝統・文化や食などに関するプログラムを地域と一緒に磨き上げるだけでなく、世界最高峰のアーティストやエンターテインメントを招待して提供してほしい。	評価基準8	追記	・コンテンツの種類・特性に合わせた5つの魅力増進施設を設置するとともに、これらの施設にとどまらず、大阪IR内の他施設や敷地全体を活用して、地域とともに「日本の魅力の創造・発信」に取り組む計画とする。また、コンシェルジュ機能を活用したチケット手配や、大阪・関西各地へつながる交通機能等を有する送客施設を効果的に活用することで、来訪者の広域観光を促進する。 ・地元のシェフやレストラン、企業と連携した大小様々なイベントの実施及び次世代の料理人の発掘・継続的な育成による新たなコンテンツの創造を通して、「食」における新たな体験価値を地域とともに継続的に創出する。
パブリックコメント	No.95	フェリーの定義が、通常使われている車と人を運ぶカー・フェリーを指しているのか、人のみを運ぶ高速艇や小型船舶のような船を指しているのか分からない。また、フェリーターミナルの対象船型を記載すべき。	要求基準1 評価基準9 評価基準16	追記 修正	・来訪者の需要や数の想定を踏まえ、旅行者に必要なサービスの提供に十分な規模を備えることで、IR来訪者の他地域への送客をめざす。 ・関西ツーリズムセンターに近接して大規模なバスターミナルを整備するとともに、海に囲まれた立地を活かし、IR区域外の敷地北側の海沿いに小型旅客船等の乗客が利用するフェリーターミナル(係留施設を併設)を整備することで、来訪者の夢洲から大阪内外へのアクセス機能を補強する。 ・関西国際空港や神戸空港及び近傍の集客施設とを結ぶ小型旅客船等、船によるアクセスができるように、浮桟橋(ポンツーン)等を整備する。(約10億円)
パブリックコメント	No.104	事業者には、地元におけるサービス産業の高度化に資する人材育成を期待する。 例えば、関西の教育機関などと連携し、IR施設の現場を活用して、積極的に人材を育成してほしい。	要求基準18 評価基準12 評価基準18	追記	・教育機関等と連携した人材育成プログラムの提供等により、サービス産業の高度化に資する高度なグローバル人材の育成に取り組み、大阪・関西の人材基盤の拡大・強化を支援する。 ・一定のスキルを身に付けたスタッフには、米国やマカオの富裕層向け宿泊施設での実地研修等を行い、新たなスキルやグローバルな視点を身に付ける機会を提供し、サービス産業の高度化に資するグローバルで高度な人材育成を図る。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

■添付書類: 公聴会・パブリックコメントでの意見を踏まえた「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の修正箇所(2/3)

区域整備計画案に対する公聴会及びパブリックコメントにおける府民等からの意見については、大阪府・市の考え方を公表し、大阪におけるMICE推進に係る戦略・体制やギャンブル依存症対策における酒類提供の提供等に関する意見については、以下のとおり区域整備計画の修正を行った。

種別	番号	意見内容	区域整備計画の該当箇所		
			様式		修正内容(下線部)
パブリックコメント	No.119	ギャンブル依存症対策のための規制提案/この規制がなければ不十分。 ・大阪独自での開業時間制限、深夜営業・24時間営業の禁止 ・酒類提供の禁止 ・賭け金額・滞在時間の上限設定申告の義務化 ・カジノ施設周辺でのATM設置禁止 ・日本在住者への特定資金貸付の禁止	要求基準15 評価基準25	追記	<u>アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれがある状態にあると判断される顧客に対しては、酒類の提供を行わないなど、酒類提供については、依存防止の観点を踏まえ、従業員マニュアルに明記し、適切な提供に努める。</u>
パブリックコメント	No.192	天保山旅客ターミナルに関する記載がないため、関係する項目を修正すべき。	要求基準10 評価基準15	追記	・大阪港には、定期航路以外にも天保山客船ターミナル等に国内外の多くのクルーズ客船が発着/寄港(2019年は62回の入港実績)する。大阪IRは、これらのクルーズ客船の大半が着岸する天保山客船ターミナルから車で約10分でのアクセスが可能である。
公聴会 (1月23日開催分)	公述3	24時間営業、カジノ場内での酒類提供が認められています。のめり込みを助長するものです。	要求基準15 評価基準25	追記	<u>アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれがある状態にあると判断される顧客に対しては、酒類の提供を行わないなど、酒類提供については、依存防止の観点を踏まえ、従業員マニュアルに明記し、適切な提供に努める。</u>
公聴会 (1月24日開催分)	公述6	ビジネスイベントを新たなビジネスイノベーションの機会の創造につなげる工夫をしていただきたいと思います。そのためには、産業政策との連携が必要だと考えます。	要求基準18 評価基準18	追記	<u>IRを活用したイノベーションの創出支援</u> ・新たなサービスの実証フィールドとしてのIR施設の活用・提供、MICEによるビジネス集客機会を活用した情報発信等、IRを活用したビジネスイノベーション機会の創出に取り組む。
公聴会 (1月24日開催分)	公述9	ギャンブル場の運営に当たっては、ギャンブル依存症を深め、はまらせないために飲酒についてのきちんとしたルールを築いてほしいと思います。	要求基準15 評価基準25	追記	<u>アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれがある状態にあると判断される顧客に対しては、酒類の提供を行わないなど、酒類提供については、依存防止の観点を踏まえ、従業員マニュアルに明記し、適切な提供に努める。</u>

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

■添付書類: 公聴会・パブリックコメントでの意見を踏まえた「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の修正箇所(3/3)

区域整備計画案に対する公聴会及びパブリックコメントにおける府民等からの意見については、大阪府・市の考え方を公表し、大阪におけるMICE推進に係る戦略・体制やギャンブル依存症対策における酒類提供の提供等に関する意見については、以下のとおり区域整備計画の修正を行った。

種別	番号	意見内容	区域整備計画の該当箇所		
			様式		修正内容(下線部)
公聴会 (1月28日開催分)	公述2	MICEっていうのは誘致だけでなく本来は作っていくもんなんですね。その場所ではない世界の人たちが来る展示場あるいは国際会議というのがもうブランドになってきます。MICEの創出ということについても、これから実現していただきたいと思う次第でございます。	要求基準18 評価基準7 評価基準18	追記	・大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進し、これらの産業の成長・グローバル化を促進する。 ・IR施設とIR区域の後背圏の産業の共創関係を構築し、IR事業の実施による地域の産業振興・強化に寄与するため、大阪・関西が強みを有する10の産業領域を設定し、同産業領域に関するMICEイベントの誘致・創出に注力し、年間50件(10領域×5件)の開催をめざす。 ・大阪府・市の上位計画、関西の経済団体の提言及び大阪でのMICE誘致に知見のあるPCO(会議運営事業者)の意見等に基づき、10の産業(スポーツ、フード、メディカル、ウェルネス、ライフサイエンス、環境・エネルギー、ものづくり、テクノロジー、スマートシティ及び観光)を大阪・関西が強みを有する産業領域として、MICEイベントの誘致・創出に取り組む。
公聴会 (1月29日開催分)	公述7	IR整備の意義と目標に、日本観光のゲートウェイの形成とありますが、大阪港にはIRから地下鉄で2駅、車で数分とIRの近傍に世界各地を結ぶ22万t級の豪華クルーズ船が離発着できる天保山旅客ターミナルがあることの認識がなく、コロナ以前には日本一周のクルーズが人気を集めつつあったことも認識されていない点が、まず1点目です。 この点を認識し、交通事業者と意見交換し、IRと天保山旅客ターミナルとバスで結び、1週間程度の日本一周クルーズや、2、3日の瀬戸内海クルーズなどを構築し、IR整備の意義と目的を具現化することです。	要求基準10 評価基準15	追記	・大阪港には、定期航路以外にも天保山客船ターミナル等に国内外の多くのクルーズ客船が発着/寄港(2019年は62回の入港実績)する。大阪IRは、これらのクルーズ客船の大半が着岸する天保山客船ターミナルから車で約10分でのアクセスが可能である。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

- ・ ……区域整備計画の申請後に大阪IRに反対する団体等による住民監査請求、民事訴訟、署名活動等が存在している状況であり、地域住民との良好な関係構築に関しては課題が残る。

<住民監査請求・住民訴訟>

・2022年5月11日

元市議ら市民5人が、

①事業者との間で交わされる予定地・夢洲に係る土地の借地権設定契約は、特定の民間企業に限って条件を優遇しており、平等原則(憲法14条)に反する

②建設予定地の土壌対策費を大阪市が負担するのは、過大な支出を制限する地方自治法第2条14項・地方財政法第4条1項、地方公営企業法第3条に違反している

として、定期借地契約の締結の差し止めを大阪市に請求。

・2022年7月8日

大阪市監査委員は、本件請求について監査を実施したが、当該請求が妥当かどうかで委員の間で意見が割れたため、「合議不調」との結果を市民側に通知。

・2022年7月29日

市民5人は、大阪市に対して契約を締結しないことと対策費用の支払いの差し止めを求める住民訴訟を大阪地方裁判所に提起。

・・・現在も係争中。

<署名活動>

・2022年3月25日～5月25日

市民団体(カジノの是非は府民が決める 住民投票をもとめる会)が21万134筆の署名を集める

・2022年7月21日

市民団体から大阪府に条例制定請求書を提出

・2022年7月29日

大阪府議会において臨時議会が開かれ、条例案が採決され、否決

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

<大阪IRについて反対する団体からの直近の要望書>

日付	団体名	評価基準23に関連する要望内容・質問内容(要約)
		・公聴会の日程が2022年1月の1週間に4回という少なさ。公述人の発言は1人5分に制限された。公述人の90%が反対意見だったにも関わらず、住民の意見は議会の議決にはまったく反映されていない。 ・パブリックコメントについての集計・分析は行われず個々のコメントに対し紋切り方の回答が返ってきたにすぎない。 ・大阪府民が住民投票条例制定を直接請求手続きによって求めた事実は住民の合意形成ができていないことを示している。
		・公聴会がわずか4回しか開催されず公述人40人中35人が大阪IR計画に反対するものだった。 ・大阪IR計画について住民投票を求める直接請求において法定数を大きく上回る約21万筆の署名が寄せられた。多くの府民が大阪IR計画に合意していないことを如実に示している。
		・わずか4回しか開催されなかった公聴会における公述人40人中35人が大阪IR計画に反対するものだった。 ・大阪IR計画について住民投票を求める直接請求において法定数を大きく上回る約19万2773筆の署名が寄せられた。 住民の意見を反映させるために必要な措置が講じられてこなかったことを強く示唆している。
		・住民に対して必要な周知を一切せず、公聴会では反対意見が9割を占め、住民投票を求める署名が20万筆を超えるなど、「地域住民の合意」が存在しない。
		・署名運動が大規模に展開され、総署名数21万134筆(有効署名数19万2773筆)に上り、法定数14万6472人をはるかに上回った。 ・地域住民の合意形成は、審査における点数配分に関わらず何よりも重要な審査項目である。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

・・・この点、IR事業者においてはタウンホールミーティングの開催が一応計画されているものの、大阪府・市による地域住民への対面での説明の場を設けるといった能動的な理解促進のための取組の計画が乏しいように見受けられる。

このため、地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る必要がある。

- ・ 地域における幅広い関係者の理解と協力を得ることが、IR事業を長期的かつ安定的に継続していくために不可欠であることも踏まえれば、一方向の情報発信にとどまらず、反対派も含む地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る取組が求められる。

<質問回答 抜粋（8月5日提出）>

<事業者が主体となった取組み>

- ・ （中略）具体的な取組み内容については、地域の声に耳を傾けながら、決定・推進していく計画ですが、現時点では、以下の様な活動を想定しています。
 - ① 情報発信（略）
 - ② 地域の関係者との連携（略）
 - ③ 中小企業を含む地元企業との連携（略）
 - ④ 人材育成における教育機関との連携（略）
 - ⑤ 地域イベントへの参画（略）
 - ⑥ **タウンホールミーティングの開催**
 - IR事業者として、地域の皆様の声に耳を傾けて相互理解を深め、また不安を解消し、それを大阪IRの運営に活かし、地域と共栄した持続的な発展につなげていくため、地域において、大小様々な対話集会を開催する事を計画しています。
 - ⑦ IRに関する展示会やイベントとの連携

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

<10月28日ヒアリングでの回答>

【事務局質問】

- ・ 市民団体等、反対の声がある中で、(中略)、今後、対面や説明会というのを具体的に予定されているかという点では、情報提供を充実していくとか、耳を傾けていくという説明があったが、具体的にその場合、**対面、説明会の場の活動**というのは予定はされていないということか。

【申請者回答(大阪府・市)】

- ・ **区域整備計画の説明会(※)**を本年の1月に実施させていただいたところ、今後説明会という形ではないものの、外部講師を招いて、観光の動向やIRに対する色々なお話、更に我々の区域整備計画の内容を説明して、引き続き府民市民の理解の促進に努めていきたいと考えている。

※区域整備計画の説明会(※事務局補足)

令和4年1月に、大阪府民・市民に対し計7回実施されている。いずれの説明会も対面にて実施され、参加者との直接的な質疑応答がなされている。

評価基準24

評価基準24 カジノ事業の収益の活用

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
24. カジノ事業の収益の活用 (50点)	カジノ事業の収益を十分活用するとともに、その他の収益も活用して、IRの開業後も長期的に世界中の観光客を引き付けることのできる魅力的な施設やコンテンツを継続的に創り出すなど、IR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や都道府県等が実施する施策への協力等を行うことが求められる。	①カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上 ②都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力 ③収支計画および資金計画との整合性	なし	・IRを構成するカジノ以外の施設の事業に着目し、各提案に係る予算規模を考慮しつつ、カジノ収益の公益還元の観点から十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、再投資に係る国内外の事例にも留意する。

評価基準24 カジノ事業の収益の活用

<認識整理> ※下線は特に御議論頂きたい箇所

- ・ カジノ事業の収益の活用方針について、長期的・継続的に大阪IR全体及び各IR施設の機能及び魅力の維持・向上に必要となる投資を適切に行うこととされており、また、MICE施設のプロモーションの実施、コンテンツの新たな創出や更新を行うとされていることから、カジノ事業の収益の還元について、長期的・継続的に取り組む姿勢が見受けられる点は、**ある程度**評価ができる。
- ・ 大阪IR開業後のカジノ収益の活用の金額は、開業3年目においては、カジノ事業の収益から租税、納付金及び元利支払いを除いた金額の約10%に相当する年間150億円程度を想定しており、その用途は、施設の維持管理等以外にも、ギャンブル等依存症対策や災害等緊急時のサポート等に充てられる計画となっており、大阪府・市が実施する施策への協力等が前向きに検討されている点が評価できる。
- ・ 他方、カジノ事業を中心とする事業構造を長期的にも維持する計画を前提として、維持更新投資は適切に計画されているものの、カジノ事業がIR区域の整備推進のために特別に認められるものであることに鑑みると、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくための資本的支出の水準は、毎年カジノ事業が生み出す収益規模に照らして見れば高いとはいい難く、カジノ事業以外への更なる資本的支出(ソフト面への着実な投資も含む)を求める。今後は、IR事業者も一般企業同様、社会的責任の観点への留意も重要である。

<委員会として求める事項案>

- ・ カジノ事業の高い収益性を更に活用し、非カジノ事業についても、IR区域において必要となる新たな施設の整備や既存の施設の更新を今後行うことにより、IR区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくことを求める。

評価基準24 カジノ事業の収益の活用

- ・ カジノ事業の収益の活用方針について、長期的・継続的に大阪IR全体及び各IR施設の機能及び魅力の維持・向上に必要な投資を適切に行うこととされており、また、MICE施設のプロモーションの実施、コンテンツの新たな創出や更新を行うとされていることから、カジノ事業の収益の還元について、長期的・継続的に取り組む姿勢が見受けられる点は、ある程度評価ができる。

<区域整備計画 抜粋 (p.157～158)>

1. IR施設の整備等(資本的支出)

(2) IR施設・設備等への再投資

a. MICE施設(国際会議場施設及び展示等施設)【費用の見込み:約2億円/年】

- ・ 催事のオンライン化やバーチャル化への対応も見据え、ITインフラやネット環境等について大容量通信への対応や通信設備の強化を図る等、時勢に応じ最先端で高利便な設備・機能を備えていくことが必要であり、経常的な施設の修繕に加えて、設備更新を含む様々な再投資を実施する。

b. 魅力増進施設【費用の見込み:約1億円/年】

- ・ 各魅力増進施設が有する魅力及び機能を維持・向上し、継続的に日本の魅力の発信並びに大阪IRへの来訪及び滞在促進を図るため、施設及び設備への再投資(修繕・更新等)を実施する。

c. 送客施設【費用の見込み:約0.1 億円/年】

- ・ 来訪者を誘引できる魅力と新規性の維持が図られるよう、施設及びコンテンツへの再投資(修繕・更新等)を実施する。

d. 宿泊施設【費用の見込み:約8億円/年】

- ・ 客室や共用施設を含めて宿泊施設全体の魅力が維持できるよう、施設及び設備への再投資(修繕・更新等)を実施する。

e. 来訪及び滞在寄与施設【費用の見込み:約14 億円/年】

- ・ 驚きや感動に満ちた滞在体験を常に提供し、来訪者の滞在環境の向上が図られるよう、非日常のリゾート空間を創出する演出効果への投資を含め、施設及び設備への再投資(修繕・更新等)を実施する。

f. カジノ施設【費用の見込み:約2億円/年】

- ・ 日本国内、マカオ、シンガポール等周辺地域のカジノ施設との競争力が維持できるよう、継続的に施設及び設備への再投資(修繕・更新等)を実施する。

評価基準24 カジノ事業の収益の活用

<区域整備計画 抜粋 (p.159～160)>

3. IR施設において提供するコンテンツの更新・追加等

IR施設の開業後には、IR施設において提供するコンテンツの更新及び追加等のために必要となる以下のような取組みに継続的に投資(収益的支出)していく。

(1) MICE施設(国際会議場施設及び展示等施設)【費用の見込み:約4億円/年】

- ・ オールインワンMICE拠点としての魅力や国際競争力を維持・向上するため、国際的な会議やイベント等を含め多様な催事が開催できるよう、事業者内でのセールス体制の構築、誘致プロモーション活動の実施、多様なサービスのパッケージ提案、大阪府・市、大阪観光局及び大阪産業局との連携等の様々な取組みを実施する。
- ・ 国際会議や展示会の効果的な誘致実現に向け、誘致活動の初期段階から積極的に関与し、企画立案、MICEパートナー(旅行代理店・PCO・展示会オーガナイザー等)との連携、関係者との調整等を推進する。
- ・ 協賛や共催の提案等を含め、大阪IRでの新たな展示会の創出をめざす。

(2) 魅力増進施設【費用の見込み:約4億円/年】

- ・ 「ガーデンシアター」、「三道体験スタジオ」、「関西アート&カルチャーミュージアム」では、各施設の魅力の維持・向上を図るための定期的なコンテンツ入替え、さらに、期間限定のイベントや大阪IRの他施設と連携した取組み等、新規性のあるコンテンツを継続的に創出する。
- ・ 日本最大級の規模を有する大阪・関西の食文化体験施設である「ジャパン・フードパビリオン」では、飲食体験にとどまらず、実演や食器づくり等のプログラム等を融合させた食文化体験を継続的に提供する。
- ・ 伝統的な日本の工芸文化を発信する「関西ジャパンハウス」では、様々な方法で日本各地の工芸の魅力を発信するとともに、体験型のプログラム等や工芸文化の魅力に触れる機会を提供する。

(以下、適宜省略)

(3) 送客施設【費用の見込み:約4億円/年】

(4) 宿泊施設【費用の見込み:約0.2 億円/年】

(5) 来訪及び滞在寄与施設【費用の見込み:約0.4 億円/年】

(6) カジノ施設【費用の見込み:約5億円/年】

(7) その他【費用の見込み:約27 億円/年、各施設共有分を含む。】

評価基準24 カジノ事業の収益の活用

<質問回答 抜粋（8月5日提出）>

- 当該構想(※)では、**カジノ事業の収益等の活用による中長期の取組みとして、展示等施設の拡張整備、宿泊施設の拡張整備、IR区域の拡張整備等を想定しており、これらを含め、事業期間35年間におけるカジノ事業の収益等の還元として約8,000億円程度を見込んでいます**(但し、当初事業計画に基づく想定見込み額であり、実際金額は実際の事業状況に応じて変動します。)。※事業期間35年間において大阪IRが長期的にめざす姿については、別紙「大阪IR長期構想(2022年2月16日大阪府、大阪市、大阪IR株式会社)」を参照ください。

※大阪IR長期構想

収益等の還元見込み額 約8,000億円(35年間の合計)

<展示等施設の拡張整備>

- 開業後15年以内を目途に6万㎡以上、事業期間内に10万㎡以上に拡張する計画

<宿泊施設の拡張整備>

- 事業期間内に3,000室以上に拡張する計画

<IR区域の拡張整備>

- 将来的なIR区域拡張予定地(約9万㎡)を位置付け

【将来拡張整備のイメージ】 ※現時点での構想イメージであり確定したものではない。



評価基準24 カジノ事業の収益の活用

- 大阪IR開業後のカジノ収益の活用の金額は、開業3年目においては、カジノ事業の収益から租税、納付金及び元利支払いを除いた金額の約10%に相当する年間150億円程度を想定しており、その用途は、施設の維持管理等以外にも、ギャンブル等依存症対策や災害等緊急時のサポート等に充てられる計画となっており、大阪府・市が実施する施策への協力等が前向きに検討されている点が評価できる。
- 他方、カジノ事業を中心とする事業構造を長期的にも維持する計画を前提として、維持更新投資は適切に計画されているものの、カジノ事業がIR区域の整備推進のために特別に認められるものであることに鑑みると、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくための資本的支出の水準は、毎年カジノ事業が生み出す収益規模に照らして見れば高いとはいえず、カジノ事業以外への更なる資本的支出(ソフト面への着実な投資も含む)を求める。今後は、IR事業者も一般企業同様、社会的責任の観点への留意も重要である。

<区域整備計画 抜粋 (p.161)>

- 開業後のカジノ事業の収益等の活用として、IR施設の修繕・改修・更新等、運営・維持管理、IR施設において提供するコンテンツの更新・追加、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のための措置等に還元する予定である。これら開業後のカジノ収益の活用の金額は、開業3年目において、カジノ事業からの収益から租税(納付金を含む。)及び元利支払いを除いた金額の約10%に相当する年間約150億円程度を想定している。

評価基準24 カジノ事業の収益の活用

<区域整備計画 抜粋 (p.161)>

大阪府・市が認定区域整備計画に関して実施する施策に積極的に協力するとともに、以下の取組みを行う。

1. イベントの協賛【費用の見込み:約10億円／年】

大阪府・市が企画するイベントに対して、大阪IRとして多様な形態で連携・協力を図っていく。

2. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置への協力【費用の見込み:約2億円／年】

IR事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため、カジノ事業の収益等を活用することにより、必要な体制等を確保した上で、大阪府・市等が実施する「ギャンブル等依存症対策」及び「治安・地域風俗環境対策」への協力を、以下のとおり行う。

(1) ギャンブル等依存症対策

- ・「ギャンブル等依存症問題啓発週間」における普及啓発活動や、IR区域内において大阪府・市が作成するギャンブル等依存症に関するリーフレットの配架等、必要に応じて大阪府・市が実施する施策に協力する。
- ・調査研究に必要なデータの提供など研究推進の取組みや、大阪・関西における専門人材育成に協力する。

(2) 治安・地域風俗環境対策

- ・犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、警察や自治体等の関係機関が行う防犯パトロール等の防犯活動や青少年健全育成活動を支援するほか、これらが実施する広報・啓発活動、キャンペーン、会合等への参加等を推進する。

3. 災害等緊急時のサポート【費用の見込み:約3億円／年】

災害等緊急時に夢洲内での一時退避等を行う必要が生じた場合は、大阪IRの敷地や施設を活用し、大阪IRへの来訪者に限らず、IR区域外の避難者に対しても安全に退避できる場所を提供する。

評価基準24 カジノ事業の収益の活用

	年間再投資額(開業3年目)
IR施設の整備を行うための資本的支出	27億円
収益的支出(施設関連)	65億円
コンテンツの更新・追加費用等	44.6億円
有害影響排除を適切に行うための措置	11億円
合計	147.6億円

資本的支出内訳(開業3年目)

(単位: 億円)

項目名	費用																
IR施設の整備を行うための資本的支出	27																
経常修繕・大規模修繕・施設建替え	<table> <tr> <td>カジノ施設</td><td>2</td></tr> <tr> <td>1号: 国際会議場施設</td><td>1</td></tr> <tr> <td>2号: 展示等施設</td><td>1</td></tr> <tr> <td>3号: 魅力増進施設</td><td>1</td></tr> <tr> <td>4号: 送客施設</td><td>0</td></tr> <tr> <td>5号: 宿泊施設</td><td>8</td></tr> <tr> <td>6号: 来訪及び滞在寄与施設</td><td>14</td></tr> <tr> <td>事業共通施設</td><td>0</td></tr> </table>	カジノ施設	2	1号: 国際会議場施設	1	2号: 展示等施設	1	3号: 魅力増進施設	1	4号: 送客施設	0	5号: 宿泊施設	8	6号: 来訪及び滞在寄与施設	14	事業共通施設	0
カジノ施設	2																
1号: 国際会議場施設	1																
2号: 展示等施設	1																
3号: 魅力増進施設	1																
4号: 送客施設	0																
5号: 宿泊施設	8																
6号: 来訪及び滞在寄与施設	14																
事業共通施設	0																

評価基準25

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
25. 依存症 対策等のカ ジノ施設の 設置及び 運営に伴う 有害な影 響の排除 (150点)	最新の技術を活用したカジノ施設及びIR区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置についてIR事業者と都道府県等の連携協力により適切に講じられることが求められる。また、これらと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策や、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が、確実に講じられることが求められる。	①カジノ施設の特徴(設備、構造、サービス)、業務の実施体制及び実施方法 ②IR事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針 ③「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出(実測値及び将来目標) ④依存症対策項目の具体的内容 ⑤カジノ施設及びIR区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内 ⑥犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目(例えば、来訪者による迷惑行為への対策等)の具体的内容 ⑦カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方策	なし	・方針について、以下①、②で例示する観点など、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、国内外の事例を参考にしつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 (評価の観点の例) <table><tr><th>①依存症対策</th><th>②依存症対策以外の対策</th></tr><tr><td> (審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。 </td><td> (審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。 </td></tr></table>	①依存症対策	②依存症対策以外の対策	(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。	(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。
①依存症対策	②依存症対策以外の対策							
(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。	(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。							

281

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

＜認識整理＞(1/2)

- 全般的に行政・IR事業者双方が相応の予算を計上し、大阪府・市の取組としては、全国初のギャンブル依存症対策条例を制定の上での支援拠点「(仮称)大阪依存症センター」の新規設置等による普及啓発、相談・回復支援、関係機関との連携体制の強化、IR事業者の取組としては、ICT技術等と対人での顧客サービスを組み合わせつつ、MGMが長年積み上げてきた経験やデータ、最新の知見やベストプラクティスを踏まえて、従業員研修を含む様々な対策が計画されている点は評価できるが、大阪府・市による大阪府外からの来訪者に対する配慮を意識した近隣地域との連携を含め、これらが実効性を持って取り組まれることが必要である。
- 特に、大阪府・市の取組について、依存症にならないための予防的な取組や、早期発見・家族以外の第三者も含めた早期介入の体制構築がより重要であるところ、各取組の達成目標をもった若者への啓発・教育が構想されているが、若者以外も含めた実効性のある早期発見・早期介入のための取組の具体化が必要である。
- IR事業者による取組について、電子ゲーム機の台数が諸外国のIR施設と比較して多いが、計画では電子ゲーム機に特化した対策の記載は見受けられず、具体的な検討が必要と考えられる。この点、IR事業者は、海外においてカジノ等でギャンブルに用いられる電子ゲーム機には依存性が高い可能性があるという見解も存在することを認識し、今後、有効性・実効性のある対策を検討していく予定であるが、研究や専門家との連携を通じてその懸念を踏まえた検討をしっかりと進めていくことを求める。また、カジノ施設でのアルコール提供に関し、依存症への悪影響が懸念される飲酒を伴うギャンブルのリスクを幅広く伝える啓発上の工夫をすることも**重要である**。
- ギャンブル等依存が疑われる者等の割合については、カジノ以外のギャンブル等を含めて、実測値から低減を目指すとしている前向きな姿勢がうかがえる。その実現性については不明瞭さが残るものの、今後の割合の調査結果を踏まえてIR事業者**においても**カジノに係る依存症対策の有効性・実効性の検証を行うこととしており、PDCAサイクルを確実に実行し、大阪府・市とIR事業者双方で割合の低減の実現性を高めていくことが重要である。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

<認識整理> (2/2)

- 依存症対策以外の取組については、IR事業者は、「カジノ施設及びIR区域内の監視、警備体制」として、顔認証システム、画像解析システム等の先進的な技術を活用したものとなっているほか、24時間・365日体制の総合防災センター、IR区域内のサブセンターの設置、防犯関連資格保有者の配置、専門家を活用した従業員への教育、警察等と連携した防犯訓練の実施等を図るほか、防犯・青少年の健全育成等に係る取組を含めて、必要となる人員・予算を十分確保した計画になっているとうかがえる。
- また、都道府県等は、「犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成対策」として、夢洲内に警察署等の設置や、大阪府警察の警察職員の増員を図り、IR事業者や関係機関等との緊密な連携協力を計画しているとうかがえる。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- 全般的に行政・IR事業者双方が相応の予算を計上し、大阪府・市の取組としては、全国初のギャンブル依存症対策条例を制定の上での支援拠点「(仮称)大阪依存症センター」の新規設置等による普及啓発、相談・回復支援、関係機関との連携体制の強化、IR事業者の取組としては、ICT技術等と対人での顧客サービスを組み合わせつつ、MGMが長年積み上げてきた経験やデータ、最新の知見やベストプラクティスを踏まえて、従業員研修を含む様々な対策が計画されている点は評価できるが、大阪府・市による大阪府外からの来訪者に対する配慮を意識した近隣地域との連携を含め、これらが実効性を持って取り組まれることが必要である。

大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例(2022年10月26日 成立)

大阪府条例第五十九号

大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 ギャンブル等依存症対策推進計画及び基本的施策(第七条―第十一条)

第三章 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部(第十二条―第十五条)

附則

競馬、競輪、競艇、オートレースといった公営競技やパチンコ等は、府民生活に楽しみをもたらす一方、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、ギャンブル等依存症に陥る府民も少なくない。

ギャンブル等依存症は、多重債務や失業といった経済的問題、うつ病の発症といった健康問題、それらに伴う家族の問題、学生等における学業の中断といった問題によって日常生活や社会活動に支障を生じさせ、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会的問題を引き起こしている。

さらには昨今、海外インターネット経由のオンライン・カジノの増加や、公営競技がスマートフォン等によって手軽に利用できることにより、ギャンブル等依存症の問題がより拡大し、深刻化する傾向にある。

ギャンブル等依存症は、誰もが陥る可能性のある精神疾患であるということを私たち一人ひとりが認識し、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が、安心して相談し、治療を受け、そして、社会に復帰することができるようにならなければならない。

そのためには、府のギャンブル等依存症対策をさらに進めるとともに、国、府、市町村、医療機関、関係機関、自助グループをはじめとする民間団体等の間における連携をさらに強化する必要がある。

こうした理解の下に、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することにより、府民が安心して、健康的に暮らせる社会の実現をめざして、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号。以下「法」という。)で定めるもののほか、府が実施するギャンブル等依存症対策に関し基本となる事項を定めることにより、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

○大阪府・市によるギャンブル等依存症対策

<区域整備計画 抜粋>

カジノ施設の設置及び運営に伴い、適切な対策を講じなければ、ギャンブル等依存症である者の増加が想定されることから、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組みを進めるとともに、IR事業者によるカジノ行為に対する依存防止のための措置と連携して、依存症対策に取り組んでいく必要がある。

(1) 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組み

- 総合的なギャンブル等依存症対策を推進するための支援拠点として、令和2年度に、予防・相談支援、人材育成及び連携体制の確保等を総合的に行う「依存症総合支援センター」と、依存症に関する専門治療や研究を行う「依存症治療・研究センター」が連携することにより、大阪依存症包括支援拠点(OATIS: Osaka Addiction Treatment Inclusive Support)を形成した。
- 今後、より多くのギャンブル等依存症に悩む人が気軽に相談等の必要な支援を受けることができるよう、交通至便な場所にワンストップ支援拠点(「(仮称)大阪依存症センター」)を設置する等、IR開業に向け、新たな支援拠点を中心とした総合的な支援体制の強化・拡充を図る。
- 「(仮称)大阪依存症センター」においては、医師、相談員、心理士など多職種による相談と合わせて、自助グループや司法書士等の関係団体による相談をワンストップで提供することで、相談者の抱える様々な問題の整理と支援の方向性を検討し、必要に応じて身近な地域のサービスにつなぐとともに、依存症対策の企画立案、調査・研究、普及啓発、人材確保等を行う。
- 地域においては、関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワークである大阪アディクションセンター(OAC)により、総合的な支援を行う。

<質問回答 抜粋>

問 有害影響排除対策について、大阪府以外の近隣地域との連携方針をどのように考えているのか。

関西広域連合(※)では、関西圏を4次医療圏と定め、関西広域救急医療連携計画を策定しています。当該計画では、依存症対策に関し、先進的な取組みや関係機関との連携強化の事例について情報共有を始めとした連携を掲げており、大阪府・市として、広域医療連携の中でIR事業者と連携した取組み事例等についても情報共有することなど、大阪府以外の隣接地域も含めた広域での依存症対策の連携を深めていきます。

※関西広域連合:救急医療の連携や防災等の府県域を越えた行政課題に取り組むこと、および国の出先機関の受け皿となって地方分権を推進させることを目的として、関西の2府5県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)が地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体(広域連合)。現在は奈良県及び4政令指定都市(京都市、大阪市、堺市、神戸市)が追加で加盟し8府県4政令指定都市にて構成。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

〇IR事業者によるギャンブル等依存症対策

<区域整備計画 抜粋>

カジノ施設の利用に伴うギャンブル等依存症の発生、進行、再発を防止するため、以下のとおり、最先端のICT技術等と、人と人とのふれあいを大切にする顧客サービスを組み合わせつつ、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策を行う。

<質問回答 抜粋>

- 「最先端のICT技術等と、人と人とのふれあいを大切にする顧客サービスを組み合わせつつ、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策」は評価基準25④1. (1)及び(2)に記載のとおりですが、IR事業者独自の対策として、視認とICT技術を活用し、問題あるギャンブル行動の検知に努め、コミュニケーションスキルを身に着けた従業員による声掛けを行う等により、依存防止を図ります。
- MGMは、長年積み上げてきた経験やデータの蓄積に基づき、問題のあるギャンブル行動に関する詳細な知識と対応方法を身に付けた従業員の視認により、その兆候の発見と予防に努め、有害な影響の排除に努めてきました。従業員の視認は、問題のあるギャンブル行動の兆候を示す顧客への初動対応であり、ICT技術等の活用を含めたさらなる対策の導入で補完することを想定しています。現在、MGMでは最先端のカメラシステムや顔認証システムなどのICT技術の研究を行っており、それらの技術、あるいはその応用技術が、問題のあるギャンブル行動の兆候の発見に活用できる可能性があります。
- また、問題のあるギャンブル行動を行う顧客に対しては、その方のスティグマを刺激しないよう、また、冷静さを失った顧客や負け追いが続く顧客など、顧客の態様や感情に応じた適切な声掛けを行うことにより、問題のあるギャンブル行動を繰り返すことを防ぐ対応に努めます。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- ・ 特に、大阪府・市の取組について、依存症にならないための予防的な取組や、早期発見・家族以外の第三者も含めた早期介入の体制構築がより重要であるところ、各取組の達成目標をもった若者への啓発・教育が構想されているが、若者以外も含めた実効性のある早期発見・早期介入のための取組の具体化が必要である。

<区域整備計画 抜粋 p.171>

大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組み

事前(発生抑制策)

相談支援体制の強化【Ⅱ】

- ・ 相談拠点における相談員、多重債務等様々な相談窓口担当者等に対する研修や事例検討の実施によって、ギャンブル等依存症についての知識・対応力向上を図る。
- ・ 府内市町村における依存症専門知識のある精神保健福祉士・心理士等の確保を支援する等、相談体制の整備を支援し、依存症に悩む人が身近な場所で相談対応が受けられる体制を強化する。

<ヒアリング(大阪府・市)>

体制の構築における介入の考え方

- ・ 介入に当たっては、相談担当者が、相談に来た者がギャンブルの問題を抱えていることを早期に発見できるよう、担当者が早期に発見する力や介入できるスキルを身に付けられるよう教育を行い、町医者においても依存症者の対応が可能となるよう、連携していく。ギャンブルの問題は多岐に影響しており、依存症の窓口だけではなく、生活相談、消費相談、女性相談、DV相談といった窓口にもギャンブルの問題を抱えたものが来訪することを想定し、こういった窓口担当にも教育を行い、ギャンブルを抱えている者を早期に発見できる体制を整える。
- ・ 高校における予防啓発の取組を通じて、教員にも研修等教育を行い、問題がある場合には介入ができるようにしていきたい。
- ・ 大阪アディクションセンターを通じて、司法や金融機関とのネットワークをつなげていきたい。指摘のとおり、依存症には様々な要因があり、様々な方面への悪影響が生じる可能性があるため、それらを踏まえた対応が必要になると認識している。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

<ヒアリング時確認資料：大阪府・市の達成目標と取組 抜粋>

大阪府市のギャンブル等依存症対策の強化

【第2期大阪府ギャンブル依存症対策推進計画の概要について】

目標	取り組み概要
【若年層を対象とした予防啓発の強化】 ◎ 高等学校等における啓発予防等授業の実施率100% ◎ 教員向け研修会の参加者100名以上	◆ 児童・生徒への普及啓発 ➢ 高等学校等の生徒を対象とした予防啓発のための授業等を実施【拡充】 ➢ 高等学校等の教員向けに、補助教材を作成【新規】 ➢ 高等学校等の教員向けに、研修を実施 ➢ 相談拠点において、小・中・高等学校等の協力のもと、発達段階に応じた予防啓発を実施 ➢ オンラインカジノは違法であることを周知【新規】 ➢ 公営競技におけるインターネット投票に関する注意喚起等を実施【新規】 ◆ 大学・専修学校等への普及啓発 ➢ 大学・専修学校等の教員を対象とした研修を実施 ➢ 大学・専修学校において、予防啓発を実施 ◆ 若年層にかかわる機会がある人々への普及啓発 ➢ 青少年指導員等を対象とした研修を実施 等
【依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実】 ◎ 相談拠点機関及びSNS相談の相談数を1.5倍	◆ 相談窓口の整備 ➢ 大阪府こころの健康総合センターにおいて、第2・第4土曜日にも対応。 ➢ SNS やオンラインの活用。 ➢ 借金問題等の抱える課題に応じた専門相談など、相談窓口を充実【新規】 ◆ 本人及びその家族等への相談支援の充実 ➢ 相談拠点で本人及びその家族等への相談や訪問を実施 ➢ 相談拠点で本人を対象とした回復プログラム及び家族等を対象としたサポートプログラムを充実 ➢ 相談窓口担当者が、ギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解したうえで、情報提供ができるよう、必要な情報を周知 ➢ ギャンブル等依存に関する問題を抱える家庭の子どものための相談窓口の情報提供を実施 ◆ 回復支援の充実 ➢ 市町村等の相談窓口担当者や自助グループ・民間団体等と連携し、ギャンブル等依存症の本人の回復支援と家族等への包括的なサポートを実施 ➢ 就業定着支援を実施 ➢ ギャンブル等依存症である受刑者等に対して、退所後等の切れ目のない支援を実施

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- IR事業者による取組について、電子ゲーム機の台数が諸外国のIR施設と比較して多いが、計画では電子ゲーム機に特化した対策の記載は見受けられず、具体的な検討が必要と考えられる。この点、IR事業者は、海外においてカジノ等でギャンブルに用いられる電子ゲーム機には依存性が高い可能性があるという見解も存在することを認識し、今後、有効性・実効性のある対策を検討していく予定であるが、研究や専門家との連携を通じてその懸念を踏まえた検討をしっかりと進めていくことを求める。また、カジノ施設でのアルコール提供に関し、依存症への悪影響が懸念される飲酒を伴うギャンブルのリスクを幅広く伝える啓発上の工夫をすることも**重要である**。

<区域整備計画 抜粋>

- テーブルゲーム約470台、**電子ゲーム約6,400台**をゲーミング区域内に適切に設置する。なお、これらの台数は現時点での想定であり、ゲーミング区域の面積や顧客のニーズ等を踏まえ、変更する場合がある。

(参考) カジノ施設の特徴(カジノ機器の台数等)

大阪	シンガポール		マカオ	米国 ラスベガス	米国マサチュー セッツ州
	マリーナベイ	セントーサ	ベネチアン	ベラージオ	アンコール
6,400台	2,300台	2,400台	1,120台	1,415台	2,700台

<ヒアリング(大阪IR株式会社)>

電子ゲーム機の台数が多いことに対する特別な対策

電子ゲーム機の台数が必ずしも多いと考えていない。また、電子ゲーム機によって有害な影響が増すとも、必ずしも考えているわけではない。

MGMとしては、テーブルゲーム・電子ゲームの台数の割合や構成の如何によって問題のあるギャンブル行動が増加する事例というのは把握していないが、そういった懸念があるということを認識し、専門家の先生や今後の動向に注視しながら、ゲーミングの種類や台数、構成に限らず、依存症となる要因の適切な把握につとめ、有効性・実効性のある対策につとめて参る。

また、多様な分野で活躍する専門家を委員として創設するギャンブル等依存症対策委員会から、IR開業後もIR事業者から独立したギャンブル等依存症対策の提言機関として、対策内容の改善等に関するアドバイスの提供を受け、依存症対策の有効性・実効性を高めていきたい。

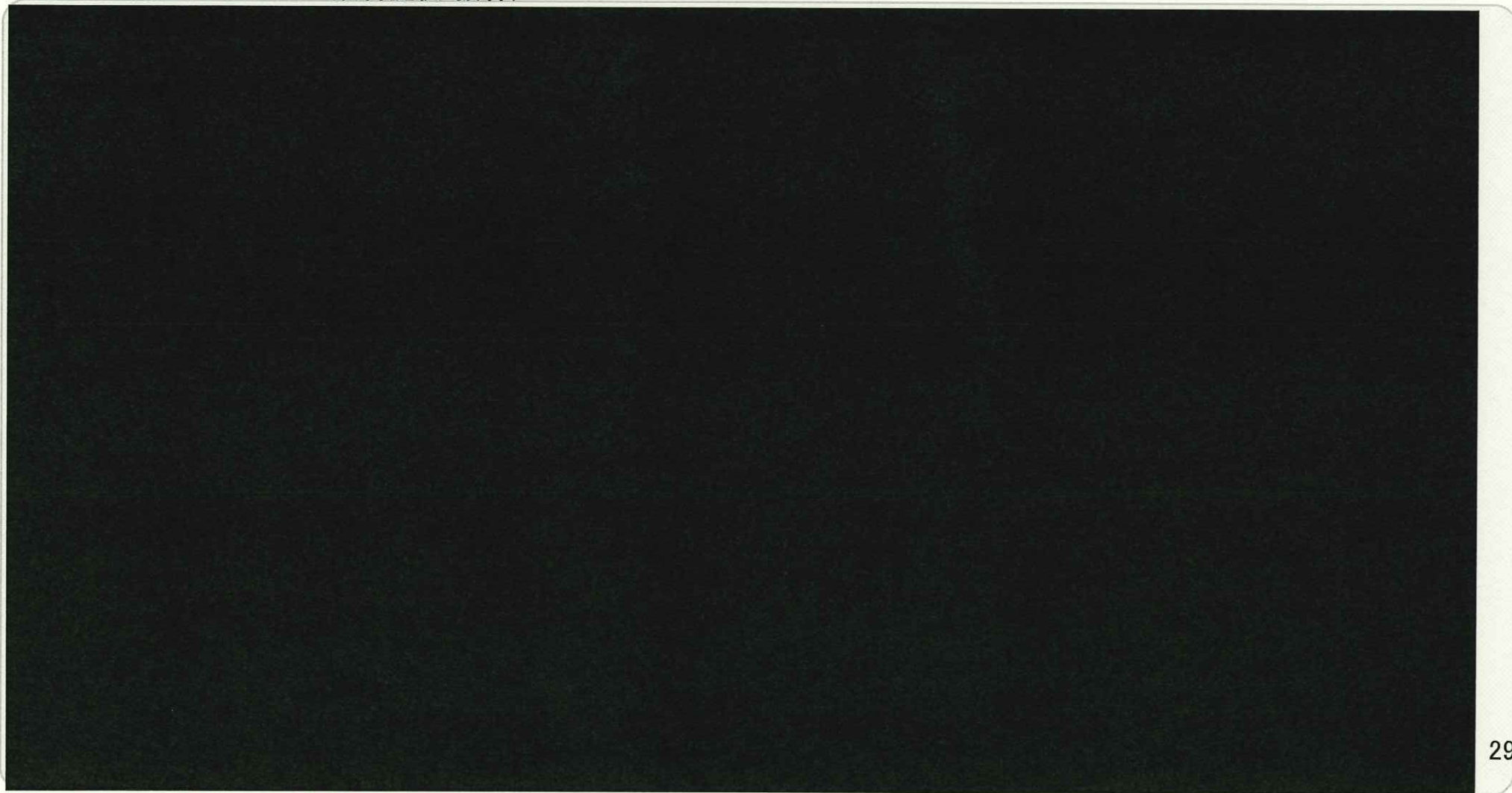
評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

<ヒアリング（大阪IR株式会社）>

アルコール提供に関する質問回答

- MGMの社内規則においては、ネバダ州の法規制に沿った形で作成し、酩酊状態にあり正常な判断が難しい者へのアルコールの提供やゲーミングへ参加させないことを定めている。社内規定を補完するガイダンスのような文書ゲーム中のアルコール提供でどのようなことに注意すべきかを記載しており、従業員に伝えている。酔っぱらう前・後の個々の兆候などの具体例が記載されており、従業員がその教育を受けており、それに沿った対応をしている。

MGM 付属書(アルコール飲料提供 抜粋)



評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- ギャンブル等依存が疑われる者等の割合については、カジノ以外のギャンブル等を含めて、実測値から低減を目指すとしている前向きな姿勢がうかがえる。その実現性については不明瞭さが残るものの、今後の割合の調査結果を踏まえてIR事業者においてもカジノに係る依存症対策の有効性・実効性の検証を行うこととしており、PDCAサイクルを確実に実行し、大阪府・市とIR事業者双方で割合の低減の実現性を高めていくことが重要である。

<区域整備計画 抜粋 p.167>

2. 実測値及び将来目標値について

	実測値	将来目標
		2031年度(令和13年度)
ギャンブル等依存が疑われる者等の割合 (病的ギャンブラー＋問題ギャンブラー)	区域認定された年度内を目途に 測定	実測値から低減をめざす

<ヒアリング(大阪IR株式会社)>

- 大阪府・市が毎年度継続的に公表する「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の調査結果を踏まえるとともに、IR事業者での各取組・対策の有効性・実効性等を毎年度の事業評価を通じて検証しながら、継続的に有効な対策となるようアップデートしながらギャンブル依存症対策に取り組む。
- 依存症対策の検証評価を行っている事例として、シンガポールが挙げられる。シンガポールでは様々な対策が行われ、IR開業後に依存症率が減少した。IR開業後3年ごとに依存症調査が行われており、IR開業後に依存症率が減り、横ばいで推移している調査結果が出ている。日本でも依存症率調査が行われているが、世界の依存症率水準とだいたい同じものになっていると考えられる。病的なレベルでは1%未満、もう少し程度が軽いと数%の割合だと思う。現状から増やさないように、世界的な水準と同じくらいのレベルで推移し、可能であればシンガポールのように改善できればと思う。
- 大阪IRにおいても、今後調査する実測値に応じて対策を検証していく予定である。仮に増えた場合には、対策が十分ではないと考えられるので、対策を見直す。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- 依存症対策以外の取組については、IR事業者は、「カジノ施設及びIR区域内の監視、警備体制」として、顔認証システム、画像解析システム等の先進的な技術を活用したものとなっているほか、24時間・365日体制の総合防災センター、IR区域内のサブセンターの設置、防犯関連資格保有者の配置、専門家を活用した従業員への教育、警察等と連携した防犯訓練の実施等を図るほか、防犯・青少年の健全育成等に係る取組を含めて、必要となる人員・予算を十分確保した計画になっているとうかがえる。

<区域整備計画 抜粋>

(1) 自主警備のための体制の確保

a. 事前(発生抑制策)

- 24時間・365日体制の総合防災センターを中核機能とし、防犯関連資格の保有者等を効果的に配置するとともに、最新の技術等を活用した警備システム等を導入し、事件・事故等の発生時に迅速かつ適切に対処できる警備体制を構築するほか、総合防災センターの機能喪失に備え、IR区域内にサブセンターを準備する。

(略)

IR事業者は、暴力団員等の排除やマネー・ローンダリングの防止、防犯環境の整備を図るため、防犯カメラを一体的に管理する防犯カメラシステムを構築した上で、顔認証システム、画像解析システム等の最新技術を活用することにより、以下のとおりカジノ施設及びIR区域内の監視を実施する。

(1) カジノ施設の監視

a. 事前(発生抑制策)

- 暴力団員等や20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止を徹底するため、カジノ施設及びその周辺における監視を強化する。
- カジノサーバランス部は、カジノ施設における不正な行為や盗難等の発生を抑制するため、最新の技術等を活用した防犯カメラ等の監視設備を設置した上で、以下の内容を中心に、顔認証システム、画像解析システム等を活用した継続的な監視を行う。
 - ✓ 顧客や従業員による不審な行動の監視。
 - ✓ プレイヤーのカジノ行為の分析をとおした不正な行為の監視。
 - ✓ フロントや事務業務を含むカジノ施設内で行われる高額な取引等の監視。
- 不正対策のためのマニュアル「ゲームプロテクション」を策定する。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- また、都道府県等は、「犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成対策」として、夢洲内に警察署等の設置や、大阪府警察の警察職員の増員を図り、IR事業者や関係機関等との緊密な連携協力を計画になっているとかがえる。

<区域整備計画 抜粋>

大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、IR開業に伴い国内外から多くの旅行者が来訪すること等による犯罪やトラブルの増加など治安・地域風俗環境の悪化を懸念する声があることも踏まえ、犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成等に万全を尽くす必要がある。

このため、以下のとおり、夢洲内に警察署等の警察施設を設置するとともに、大阪府警察の警察職員を増員することにより、警察力の強化を図った上で、IR事業者や関係機関等との緊密な連携協力のもと、治安・地域風俗環境対策に取り組む。

(1) 警察力の強化

a. 警察署等の設置

- IR区域やその周辺地域等における警察力を強化するため、IR開業に合わせて夢洲内に警察署、交番等の警察施設を設置する。

b. 警察職員の増員

- 大阪府内の繁華街等においても国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、IR開業に向けて段階的に警察職員を増員(約340人)した上で、夢洲内の警察署等を含む大阪府警察の施設に適正配置する。